

会計検査院法第30条の3の規定に基づく報告書

「東日本大震災からの復興等に対する事業の実施状況等に関する会計検査の結果について」

平成27年3月

会計検査院

参議院決算委員会において、平成24年8月27日、国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査のため、会計検査院に対し、東日本大震災からの復興等に対する事業の実施状況等について会計検査を行い、その結果を報告するよう要請することが決定され、同日参議院議長を経て、会計検査院長に対し会計検査及びその結果の報告を求める要請がなされた。これに対して、会計検査院は、同月28日、検査官会議において本要請を受諾することを決定した。そして、当該要請により実施した会計検査の結果については、24年10月25日及び25年10月31日に、会計検査院長から参議院議長に対して報告を行ったが、25年の報告において、東日本大震災関係経費により実施される復旧・復興事業は、各府省庁や特定被災自治体等において長期にわたり継続して実施されていることなどから、被災の状況及び復興事業の実施状況等について、引き続き検査を実施して、その検査の結果については取りまとめが出来次第報告することとした。

本報告書は、上記の引き続き検査を実施することにしたものに係る会計検査の結果について、会計検査院長から参議院議長に対して報告するものである。

なお、会計検査院としては、各府省庁や特定被災自治体が、一体となって復興基本方針や復興計画等に基づき被災地域の復旧・復興及び被災者の暮らしの再生のための施策等を継続して実施していることから、引き続き東北3県の被災の状況、集中復興期間における復興事業の実施状況等について検査を実施して、その結果については取りまとめが出来次第報告することとする。

平成27年3月
会計検査院

目 次

第1 検査の背景及び実施状況	1
1 検査の要請の内容	1
2 平成22年度決算審査措置要求決議の内容	1
3 平成22年度決算に関する決議における内閣に対する警告の内容	2
4 24年報告の概要	2
5 25年報告の概要	5
6 検査の観点、着眼点、対象及び方法	8
(1) 検査の観点及び着眼点	8
ア 東日本大震災に伴う被災等の状況	9
イ 復興等の各種施策及び支援事業の実施状況	9
(2) 検査の対象及び方法	10
第2 検査の結果	11
1 東日本大震災に伴う被災等の状況	11
(1) 被害等の状況	11
ア 人的被害、建物被害等の状況	11
イ 避難及び住民の減少等の状況	11
(ア) 避難の状況	11
(イ) 被災地の住民の減少等の状況	12
ウ 被災者への支援の状況	16
(ア) 応急仮設住宅の状況	16
(イ) 被災者生活再建支援金の支給状況	17
エ 東北3県の公共土木施設等、文教施設及び福祉施設の被災及び復旧等の状況	18
(ア) 公共土木施設等の被災及び復旧の状況	18
(イ) 東北3県による公共土木施設等の被災及び復旧の状況	19
(ウ) 東北3県による文教施設及び福祉施設の被災及び復旧の状況	20

(エ) 関連する他の事業の進捗等により影響を受けている復旧・復興 事業の状況	21
(オ) 経済・産業等の復興状況	22
オ 東日本大震災における被害額の推計	24
(ア) 被害額の推計の経緯	24
(イ) 推計の状況	25
a 施設等別・県別の状況	25
b 施設等別の被害額の推計方法	27
(a) 住宅等	27
(b) 民間企業の土地・建築物・機械設備等	28
(c) 電気	28
(d) 公共土木施設（海岸、河川、下水道、道路、港湾等）	28
(e) 水産関係施設等	29
(ウ) 各府省庁等による被害額の推計に対する検査結果	29
a 被害額に推計の対象とならないものなどを一部含めていたもの	29
b 被害額に反映していなかったもの	30
(エ) 内閣府の推計の活用	30
(オ) まとめ	31
(2) 国の復旧・復興への取組	32
ア 住宅再建・復興まちづくりの加速化措置	33
イ 東日本大震災の復旧・復興に係る事業規模及び復興財源フレーム	34
(ア) 19兆円フレーム	34
(イ) 19兆円フレームの見直し	36
(ウ) 事業規模及び財源の26年9月末現在の状況	39
ウ 原子力災害に対する国の復旧・復興への取組	40
(ア) 福島復興の加速に向けての取組	41
(イ) 避難指示区域の見直しの状況	43
2 復興等の各種施策及び支援事業の実施状況	46
(1) 東北3県における復旧・復興事業の実施状況	46
ア 復旧・復興事業の概要	46

イ	東北3県に対する東日本大震災関係経費に係る	
	国庫補助金等の交付等の状況	46
(ア)	東日本大震災関係経費に係る国庫補助金等の交付等の状況	46
(イ)	復興関連基金事業の実施状況	48
a	同種の復興事業や既存の事業等により代替可能であったこと などにより、基金事業の執行が低調となっているもの	52
b	基金事業の執行状況を的確に把握するなどして、経費の配分 等を適切に行う必要があったと認められるもの	54
c	基金事業が終了したものについて、使用見込みのない国庫補助金等 が基金等に保有されていたもの	56
(ウ)	復興交付金事業の交付可能額	57
a	岩手県及び管内市町村の状況	60
b	宮城県及び管内市町の状況	64
c	福島県及び管内市町村の状況	69
(エ)	補助事業等の実施状況	73
a	沿岸部、内陸部等別の補助事業等の交付等の状況	73
b	東北3県及び127市町村等別の補助事業等の実施状況	80
c	所管別・補助事業等別の実施状況	89
d	まとめ	94
ウ	市街地・居住地復興のための各種制度の活用、事業の実施状況等	95
(ア)	復興特別区域制度の活用状況	95
a	復興推進計画の認定及び実施の状況等	95
b	復興整備計画の適用状況	101
c	復興交付金事業計画に基づく復興交付金の交付状況等	104
d	まとめ	111
(イ)	市街地・居住地復興のための事業の実施状況等	112
a	市街地・居住地復興のための事業の概要	112
b	住まいの復興に係る4事業による整備計画戸数	114
(ウ)	市街地・居住地復興のための事業に係る復興交付金交付可能額等	116
a	市街地・居住地復興のための事業に係る県別・事業別の	

復興交付金交付可能額	116
b 市街地・居住地復興のための事業に係る東北3県別の 管内市町村別の復興交付金交付可能額及び整備計画戸数	116
(エ) 住まいの復興に係る4事業の進捗状況	121
a 住まいの復興に係る4事業の実施手続	121
b ①漁業集落防災機能強化事業の進捗状況	123
c ②災害公営住宅整備事業等の進捗状況	125
d ④都市再生区画整理事業の進捗状況	129
e ⑤防災集団移転促進事業の進捗状況	130
(オ) 住まいの復興に係る4事業の整備計画戸数の増減状況	133
(カ) 2市町における住まいの復興に係る4事業の進捗状況	136
a 大槌町における事業の進捗状況	136
b 石巻市における事業の進捗状況	138
(キ) 住宅再建・復興まちづくりの加速化措置の活用状況等	141
a 住まいの復興に係る4事業の課題に対して講じられた 加速化措置の活用状況	141
b 被災自治体における人員不足の課題に対して講じられた 人的支援の状況	143
エ まとめ	149
(2) 国庫補助金により設置造成等された基金の取崩等の状況	150
ア 復旧・復興予算の措置年度別の執行状況	157
イ 終了年度別の執行状況	157
ウ 基金事業経費項目別の執行状況	159
エ 復興関連基金事業に係る国庫補助金等の国への返納状況等	161
(ア) 国庫返納の事由別の状況	161
(イ) 復興関連基金事業に係る返納金の復興特会の歳入への計上	163
オ 基金団体別の国庫補助金等交付額及び国庫返納額の状況	164
カ 東北3県を除く17都県における復興関連基金事業の執行状況等	167
(ア) 復興関連基金事業別の執行状況	167
(イ) 復興関連基金事業の実施状況	169

a	事業の対象となる被災者がほとんどいないことなどのため、 今後の実施が見込めないもの	169
b	基金の使途が被災者に対する事業に限定されていなかったもの	174
キ	まとめ	175
(3)	原子力災害からの復興再生	177
ア	原子力災害関係の事業の実施状況	177
イ	除染等の事業の実施状況	180
(ア)	汚染土壌等の除染の実施状況	180
a	除染特別地域における除染等の措置の実施状況	182
b	汚染状況重点調査地域における除染等の措置の実施状況	184
(イ)	汚染廃棄物処理事業の実施状況	189
a	対策地域内廃棄物の処理の進捗状況	191
b	指定廃棄物の処理の進捗状況	193
(ウ)	中間貯蔵施設事業の実施状況	195
ウ	福島復興事業の実施状況	197
(ア)	生活拠点形成事業の実施状況	197
a	生活拠点形成事業の執行状況等	198
b	生活拠点形成事業における災害公営住宅整備事業等の進捗状況	199
(イ)	福島定住事業の実施状況	202
(ウ)	帰還・再生事業の実施状況	204
エ	まとめ	206
(4)	復旧・復興事業に係る予算の執行状況	207
ア	23年度復旧・復興予算の25年度末までの執行状況	211
(ア)	経費項目別の執行状況	211
(イ)	23年度3次補正の復興施策等別の執行状況	213
イ	24、25両年度の復興特会予算の25年度末までの執行状況	216
(ア)	経費項目別の執行状況	217
(イ)	復興施策等別の執行状況	220
ウ	事業別の執行状況	222
(ア)	24年度繰越分の事故繰越しの状況	222

(イ) 25年度復興特会予算の繰越しの状況	224
(ウ) 不用の状況	226
(エ) 他の特別会計へ繰り入れられた東日本大震災関係経費の状況	229
エ 実施方法別の執行状況	232
オ まとめ	234
(5) 復旧・復興事業の財源等の状況	235
ア 復旧・復興事業の歳入予算及び歳入実績の状況	235
イ 復興債の発行及び償還の状況	238
(ア) 復興債の発行手続	238
(イ) 復興債の発行状況	239
(ウ) 復興債の償還状況	240
(エ) 復興債の現在額等	244
(オ) 復興債の償還に充てられる資産等	245
ウ 除染等の事業等に係る費用及び東京電力の負担の状況	246
(ア) 特措法等4事業に係る費用	247
(イ) 東京電力への求償等の状況	249
エ まとめ	252
第3 検査の結果に対する所見	253
1 検査の結果の概要	253
2 所見	267
別表	271
別添	453

〔 以下、本文及び図表中の数値は、原則として、表示単位未満を切り捨てている。 〕

第1 検査の背景及び実施状況

1 検査の要請の内容

会計検査院は、平成24年8月27日、参議院から、国会法第105条の規定に基づき下記事項について会計検査を行いその結果を報告することを求める要請を受けた。これに対し同月28日検査官会議において、会計検査院法第30条の3の規定により検査を実施してその検査の結果を報告することを決定した。

一、会計検査及びその結果の報告を求める事項

(一) 検査の対象

国会、裁判所、内閣、内閣府、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省

(二) 検査の内容

東日本大震災からの復興等に対する事業に関する次の各事項

- ① 東日本大震災に伴う被災等の状況
- ② 復興等の各種施策及び支援事業の実施状況

2 平成22年度決算審査措置要求決議の内容

参議院決算委員会は、24年8月27日に検査を要請する旨の上記の決議を行っているが、同日に「平成22年度決算審査措置要求決議」を行っている。

このうち、上記検査の要請に関する項目の内容は、次のとおりである。

1 東日本大震災復旧・復興関係経費の迅速かつ円滑な執行の確保について

平成23年度の東日本大震災復旧・復興関係経費の執行状況については、全体予算14兆9243億円のうち、翌年度繰越額が4兆7694億円、不用額が1兆1034億円と多額に上っており、予算の執行率は約6割にとどまった。特に、復興庁所管の経費1兆3141億円のうち1兆3101億円は執行されずに繰り越され、23年度における執行率は0.02%となっており、また、国土交通省所管の経費では、災害公営住宅等整備事業費115億円のうち、執行額等はわずか3億円であり、残り1112億円が不用額として処理されるなど、復旧・復興関係予算の執行が当初の予定どおり進んでいない事態が明

らかとなっている。

政府は、これらの事態が被災地における早期の復旧・復興や住民の生活再建の支障となることを認識し、事業の着手に必要な復興計画との調整等を速やかに実施した上で、迅速かつ円滑な予算執行に努めるべきである。また、予算の執行率が極端に低かった事業については、事業費の見積りが適切であったか検証するなどして必要な見直しを行い、多額の国民負担によって賄われている復旧・復興予算が適正、有効かつ効率的に活用されるよう、最善を尽くすべきである。

3 平成22年度決算に関する決議における内閣に対する警告の内容

参議院は、25年5月20日に決算委員会において、平成22年度決算に関して内閣に対し警告すべきものと議決し、同月22日に本会議において内閣に対し警告することに決している。

この警告決議は、前記の検査を要請する旨の決議の翌年に行われたものであり、この警告決議のうち、前記検査の要請に関する項目の内容は、次のとおりである。

1 東日本大震災からの復旧・復興に向けた迅速かつ効果的な取組が求められている中、復旧・復興関係経費の一部が、震災前から一般会計により継続的に実施されていた事務・事業等に支出されたり、被災地域における社会経済の再生や生活の再建等に直接結びつくとは考え難い用途に充てられたりなどしていたことは、看過できない。

政府は、同経費の財源が増税による国民負担で賄われていることを強く認識して、その用途が被災地域それぞれの需要や期待に応えるものとなるよう的確に予算を措置し、これまでの支出の精査による見直し作業を更に進めるとともに、今後とも、住まいとなりわい再建を最優先に、予算の査定、事業実施箇所の選定等を厳格に行うべきである。

4 24年報告の概要

前記の要請により、会計検査院は、東日本大震災からの復興等に対する事業に関して、効率性、有効性等の観点から、東日本大震災復旧・復興関係経費（以下「東日本大震災関係経費」という。）に係る予算（以下「復旧・復興予算」という。）が23年度に措置さ

(注1)
れている16府省庁等を対象として、①東日本大震災に伴う被災等の状況、②復興等の各種施策及び支援事業の実施状況等について検査を実施し、24年10月25日に、会計検査院長から参議院議長に対して報告した（以下、この報告を「24年報告」という。）。

(注1) 16府省庁等 国会、裁判所、内閣、内閣府、復興庁、総務、法務、外務、財務、文部科学、厚生労働、農林水産、経済産業、国土交通、環境、防衛各省

24年報告における検査の結果の概要は、次のとおりである。

① 人的被害、建物への被害、社会基盤施設や農林水産業等の被害はいずれも甚大であり、内閣府によればその被害額は、約16兆9000億円（ただし、東京電力株式会社福島第一原子力発電所（以下「福島第一原発」という。）の事故に伴う放射能汚染被害は含まれていない。）と推計されている。そして、国は、被災者の救援、救助等の被害応急対応を実施するとともに、東日本大震災復興基本法（平成23年法律第76号。以下「復興基本法」という。）、東日本大震災復興特別区域法（平成23年法律第122号。以下「特区法」という。）等の制定、「東日本大震災からの復興の基本方針」（以下「復興基本方針」という。）の策定、復興庁の設置等を実施し、国の総力を挙げて復旧・復興に取り組んでいる。

国は、これらの施策に必要な財源を確保するための特別措置として、「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成23年法律第117号。以下「復興財源確保法」という。）を施行するとともに、平成23年度一般会計補正予算（第1次から第3次まで）（以下「23年度補正予算」という。）により計14兆9354億余円を東日本大震災関係経費（以下、23年度補正予算に計上された東日本大震災関係経費に係る予算を「23年度復旧・復興予算」という。）として財政措置した。

② 復旧・復興事業の実施状況について、予算措置年度別の歳出予算現額（歳出予算額（当初予算額、補正予算額及び予算移替額の合計）に、予備費使用額及び流用等増減額を加減したもの。以下「予算現額」という。）、支出済歳出額（以下「支出済額」という。）等から執行状況をみると、23年度の予備費及び23年度補正予算（以下、これらを「23年度予算」という。）の同年度における支出済額の予算現額に対する割合（以下「執行率」という。）は60.6%となっていて、これらを経費項目別にみると、全てが執行されている経費項目が多くある一方、年度内に執行されないままその大半が翌年度に繰り越されている経費や執行率が20%程度と低くなっている経費項目も見受けられ、

経費項目別の執行率が区々となっていた。また、特別会計における執行状況を反映した支出済額の予算現額に対する割合は54.2%であり、一般会計における執行率よりも低くなっていた。そして、このような執行状況の結果、全体の38.3%が翌年度に繰り越され、7.4%が不用となっていた。

③ 特区法に基づく復興特別区域制度による各種計画の実施状況をみると、復興推進計画については、24年8月3日現在、20の復興推進計画における28分類の特例が認定され、復興整備計画については、同年8月10日現在、復興整備協議会を組織した28市町村のうち21市町村が公表していた。また、復興交付金事業計画については、同年7月までに復興庁は市町村から計3回の提出を受け、このうち第2回までの交付対象事業費6220億余円に対して5122億余円を交付可能額として82市町村に通知していた。そして、交付対象事業費6220億余円のうち、防災集団移転促進事業、災害公営住宅整備事業等の5事業が4528億余円を占めていた。

④ 58市町村の復旧・復興事業等の実施状況を検査した結果、各市町村の事業執行率は市町村によって大きな差が見受けられた。また、これらの市町村では、復旧・復興事業の実施に当たる職員に大きな事務負担が生じており、アンケートにおいて、復興事業の増加に伴う各種業務に対応するための人的支援やそのための体制整備を要望していた。

そして、24年報告の検査の結果に対する所見は、次のとおりである。

国は、復旧・復興に当たり、被災地の地方公共団体に対して、既存の制度にとらわれない行政手続の簡素化や財政面及び人材面からの支援を実施し、被災地の地方公共団体が行う復興の取組を総力を挙げて支援することとしている。そして、この復旧・復興は、被災地の単なる災害復旧にとどまらない活力ある日本の再生を視野に入れた抜本的な対策及び一人一人の人間が災害を乗り越えて豊かな人生を送ることができるようにすることを旨として行われる施策の推進により実施されるべきとされていることから、復興の成果は、国民全体が感じ取れるものとするとともに、将来の世代にわたって誇ることができるものにする必要がある。

会計検査院は、今回、東日本大震災からの復旧・復興に対する事業について検査を実施した。国及び地方公共団体は、現在全力を挙げて復旧・復興に取り組んでいるところであるが、復旧・復興のための施策は、総合的かつ中長期的な視点を有し、被災

地に暮らす国民の声やその迅速性にも配慮して実施することが不可欠であり、復興庁及び関係府省等は連携して、国及び地方公共団体が行う施策が基本理念に即したものとなるよう、今後、以下の点に留意して、復興施策の推進及び支援に適切に取り組む必要がある。

- (1) 被災した地方公共団体の意向や要望、取り組んでいる復興施策等を踏まえた経費の配分や事業費の積算を行うこと
- (2) 東日本大震災復旧・復興関係経費の執行に当たっては、計画に基づき円滑かつ迅速に事業が実施されるよう、関係行政機関等が実施する事業の進捗状況を的確に把握するとともに、施策の実施の推進及び総合調整を行いつつ、関係行政機関等との連絡調整を速やかに行うなどして、適切、有効かつ効率的な執行に努めること
- (3) 復興特別区域制度の運用に当たっては、各被災地域の被害及び復興の実情に応じて柔軟に対応するとともに、地方公共団体と十分な意見交換を行いつつ、復興推進計画の特例や復興交付金事業を活用した取組等について把握した上で、情報提供、助言その他必要な協力を行い、地方公共団体の迅速かつ着実な復興の支援に努めること
- (4) 被災地の地方公共団体等は、限られた人員で震災前と比較して膨大な事業を実施して復旧・復興に取り組んでいることから、その復旧・復興事業の人的な実施体制及び制度の運用状況について現状を把握して、必要な支援に努めること

5 25年報告の概要

会計検査院は、24年次の会計検査に引き続き、各種事業が円滑かつ迅速に実施されているか、復興基本方針や復興計画に掲げられた施策に沿ったものとなっているかなどに着眼するとともに、原子力災害からの復興再生についても着眼して検査を実施した。そして、その結果を25年10月31日に、会計検査院長から参議院議長に対して報告した（以下、この報告を「25年報告」という。）。

25年報告における検査の結果の概要は、次のとおりである。

- ① 24年度において、国は、復興事業に関する経理を明確にすることを目的として、東日本大震災復興特別会計（以下「復興特会」という。）を設置し、当初予算3兆7753億余円、補正予算1兆1952億余円をそれぞれ措置するとともに、財源については、それまでに確保されていた19兆円程度に加えて、日本郵政株式会社（以下「日本郵政」とい

う。)の株式の売却収入として見込まれる4兆円程度等を確保することにより、計25兆円程度を確保することとした。

また、除染は直ちに取り組む必要のある喫緊の課題であることから、国は、23年8月26日に除染に関する緊急実施基本方針を策定するとともに、同年8月30日に「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」(平成23年法律第110号。以下「放射性物質汚染対処特措法」という。)を公布し、計画的かつ抜本的に除染等を推進することとした。さらに、復興庁は、25年2月1日に、福島対応体制の抜本的な強化策として、福島復興再生総局を福島現地に設置するとともに、関係省庁の諸施策を総括し総合的かつ強力に推進する福島復興再生総括本部を設置した。

- ② 復旧・復興事業の実施状況は、24年度末の執行率が77.2%、翌年度繰越額の予算現額に対する割合(以下「繰越率」という。)が11.0%、不用額の予算現額に対する割合(以下「不用率」という。)が11.6%となっていた。

地方公共団体等が国庫補助金等を既存の基金に積み増したり、新規に基金を設置造成したりして実施している復旧・復興事業(以下「復興関連基金事業」という。)90事業に対する国庫補助金等交付額は計2兆8674億余円、24年度末における取崩額は計8244億余円であり、国庫補助金等交付額に対する取崩額の割合(以下「基金事業執行率」という。)は平均で28.7%となっていた。また、90事業のうち基金事業執行率が10%未満となっているものが40事業あった。そして、3基金の10事業に係る564億余円を基金団体から返還させて、これを国庫に返還していた。

23、24両年度の復興事業1,401件について、「今後の復興関連予算に関する基本的な考え方」(平成24年復興推進会議決定)に基づき被災地域の復旧・復興及び被災者の暮らしの再生のための施策に関する事業等(以下「復興直結事業」という。)に分類するなどしたところ、復興直結事業912件、その他事業326件等となっていた。

- ③ 特区法に基づく各種計画の実施状況等をみると、復興推進計画66件に記載されている特例は、特区法等において規定されている21の特例のうち14の特例であり、特定被災自治体が作成して認定を受けた復興推進計画に記載された特例数は延べ75件、これらの特例の対象区域とされた市町村数は延べ817市町村となっていた。また、復興庁が計6回にわたって通知した東日本大震災復興交付金(以下「復興交付金」という。)の交付可能額は、23年度2510億余円、24年度計1兆3191億余円、25年度527億余円、合計

1兆6228億余円と多額に上っていた。

- ④ 復興事業の実施状況については、8道県及び100市町村に交付決定された23、24両年度の国庫補助金等は計7540億余円となっている。8道県に対する復興関連基金事業に係る国庫補助金等交付額は、14基金で計1270億余円となっており、24年度末の基金事業執行率は平均で42.4%となっていた。

復興交付金基金による基幹事業の進捗状況については、4県及び26市町村における復興交付金基金による基幹事業の件数は146件となっており、このうち、23、24両年度分の復興交付金に係る事業は102件となっていた。これらの進捗状況をみると、おおむね工程表どおりに進捗している事業がある一方、完了時期を7か月以上延長している事業や、完了時期が未定となっている事業も見受けられた。

また、8道県及び100市町村に対する23年度補正予算により措置された補助事業等に係る国庫補助金等交付決定額は計2202億余円となっており、24年度末までの国庫補助金等交付決定額から事業完了後に生じた過不足額等を控除した最終の交付決定額に対する国庫補助金等交付額の割合（以下「補助事業執行率」という。）は92.4%となっていた。また、平成24年度東日本大震災復興特別会計予算（当初及び補正）（以下「24年度復興特会予算」という。）により措置された補助事業等に係る国庫補助金等交付決定額518億余円のうち252億余円が25年度に繰り越されていた。

- ⑤ 原子力災害関係の経費項目別の予算現額は、23、24両年度計1兆5128億余円であり、23年度補正予算の24年度末までの累計の執行率は79.8%、24年度復興特会予算の24年度末における執行率は38.7%となっていた。また、放射性物質に汚染された廃棄物の処理、除染等の事業の執行状況をみると、23年度補正予算では、23年度末における執行率が59.9%、24年度までの累計の執行率が67.5%となっており、24年度復興特会予算では、24年度末における執行率が37.0%となっていた。

そして、25年報告の検査の結果に対する所見は、次のとおりである。

会計検査院は、24年次に引き続き、東日本大震災からの復旧・復興に対する事業について検査を行った。国及び地方公共団体は、現在全力を挙げて復旧・復興に取り組んでいるところであるが、東日本大震災から2年半以上を経過した今もなお、多くの住民は仮設住宅での不自由で困難な生活を余儀なくされており、地方公共団体は膨大な復旧・復興事業に取り組んでいる。特に、原子力災害からの復興再生については長

期にわたることが予想されていて、地方公共団体は除染や健康管理等の事業を執行する一方、風評被害に苦しめられているなど、被災地の社会経済の再生や生活の再建に向けた課題は数多く、これらを解決するには多くの困難がある。

このため、復旧・復興のための施策は、被災地に暮らす国民の声に配慮して迅速に実施することが不可欠であり、復興庁及び関係府省等は連携して、国及び地方公共団体が行う施策が、基本理念に即して、更なる復旧・復興の進展につながるよう、今後、次の点に留意して、復興施策の推進及び支援に適切に取り組む必要がある。

ア 国は、東日本大震災復旧・復興事業の実施に当たっては、多数かつ多額の事業が実施されている一方、多額の事業費が翌年度に繰り越されていることから、事業の実施計画や規模等は適切かなどについての的確に検討するとともに、事業実施の障害となっている事項について不断に検証して、必要に応じて見直すこと。また、国は、復興事業が有効かつ効率的に実施されるよう優先度等も考慮するなどして予算の配分や人的・技術的支援を行うとともに、事業が適切に実施されているかなどについて確認して、不適切な事態や障害となっている事項については、既存の制度の見直しも含めて迅速な措置を講ずるなどして、被災地の復興が円滑かつ迅速に実施されるよう努めること

イ 復興特別区域制度の各種計画の作成状況や各種特例の活用状況を把握して、地方公共団体が必要としている制度について十分な意見交換をした上で、情報提供、助言その他必要な協力を行い、地方公共団体の迅速かつ着実な支援に努めること

ウ 基金事業、復興交付金事業等が、復興に寄与され適切かつ効率的な執行や資金の有効活用が図られるよう、実施状況等の把握と必要な支援に努めること

エ 原子力災害からの復興再生については、長期的視点から、被災者等に対する支援や除染等の実施、産業振興・雇用対策等に関して、被災した地方公共団体の意向や要望等を踏まえるなどして、必要な支援に努めること

6 検査の観点、着眼点、対象及び方法

(1) 検査の観点及び着眼点

会計検査院は、25年報告において、東日本大震災関係経費により実施される復旧・復興事業は、各府省庁等において長期にわたり継続して実施されていること、復興事業の実施に係る諸制度の見直しなどが想定されることなどから、岩手県、宮城県及び

福島県（以下、これらの県を合わせて「東北3県」という。）を含めた被災の状況、復興事業の実施状況等について引き続き検査を実施して、その結果については取りまとめが出来次第報告することとした。

国は、東日本大震災からの復旧・復興を最重要課題と位置付け、これまで約25兆円の多額の予算を確保するとともに、各種事業の実施、人的支援等を各府省庁等一丸となって取り組んでいる。また、被災した地方公共団体等においても、甚大な被害と膨大な復興事業を抱えて、人員不足、住民合意の形成等、困難な状況の中、先頭に立って復旧・復興に取り組んでいる。

被災地では、東日本大震災の発生以来、復興に向けた確実な歩みがなされている一方、住宅、産業等のまちづくりについては、事業の遅れなど、課題も見受けられている。特に、応急仮設住宅に住んでいる被災者や原子力災害により長期の避難を余儀なくされている被災者にとっては、住宅の確保、生活の再建の問題とともに、帰還時期等に関して先の展望の見えない状況は切実な問題となっている。

そこで、今回の検査においては、復旧・復興事業に関する各事項について、合規性、効率性、有効性等の観点から、次の着眼点により検査を実施した。

ア 東日本大震災に伴う被災等の状況

被災及び被災に対する復旧・復興の状況、避難者等に対する支援等はどうになっているか。特に、東日本大震災発生後に実施された被害額の推計は、どのような状況の下、どのような方法により実施され、また、活用されたのか。

イ 復興等の各種施策及び支援事業の実施状況

(ア) 被災した地方公共団体における復旧・復興事業の実施状況はどうになっているか。特に、東北3県における復興関連基金事業、国庫補助事業等の復旧・復興事業は、円滑かつ迅速に実施されているか。

(イ) 復興特別区域制度による復興推進計画、復興整備計画及び復興交付金事業計画に基づく特例等は、有効に活用されているか。特に、復興交付金による防災集団移転促進事業等の面的整備は円滑に進捗しているか。

(ウ) 全国向けの復興関連基金事業に係る基金の使途は適切か、使用見込みのない余剰金が滞留するなどしていないか。

(エ) 原子力災害からの復興再生について、各府省庁、福島県等が実施する各種施策は円滑かつ迅速に実施されているか。

(オ) 復興特会において措置された予算（以下「復興特会予算」という。）はどのような経費に配分されているか、復興基本方針における復興施策等はどのような事業により実施されているか、また、その財源はどのように確保されているか。

(2) 検査の対象及び方法

会計検査院は、23年度から25年度までの東日本大震災関係経費に係る予算が措置されている16府省庁等を25年報告に引き続き対象として検査するとともに、東日本大震災による被害を受けた地方公共団体については、「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」（平成23年法律第40号）等の規定に基づき青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、千葉県、新潟県及び長野県の計9県並びに東日本大震災による被害を受けた市町村で政令で定めるもの（以下「特定被災地方公共団体」という。）又は東日本大震災に際し災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された市町村のうち政令で定めるものなどの区域（以下「特定被災区域」という。巻末別図1、451ページ参照）として指定された227市町村に、特定被災地方公共団体として指定された市町が所在しているが特定被災地方公共団体として指定されていない北海道及び埼玉県を加えた11道県及び227市町村（以下「特定被災自治体」という。）における被災状況、復旧・復興事業等の実施状況等について検査することとした。

本報告における特定被災自治体の検査に当たっては、特に甚大な被害を受けた東北3県を対象として会計実地検査を行うとともに、特定被災自治体以外の地方公共団体の検査に当たっては、全国向けの復興関連基金事業に必要な資金として国庫補助金等の交付を受けた地方公共団体を対象として会計実地検査を行った。

（注2）

検査に当たっては、16府省庁等の内部部局等と東北3県を含む20都県に対して321人日を要して会計実地検査を行い、調書及び関係資料を徴したり担当者等から説明を聴取したりするとともに、公表されている資料等を基に調査分析を行った。

（注2） 20都県 東京都、岩手、宮城、福島、神奈川、石川、福井、岐阜、愛知、奈良、岡山、徳島、香川、高知、佐賀、長崎、熊本、大分、鹿児島、沖縄各県

第2 検査の結果

1 東日本大震災に伴う被災等の状況

(1) 被害等の状況

東日本大震災は、東北3県を中心に広い範囲で甚大な被害をもたらした。東日本大震災による全国の被害等の状況は、次のとおりである。

ア 人的被害、建物被害等の状況

死者、行方不明者等の人的被害は、死者15,889人、行方不明者2,601人（26年9月11日警察庁公表）等となっている。復興庁によれば、このほか、東日本大震災による負傷の悪化等による震災関連死の死者数が1都9県で3,089人（26年3月末現在）となっている。また、建物への被害については、津波により壊滅的な被害を受けた地域があり、全容の把握には至っていないが、全壊127,367戸、半壊273,335戸、一部破損744,539戸等（26年9月11日警察庁公表）となっている（都道県別の被害状況は巻末別表1、271ページ参照）。

災害廃棄物及び津波堆積物の推計量（避難区域を除く。）は、26年3月末現在、岩手県589万t、宮城県1929万t、福島県455万t、東北3県以外の10道県^(注3)146万t、計3120万tとなっており（26年4月25日環境省公表）、東北3県が大部分を占めている。災害廃棄物及び津波堆積物の処理・処分の状況をみると、岩手県、宮城県及び東北3県以外の10道県で処理・処分が終了し、福島県で313万tが処理・処分済みとなっている（26年4月25日環境省公表。13道県における災害廃棄物及び津波堆積物の処理状況は巻末別表2、271ページ参照）。

(注3) 10道県 北海道、青森、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、新潟、静岡、長野各県

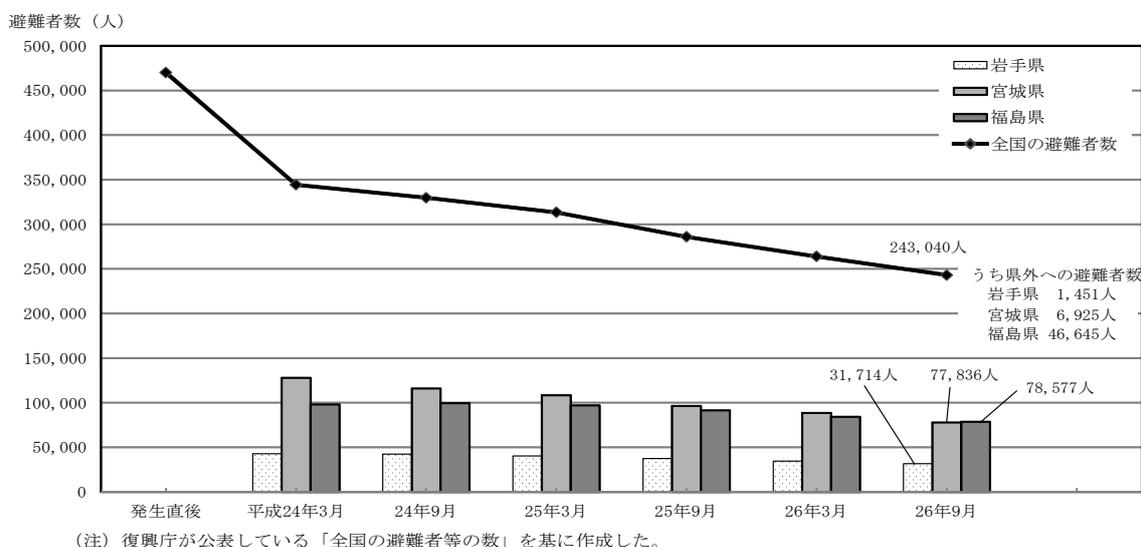
イ 避難及び住民の減少等の状況

(ア) 避難の状況

復興庁等によれば、避難者数は、東日本大震災発生直後のピーク時において約47万人とされており、発生から1週間を経過した時点では、約38万人が2,182か所の避難所に避難していたとされている。その後、避難者が学校等に設置されていた避難所等から帰宅したり、応急仮設住宅へ移ったりするなどしたため、避難所は26年3月末までに全て解消されたが、同年9月末現在、親族・知人宅や応急仮設住宅等で生活している避難者は、全国で24万3040人（25年6月末現在約29万8000人

(25年報告)) に上っている。東北3県では、岩手県3万1714人、宮城県7万7836人、福島県7万8577人、計18万8127人となっており、全国の避難者数に占める東北3県の避難者数の割合は77.4%とその大半を占めている。また、甚大な被害を受けた東北3県では、県外へ避難している住民も多く、岩手県では1,451人、宮城県では6,925人がいずれも県外に避難している。そして、福島県では、福島第一原発の事故等により、4万6645人(25年6月末現在約5万3000人(25年報告))が他県等での長期の避難生活を余儀なくされている(図1参照)。

図1 東日本大震災による全国及び東北3県の避難者数の推移



(イ) 被災地の住民の減少等の状況

東日本大震災は、東北3県の沿岸部を中心に多数の人的被害を及ぼし、地域における暮らしや社会・経済に甚大な被害を与えた。被災地では、防災集団移転促進事業等各種復旧・復興事業や暮らしのための産業等の復興に取り組んでいるが、他県等に避難している住民も多く、様々な理由から避難先等に住民登録を移している住民が多く見受けられ、また、復興の遅れなどによる人口の流出等が問題となっている。

そこで、総務省が公表している「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」等を基に被災地の住民の減少等の状況を分析した。なお、避難者の中には、被災前の市町村に住民登録をしたまま他県等や応急仮設住宅等に避難した者が多く含まれているため、実際の人口増減はより大きいものとなることが想定されるが、これを把握することは困難であることから上記の住民基本台帳に基づく分析

とした。

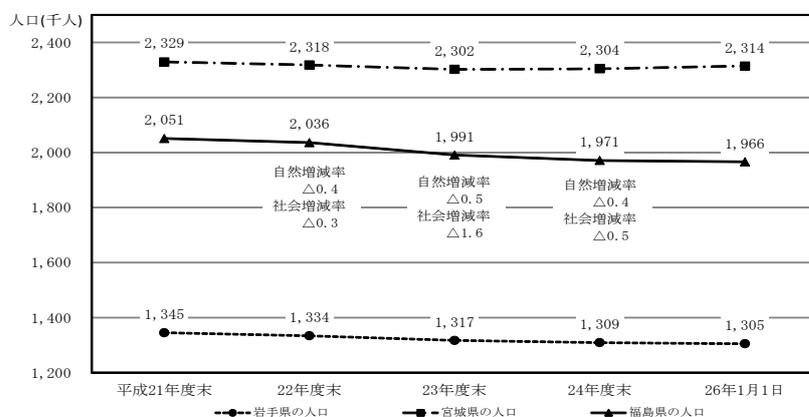
特定被災自治体が所在する11道県の人口の増減状況をみると、表1及び図2のとおり、26年1月1日現在の人口は21年度末現在の人口と比較して10道県で減少している。特に、福島県は、転入と転出による人口増減を示す社会増減率が、22年度マイナス0.3%、23年度マイナス1.6%、24年度マイナス0.5%と、23、24両年度において、出生と死亡による人口増減を示す自然増減率を上回るマイナス値を示している。このように、同県の東日本大震災発生後の人口減少が他の道県に比べて著しく、原子力災害による避難の長期化等がまちづくりなどに深刻な影響を及ぼすことが懸念されている。

表1 全国における人口動態の状況

都道府県等名	人口(千人)					26年1月1日対21年度末増減数(千人)	22年度増減率(%)	うち自然増減率	うち社会増減率	23年度増減率(%)	うち自然増減率	うち社会増減率	24年度増減率(%)	うち自然増減率	うち社会増減率
	平成21年度末現在	22年度末現在	23年度末現在	24年度末現在	26年1月1日現在										
	a				b	b-a									
北海道	5,520	5,498	5,474	5,444	5,441	△ 79	△ 0.4	△ 0.2	△ 0.1	△ 0.4	△ 0.3	△ 0.1	△ 0.5	△ 0.3	△ 0.1
青森県	1,405	1,395	1,383	1,368	1,363	△ 41	△ 0.6	△ 0.4	△ 0.2	△ 0.9	△ 0.5	△ 0.4	△ 1.0	△ 0.6	△ 0.4
岩手県	1,345	1,334	1,317	1,309	1,305	△ 39	△ 0.7	△ 0.5	△ 0.1	△ 1.2	△ 0.8	△ 0.4	△ 0.6	△ 0.5	△ 0.1
宮城県	2,329	2,318	2,302	2,304	2,314	△ 14	△ 0.4	△ 0.3	△ 0.0	△ 0.7	△ 0.4	△ 0.2	0.0	△ 0.1	0.2
福島県	2,051	2,036	1,991	1,971	1,966	△ 85	△ 0.7	△ 0.4	△ 0.3	△ 2.1	△ 0.5	△ 1.6	△ 1.0	△ 0.4	△ 0.5
茨城県	2,979	2,973	2,960	2,947	2,944	△ 35	△ 0.2	△ 0.1	△ 0.0	△ 0.4	△ 0.2	△ 0.2	△ 0.4	△ 0.2	△ 0.1
栃木県	2,000	1,995	1,988	1,981	1,980	△ 20	△ 0.2	△ 0.1	△ 0.0	△ 0.3	△ 0.2	△ 0.1	△ 0.3	△ 0.2	△ 0.1
埼玉県	7,123	7,140	7,149	7,156	7,168	45	0.2	0.0	0.2	0.1	△ 0.0	0.1	0.0	△ 0.0	0.1
千葉県	6,149	6,161	6,147	6,136	6,141	△ 8	0.2	0.0	0.1	△ 0.2	△ 0.0	△ 0.1	△ 0.1	△ 0.0	△ 0.1
新潟県	2,391	2,378	2,364	2,348	2,341	△ 49	△ 0.5	△ 0.3	△ 0.1	△ 0.6	△ 0.4	△ 0.1	△ 0.6	△ 0.4	△ 0.2
長野県	2,161	2,153	2,145	2,134	2,130	△ 30	△ 0.3	△ 0.3	△ 0.0	△ 0.3	△ 0.3	△ 0.0	△ 0.5	△ 0.4	△ 0.1
上記以外の都府県	91,599	91,534	91,433	91,290	91,335	△ 264	△ 0.0	△ 0.0	0.0	△ 0.1	△ 0.1	0.0	△ 0.1	△ 0.1	△ 0.0
全国	127,057	126,923	126,659	126,393	126,434	△ 622	△ 0.1	△ 0.1	0.0	△ 0.2	△ 0.1	△ 0.0	△ 0.2	△ 0.1	△ 0.0

(注) 総務省が公表している「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」を基に作成した。
 なお、本調査は、平成26年から人口・世帯数の調査期日を3月31日現在から1月1日現在に、人口動態の調査期間を4月1日～3月31日から1月1日～12月31日にそれぞれ変更している。

図2 東北3県の人口数等の推移



(注) 総務省が公表している「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」を基に作成した。
 なお、本調査は、平成26年から人口・世帯数の調査期日を3月31日現在から1月1日現在に、人口動態の調査期間を4月1日～3月31日から1月1日～12月31日にそれぞれ変更している。

東北3県の避難指示区域（26年10月1日現在指定されている10市町村。以下同じ。））、沿岸部（宮城県は政令指定都市の仙台市とそれ以外の市町に区分した。））、内陸部等の地域別及び東北3県の年少人口（0歳～14歳）、生産年齢人口（15歳～64歳）及び老年人口（65歳以上）の年齢3区分別の21年度末現在及び26年1月1日現在の人口増減の状況をみると、表2のとおり、人口は21年度末現在計572万人から26年1月1日現在計558万人へと2.4%減少した。21年度末に対する26年1月の地域別の人口増減率は、福島県に設定された避難指示区域がマイナス8.8%と最大の減少率を示しており、津波の被害を受けた沿岸部では、岩手県がマイナス7.8%、宮城県は仙台市を除く沿岸部がマイナス5.3%、福島県がマイナス5.7%となっている。

年齢3区分別の人口増減は、年少人口では約76万人から約70万人へ、生産年齢人口は約357万人から約343万人へそれぞれ減少していて、その増減率は、年少人口マイナス7.5%、生産年齢人口マイナス4.0%、老年人口プラス4.7%となっていて、高齢化が進んでいる。県別の増減率は、年少人口及び生産年齢人口のいずれも福島県の減少率が最も高くなっている。地域別の増減率は、避難指示区域で、年少人口マイナス18.6%、生産年齢人口マイナス10.6%と高くなっているほか、各県とも内陸部より沿岸部（仙台市を除く。）の減少率が高くなっている。

表2 東北3県の地域別・年齢3区分別人口の状況

(単位：千人、%)

県名	区分	年少人口（0歳～14歳）			生産年齢人口（15歳～64歳）			老年人口（65歳以上）			計		
		平成21年度末現在	26年1月1日現在	26年1月1日対21年度末増減率	21年度末現在	26年1月1日現在	26年1月1日対21年度末増減率	21年度末現在	26年1月1日現在	26年1月1日対21年度末増減率	21年度末現在	26年1月1日現在	26年1月1日対21年度末増減率
岩手県	沿岸部	33	28	△ 15.2	161	147	△ 8.8	87	84	△ 3.1	282	260	△ 7.8
	内陸部	138	130	△ 5.3	650	626	△ 3.7	272	288	5.6	1,062	1,045	△ 1.5
	計	172	159	△ 7.2	812	773	△ 4.7	360	373	3.4	1,345	1,305	△ 2.9
宮城県	沿岸部	227	219	△ 3.6	1,102	1,077	△ 2.3	350	377	7.7	1,680	1,674	△ 0.3
	内陸部	84	81	△ 3.4	397	385	△ 3.0	166	173	3.8	648	640	△ 1.3
	(仙台市を除く沿岸部)	89	81	△ 9.6	418	388	△ 7.1	161	164	1.4	670	634	△ 5.3
	計	311	300	△ 3.5	1,500	1,463	△ 2.4	516	550	6.5	2,329	2,314	△ 0.6
福島県	沿岸部	74	63	△ 13.9	330	306	△ 7.3	132	136	2.8	537	506	△ 5.7
	内陸部	208	184	△ 11.3	935	890	△ 4.8	370	385	4.0	1,514	1,460	△ 3.5
	(避難指示区域)	21	17	△ 18.6	98	88	△ 10.6	42	42	0.4	163	148	△ 8.8
	計	282	248	△ 12.0	1,266	1,196	△ 5.5	502	521	3.7	2,051	1,966	△ 4.1
沿岸部計		335	311	△ 7.0	1,594	1,530	△ 4.0	569	598	4.9	2,500	2,440	△ 2.3
内陸部計		431	397	△ 7.8	1,984	1,902	△ 4.1	810	846	4.5	3,225	3,146	△ 2.4
沿岸部計（仙台市を除く。）		197	173	△ 12.1	910	842	△ 7.4	381	384	0.8	1,490	1,401	△ 5.9
合計		766	709	△ 7.5	3,579	3,432	△ 4.0	1,380	1,444	4.7	5,725	5,587	△ 2.4

注(1) 平成26年10月1日現在、避難指示区域に指定されている10市町村のうち、沿岸部は6市町、内陸部は4町村である。

注(2) 総務省が公表している「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」を基に作成した。

なお、本調査は、平成26年から人口・世帯数の調査期日を3月31日現在から1月1日現在に、人口動態の調査期間を4月1日～3月31日から1月1日～12月31日にそれぞれ変更している。

また、東北3県の23年度の社会増減率は、表3のとおり、避難指示区域がマイナス4.7%、沿岸部（仙台市を除く。）がいずれもマイナス2%台と、東北3県平均のマイナス0.7%を大幅に上回っている。そして、24年度及び25年の社会増減率は23年度に比べて大幅に改善しているものの、避難指示区域では引き続き他の地域より減少率が高くなっている。

表3 東北3県の地域別人口及び社会増減率の状況

(単位：千人、%)

県名	区分	人口					社会増減率				
		平成21年度末現在	22年度末現在	26年1月1日現在	21年度末から26年1月までの増減数	26年1月1日対21年度末増減率	21年度	22年度	23年度	24年度	25年
岩手県	沿岸部	282	278	260	△ 22	△ 7.8	△ 0.3	△ 0.3	△ 2.3	△ 0.5	△ 0.5
	内陸部	1,062	1,056	1,045	△ 16	△ 1.5	△ 0.1	△ 0.1	0.0	△ 0.0	△ 0.0
	計	1,345	1,334	1,305	△ 39	△ 2.9	△ 0.3	△ 0.1	△ 0.4	△ 0.1	△ 0.1
宮城県	沿岸部	1,680	1,673	1,674	△ 6	△ 0.3	0.0	△ 0.3	△ 0.4	0.3	0.2
	内陸部	648	645	640	△ 8	△ 1.3	△ 0.1	△ 0.5	0.3	△ 0.0	0.0
	(仙台市を除く沿岸部)	670	661	634	△ 36	△ 5.3	△ 0.0	△ 0.9	△ 2.5	△ 0.3	△ 0.0
	計	2,329	2,318	2,314	△ 14	△ 0.6	0.0	△ 0.0	△ 0.2	0.2	0.2
福島県	沿岸部	537	531	506	△ 30	△ 5.7	△ 0.3	△ 0.5	△ 2.6	△ 0.6	△ 0.3
	内陸部	1,514	1,504	1,460	△ 54	△ 3.5	△ 0.3	△ 0.2	△ 1.4	△ 0.5	△ 0.2
	(避難指示区域)	163	161	148	△ 14	△ 8.8	△ 0.1	△ 0.6	△ 4.7	△ 1.0	△ 0.8
	計	2,051	2,036	1,966	△ 85	△ 4.1	△ 0.3	△ 0.3	△ 1.6	△ 0.5	△ 0.2
	沿岸部計	2,500	2,482	2,440	△ 59	△ 2.3	△ 0.0	△ 0.3	△ 1.1	0.0	0.0
	内陸部計	3,225	3,207	3,146	△ 79	△ 2.4	△ 0.2	△ 0.2	△ 0.5	△ 0.2	△ 0.1
	沿岸部計(仙台市を除く。)	1,490	1,471	1,401	△ 89	△ 5.9	△ 0.2	△ 0.6	△ 2.5	△ 0.4	△ 0.2
	合計	5,725	5,689	5,587	△ 138	△ 2.4	△ 0.3	△ 0.3	△ 0.7	△ 0.1	△ 0.0

注(1) 平成26年10月1日現在、避難指示区域に指定されている10市町村のうち、沿岸部は6市町、内陸部は4町村である。

注(2) 社会増減率のうち「25年」は、平成25年1月1日から同年12月31日までの増減率を示している。

注(3) 総務省が公表している「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」を基に作成した。

なお、本調査は、平成26年から人口・世帯数の調査期日を3月31日現在から1月1日現在に、人口動態の調査期間を4月1日～3月31日から1月1日～12月31日にそれぞれ変更している。

岩手県の人口は、21年度末現在の約134万人から26年1月1日現在の約130万人へと2.9%減少した。この間の人口増減率を内陸部と沿岸部に区分して比較すると、内陸部で平均1.5%の減少となっているのに対して沿岸部で平均7.8%と大幅な減少となっている。市町村別では、陸前高田市、上閉伊郡大槌町及び下閉伊郡山田町で10%以上減少し、これら3市町を含む18市町村で5%以上減少しており、このうち10市町村が沿岸部の市町村となっている。また、社会増減率をみると、内陸部ではほとんど増減がないが、沿岸部では23年度に平均2.3%の減少となり、それ以降も平均0.5%の減少が続いている。市町村別では、宮古市、大槌町、山田町及び九戸郡洋野町は、24年度及び25年においても沿岸部平均を上回る減少率を示しており、人口の流出が続いている（岩手県の人口及び社会増減率の状況は巻末別表3①、272ページ参照）。

宮城県の人口は、21年度末現在の約232万人から26年1月1日現在の約231万人へ

と0.6%減少した。この間の人口増減率を内陸部と沿岸部に区分して比較すると、内陸部で平均1.3%の減少、沿岸部で平均0.3%の減少となっているが、仙台市を除く沿岸部では平均5.3%の大幅な減少となっている。市町村別では、亘理郡山元町、牡鹿郡女川町及び本吉郡南三陸町で10%以上減少し、これら3町を含む11市町で5%以上減少しており、このうち8市町が沿岸部の市町村となっている。また、社会増減率をみると、内陸部では23年度に平均0.3%の増加を示して以降、増減がほとんどないのに対して、仙台市を除く沿岸部では24年度も減少している。市町村別では、石巻市等14市町は、24年度及び25年も仙台市を除く沿岸部の平均を上回る減少率を示しており、人口の流出が続いている（宮城県の人口及び社会増減率の状況は巻末別表3②、273ページ参照）。

福島県の人口は、21年度末現在の約205万人から26年1月1日現在の約196万人へと4.1%減少した。この間の人口増減率を避難指示区域、内陸部及び沿岸部に区分して比較すると、避難指示区域で平均8.8%の減少、内陸部で平均3.5%の減少、沿岸部で平均5.7%の減少となっている。市町村別では、双葉郡富岡町、双葉町及び浪江町で10%以上減少し、これら3町を含む32市町村で5%以上減少しており、このうち沿岸部かつ避難指示区域が5市町、内陸部の避難指示区域が2町村となっている。また、社会増減率をみると、避難指示区域において23年度に平均4.7%の減少、24年度に平均1.0%の減少となっているほか、沿岸部、内陸部においても減少が続いている。市町村別では、59市町村のうち、51市町村で24年度及び25年も社会増減率はマイナスとなっているが、会津若松市等37市町村で減少幅が縮小していたり、福島市等6市町村では25年度には増加に転じていたりしている。避難指示区域の10市町村のうち南相馬市等5市町村では、社会増減率の減少幅が縮小しているが、避難指示区域に指定されている市町村の住民は、当該市町村に住民登録をしたまま他の地方公共団体等へ避難している者が多いため、住民基本台帳の登録数からみた人口流出以上の影響があると考えられる（福島県の人口及び社会増減率の状況は巻末別表3③、274ページ参照）。

ウ 被災者への支援の状況

(ア) 応急仮設住宅の状況

東日本大震災により、多くの人が住む場所を失い、避難生活を余儀なくされることとなった。国は、災害救助法に基づく救助として、応急仮設住宅の設置を推

進しており、国土交通省によれば、25年4月1日現在、53,537戸が完成したとされている。そして、国は、24年4月に、原則2年以内としている応急仮設住宅の供与期間を、災害公営住宅等の恒久住宅の整備になお時間を要する状況にあることなどを踏まえて、1年間延長することとした。また、25年4月に、地域の実情を踏まえて、応急仮設住宅の供与期間を延長する必要がある場合は、更に延長できることとした。

一方、避難者が自主再建するなどして転居することにより、応急仮設住宅に空き住戸が発生することが予想されることから、国は、23年8月に、空き住戸を弾力的に活用することとし、コミュニティの形成や交流の促進に資するための集会や談話等のスペースとして利用できるようにするとともに、24年1月に、他の地方公共団体からの応援職員等の宿泊施設としても利用できることとした。

(イ) 被災者生活再建支援金の支給状況

東日本大震災の発生を受けて、被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）に基づき、被災者生活再建支援制度が適用された。同制度は、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対して、生活の再建を支援して、住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的として、国が被災した世帯主に対して支援金を支給するものであり、国は、都道府県が拠出した基金が支給する支援金の5分の4に相当する額を補助することとなっている。支援金には、住宅の被害程度に応じて50万円又は100万円を支給する基礎支援金と、住宅の再建方法に応じて50万円、100万円又は200万円を支給する加算支援金（世帯人数が1人の場合は、いずれも該当する金額の4分の3の額）とがある。

内閣府は、東日本大震災に係る26年3月末までの被災者生活再建支援金の支給世帯数及び支給額について、表4のとおり、東北3県を含む11都県において、基礎支援金189,869世帯、1514億余円（国庫補助金相当額1211億余円）、加算支援金111,216世帯、1379億余円（同1103億余円）、計延べ301,085世帯、2894億余円（同2315億余円）としている。

表4 被災者生活再建支援金の支給世帯数及び支給額（平成26年3月末現在）

（単位：百万円）

都県名	基礎支援金			加算支援金			計		
	世帯数	支給額	左のうち国庫補助金相当額	世帯数	支給額	左のうち国庫補助金相当額	世帯数 (延べ数)	支給額	左のうち国庫補助金相当額
青森県	519	412	329	372	422	338	891	834	667
岩手県	22,921	20,256	16,205	7,733	11,313	9,050	30,654	31,569	25,255
宮城県	121,570	96,130	76,904	72,632	85,296	68,236	194,202	181,426	145,140
福島県	28,203	22,289	17,831	17,516	23,589	18,871	45,719	45,879	36,703
茨城県	9,383	7,242	5,794	7,028	9,628	7,702	16,411	16,871	13,496
栃木県	872	778	622	737	1,218	974	1,609	1,996	1,597
埼玉県	73	50	40	66	81	65	139	132	105
千葉県	6,072	4,084	3,267	4,976	6,175	4,940	11,048	10,259	8,207
東京都	24	22	17	24	14	11	48	36	29
新潟県	124	109	87	59	97	78	183	206	165
長野県	108	96	76	73	119	95	181	215	172
計	189,869	151,472	121,177	111,216	137,957	110,365	301,085	289,429	231,543

このほか、市町村は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づき、自然災害により死亡した住民の遺族に対して災害弔慰金を、精神又は身体に同法で定める重度の障害を受けた住民に対して災害障害見舞金をそれぞれ支給するとともに、被災世帯の世帯主に対しては生活の立て直しに資するための災害援護資金を貸し付けており、国は、災害弔慰金及び災害障害見舞金に係る支給額の2分の1を負担し、災害援護資金に係る貸付原資の3分の2を貸し付けることとなっている（災害弔慰金等の支給等の状況は巻末別表4、275ページ参照）。

エ 東北3県の公共土木施設等、文教施設及び福祉施設の被災及び復旧等の状況

東日本大震災の発生後、各府省庁は、被災した海岸、河川、下水道や道路、港湾等の交通網、漁港等の公共土木施設等について復旧・復興事業を実施している。また、被災地では、復興交付金事業による防災集団移転促進事業、市街地復興土地区画整理事業等を実施するとともに、公共土木施設等の復旧事業や学校等の文教施設及び医療機関等の福祉施設の復旧事業等を実施するなどして、住まいの再建や暮らしの再建を図るとともに経済・産業等の復興を目指している。

そこで、これら施設等の被災及び復旧状況をみると、次のとおりとなっている。

(ア) 公共土木施設等の被災及び復旧の状況

関係各府省庁が所管する公共土木施設等に関する被災及び復旧の状況について、復興庁が四半期ごとに取りまとめて公表している「公共インフラの本格復旧・復興の進捗状況」を基に、その進捗率を項目別にみると、表5のとおり、26年3月末現在、河川対策（直轄管理施設）、下水道（災害査定実施処理場）、災害廃棄物

の処理及び交通網（直轄国道）については95%以上が完了し、漁港についても岸壁の復旧によりその90.5%で陸揚げ可能となっている一方、海岸対策及び海岸防災林については、それぞれ18.2%、16.4%の完了にとどまっています、全ての完了までにはなお時間を要する状況となっている。

上記の進捗率が低いことについて、海岸対策を所管する国土交通省及び農林水産省は、市町村が策定している復興計画を踏まえて、他事業との調整等を行った上で、順次、復旧工事を実施しており、国施工区間を5年間で完了することを目指し、県・市町村施工区間についても、まちづくりと一体となって実施する区間については調整を図りつつ、重要施設が背後にある区間等から順次復旧を進めるとしている。また、海岸防災林を所管する農林水産省は、海岸防災林の造成に必要な基盤造成について5年間で完了し、順次植栽を実施して、23年から10年間で完了することを目指すとしている。

表5 公共土木施設等の被災及び復旧の状況（平成26年3月末現在）

項目	被災の状況 A	復旧状況 B	進捗率(%) B/A
海岸対策	地区海岸数 471	着工地区海岸数 318	67.5
		完了地区海岸数 86	18.2
海岸防災林	被災延長(km) 140	着工延長(km) 92	65.7
		完了延長(km) 23	16.4
河川対策	河川管理施設箇所数 2,115	完了箇所数 2,113	99.9
下水道	災害査定実施処理場数 73	移行済み処理場数 72	98.6
水道施設	災害査定実施事業数 (津波被災地域を除く) 184	完了事業数 167	90.7
災害廃棄物の処理	処理推計量(万t) 1759	処理量(万t) 1714	97.4
交通網（直轄国道）	主要直轄国道の総開通延長(km) 1,161	完了済開通延長(km) 1,159	99.8
交通網（復興道路・復興支援道路）	計画済延長(km) 570	着工済延長(km) 489	85.7
		供用済延長(km) 223	39.1
交通網（鉄道）	路線延長(km) 2,330.1	運行再開路線延長(km) 2,105.2	90.3
交通網（港湾）	港湾施設箇所数 131	着工箇所数 131	100.0
		完了箇所数 120	91.6
漁港	漁港箇所数 319	陸揚げが可能となった箇所数 289	90.5
		全機能回復済み箇所数 172	53.9

注(1) 復興庁が公表している「公共インフラの本格復旧・復興の進捗状況」を基に作成した。

注(2) 各項目は、国費による復旧対象箇所である。また、一部の項目は、国費による復旧対象箇所以外の箇所を含んでいる。

注(3) 「漁港」について、陸揚げが可能となった箇所数は部分的に可能となった箇所も含んでいる。

(イ) 東北3県による公共土木施設等の被災及び復旧の状況

東北3県が実施している公共土木施設等の被災及び復旧の状況について、各県から徴した調書を基に、東北3県間で比較可能な海岸、港湾、漁港、河川、道路等の

復旧事業に限定して集計すると、表6のとおり、26年6月末現在、道路、橋りょう、都市公園については多くの施設が被災したが、各県とも80%以上の施設が復旧し、河川についても復旧が進んでいる。一方、岸壁に加えて防波堤等多くの施設が被災した漁港については各県とも50%以下の復旧率となっており、海岸についても宮城県及び福島県が20%以下となるなど復旧率が低くなっている。

表6 公共土木施設等の被災及び復旧の状況（平成26年6月末現在）

種別	単位	岩手県			宮城県			福島県		
		被災数 (A)	復旧数 (B)	復旧率(%) (C) =(B/A)	被災数 (D)	復旧数 (E)	復旧率(%) (F) =(E/D)	被災数 (G)	復旧数 (H)	復旧率(%) (I) =(H/G)
海岸	箇所	37	16	43.2	79	8	10.1	154	26	16.8
港湾	箇所	173	86	49.7	292	101	34.5	332	245	73.7
漁港	箇所	1,226	417	34.0	1,284	361	28.1	156	63	40.3
林地	ha又は 箇所	778	526	67.6	107	16	14.9	16	16	100.0
河川	箇所	161	130	80.7	334	235	70.3	254	157	61.8
道路、橋りょう、都市公園	箇所	1,611	1,536	95.3	5,614	5,006	89.1	768	649	84.5

注(1) 種別「海岸」について、宮城県は治山施設を一部含んでいる。また、「林地」の単位は、岩手県はha、宮城、福島両県は箇所である。
注(2) 施設数は、国庫補助対象施設以外の箇所を含んでいる。

(ウ) 東北3県による文教施設及び福祉施設の被災及び復旧の状況

東北3県が実施している文教施設及び福祉施設の被災及び復旧の状況について、各県から徴した調書を基に、東北3県間で比較可能な学校等及び医療機関等の復旧事業に限定して集計すると、表7のとおり、26年6月末現在、各県ともおおむね復旧は進捗している。また、岩手県及び宮城県では、沿岸部に所在する社会教育施設の復旧率が40%台にとどまっていたり、福島県では原子力災害により設定された避難指示区域に所在する施設が被災数や復旧数から除かれていたりするなど、被災の状況や地域によって復旧の状況等に差が見受けられる。

表7 文教施設及び福祉施設の被災及び復旧の状況（平成26年6月末現在）

施設区分	種別（単位）	区分	岩手県			宮城県			福島県		
			被災数 (A)	復旧数 (B)	復旧率(% (C) =(B/A)	被災数 (D)	復旧数 (E)	復旧率(% (F) =(E/D)	被災数 (G)	復旧数 (H)	復旧率(% (I) =(H/G)
文教施設	児童施設（施設）	県全域	25	24	96.0	135	126	93.3	109	91	83.4
		うち沿岸部	15	15	100.0	107	98	91.5	44	27	61.3
	学校施設（校）	県全域	447	428	95.7	763	710	93.0	750	726	96.8
		うち沿岸部	103	84	81.5	471	419	88.9	202	190	94.0
	社会教育施設（施設）	県全域	336	290	86.3	653	297	45.4	290	276	95.1
		うち沿岸部	99	49	49.4	214	90	42.0	75	66	88.0
福祉施設	医療機関等（施設）	県全域	356	328	92.1	108	107	99.0	123	123	100.0
		うち沿岸部	127	101	79.5	70	69	98.5	42	42	100.0
	高齢者福祉施設等（施設）	県全域	99	99	100.0	273	268	98.1	141	118	83.6
		うち沿岸部	47	47	100.0	139	134	96.4	36	14	38.8

注(1) 宮城県の「高齢者福祉施設等」を構成している一部の種別の被災数、復旧数は、仙台市に所在する施設を除いている。

注(2) 宮城県の「社会教育施設」の復旧数は、災害復旧費補助金を活用して復旧した施設数を示す。

注(3) 福島県の避難指示区域に所在する施設等については、一部除かれているものがある。

注(4) 施設数は、国庫補助対象施設以外の箇所を含んでいる。

(エ) 関連する他の事業の進捗等により影響を受けている復旧・復興事業の状況

東北3県は復旧・復興事業を多数実施しているが、各県の地区のうち公共土木施設等の復旧事業等や市街地復興土地区画整理事業等が同時に実施されている地区においては、事業間の調整に時間を要していることなどにより、他の事業の進捗に影響を受けているものが、次のとおり見受けられた。

① 岩手県が実施している防潮堤災害復旧事業

岩手県は、25年度から大槌町吉里吉里地区において防潮堤災害復旧事業を実施することにしてきた。また、同地区では、大槌町がまちづくり計画に基づき津波防災対策としての地盤かさ上げを、国土交通省が防潮堤災害復旧事業の実施箇所に並行する国道のかさ上げ及び線形改良を、それぞれ実施することにしてきた。

このため、岩手県の防潮堤災害復旧事業の実施に当たっては、国道と並行する区間の構造設計、国道の迂回路工事等の工程との調整等が必要となった。しかし、津波防災対策としての地盤かさ上げ高や国道の線形の決定に時間を要したことから、防潮堤災害復旧事業は26年度から実施されることになった。

② 宮城県が実施している河川災害復旧事業

宮城県は、25年度から仙台市蒲生北部地区において河川災害復旧事業を実施することにしてきた。そして、同地区では、同事業の実施に合わせて仙台市が市街地復興土地区画整理事業及び防災集団移転促進事業を実施することにして

いた。

このため、宮城県の河川災害復旧事業の実施に当たっては、上記の市街地復興土地区画整理事業等との調整等が必要となった。しかし、これらの事業においてかさ上げ高の決定や付替道路の調整に時間を要したことから、河川災害復旧事業は26年度以降に実施されることになった。

③ 福島県が実施している漁港災害復旧事業

福島県は、23年度から相馬郡新地町谷地小屋地内において漁港災害復旧事業を実施して、岸壁、防波堤等の漁業活動に直結する主要な施設については、25年度に復旧が完了していた。一方、同地区では、漁港背後地において、同県及び新地町が復興まちづくり事業を実施することになっていた。

このため、福島県の漁港内の河川護岸及び一部の臨港道路に係る工事の実施に当たっては、河川護岸の計画高及び臨港道路の配置計画等の決定について同県及び新地町が実施する復興まちづくり関連事業との調整等が必要となった。

しかし、復興まちづくり関連事業の事業計画決定に当たって、地域の意見を反映することなどに時間を要したことから、漁港災害復旧事業全体のうち、河川護岸と一部の臨港道路に係る復旧工事は26年度から実施されることになった。

(4) 経済・産業等の復興状況

経済・産業等の復興の状況については総務省及び経済産業省が公表している「経済センサス」を基に、東北3県の全産業における被災前の21年度と被災後の24年度の事業所数及び従業者数の増減率をみると、表8のとおり、事業所数はマイナス12.3%、従業者数はマイナス8.2%となっており、県別の従業者数では、岩手県がマイナス6.6%、宮城県がマイナス7.4%、福島県がマイナス10.3%となっている。

各県とも県全域において事業所数及び従業者数のいずれも減少しているが、地域別にみるとその減少幅に著しい相違が生じている。すなわち、沿岸部の従業者数の増減率を地域別にみると、岩手県沿岸部がマイナス18.9%、宮城県沿岸部

(仙台市を除く。)がマイナス21.4%、福島県沿岸部がマイナス22.8%となっている。また、東北3県沿岸部(仙台市を除く。)の農林漁業、製造業及び卸売業・小売業をみると、従業者数の増減率では、農林漁業ではマイナス31.8%からマイナス41.5%、製造業ではマイナス18.6%からマイナス26.4%、卸売業・小売業で

はマイナス25.4%からマイナス28.5%となっていて、いずれも内陸部と比較して著しい減少となっている。

表8 東北3県の地域別事業所数・従業者数

(単位：事業所、人、%)

県名	地域	項目	全産業（民営事業所）			主な産業の状況								
			平成21年度	24年度	増減率	農林漁業			製造業			卸売業・小売業		
						21年度	24年度	増減率	21年度	24年度	増減率	21年度	24年度	増減率
岩手県	沿岸部	事業所数	14,716	10,746	△ 26.9	259	197	△ 23.9	1,058	794	△ 24.9	4,451	3,059	△ 31.2
		従業者数	96,767	78,410	△ 18.9	3,808	2,596	△ 31.8	19,600	14,421	△ 26.4	22,264	16,593	△ 25.4
	内陸部	事業所数	49,577	46,805	△ 5.5	702	676	△ 3.7	3,170	2,996	△ 5.4	13,617	12,564	△ 7.7
		従業者数	449,472	431,569	△ 3.9	9,584	9,059	△ 5.4	74,850	75,784	1.2	101,162	89,996	△ 11.0
	計	事業所数	64,293	57,551	△ 10.4	961	873	△ 9.1	4,228	3,790	△ 10.3	18,068	15,623	△ 13.5
		従業者数	546,239	509,979	△ 6.6	13,392	11,655	△ 12.9	94,450	90,205	△ 4.4	123,426	106,589	△ 13.6
宮城県	沿岸部	事業所数	78,455	66,345	△ 15.4	289	181	△ 37.3	3,850	2,916	△ 24.2	23,048	18,911	△ 17.9
		従業者数	789,717	720,602	△ 8.7	3,717	2,383	△ 35.8	66,954	55,864	△ 16.5	204,285	171,001	△ 16.2
	内陸部	事業所数	28,482	26,424	△ 7.2	390	382	△ 2.0	2,166	2,103	△ 2.9	8,062	7,095	△ 11.9
		従業者数	242,520	235,178	△ 3.0	5,226	4,838	△ 7.4	60,452	62,456	3.3	51,890	46,351	△ 10.6
	(仙台市を除く沿岸部)	事業所数	30,449	20,500	△ 32.6	227	118	△ 48.0	2,353	1,531	△ 34.9	8,599	5,571	△ 35.2
		従業者数	243,351	191,077	△ 21.4	3,220	1,881	△ 41.5	45,076	34,484	△ 23.4	61,150	43,705	△ 28.5
	計	事業所数	106,937	92,769	△ 13.2	679	563	△ 17.0	6,016	5,019	△ 16.5	31,110	26,006	△ 16.4
		従業者数	1,032,237	955,780	△ 7.4	8,943	7,221	△ 19.2	127,406	118,320	△ 7.1	256,175	217,352	△ 15.1
福島県	沿岸部	事業所数	24,627	18,533	△ 24.7	176	104	△ 40.9	2,017	1,571	△ 22.1	6,730	4,822	△ 28.3
		従業者数	223,127	172,176	△ 22.8	2,634	1,561	△ 40.7	44,389	36,127	△ 18.6	44,618	32,842	△ 26.3
	内陸部	事業所数	73,969	67,637	△ 8.5	571	502	△ 12.0	6,232	5,910	△ 5.1	20,301	17,690	△ 12.8
		従業者数	649,792	610,640	△ 6.0	6,250	5,349	△ 14.4	138,639	132,280	△ 4.5	139,188	119,691	△ 14.0
	(避難指示区域)	事業所数	7,902	2,989	△ 62.1	114	20	△ 82.4	742	333	△ 55.1	2,096	767	△ 63.4
		従業者数	66,741	24,619	△ 63.1	1,298	182	△ 85.9	13,006	6,286	△ 51.6	12,222	4,489	△ 63.2
	計	事業所数	98,596	86,170	△ 12.6	747	606	△ 18.8	8,249	7,481	△ 9.3	27,031	22,512	△ 16.7
		従業者数	872,919	782,816	△ 10.3	8,884	6,910	△ 22.2	183,028	168,407	△ 7.9	183,806	152,533	△ 17.0
沿岸部計	事業所数	117,798	95,624	△ 18.8	724	482	△ 33.4	6,925	5,281	△ 23.7	34,229	26,792	△ 21.7	
	従業者数	1,109,611	971,188	△ 12.4	10,159	6,540	△ 35.6	130,943	106,412	△ 18.7	271,167	220,436	△ 18.7	
内陸部計	事業所数	152,028	140,866	△ 7.3	1,663	1,560	△ 6.1	11,568	11,009	△ 4.8	41,980	37,349	△ 11.0	
	従業者数	1,341,784	1,277,387	△ 4.7	21,060	19,246	△ 8.6	273,941	270,520	△ 1.2	292,240	256,038	△ 12.3	
沿岸部計（仙台市を除く。）	事業所数	69,792	49,779	△ 28.6	662	419	△ 36.7	5,428	3,896	△ 28.2	19,780	13,452	△ 31.9	
	従業者数	563,245	441,663	△ 21.5	9,662	6,038	△ 37.5	109,065	85,032	△ 22.0	128,032	93,140	△ 27.2	
合計	事業所数	269,826	236,490	△ 12.3	2,387	2,042	△ 14.4	18,493	16,290	△ 11.9	76,209	64,141	△ 15.8	
	従業者数	2,451,395	2,248,575	△ 8.2	31,219	25,786	△ 17.4	404,884	376,932	△ 6.9	563,407	476,474	△ 15.4	

注(1) 総務省及び経済産業省が公表している「平成21年経済センサス基礎調査」及び「平成24年経済センサス活動調査」を基に作成した。

注(2) 民営事業所に限定して集計した。

オ 東日本大震災における被害額の推計

(ア) 被害額の推計の経緯

東日本大震災の発生直後、被害の全体像が十分に把握できない中で、国は、被災地の復旧・復興に関する関係各方面の議論の参考に資するために、官民全ての建築物、ライフライン施設、社会基盤施設等のストックの被害額について推計を行うこととした。

内閣府は、震災発生の2か月後の23年5月、各省庁及び特定被災地方公共団体である被災9県に対して、住宅、公共土木施設、農林水産関係施設等の推計対象施設等を示して、それぞれが所管し又は管理する施設等に係る被害額を可能な限り積み上げるなどして取りまとめて提出するよう依頼するとともに、自らも住宅等、民間企業の土地・建築物・機械設備等の施設等に係る被害額の推計を実施した。その際に、内閣府は、被害額には東日本大震災による機会損失、得意先の喪失、風評被害等の間接被害及び原子力災害による被害は含めず、直接被害により生じた額のみを推計することとした。また、被害額の算出に当たっては、震災発生後間もない時期であり、被災地においては復旧等で混乱している状況等を考慮して、^(注4)再調達価格や減価償却後の価格の積み上げのほか、^(注5)時価の積み上げなどの他の手法による推計も許容した。そして、推計する時点で把握していない被害分については、適宜何らかの方法により必ず推計を行うこととした。

内閣府から依頼を受けた各省庁は、被害の状況がより明確になるよう適宜推計対象施設等を細分化するとともに、地方支分部局、関係各都道府県、関係団体等に作業を依頼したり、本省庁自ら被害額を推計したりすることにより、被害額を取りまとめて、内閣府に提出した。また、被災9県も、関係市町村、関係団体等に作業を依頼したり、自ら被害額を推計したりすることにより、被害額を取りまとめて、内閣府に提出した。

内閣府は、これらを取りまとめて、同年6月に公表している（以下、内閣府が取りまとめた被害額の推計を「内閣府の推計」という。）。

そこで、内閣府の推計は、どのような状況の下で、どのような方法により実施され、また、活用されたのかなどに着眼して検査した。

(注4) 再調達価格 施設が全壊した場合若しくは物品が全損した場合、当該施設若しくは物品の従前の効用を復旧するために必要な価格又は施設若しくは物品を原形に復旧することが可能な場合、復旧に要すると見込まれる価格のことであり、減価償却前の価

(注5) 減価償却後の価格 施設等の被災時の価格のことであり、減価償却後の価格である国有財産台帳価格又は民間企業の帳簿価額に損壊の程度を考慮した係数を乗ずるなどして算出する。

(イ) 推計の状況

a 施設等別・県別の状況

内閣府の推計について、住宅等、公共土木施設等の施設等別に、それぞれの施設等が所在する県別に分類すると、表9のとおりであり、その合計は約16.9兆円に上っている。

表9 内閣府の推計の施設等別・県別の内訳

(単位：億円)

施設等		所在県名										計
		青森県	岩手県	宮城県	福島県	茨城県	栃木県	千葉県	新潟県	長野県	その他	
建築物等	住宅等	185	5431	2兆6164	1兆0703	9053	3179	2177	109	55	1886	5兆8947
	民間企業の土地・建築物・機械設備等	155	4475	1兆6444	8804	6963	2747	815	105	48	-	4兆0559
	その他（自動車、船舶等）	128	730	2767	520	267	4	272	0	0	184	4876
	計	469	1兆0636	4兆5376	2兆0028	1兆6284	5931	3266	215	103	2071	10兆4384
ライフライン施設	水道	0	43	317	73	154	24	91	1	2	13	723
	ガス	0	21	275	11	6	0	11	0	0	0	328
	電気	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1兆1170	1兆1170
	通信・放送施設	0	18	47	6	1	2	5	0	-	1154	1237
	計	1	82	641	90	163	26	109	1	2	1兆2338	1兆3458
社会基盤施設	公共土木施設（海岸、河川、下水道、道路、港湾等）	14	312	3634	403	227	-	207	2	-	1兆3462	1兆8264
	その他（鉄道、高速道路、空港等）	22	543	1172	516	90	40	331	10	10	667	3405
	計	36	855	4807	920	317	40	538	12	10	1兆4129	2兆1669
農林水産関係施設	農地・農業用施設等	4	300	4272	2383	388	117	152	12	4	7	7643
	林野関係施設等	26	199	628	192	50	31	3	18	40	3	1195
	水産関係施設等	180	1431	6568	809	573	0	37	0	0	339	9939
	計	211	1931	1兆1468	3386	1012	149	193	31	44	350	1兆8778
その他の施設	文教施設	50	944	2431	1414	1442	421	207	10	4	539	7466
	保健医療・福祉関係施設	0	208	247	114	200	27	22	11	1	-	835
	廃棄物処理・し尿処理施設	14	35	66	44	27	5	12	1	0	10	216
	その他公共施設等	13	152	817	175	210	8	38	0	0	932	2349
	計	78	1340	3562	1747	1880	462	281	23	6	1482	1兆0867
合計		798	1兆4847	6兆5856	2兆6173	1兆9657	6609	4389	285	167	3兆0373	16兆9158

注(1) 「その他」欄は、県別の被害額が集計されていないなどのため、県別の分類が困難なもの又は被災9県以外の都道県に所在するものである。

注(2) 本表は、平成23年6月時点で把握できた数値であり、表の施設等及び所在県の中には調査中として集計されていないものがある。

注(3) 平成23年6月に内閣府が公表した資料においては、県別の内訳は示されていない。

施設等別にみると、建築物等は、住宅等、民間企業の土地・建築物・機械設備等のほか自動車、船舶等であり、これらの被害額は計10兆4384億余円となっている。建築物等の被害額には、建物の全壊、半壊等の被害額のほか、地盤沈下、液状化等による宅地等の被害額も含まれている。

ライフライン施設は、水道、ガス、電気及び通信・放送施設であり、これらの被害額は計1兆3458億余円となっている。

社会基盤施設は、国土交通省所管の公共土木施設（海岸、河川、下水道、道路、港湾等）のほか、鉄道、高速道路、空港等であり、これらの被害額は計2兆1669億余円となっている。

農林水産関係施設は、農地・農業用施設等、林野関係施設等及び水産関係施設等であり、これらの被害額は計1兆8778億余円となっている。農林水産関係施設の被害額には、農業用施設、木材加工・流通施設、漁港施設等の被害額のほか、農地、農作物・家畜等、漁船、養殖物等の被害額も含まれている。これらの施設等のうち、農業・畜産関係施設、漁船、共同利用施設等の被害額については、推計が困難なこと、調査中であったことなどから、内閣府の推計には、宮城県及び栃木県を除く7県の一部の施設等の被害額が含まれていない。

その他の施設は、学校施設、社会教育・社会体育・文化施設等の文教施設、病院、社会福祉施設等の保健医療・福祉関係施設、廃棄物処理・し尿処理施設並びに各府省庁及び地方公共団体の庁舎・関連施設等であり、これらの被害額は計1兆0867億余円となっている。その他の施設の被害額には、文化財、航空機、船舶、防衛省の装備品等の被害額も含まれている。

甚大な被害を受けた岩手県の被害額が同様の被害を受けた宮城県、福島県等の他県と比べて少なくなっているのは、岩手県では、内閣府から取りまとめの依頼があった時点で既に公表するなどしていた施設等の被害額を内閣府等に報告したことから、被害の状況が判明していなかった施設等の被害額が内閣府の推計に反映されなかったこと、前記の農林水産関係施設やその他の施設の地方公共団体の庁舎・関連施設等、消防施設、社会福祉施設等の被害額が調査中であったことなどによる。

そして、前記のとおり、内閣府は、被害額に原子力災害による被害を含めないこととしていることから、内閣府の推計には、福島第一原発の事故による避

難や汚染等の被害額は含まれていない。また、内閣府の推計は、被災地の復旧・復興に関する関係各方面の議論の参考に資するために、東日本大震災の全体被害規模の推計を行ったものであり、その当時の状況等から、国費による復旧等の対象となる施設等とその対象とならない施設等を分類して集計することはしていない。

b 施設等別の被害額の推計方法

主な施設等の被害額の推計方法は、次のとおりであった。

(a) 住宅等

内閣府は、消防庁が公表している「平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震被害報」（以下「被害報」という。）等のうち、23年6月に公表された住宅の被害棟数約56万棟の被害状況を基に住宅の被害額を算出しているが、1棟ごとの被害額を把握して積み上げることが困難なことから、各住宅の経過年数、面積等によらず、全壊の住宅については国土交通省が公表している「建築着工統計調査報告」を用いて県別に算出した1棟当たりの工事費予定額（約1800万円／棟～2400万円／棟、再調達価格）を、半壊の住宅についてはその50%を、一部損壊の住宅についてはその20%をそれぞれ乗じた上で合算して被害額を算出していた。さらに、被害報等の集計に間に合わなかった被害住宅について、その分の被害額を加える必要があるとの判断から2割程度加算する補正を行うなどして、住宅等の被害額を5兆8947億余円と推計していた。

このように、内閣府の推計では、県ごとに一律の工事費予定額を使用するなどして被害額を推計していたが、これは、未曾有の大震災という状況の下で、住宅等について、1棟ごとに建築年次等に基づき評価額を積み上げることや再築又は修繕等の別にそれぞれ費用を積み上げることが困難なことなどのためであるとしている。

また、国は、通常、暴風雨、豪雨等の災害時に住宅の被害額を算出していないが、市街地における被害が甚大であった阪神・淡路大震災の全体の被害額を推計した際には、再調達価格により算出した住宅の被害額を含めて算出していたことから、内閣府は、東日本大震災に係る住宅等の被害額についても、阪神・淡路大震災の際と同様に再調達価格により推計していた。

なお、住宅の被害額に被害時の現在価値を反映させるためには減価償却を

考慮した価格を使用することも考えられる。そこで、内閣府が別途公表している社会資本ストックに係る統計資料等を用いて再調達価格に対する減価償却控除後の資産額の比率を算出すると0.48程度となり、これを適用して住宅の被害額を試算すると、その額は半額程度になる。

(b) 民間企業の土地・建築物・機械設備等

内閣府は、同府の統計データである「民間企業資本ストック」及び総務省が公表している「事業所・企業統計調査」を用いて県別・産業別の資本ストック（再調達価格）を算出し、これに県が公表した被害状況等から算出した県別の被害割合（県内の住宅総数に対する被害住宅の割合）を一律に乗じて、県別・産業別の資本ストックに対する被害額を算出していた。そして、これらを集計して民間企業の土地・建築物・機械設備等の被害額を4兆0559億余円と推計していた。

このように、内閣府の推計では、建築物や機械設備の経過年数等によらずに、上記の資本ストックを使用していたが、これは、民間企業の土地・建築物・機械設備等についても、1か所ごと、1棟ごと又は1台ごとに被害額を把握して積み上げることが困難なことなどのためであるとしている。

(c) 電気

経済産業省は、各電気事業者の損益計算書の特別損失のうち災害特別損失等の額を合算して、被害額を1兆1170億円としていた。この災害特別損失等の額は、修繕費用等を見積りにより算出したり、滅失資産の簿価相当額により算出したりして計上されているため、被害額は再調達価格によるものと減価償却後の価格によるものが混在したものになっていた。

(d) 公共土木施設（海岸、河川、下水道、道路、港湾等）

公共土木施設については、災害の速やかな復旧を図ることを目的として、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令（昭和26年政令第107号。以下「負担法施行令」という。）等によれば、地方公共団体の長は、災害が生じた場合には、被害等の状況を速やかに主務大臣等に報告しなければならないとされており、また、新たに被害の状況が判明した場合においても、その状況を随時、報告することとされている。このため、国土交通省は、内閣府から取りまとめの依頼があった時点で地方公共団体等から報告を受けていた

公共土木施設の被害額等を集計して、1兆8264億余円としていた。

災害復旧事業は被災した施設を原形に復旧することなどを目的とするものであるため、国土交通省が報告を受けた被害額は再調達価格となっていた。

(e) 水産関係施設等

水産関係施設等については、(d)の国土交通省所管の公共土木施設と同様に、負担法施行令等の規定によれば、地方公共団体の長は、災害が生じた場合には、その状況を速やかに主務大臣等に報告しなければならないとされており、また、新たに被害の状況が判明した場合においても、その状況を随時、報告することとされている。このため、農林水産省は、内閣府から取りまとの依頼があった時点で地方公共団体から報告を受けていた水産関係施設等の被害額等を集計して、9939億余円としていた。

水産関係施設等の被害額は、前記の公共土木施設と同様に、当該施設等を原形に復旧するなどのために必要な価格等であるため、被害額は再調達価格等となっていた。

(ウ) 各府省庁等による被害額の推計に対する検査結果

前記のとおり、内閣府の推計は、被災地が復旧等で混乱している中、約1か月という短期間で集計されたものであり、被害額を推計するために使用された資料や当時の経緯等の記録について残されたものは限られていた。会計検査院は、各府省庁及び東北3県において、被害額はどのように調査、集計されたかなどについて、これら残された資料の範囲で検査した。検査の結果、各府省庁等において、被害額に推計の対象とならないものなどを一部含めていたり、被害額に反映していなかったりしていたものが、次のとおり見受けられた。

a 被害額に推計の対象とならないものなどを一部含めていたもの

前記のとおり、内閣府は、被害額に原子力災害による被害を含めないこととしている。

そして、経済産業省は、(イ) b (c)のとおり、各電気事業者の損益計算書の特別損失のうち災害特別損失等の額を合算して電気に係る被害額を1兆1170億円としていたが、この中には、東京電力株式会社（以下「東京電力」という。）の平成22事業年度財務諸表の災害特別損失に計上されていた「原子炉等の冷却や放射性物質の飛散防止等の安全性の確保等に要する費用または損失」4262億

余円及び「福島第一原子力発電所5・6号機及び福島第二原子力発電所の原子炉の安全な冷温停止状態を維持するため等に要する費用または損失」2118億余円が含まれていた。しかし、これらは、福島第一原発の事故の発生に伴う安全性の確保や施設の維持等に要する費用であり、ストックの直接被害ではなく間接的な被害額であると認められる。

また、国土交通省は、その他公共施設等に含まれている航空機26億円について、海上保安庁も内閣府に報告していたことが判明したため、この重複を修正する旨の報告を内閣府に提出したが、内閣府はこれを反映していなかった。

b 被害額に反映していなかったもの

公共土木施設、水産関係施設等の施設等については、前記のとおり、内閣府から各省庁に対して被害額の取りまとめの依頼があった時点で地方公共団体から報告を受けていた被害額を集計して内閣府に報告していたため、被害の状況が判明していなかった施設等の被害額は、内閣府の推計に反映されていなかった。

また、内閣府から依頼を受けた各省庁は、適宜対象施設等を細分化するなどして被害額を集計していたが、その際に施設等の一部について集計に含めていなかったものが見受けられた。

なお、内閣府の推計が公表された後、多くの府省庁や被災県では、改めて被害額の調査を行っていないことなどから、内閣府の推計に反映されていなかった被害額を集計することはできなかった。

(エ) 内閣府の推計の活用

23年7月に決定された復興基本方針では、復興期間を10年間とし、復興需要の高まる当初の5年間で「集中復興期間」と位置付けるとともに、集中復興期間に実施すると見込まれる施策・事業の事業規模については、国・地方を合わせて、少なくとも19兆円程度が見込まれるとされた。

復興庁によれば、当時の東日本大震災復興対策本部は、この19兆円については、阪神・淡路大震災の際の復旧・復興費用（9.2兆円）を参考にして、同震災の被害推計額（9.9兆円）と今回の内閣府の推計額（16.9兆円）との比率（1.7倍）を勘案するなどして救助・復旧に必要となる費用を10.4兆円、復興に要する費用を5.3兆円とそれぞれ算出し、この額にリーマンショック以降の金融危機に際して

実施した中小企業に対する資金繰り支援と同程度の2.5兆円及び阪神・淡路大震災の際に講じられた全国の緊急防災・減災事業と同程度の1.3兆円を加えたものであったとしている。

また、内閣府の推計は、上記のほかにも、被災地の復旧・復興に向けた多くの会議等の資料として活用されている。

(オ) まとめ

内閣府の推計は、被害の全体像を十分に把握できない状況の中で、被災地の復旧・復興に関する関係各方面の議論の参考に資するために、震災発生の3か月後の23年6月に被災地が復旧等で混乱している中で取りまとめられたものである。被害額の算出に当たっては、再調達価格や減価償却後の価格の積み上げのほか、時価の積み上げなどの他の手法による推計も許容していて、同月時点で把握されていない被害分についても何らかの方法により推計を行うこととしている。そして、原子力災害による被害額は推計に含めないこととしており、また、国費による復旧等の対象となる施設等とその対象とならない施設等を分類して集計することはしていない。

今回の内閣府の推計は、被害の全容を把握するよう努めたものであったが、被害額に推計の対象とならないものなどを一部含めていたり、被害額に反映していなかったりしていたものが見受けられた。

被害額の推計は、被災後の復旧・復興の各方面での議論に資する資料になると同時に、復旧・復興予算の積算に当たっても参考となる資料であることから、各府省庁、地方公共団体等においては、今後想定される南海トラフ等の地震時に備えて、速やかに被害額を算出し、より正確な被害の全容が把握できるよう、体制等を整備しておくことが望まれる。

(2) 国の復旧・復興への取組

国は、東日本大震災が地震、津波及び原子力発電施設の事故による複合的なものであるとともに、これらによる被害が甚大で極めて大規模であることから、23年6月24日に復興基本法を施行し、同年7月29日には、基本的な考え方、復興期間、実施する施策、事業規模及び復興財源の確保等を定めた復興基本方針を決定して、国による復興のための取組の全体像を明らかにした（24年報告16～20ページ参照）。そして、国は、復興基本法の基本理念にのっとり、復興に関する内閣の事務を内閣官房と共に助けること及び主体的かつ一体的に行うべき東日本大震災からの復興に関する行政事務の円滑かつ迅速な遂行を図ることを任務とする復興庁を24年2月10日に設置した。同庁には、復興のための施策の実施を推進することなどを目的とする復興推進会議が設置されている（同22～25ページ参照）。

復興基本方針では、「4 あらゆる力を合わせた復興支援」において、復興特別区域制度の創設、集中復興期間に実施すると見込まれる施策・事業の事業規模及び財源確保の道筋等が、「6 原子力災害からの復興」において、放射性物質の除去等の応急対策、復旧対策等がそれぞれ掲げられている。

上記の復興特別区域制度による復興交付金事業計画は、相当数の住宅、公共施設その他の施設の滅失又は損壊等の著しい被害を受けた地域の市町村が単独で又は市町村と道県が共同で作成する計画であり、市町村又は道県は、目標を実現するために必要となる事業として復興交付金事業を同計画に記載し、内閣総理大臣に提出するなどして、復興交付金の交付を受けることができる。復興交付金事業には、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省及び環境省が所管する40の基幹事業と、基幹事業と一体となってその効果を増大させるために実施する効果促進事業とがあり、これらについては、特定被災自治体からの要望を踏まえて見直しが行われている（25年報告23、24ページ参照）。

また、東日本大震災からの復興に係る国の資金の流れの透明化を図るとともに復興債の償還を適切に管理するために、復興事業に関する経理を明確にすることを目的として、24年度に、特別会計に関する法律（平成19年法律第23号。以下「特会法」という。）が改正され、復興特会が設置されている（同19、20ページ参照）。

福島第一原発の事故による原子力災害に関しては、復興基本方針のほかに、福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号。以下「福島特措法」という。）が24年3月3

1日に施行され、原子力災害からの福島復興及び再生に関する施策の総合的な推進を図るために、福島特措法に基づく福島復興再生基本方針（以下「福島基本方針」という。）が同年7月13日に閣議決定された（同19ページ参照）。

このように、国は被災地の復興に対して様々な取組を行っているが、集中復興期間の4年目に当たる26年度においてもなお、被災地の住民は、住まいと暮らしの再建、復興まちづくりなどに関する困難に直面している。これらの取組のうち、「住宅再建・復興まちづくりの加速化措置」、「東日本大震災の復旧・復興に係る事業規模及び復興財源フレーム」、「原子力災害に対する国の復旧・復興への取組」は、次のとおりである。

ア 住宅再建・復興まちづくりの加速化措置

25年1月10日に開かれた第5回復興推進会議において、住宅再建や復興まちづくりなどについて、工程や目標を示すとともに加速策を具体化し、強力に推進することとされた。これを受けて、復興庁は、同年2月22日に復興大臣や関係省庁の局長等で構成する「住宅再建・復興まちづくりの加速化のためのタスクフォース」を設置した。そして、このタスクフォースにおいて、復興事業の円滑な推進に当たって、所有者不明の土地の存在、技術者・技能者の確保、資材の円滑な確保、入札不調等に関して関係省庁において住宅再建・復興まちづくりの加速化に向けた対応等を具体的に検討し、速やかに対策を実現することとされた。

「住宅再建・復興まちづくりの加速化のためのタスクフォース」は、26年1月までに、住宅再建・復興まちづくりの加速化措置（以下「加速化措置」という。）を公表していて、これまでに、用地取得に関して所有者が不明となっている土地等の取得手続の迅速化、技術者・技能者の確保、資材の円滑な確保、入札不調等に関して市場実態を的確に反映した予定価格の設定、被災者が住まいの確保について見通しを持てるようにするための災害公営住宅及び民間住宅の宅地等の整備に関する工程の四半期ごとの開示等が、加速化措置として公表されている。

イ 東日本大震災の復旧・復興に係る事業規模及び復興財源フレーム

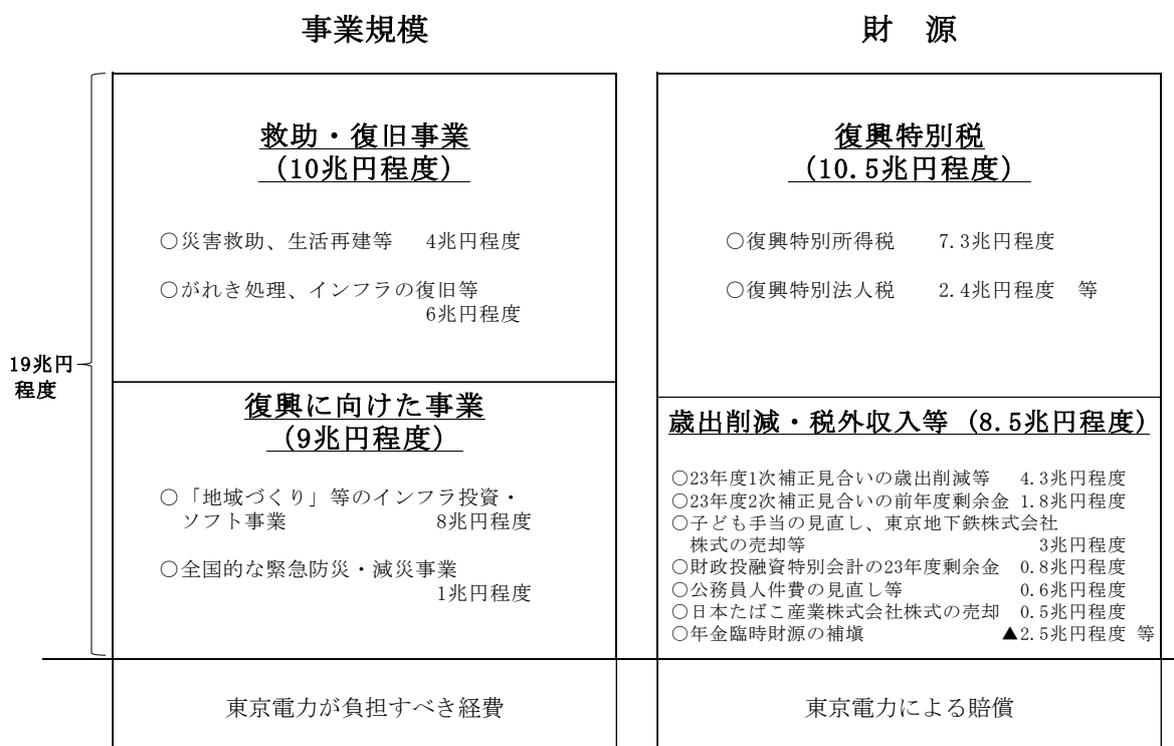
(ア) 19兆円フレーム

国は、東日本大震災の発生後、早期復旧に向けて、4兆0153億余円を計上した平成23年度一般会計第1次補正予算（以下「23年度1次補正」という。）を23年5月2日に成立させ、これに係る財源は、国債市場の信認確保の観点から追加の国債を発行せず、既定経費の削減等の歳出の見直しなどにより確保することとした。続いて、原子力損害賠償、被災者支援等に係る経費として1兆8106億余円を計上した平成23年度一般会計第2次補正予算（以下「23年度2次補正」という。）を同年7月25日に成立させ、これに係る財源は、22年度の決算剰余金を充てて確保することとした。

そして、国は、同年7月29日に決定した復興基本方針に基づき、集中復興期間に係る事業費と財源の見込みを19兆円程度の規模とする復興財源フレーム（以下「19兆円フレーム」という。）を示した。

19兆円フレームの事業規模及び財源のそれぞれの内訳は、図3のとおりである。

図3 19兆円フレームの事業規模及び財源の内訳



事業規模については、復興基本方針によれば、27年度末までの5年間の集中復興期間に実施すると見込まれる施策・事業（23年度1次補正、23年度2次補正等を含む。）の規模として、国・地方（公費分）合わせて少なくとも19兆円程度を見込み、10年間の復旧・復興対策の規模として、少なくとも23兆円程度を見込むとされている。

19兆円フレームの事業規模は、事業費の積み上げによる救助・復旧事業に係る費用と、阪神・淡路大震災の際の復旧・復興に要した費用を踏まえつつ、東日本大震災との被害総額の規模の違いを勘案するなどして見込んだ復興に向けた事業に係る費用とに分けられる。

19兆円フレームの事業規模のうち救助・復旧事業に係る費用10兆円程度は、23年度1次補正及び23年度2次補正の予算額にその後必要となる費用を積み上げて算出している。このうち災害救助、生活再建等に係る費用は4兆円程度、がれき処理、インフラの復旧等に係る費用は6兆円程度となっている。

また、復興に向けた事業に係る費用9兆円程度は、「地域づくり」等のインフラ投資・ソフト事業に係る費用8兆円程度と、全国的な緊急防災・減災事業に係る費用1兆円程度とに分けられる。

なお、事業規模の見込みには、原則として、原子力損害の賠償に関する法律（昭和36年法律第147号。以下「原賠法」という。）、放射性物質汚染対処特措法等に基づき電力事業者が負担すべき経費は含まれていない。

一方、復興財源の確保については、復興基本方針によれば、「次の世代に負担を先送りすることなく、今を生きる世代全体で連帯し負担を分かち合うことを基本とする」との基本的な考え方が示されており、その方法として、歳出の削減、税外収入、時限的な税制措置等により財源を確保することとされている。さらに、財源確保の道筋として、先行する復旧・復興需要を賄う一時的なつなぎとして復興債を発行することが示されており、時限的な税制措置による税収は、全て復興債の償還を含む復旧・復興費用に充て、他の経費には充てないことを明確化することとされている。

そして、19兆円フレームの財源は、時限的な税制措置である復興特別税（復興特別所得税、復興特別法人税等）の収入見込額計10.5兆円程度と、歳出削減・税外収入等の8.5兆円程度とに分けられる。

復興特別税の税収見込みは、復興特別所得税が各年度0.29兆円で25年間の課税期間により7.3兆円程度、復興特別法人税が各年度0.8兆円で3年間の課税期間により2.4兆円程度等となっている。また、歳出削減・税外収入等では、子ども手当の見直しなどの歳出削減、東京地下鉄株式会社（以下「東京地下鉄」という。）の政府保有株式の売却収入等が見込まれている。なお、23年度1次補正において震災に対処するための必要な財源を確保するために減額された年金臨時財源2.5兆円程度については、平成23年度一般会計第3次補正予算（以下「23年度3次補正」という。）で当該年金に係る経費が改めて計上されたが、この経費は復興財源確保法の規定により復興費用とみなすこととされたため、復興財源である歳出削減・税外収入等が充当されている。

復興基本方針によれば、19兆円フレームの事業規模及び財源については、一定期間経過後に事業の進捗等を踏まえて必要な見直しを行うこととされている。

(イ) 19兆円フレームの見直し

国は、復興基本方針及び19兆円フレームを定めた後、復興基本方針に基づく東日本大震災からの本格的な復興のための予算として、9兆0095億余円（年金臨時財源の補填分2兆4896億余円を除く。）を計上した23年度3次補正を成立させた。

これにより、23年度補正予算における東日本大震災関係経費に係る予算額は計14兆8354億余円となり、23年度予算における予算現額は計14兆8243億余円となっている（23年度予算の歳出予算額及び執行状況は207～216ページ参照）。このうち、23年度3次補正に係る経費は、あらかじめ償還の道筋を定めた復興債の発行等により賄うこととされた。

なお、国は、復興財源確保法に基づき、23年度3次補正及び24年度から27年度までの各年度において実施される復興施策の経費に充てるために、予算をもって国会の議決を経た金額の範囲で復興債を発行することができることとなっている。復興債は、短期的に不足する財源を賄う一時的なつなぎであり、この償還財源として復興特別税収入、政府保有株式の売却収入等が措置されている（復興債の発行及び償還の状況は238～246ページ参照）。

復興債の発行・償還期間及び復興特別税の課税期間は、図4のとおりである。

図4 復興債の発行・償還期間及び復興特別税の課税期間

区 分	平成23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度・・・	49年度
復興債		H23/12	発行期限			H27末	償還期限 H49末
復興特別所得税		税収見込		0.29兆円×25年間=7.3兆円			H49/12
(注) 復興特別法人税		税収見込	0.8兆円×3年間=2.4兆円				
		H24/4	H26末				

(注) 復興特別法人税は、平成25年度末をもって前倒しで廃止された。

そして、国は、平成24年度東日本大震災復興特別会計当初予算（以下「24年度当初予算」という。）を成立させた後、平成24年度東日本大震災復興特別会計補正予算（以下「24年度補正予算」という。）及び平成25年度東日本大震災復興特別会計当初予算（以下「25年度当初予算」という。）の編成過程において、「今後の復旧・復興事業の規模と財源について」（平成25年1月29日復興推進会議決定）により19兆円フレームを見直し、集中復興期間に係る事業費と財源の見込みを25兆円程度の規模とする復興財源フレーム（以下「25兆円フレーム」という。）を示した。

25兆円フレームの事業規模及び財源のそれぞれの内訳は、図5のとおりである。

図5 25兆円フレームの事業規模及び財源の内訳



上記の見直しでは、事業規模については、23、24両年度の事業費が計17.5兆円、25年度概算決定での事業費が計3.3兆円程度、26、27両年度に確実に実施が見込まれる施策・事業の規模が計2.7兆円程度であることから、集中復興期間に実施する施策・事業の規模の見込みを少なくとも23.5兆円程度とした。このうち23年度から25年度までの額は、復興債の元本償還に係る費用等を除いた事業費から、東京電力への求償が想定される額及び23年度の不用額を控除して算出している。

26、27両年度に確実に実施が見込まれる施策・事業及びその規模は、復興交付金0.9兆円、災害復旧事業0.8兆円、インフラ復興事業0.5兆円、震災復興特別交付税0.5兆円等となっている。復興庁によれば、19兆円フレームの見直しの時点で災害査定等が終わっていなかった復旧・復興事業、工事を伴う公共事業以外の分野の復興事業等に係る費用は、これらの額の積算に含まれていないとしている。

また、財源については、既に確保されている19兆円程度に加えて、税外収入と

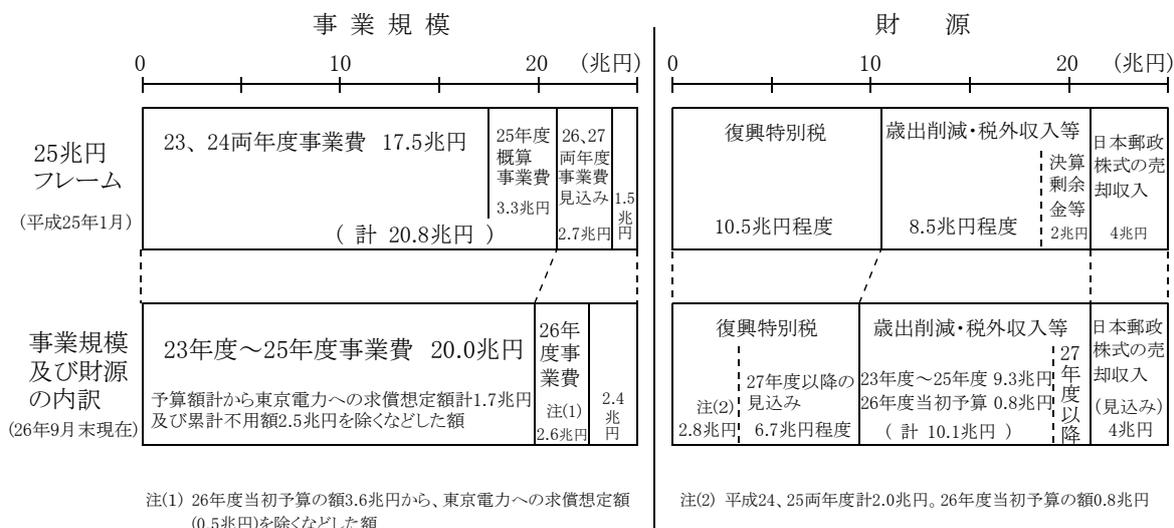
して、日本郵政の株式売却による収入見込額の4兆円程度及び23年度の決算剰余金等の2兆円程度を確保し、集中復興期間の財源の全体額として25兆円程度を確保することとした。

(ウ) 事業規模及び財源の26年9月末現在の状況

国は、25兆円フレームを示した後、平成25年度東日本大震災復興特別会計補正予算（以下「25年度補正予算」という。）及び平成26年度東日本大震災復興特別会計当初予算（以下「26年度当初予算」という。）を成立させた。図5で示した25兆円フレームの事業規模及び財源のそれぞれの内訳について、26年9月末現在の状況を示すと、図6のとおりである。

なお、上記の状況を示すに当たって、事業費及び財源については、23年度から25年度までは補正後予算額等、26年度は当初予算額等、27年度以降は25兆円フレームでの見込額を用いている。また、金額については、千億円単位の概数（単位未満を四捨五入）としている。

図6 25兆円フレーム並びに事業規模及び財源の平成26年9月末現在の状況



事業規模をみると、23年度から25年度までの事業費は、25兆円フレームでは計20.8兆円となっていたが、26年9月末現在の状況では、25兆円フレームが示された後に確定した25年度の事業費が追加される一方、24、25両年度の復興特会に不用額が生じたことなどのため、計20.0兆円となっている。26、27両年度の事業費の見込みは、25兆円フレームでは計2.7兆円となっていたが、26年9月末現在の26年度の事業規模には、同フレームが示された時点で災害査定等が終わっていなかつ

た復旧・復興事業、工事を伴う公共事業以外の分野の復興事業等に係る費用が含まれていることなどのため、26年度のみで2.6兆円に達している。このように、26年9月末現在の事業規模は、26年度までで計22.6兆円となり、25兆円フレームとの差額は2.4兆円程度となっている。

一方、財源をみると、復興特別税収については、25兆円フレームでは10.5兆円程度となっていたが、26年9月末現在の状況では、24、25両年度が計2.0兆円、26年度当初予算の額が0.8兆円、25兆円フレームにおける27年度から課税期間の最終年度である49年度までの復興特別所得税収の見込額が計6.7兆円で、全体見込額は計9.5兆円程度となっている。これは、復興特別法人税の廃止を1年前倒ししたため、25兆円フレームで見込んでいた当該税収1年度分の0.8兆円が減収となることなどのためである。

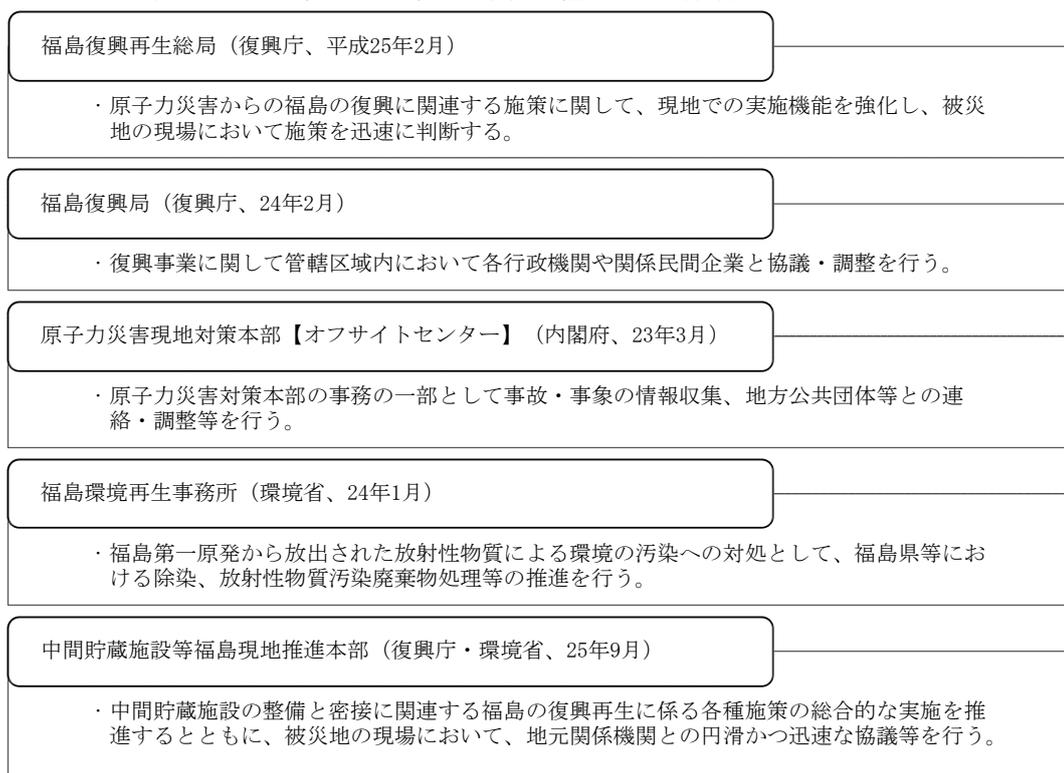
歳出削減・税外収入等については、25兆円フレームでは計10.5兆円程度が見込まれていたが、26年9月末現在の状況では、23年度から25年度までの計9.3兆円、26年度当初予算の0.8兆円、合計10.1兆円が既に財源として確保されている。

なお、税外収入のうち日本郵政の株式売却収入は、今後の財源として見込まれているため、26年9月末現在の状況としては、25兆円フレームの見込額の4兆円と同額としている。

ウ 原子力災害に対する国の復旧・復興への取組

福島第一原発の事故による原子力災害については、25年8月に福島県内の全ての避難指示対象市町村（田村市、南相馬市、伊達郡川俣町、双葉郡檜葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、川内村、葛尾村及び相馬郡飯舘村）において、避難指示区域の見直しが完了し、その後、26年4月に田村市、同年10月に川内村の一部において避難指示が解除された（避難指示区域の見直しの状況は43～45ページ参照）。国は、引き続き放射線の健康影響等に関する不安、賠償、帰還支援、廃炉、汚染水問題等、多くの課題への対応が必要とされることから、様々な取組を実施することとしている。原子力災害による被害が著しい福島県における原子力災害に対する国の主な体制は、図7のとおりとなっている。

図7 福島県における原子力災害に対する国の主な体制



(注) 図中の（ ）内は、所管省庁、設置年月を示す。

(ア) 福島の復興の加速に向けての取組

国は、原子力災害からの福島の復興・再生を一層加速させるための指針として、25年12月20日に「原子力災害からの福島復興の加速に向けて」（原子力災害対策本部決定。以下「福島復興の加速指針」という。）を策定し、同日付で閣議決定した。そして、この指針において、①「早期帰還支援と新生活支援の両面で福島を支える」、②「福島第一原発の事故収束に向けた取組を強化する」、③「国が前面に立って原子力災害からの福島の再生を加速する（国と東京電力の役割分担の明確化）」の3項目を示している。

上記3項目の具体的な取組は、次のとおりとなっている。

- ① 「早期帰還支援と新生活支援の両面で福島を支える」における取組として、25年度補正予算及び26年度当初予算から福島再生加速化交付金（以下「福島交付金」という。）を創設するなどされている。この交付金は、放射線不安を払拭する生活環境の向上、町内復興拠点の整備等の新たな施策と、これまで個別に実施していた長期避難者支援から早期帰還までの対応策とを一括して支援するものである。福島交付金等により、長期避難者の生活拠点を形成するため

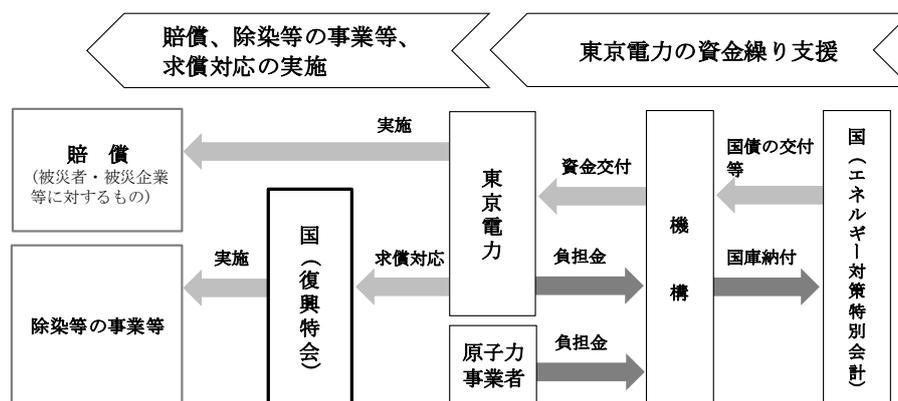
の災害公営住宅の整備等が実施されており、26年9月末現在、福島県の全体計画戸数4,890戸のうち約9割の事業計画に対し交付可能額が通知されている（実施状況は197～202ページ参照）。

② 「福島第一原発の事故収束に向けた取組を強化する」における取組として、廃炉支援業務と賠償支援業務の連携の強化に向けて、原子力損害賠償支援機構の活用も含めて検討するなどとされている。そして、原子力損害賠償支援機構法の一部を改正する法律（平成26年法律第40号。以下、改正前の法律を含めて「機構法」という。）が26年5月に成立し、同年8月に施行された。これにより、原子力損害賠償支援機構は原子力損害賠償・廃炉等支援機構（以下、その前身である原子力損害賠償支援機構を含めて「機構」という。）に改められ、機構の従来の賠償支援業務に廃炉支援業務を追加するなどの措置が講じられた。

③ 「国が前面に立って原子力災害からの福島の再生を加速する」における取組として、被災者・被災企業への賠償は、引き続き東京電力の責任において適切に行うこととし、実施済み又は現在計画されている除染・中間貯蔵施設事業の費用は、放射性物質汚染対処特措法に基づき、復興予算として計上した上で、事業実施後に環境省等から東京電力に求償すること、東京電力において必要となる資金繰りは、機構法に基づき、機構への交付国債の交付・償還により国が支援することなどとされている（図8参照）。このため、国は、26年度のエネルギー対策特別会計原子力損害賠償支援勘定の予算において、交付国債の発行限度額を5兆円から9兆円に引き上げた。また、中間貯蔵施設費用相当分についても、事業期間（30年以内）にわたり資金交付を行うこととして、同特別会計電源開発促進勘定において、26年度分の350億円を計上した。

なお、環境省は、放射性物質汚染対処特措法に基づき、放射性物質により汚染された土壌等の除染の実施（以下「汚染土壌等の除染」という。）、放射性物質汚染廃棄物処理事業（以下「汚染廃棄物処理事業」という。）及び中間貯蔵施設検討・整備事業（以下「中間貯蔵施設事業」といい、これらの3事業を合わせて「除染等の事業」という。）を実施しており、当該事業に要した費用については、福島復興の加速指針に基づき、事業実施後に東京電力に求償することとしている（図8参照。除染等の事業の実施状況は180～197ページ、求償等の状況は246～251ページ参照）。

図8 国による東京電力の資金繰り支援



(イ) 避難指示区域の見直しの状況

避難指示区域の解除の決定は、「ステップ2の完了を受けた警戒区域及び避難指示区域の見直しに関する基本的考え方及び今後の検討課題について」（平成23年12月原子力災害対策本部決定）に基づき行われることとなっている。これによれば、国は、年間積算線量20mSv以下となることが確実であると確認された地域を避難指示解除準備区域に設定した上で、電気、ガス、上下水道、主要交通網、通信等の日常生活に必須なインフラや医療、介護、郵便等の生活関連サービスがおおむね復旧し、子どもの生活環境を中心とする除染作業が十分に進捗した段階で、県、市町村及び住民との十分な協議を踏まえて、避難指示を解除することとされている。

(注6) Sv (シーベルト) 人体の被ばくによる生物学的影響の大きさ (線量当量) を表す単位

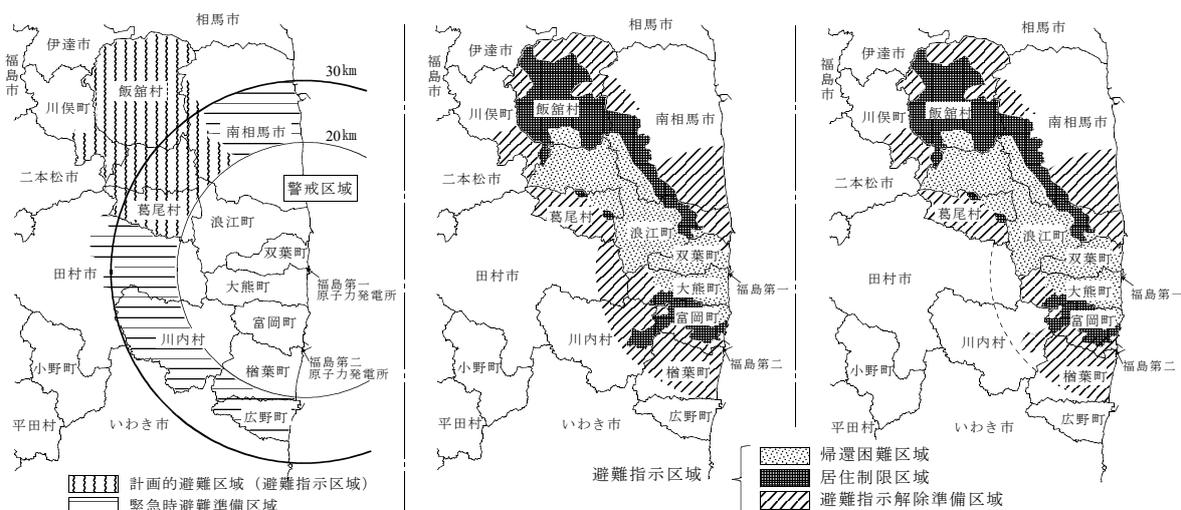
国は、緊急時避難準備区域を23年9月30日に解除し (25年報告26、27ページ参照)、警戒区域及び避難指示区域を上記の原子力災害対策本部決定に基づき新たな避難指示区域へ見直した結果、図9 [25年8月8日現在の状況] のとおり、25年8月8日までに、2市6町3村の一部を避難指示解除準備区域に、1市4町3村の一部を居住制限区域 (年間積算線量が20mSvを超えるおそれがあり、住民の被ばく線量を低減する観点から、引き続き避難の継続を求める地域) に、1市4町2村の一部を帰還困難区域 (事故後6年間を経過してもなお年間積算線量が20mSvを下回らないおそれがある年間積算線量が50mSv超の地域) にそれぞれ再編した。

その後、国は、図9 [26年10月1日現在の状況] のとおり、26年4月1日に田村市

の一部に設定していた避難指示解除準備区域における避難指示を解除し、同年10月1日に川内村の一部に設定していた避難指示解除準備区域における避難指示を解除するとともに、同村の一部に設定していた居住制限区域を避難指示解除準備区域に再編した。その結果、26年10月1日現在、10市町村に避難指示区域が設定されている。

図9 避難指示区域等の設定状況（概念図）

[平成23年4月22日現在の状況] [25年8月8日現在の状況] [26年10月1日現在の状況]



(注) 経済産業省が公表している「避難指示区域の概念図」等を基に作成した。

上記避難指示区域の市町村別の人口、世帯数及び面積は、表10のとおり、26年10月1日現在、7万9260人、2万8332世帯、約1,000km²となっており、10市町村全体のそれぞれ53.9%、52.6%、66.4%を占めている。特に、富岡町等6町村は全域が、楡葉町は面積の83.4%が避難指示区域に設定されている。

表10 避難指示区域の人口、世帯数及び面積（平成26年10月1日現在）

市町村名	区分	全体	避難指示区域						区域対象外			
			帰還困難区域		居住制限区域		避難指示解除準備区域		区域対象外			
			割合(%)	割合(%)	割合(%)	割合(%)	割合(%)	割合(%)	割合(%)			
檜葉町	人口(人)	7,523	7,474	99.3	-	-	-	7,474	99.3	49	0.6	
	世帯数(世帯)	2,736	2,718	99.3	-	-	-	2,718	99.3	18	0.6	
	面積(k㎡)	103	86	83.4	-	-	-	86	83.4	17	16.5	
富岡町	人口(人)	14,136	14,136	100.0	4,141	29.2	8,630	61.0	1,365	9.6	-	
	世帯数(世帯)	5,632	5,632	100.0	1,684	29.9	3,456	61.3	492	8.7	-	
	面積(k㎡)	68	68	100.0	8	11.7	35	51.4	25	36.7	-	
大熊町	人口(人)	10,878	10,878	100.0	10,485	96.3	370	3.4	23	0.2	-	
	世帯数(世帯)	3,954	3,954	100.0	3,812	96.4	130	3.2	12	0.3	-	
	面積(k㎡)	79	79	100.0	49	62.0	12	15.1	18	22.7	-	
双葉町	人口(人)	6,358	6,358	100.0	6,113	96.1	-	-	245	3.8	-	
	世帯数(世帯)	2,391	2,391	100.0	2,314	96.7	-	-	77	3.2	-	
	面積(k㎡)	51	51	100.0	49	96.0	-	-	2	3.9	-	
浪江町	人口(人)	19,089	19,089	100.0	3,279	17.1	8,097	42.4	7,713	40.4	-	
	世帯数(世帯)	7,124	7,124	100.0	1,168	16.3	3,000	42.1	2,956	41.4	-	
	面積(k㎡)	224	224	100.0	180	80.3	23	10.2	21	9.3	-	
葛尾村	人口(人)	1,499	1,499	100.0	116	7.7	62	4.1	1,321	88.1	-	
	世帯数(世帯)	457	457	100.0	33	7.2	21	4.5	403	88.1	-	
	面積(k㎡)	85	85	100.0	16	18.8	5	5.8	64	75.2	-	
飯館村	人口(人)	6,321	6,321	100.0	271	4.2	5,266	83.3	784	12.4	-	
	世帯数(世帯)	1,879	1,879	100.0	76	4.0	1,597	84.9	206	10.9	-	
	面積(k㎡)	230	230	100.0	11	4.7	157	68.2	62	26.9	-	
南相馬市	人口(人)	63,700	12,271	19.2	2	0.0	495	0.7	11,774	18.4	51,429	80.7
	世帯数(世帯)	22,903	3,802	16.6	1	0.0	129	0.5	3,672	16.0	19,101	83.3
	面積(k㎡)	399	171	42.8	24	6.0	56	14.0	91	22.8	228	57.1
川俣町	人口(人)	14,781	1,180	7.9	-	-	126	0.8	1,054	7.1	13,601	92.0
	世帯数(世帯)	5,548	356	6.4	-	-	42	0.7	314	5.6	5,192	93.5
	面積(k㎡)	127	32	25.1	-	-	3	2.3	29	22.8	95	74.8
川内村	人口(人)	2,758	54	1.9	-	-	-	-	54	1.9	2,704	98.0
	世帯数(世帯)	1,161	19	1.6	-	-	-	-	19	1.6	1,142	98.3
	面積(k㎡)	197	12	6.1	-	-	-	-	12	6.1	185	93.8
計	人口(人)	147,043	79,260	53.9	24,407	16.5	23,046	15.6	31,807	21.6	67,783	46.0
	世帯数(世帯)	53,785	28,332	52.6	9,088	16.8	8,375	15.5	10,869	20.2	25,453	47.3
	面積(k㎡)	1,563	1,038	66.4	337	21.5	291	18.6	410	26.2	525	33.5

注(1) 人口及び世帯数は、市町村から聞き取った情報（平成26年10月1日時点の住民登録数）を基に内閣府原子力被災者生活支援チームが集計したものである。

注(2) 割合は、全体に対する割合を示す。

また、図9「平成23年4月22日現在の状況」のとおり、5市町村に23年4月22日現在設定されていた緊急時避難準備区域は同年9月30日に解除されている。内閣府によれば、同区域に設定されていた地域における避難者の帰還状況について、東日本大震災発生前の人口約6万人のうち、26年10月1日現在約4万人が帰還し、推計約2万人が避難を続けているとしている。

避難生活が長期化する中、住民の意向等にも変化が見られている。復興庁等は、24年度から避難期間中の生活環境の改善や支援策等の具体化を進めることなどを目的に、避難指示区域が設定されるなどしている市町村の住民を対象として、今後の生活再建に向けた住民意向調査を実施している。そして、24、25両年度に調査を実施した7町村の住民の意向の変化についてみると、6町村において、帰還について「戻らない」とする回答の割合が増加している。

特に、福島第一原発が所在する双葉町及び大熊町では、25年度の調査で60%以上の住民が「戻らない」と回答している。その理由は、放射線量や原子力発電所の安全性等に対する不安、商業施設・医療機関等のインフラの整備の遅れ、雇用問題、コミュニティの形成に対する不安等となっており、多岐にわたっている。

2 復興等の各種施策及び支援事業の実施状況

(1) 東北3県における復旧・復興事業の実施状況

ア 復旧・復興事業の概要

東日本大震災は、東北3県を中心に広い範囲で甚大な被害をもたらした。そして、国は、復興基本法に基づく復興基本方針を示し、復興を担う行政主体である市町村が能力を最大限発揮できるよう、現場の意向を踏まえて、財政、人材、ノウハウ等の面から必要な制度設計や支援を責任をもって実施することとしている（24年報告16ページ参照）。

復興庁によれば、災害廃棄物及び津波堆積物の処理は、26年3月末までに福島県の一部地域を除き完了している。また、住宅の再建及び高台移転等に関する各事業については、表11のとおり、多くの地区で造成工事等が開始されている。

表11 住宅の再建及び高台移転等に関する各事業の進捗状況

項目	進捗率		備考
	平成24年11月末又は12月末時点	26年6月末時点	
復興住宅 (災害公営住宅整備事業)	27%	81%	福島県以外の被災県が公表している計画戸数に対する災害公営住宅の用地を確保した戸数の割合
復興まちづくり (防災集団移転促進事業)	12%	92%	住まいの復興工程表に基づく面整備事業を行う東北3県の計画地区数及び茨城県の計画地区数の合計に対する造成工事の着工地区数の割合
復興まちづくり (土地区画整理事業)	12%	75%	住まいの復興工程表に基づく面整備事業を行う計画地区数に対する造成工事の着工地区数の割合
復興まちづくり (漁業集落防災機能強化事業)	6%	62%	住まいの復興工程表に基づく面整備事業を行う計画地区数に対する造成工事の着工地区数の割合

(注) 復興庁が公表している「復興の現状」（平成26年8月26日）を基に作成した。

このほか、津波により被災した農地では、営農再開が可能な農地面積が増加し、漁港では、陸揚げ機能が全て回復した漁港数が増加するなど、産業の復旧・復興も進みつつある。

イ 東北3県に対する東日本大震災関係経費に係る国庫補助金等の交付等の状況

国は、東日本大震災発生以降、震災からの復旧・復興に向けて、東日本大震災関係経費として多額の予算を措置しており、その状況等は次のとおりとなっていた。

(ア) 東日本大震災関係経費に係る国庫補助金等の交付等の状況

復旧・復興事業には、国自らが直轄事業として実施する事業、地方公共団体等

が国庫補助金等の交付を受けて実施する事業等があり、これらの実施方法は多様なものとなっている。23年度から25年度までの3か年に東北3県及び管内の127市町村に交付等された東日本大震災関係経費に係る国庫補助金等は、表12のとおり、計8兆1780億余円であり、東北3県に対するものが計4兆6083億余円、127市町村に対するものが計3兆5697億余円となっていて、東北3県分が全体の過半を占めている。

交付額等全体に占める国庫補助金等の割合を実施方法等別にみると、東北3県及び127市町村全体では補助事業等が31.7%と最も高く、次いで復興交付金事業24.0%、復興関連基金事業21.8%、震災復興特別交付税20.3%の順となっている。また、県分及び市町村分で見ると、県分では復興関連基金事業が38.8%、補助事業等が29.0%等となっていて、これらの2事業で県全体の約67%を占めている。市町村分では、復興交付金事業が45.8%と最も高く、市町村全体の半数近くを占めている。

なお、震災復興特別交付税は、時限的な税制措置を講ずることなどにより特別に財源を確保した上で、東日本大震災の災害復旧事業等に係る道府県及び市町村の負担額等について対処するために創設された財政措置である。

表12 東北3県及び127市町村に対する国庫補助金等の交付等の状況（平成23年度～25年度）

(単位：百万円、%)

特定被災自治体	復興関連基金事業	復興基金事業	復興交付金事業	補助事業等		震災復興特別交付税	特定被災自治体に交付決定等された国庫補助金等の合計 G =(a+b+c+d+f)	特定被災自治体に交付等された国庫補助金等の合計 H =(a+b+c+e+f)	交付額等全体に占める国庫補助金等の各割合				
	国庫補助金等交付額 a	特別交付税交付額 b	復興交付金交付可能額(第1回から第8回までの計) c	交付決定額 d	交付額 e	交付額 f			復興関連基金事業 (a/H)	復興基金事業 (b/H)	復興交付金事業 (c/H)	補助事業等 (e/H)	震災復興特別交付税 (f/H)
岩手県	161,732	42,000	110,353	483,922	287,577	237,623	1,035,631	839,286	19.2	5.0	13.1	34.2	28.3
33市町村	-	-	425,941	405,169	323,246	130,480	961,591	879,668	-	-	48.4	36.7	14.8
宮城県	291,450	66,000	158,984	1,018,404	660,871	503,874	2,038,712	1,681,179	17.3	3.9	9.4	39.3	29.9
35市町村	-	-	1,016,584	855,382	729,081	380,962	2,252,930	2,126,629	-	-	47.8	34.2	17.9
福島県	1,334,987	57,000	61,362	483,219	390,807	243,691	2,180,260	2,087,849	63.9	2.7	2.9	18.7	11.6
59市町村	-	-	192,977	232,554	201,622	168,841	594,373	563,440	-	-	34.2	35.7	29.9
合計	1,788,170	165,000	1,966,203	3,478,653	2,593,207	1,665,473	9,063,500	8,178,054	21.8	2.0	24.0	31.7	20.3
東北3県計	1,788,170	165,000	330,700	1,985,545	1,339,256	985,189	5,254,605	4,608,316	38.8	3.5	7.1	29.0	21.3
127市町村計	-	-	1,635,503	1,493,107	1,253,951	680,284	3,808,895	3,569,738	-	-	45.8	35.1	19.0

注(1) 震災復興特別交付税の交付額は、交付決定額と同額となっている。

注(2) 震災復興特別交付税は、地方税法等の特例措置による減収額に対する措置等を含んでいることから、震災復興特別交付税の交付額等全体に占める割合(表のf/H)が、復旧・復興事業に係る地方負担割合を示すものではない。

このように、国は、東日本大震災関係経費に充てるために、補助事業等の多様

な実施方法により東北3県に多額の国庫補助金等を交付等している。このうち交付額等全体に占める割合が高い復興関連基金事業、復興交付金事業及び補助事業等の実施状況等は、次のとおりである。

(イ) 復興関連基金事業の実施状況

東北3県に対する復興関連基金事業に係る国庫補助金等の交付額は、表13のとおり、21基金で計1兆7881億余円となっており、これらの21基金により66事業が実施されている。

上記21基金66事業のうち、4基金4事業は、東日本大震災が発生した23年3月以前から実施されている基金事業等と復興関連基金事業とを区分することなく一体として経理することとされていて、復興に係る基金事業執行率等を区分して把握することが困難なため、これらを除いた18基金62事業の交付額等の状況をみると、国庫補助金等交付額は計1兆7080億余円、25年度末までの取崩額は計8710億余円、基金事業執行率は50.9%となっている。

表13 東北3県における復興関連基金事業の実施状況

基金名	復旧・復興予算区分	基金事業名	所管省庁名	国庫補助金等交付額		平成25年度末までの取崩額(国庫返納額分を除く。)	基金事業執行率	25年度末までの国庫返納額(国庫補助金等相当額)	25年度末に保有している国庫補助金等相当額	当初の年度	延長された年度等
				A	全体に占める割合						
(単位：百万円、%)											
				A		B	B/A	C	A-B-C		
○ 地域自殺対策緊急強化基金	23年度3次補正	地域自殺対策緊急強化事業	内閣府(内閣府本府)	833	0.0					24年度	26年度
○ 新しい公共支援基金	23年度3次補正	新しい公共支援事業	内閣府(内閣府本府)	879	0.0			76		24年度	国庫返納額には、一般財源の残額も含まれている。
○ 地方消費者行政活性化基金	24年度当初予算	消費者行政活性化事業	内閣府(消費者庁)	316	0.0	640	63.9		360	25年度	39年度
	25年度当初予算	消費者行政活性化事業	内閣府(消費者庁)	683	0.0					25年度	39年度
		計		1,000	0.0	640	63.9		360		
○ 高校生修学支援基金(被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金)	23年度1次補正、23年度3次補正	被災幼児就園支援事業	文部科学省	1,183	0.0	3,113	263.0		△ 1,930	26年度	—
		被災児童生徒就学援助事業	文部科学省	11,893	0.6	9,499	79.8		2,394	26年度	—
		奨学金事業	文部科学省	10,226	0.5	4,961	48.5		5,265	26年度	—
		私立学校授業料等減免事業	文部科学省	8,788	0.4	5,903	67.1		2,884	26年度	—
		被災児童生徒等特別支援教育就学奨励事業	文部科学省	57	0.0	16	28.7		41	26年度	—
		専修学校・各種学校授業料等減免事業	文部科学省	1,958	0.1	988	50.4		969	26年度	—
	計		34,107	1.9	24,482	71.7		9,624			
○ 高校生修学支援基金(高等学校授業料減免事業等支援臨時特例交付金)	23年度3次補正	高等学校授業料減免事業等	文部科学省	234	0.0					26年度	—
○ 高校生修学支援基金(被災私立高等学校等教育環境整備支援臨時特例交付金)	23年度3次補正	被災私立学校復興支援事業	文部科学省	4,487	0.2	1,938	43.2		2,548	26年度	—
		被災私立専修学校等復興支援事業	文部科学省	1,934	0.1	272	14.0		1,662	26年度	—
	計		6,421	0.3	2,210	34.4		4,211			
○ 安心こども基金	23年度1次補正	地域子育て創生事業	厚生労働省	2,116	0.1	941	44.5		1,174	23年度	25年度
	23年度3次補正	幼稚園等の複合化・多機能化推進事業	文部科学省	983	0.0	473	48.1		510	24年度	26年度(26年度中に施設整備に着手し、27年度に完了が見込まれる場合は、27年度まで)
		保育所等の複合化・多機能化推進事業(岩手県及び福島県)	厚生労働省	783	0.0	163	20.9		619	24年度	26年度(26年度中に施設整備に着手し、27年度に完了が見込まれる場合は、27年度まで)
		計		3,882	0.2	1,578	40.6		2,303		
医療施設耐震化臨時特例基金	23年度3次補正	医療施設耐震化臨時特例基金事業(宮城県及び福島県)	厚生労働省	2,768	0.1	470	17.0	322	1,974	24年度	25年度(事業着手年度)
○ 地域医療再生基金	23年度3次補正	被災地における医療提供体制の再構築	厚生労働省	72,000	4.0	10,052	13.9		61,947	27年度	—
		革新的医療機器創出・開発促進事業	厚生労働省	4,320	0.2	1,275	29.5		3,044	27年度	—
	24年度予備費	地域医療提供体制の再構築	厚生労働省	35,500	1.9	8,821	24.8		26,678	27年度	—
	計		111,820	6.2	20,149	18.0		91,670			
○ 緊急雇用創出事業臨時特例基金(住まい対策拡充等支援事業分)	23年度3次補正	社会的包摂・「絆」再生事業	厚生労働省	3,796	0.2	3,658	96.3		138	24年度	26年度
		生活福祉資金相談等体制整備事業	厚生労働省	6,932	0.3	4,496	64.8		2,436	24年度	26年度
		パーソナル・サポート・サービスマデル・プロジェクト(岩手県のみ)	厚生労働省	120	0.0	106	88.2		14	24年度	—
		被災生活保護受給者に対する生活再建サポート事業	厚生労働省	1,016	0.0	18	1.8		997	24年度	25年度
	計		11,865	0.6	8,279	69.7		3,586			
○ 介護基盤緊急整備等臨時特例基金	23年度1次補正	地域支え合い体制づくり事業	厚生労働省	6,000	0.3	5,837	97.2		162	23年度	26年度
	23年度3次補正	地域支え合い体制づくり事業	厚生労働省	8,610	0.4	3,851	44.7		4,758	24年度	26年度
		介護基盤復興まちづくり整備事業	厚生労働省	2,850	0.1	1,259	44.1		1,590	24年度	26年度
		被災地健康支援事業	厚生労働省	2,880	0.1	1,800	62.5		1,079	24年度	26年度
	25年度当初予算	仮設住宅のサポート拠点運営費等(宮城県及び福島県)	厚生労働省	2,303	0.1	—	—		2,303	25年度	26年度
	計		22,643	1.2	12,749	56.3		9,893			
○ 障害者自立支援対策臨時特例基金	23年度3次補正	被災者の心のケア事業	厚生労働省	2,791	0.1	1,414	50.6	1,377	—	24年度	—
		被災地障害福祉サービス基盤整備事業	厚生労働省	1,521	0.0	844	55.4	677	—	24年度	—
	計		4,313	0.2	2,258	52.3	2,054	—			
○ 緊急雇用創出事業臨時特例基金	23年度1次補正	震災等緊急雇用対応事業	厚生労働省	40,000	2.2	38,358	95.8		1,641	24年度	27年度
	23年度3次補正	震災等緊急雇用対応事業	厚生労働省	65,000	3.6	43,125	66.3		21,874	24年度	27年度
	24年度補正予算	震災等緊急雇用対応事業	厚生労働省	40,260	2.2	19,721	48.9		20,538	25年度	27年度
	23年度3次補正	雇用復興推進事業	厚生労働省	145,000	8.1	59,520	41.0		85,479	27年度	28年度
	25年度補正予算	雇用復興推進事業	厚生労働省	43,730	2.4	—	—		43,730	28年度	29年度
		計		333,990	18.6	160,726	48.1		173,263		

(単位：百万円、%)

基金名	復興・復興予算区分	基金事業名	所管省庁名	国庫補助金等交付額	全体に占める割合	平成25年度末までの取崩額(国庫返納額分を除く。)	基金事業執行率	25年度末までの国庫返納額(国庫補助金等相当額)	25年度末までの国庫保有している国庫補助金等相当額	当初の年度	延長された年度等
○ 森林整備加速化・林業再生基金	23年度3次補正	森林整備加速化・林業再生事業	農林水産省	9,950	0.5	3,674	36.9	-	6,275	26年度	-
○ 旧鉱物採掘区域災害復興基金	23年度1次補正	旧鉱物採掘区域災害復興費(宮城県のみ)	経済産業省	248	0.0	248	99.8	-	0	27年度	-
	23年度3次補正	旧鉱物採掘区域災害復興費	経済産業省	495	0.0	365	58.2	-	262	27年度	-
	24年度補正予算	旧鉱物採掘区域災害復興費(宮城県のみ)	経済産業省	132	0.0	-	-	-	-	27年度	-
	計			876	0.0	613	70.0	-	262		
○ 災害等廃棄物処理基金	23年度3次補正	災害等廃棄物処理基金事業	環境省	64,018	3.5	64,018	100.0	-	-	25年度	-
	24年度当初予算	災害等廃棄物処理基金事業	環境省	30,225	1.6	22,735	75.2	-	7,489	25年度	26年度(福島県のみ)
計			94,243	5.2	86,753	92.0	-	7,489			
○ 再生可能エネルギー等導入地方公共団体支援基金	23年度3次補正	再生可能エネルギー等導入推進事業	環境省	44,991	2.5	10,379	23.0	-	34,611	27年度	-
※ 福島県民健康管理基金	23年度2次補正	福島県特別緊急除染事業	内閣府(内閣府本府)	17,981	1.0	8,594	47.7	-	9,387	定めていない。	-
		東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質の除染事業等に必要経費	内閣府(内閣府本府)	199,999	11.1	189,827	94.9	-	10,171	定めていない。	-
		原子力被災者の健康確保・管理関連交付金	経済産業省	78,182	4.3	-	-	-	-	定めていない。	-
	23年度3次補正	放射性物質により汚染された土壌等の除染の実施	環境省	70,644	3.9	231,762	53.0	-	204,840	定めていない。	-
		24年度当初予算	放射性物質により汚染された土壌等の除染の実施	環境省	96,119					5.3	定めていない。
	25年度当初予算	放射性物質により汚染された土壌等の除染の実施	環境省	189,839	10.6					定めていない。	-
	25年度補正予算	放射性物質により汚染された土壌等の除染の実施	環境省	80,000	4.4					定めていない。	-
	24年度予備費	福島健康管理拠点の緊急整備	環境省	5,980	0.3	136	2.2	-	5,843	定めていない。	-
	25年度当初予算	原子力被災者環境放射線モニタリング対策関連交付金	環境省(原子力規制庁)	1,306	0.0	537	41.1	-	768	定めていない。	-
	計			740,053	41.3	-	-	-	-		
		うち8事業(「原子力被災者の健康確保・管理関連交付金」を除く。)	661,870	37.0	430,858	65.0	-	231,011			
※ 福島県原子力被害応急対策基金	23年度2次補正	東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故による被害に係る応急の対策に関する事業に必要な経費	内閣府(内閣府本府)	40,385	2.2	36,471	90.3	-	3,913	定めていない。	-
※ 福島県原子力災害等復興基金	23年度3次補正	低線量域における被ばく線量モニターの開発	文部科学省	625	0.0	420	67.1	-	205	定めていない。	-
		放射性薬剤の研究開発・製造拠点の整備	文部科学省	11,362	0.6	3,599	31.6	-	7,763	定めていない。	-
		放射性核種の生態系における環境動態調査等	文部科学省	2,245	0.1	331	14.7	-	1,914	定めていない。	-
		福島県環境創造センター整備事業	文部科学省	8,042	0.4	1,150	14.3	-	6,891	定めていない。	-
		農地土壌等の浄化の研究拠点施設整備調査事業	農林水産省	100	0.0	10	10.3	-	89	32年度	-
	24年度補正予算	福島県営農再開支援事業	農林水産省	23,185	1.2	2,993	12.9	-	20,191	27年度	-
	23年度3次補正	医療福祉機器・創薬産業拠点整備事業	経済産業省	39,493	2.2	8,467	21.4	-	31,025	定めていない。	-
	24年度予備費	福島県医療機器開発・安全性評価センター整備事業	経済産業省	13,390	0.7	148	1.1	-	13,242	31年度	-
	23年度3次補正	がんぼうろうふくしま産業復興企業立地支援事業	経済産業省	170,000	9.5	49,038	23.3	-	161,186	28年度	-
	24年度予備費	地域経済産業復興立地推進事業	経済産業省	40,224	2.2	-	-	-	-	28年度	-
24年度補正予算	福島県環境創造センター整備事業	環境省	11,337	0.6	1,324	11.6	-	10,012	定めていない。	-	
計			320,006	17.8	67,483	21.0	-	252,523			
※ 福島県農産物等戦略的情報発信基金	24年度補正予算	福島県農産物等戦略的情報発信事業	農林水産省	1,299	0.0	1,296	99.7	-	-	25年度	26年度
	25年度補正予算	福島県農産物等戦略的情報発信事業	農林水産省	1,604	0.0	-	-	-	1,604	26年度	-
計			2,903	0.1	1,296	44.6	-	1,606			
合計(21基金66事業)				1,788,170	100.0	-	-	2,454			
うち18基金62事業(「地域自殺対策緊急強化事業」、「新しい公共支援事業」、「高等学校授業料減免事業等」、「原子力被災者の健康確保・管理関連交付金」を除く。)				1,708,040	95.5	871,078	50.9	2,377	834,584		
うち○の小計(16基金42事業)				682,053	38.1	-	-	2,131			
うち13基金39事業(「地域自殺対策緊急強化事業」、「新しい公共支援事業」、「高等学校授業料減免事業等」を除く。)				680,106	38.0	334,497	49.1	2,054	343,554		
うち※の小計(4基金23事業)				1,103,348	61.7	-	-	-	-		
うち4基金22事業(「原子力被災者の健康確保・管理関連交付金」を除く。)				1,025,166	57.3	536,110	52.2	-	489,055		

注(1) ○印は、東北3県全てに設置造成等されている復興関連基金であり、一部の基金は他の都道府県にも設置造成等されている。また、※印は、福島県のみを設置造成等されている復興関連基金である。

注(2) 基金名、基金事業名は、国庫補助金等交付先ごとに異なっていることから、代表的な名称等を記載している。

- 注(3) 基金名が同一であっても、基金の原資となっている国庫補助金等名が異なるなどの場合は、別の基金として集計している。
- 注(4) 「当初の終了年度」の欄は、復旧・復興予算が措置された際に設定された事業の終了期限の年度を記載している。
- 注(5) 復興関連基金事業が同一事業であっても予算別に区分経理されている場合は、別の事業として集計している。
- 注(6) 復興関連基金事業のうち、既存の基金事業と復興関連基金事業とを区分して経理していないものなどは、「平成25年度末までの取崩額（国庫返納額分を除く。）」、「基金事業執行率」、「25年度末に保有している国庫補助金等相当額」の欄を「/」としている。
- 注(7) 被災幼児就園支援事業の「25年度末に保有している国庫補助金等相当額」の欄において、マイナス（△）表示の計数となっているのは、高校生修学支援基金（被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金）を活用して行われる事業間で配分変更して使用できることから、他事業から配分変更した額を当該事業の取崩額として集計したことによる。
- 注(8) 当初終了年度に終了していた5事業は、「当初の終了年度」欄に網掛けしている。

東北3県における復興関連基金の設置状況をみると、東北3県全てに設置造成等されている基金は、緊急雇用創出事業臨時特例基金等16基金であり、これらの基金による42事業に係る国庫補助金等交付額は計6820億余円（国庫補助金等交付額の総額に占める割合38.1%）となっている。このうち、復興に係る基金事業執行率等を区分して把握することが困難な3事業を除いた39事業をみると、国庫補助金等交付額は計6801億余円、25年度末までの取崩額は計3344億余円、基金事業執行率は49.1%となっている。一方、福島県のみを設置造成等されている基金は、原子力災害関連基金に係る福島県民健康管理基金等4基金であり、これらの基金による23事業に係る国庫補助金等交付額は計1兆1033億余円（同61.7%）と、多額に上っている。このうち、復興に係る基金事業執行率等を区分して把握することが困難な1事業を除いた22事業の交付額等の状況をみると、国庫補助金等交付額は計1兆0251億余円、25年度末までの取崩額は計5361億余円、基金事業執行率は52.2%となっている。

各復興関連基金事業21基金66事業のうち、当初の終了年度が25年度までの事業をみると、表14のとおり、23年度が2基金2事業、24年度が8基金16事業、25年度が5基金7事業、計11基金25事業であり、このうち新しい公共支援事業、パーソナル・サポート・サービスモデル・プロジェクト、被災者の心のケア事業、被災地障害福祉サービス基盤整備事業及び災害等廃棄物処理基金事業（23年度3次補正分）の5事業は予定年度までに終了したが、残り20事業は事業を十分に実施できていないことを主な理由として終了年度が延長されていた。一方、基金事業の開始当初に終了年度を定めていない事業は、3基金16事業、国庫補助金等交付額計8535億余円（国庫補助金等交付額の総額に占める割合47.7%）となっていて、全て福島県

に設置されている基金による原子力災害等に対する事業である。

表14 東北3県における終了年度別の復興関連基金事業数等
(単位：件、百万円、%)

当初の終了年度	復興関連 基金事業数	国庫補助金等交付額	
		国庫補助金等 交付額の総額	に占める左の 額の割合
平成23年度～25 年度	25	288,989	16.1
23年度	2	8,116	0.4
24年度	16	141,766	7.9
25年度	7	139,106	7.7
26年度以降	25	645,635	36.1
終了年度未定	16	853,544	47.7
計	66	1,788,170	100.0

前記18基金62事業の25年度末における執行状況をみると、基金事業執行率が100%となっている事業（災害等廃棄物処理基金事業（23年度3次補正分））がある一方、1.1%となっている事業（福島県医療機器開発・安全性評価センター整備事業）があるなど、事業により執行の状況に大きな差が見受けられた。

そこで、東北3県の基金事業は円滑かつ迅速に実施されているか、国は基金団体と十分連携しつつ事業の進捗状況を的確に把握して経費の配分に努めているか、基金団体において使用見込みのない余剰金が基金に滞留していないかなどについて東北3県において会計実地検査を行ったところ、次のような事態が見受けられた。

- a 同種の復興事業や既存の事業等により代替可能であったことなどにより、基金事業の執行が低調となっているもの（東北3県）

- ① 安心子ども基金（保育所等の複合化・多機能化推進事業）（厚生労働省所管）

（岩手県及び福島県に対する交付金交付額 7億8339万余円）

岩手県及び福島県は、東日本大震災の復興支援として、保育所、認定こども園、放課後児童クラブ、地域子育て支援拠点等の子育て関連施設の複合化・多機能化を図る基盤整備を行うために、厚生労働省から23年度3次補正により措置された子育て支援対策臨時特例交付金7億8339万余円(当初の事業終了

年度は24年度。その後、26年度に延長)の交付を受けて、基金を設置造成等している。

しかし、表15のとおり、岩手県は、25年度末現在、事業を実施しておらず、福島県も執行率が39.5%と低くなっている。

表15 岩手県及び福島県における保育所等の複合化・多機能化推進事業の執行状況
(単位：千円、%)

県名	交付金交付額 A	平成25年度末までの取崩額 B	基金事業執行率 B/A	25年度末に保有している交付金相当額 A-B
岩手県	368,391	-	-	368,391
福島県	415,000	163,935	39.5	251,065
計	783,391	163,935	20.9	619,456

上記について、岩手県は、保育所等の被害が沿岸部のみとなっていること、事業を実施している沿岸市町村は当該基金ではなく同様の事業を実施できる経費の使途の自由度が高い復興交付金を活用して事業を行っていることなどによるとしている。

また、保育所等の施設を本件基金事業により整備する場合は、市町村が策定する復興計画等に基づくことが要件とされているが、会計実地検査時点(26年7月)において、復興計画等に本件基金事業を含めている市町村はなかった。そして、今後の事業実施見込みについて、岩手県は、事業が市町村の復興計画等に基づき実施されるものであることから、会計実地検査時点(同)では不明であるとしている。

なお、宮城県は、復興交付金による事業を実施していることなどから、国に当該基金事業に係る交付金の交付申請を行っていない。

- ② 緊急雇用創出事業臨時特例基金(住まい対策拡充等支援事業分)で実施される事業のうち、被災生活保護受給者に対する生活再建サポート事業(厚生労働省所管)

(東北3県に対する交付金交付額 10億1626万余円)

東北3県は、東日本大震災により被災した生活保護受給世帯を対象として、生活再建サポーター等の支援員による生活相談等の各種支援を行うために、厚生労働省から23年度3次補正により措置された緊急雇用創出事業臨時特例交付金(住まい対策拡充等支援事業分)10億1626万余円(当初の事業終了年度は

24年度。その後、25年度に延長)の交付を受けて、基金を設置造成等している。

しかし、表16のとおり、宮城県及び福島県は、25年度の事業終了年度まで事業を実施しておらず、岩手県も基金事業執行率が6.8%と低くなっていて、多額の余剰金が生じている。

表16 東北3県における被災生活保護受給者に対する生活再建サポート事業の執行状況

(単位：千円、%)

県名	交付金交付額 A	平成25年度末までの取崩額 B	基金事業執行率 B/A	25年度末に保有している交付金相当額 A-B
岩手県	273,769	18,749	6.8	255,019
宮城県	720,000	-	-	720,000
福島県	22,500	-	-	22,500
計	1,016,269	18,749	1.8	997,519

上記について、宮城県及び福島県は、震災後に生活保護の申請等が急増することを想定したが、実際には生活保護者数の変動がほとんどなかったことなどにより既存の福祉事務所の体制で対応できたこと、新規に支援員を配置することが困難であったことなどによるとしている。

これらを受けて、厚生労働省は、当該事業は今後の需要が見込めないとして、25年度末で廃止している。なお、前記の余剰金について、東北3県は、当該基金の社会的包摂・「絆」再生事業（失業者の路上生活化の防止、生活再建等）や生活福祉資金相談等体制整備事業（市町村社会福祉協議会の相談員経費等）に配分変更して使用できることとなっていることから、会計実地検査時点（26年7月）において、国への返納は予定していないとしている。

- b 基金事業の執行状況を的確に把握するなどして、経費の配分等を適切に行う必要があったと認められるもの（宮城県）

災害等廃棄物処理基金（災害等廃棄物処理基金事業）（環境省所管）

（宮城県に対する国庫補助金交付額 579億5815万余円）

東北3県は、市町村等が実施する災害廃棄物の収集、運搬及び処分に係る事業（以下「廃棄物処理事業等」という。）を支援するために、環境省から23年度3次補正及び24年度当初予算により措置された災害廃棄物処理促進費補助金計942億4321万余円(当初の事業終了年度は25年度。その後、福島県のみ26年度に延長)の交付を受けて、基金を設置造成等している。

このうち、宮城県に対する国庫補助金の交付状況をみると、環境省は、表17のとおり、25年度に114億3848万余円を宮城県に交付していて、当該交付額は、宮城県が25年度に実施を予定していた事業の所要額123億7783万余円から、26年2月の基金残高9億3934万余円を差し引くなどして算定されていた。

しかし、宮城県は、環境省から交付された国庫補助金を基金に積み立てるとともに、廃棄物処理事業等を実施した市町村からの請求に即応するために、基金を事前に取り崩して、県の一般会計に繰り入れていた。そして、市町村に交付した後に執行残額（不用額）が生じた場合には、これを基金に戻し入れていたが、23年度事業で24年度に繰り越した額103億9379万余円のうち24年度末に生じていた執行残額（不用額）2億1607万余円については、環境省に照会した上で前記基金事業終了後に国へ一括返納するとして、引き続き一般会計で保有していた。このため、環境省が、26年2月に、25年度事業に係る交付額を算定する際に宮城県に照会した基金残高には、上記23年度事業の執行残額（不用額）2億1607万余円が含まれていなかったことから、環境省は、同額を控除することなく114億3848万余円を交付していた。

表17 宮城県における事業年度別の執行残額等の管理状況（平成23、24両年度）

（単位：千円）

事業年度	国庫補助金 交付額	基金取崩額 （一般会計 繰入額） A	23年度			24年度		
			市町村への 支払額 B	翌年度に繰 り越した額 （翌年度繰 越額） C	不用残額 （執行残 額） D=A-B-C	市町村への 支払額 E	翌年度に繰 り越した額 （翌年度繰 越額） F	不用残額 （執行残 額） G= (A又はC)-E-F
平成23年度	31,508,555	31,508,555	21,100,880	10,393,799	13,876	5,942,932	4,234,793	216,074
24年度	15,011,110	15,011,110				10,142,477	3,943,982	924,651
25年度	11,438,488	12,377,833						
計	57,958,153	58,897,498	21,100,880	10,393,799	13,876	16,085,409	8,178,775	1,140,725
うち基金へ の戻入額					13,876			924,651
うち一般会計 で保有する額					-			216,074

（注）平成23年度の一般会計における執行残額13,876千円及び24年度の一般会計における執行残額924,651千円、計938,527千円は、基金に戻し入れた後25年度に事業実施のため取り崩されている。また、26年2月現在の宮城県の基金残額は、上記の執行残額計938,527千円に25年12月までの運用益等計818千円を加えた合計939,345千円である。

基金事業には、本件のように、基金を取り崩した後の執行残等を一般会計で保有していたり、市町村等の事業が完了し決算が確定した後に多額の執行

残額が明らかになったりすることがあることから、国は、基金事業の執行状況を的確に把握するとともに、資金を追加交付する場合には、復旧・復興予算の適切かつ有効な活用についても十分留意する必要がある。

- c 基金事業が終了したものについて、使用見込みのない国庫補助金等が基金等に保有されていたもの（岩手県及び宮城県）

災害等廃棄物処理基金（災害等廃棄物処理基金事業）（環境省所管）

（岩手県及び宮城県に対する国庫補助金交付額 779億6282万余円）

岩手県及び宮城県は、本件基金事業の実施期限は25年度であるが補助事業の一部について26年度に繰り越した事業があることから、環境省に照会した上、基金の廃止手続を27年度以降に行い、その際に当該基金事業の残額を国へ一括返納することとしていた。

しかし、表18のとおり、両県の会計実地検査時点（26年7月）における25年度末の基金残額計5億9133万余円及び一般会計の残額計30億6191万余円、合計36億5324万余円については、25年度で事業が終了しているため、今後も使用される見込みがないものであった。

なお、環境省は、会計実地検査後、26年度中に国に返納するよう岩手県及び宮城県と調整を開始している。

表18 岩手県及び宮城県の平成25年度末の執行残額等

（単位：千円）

県名	平成25年度末の基金残高	25年度末の一般会計における残高（基金外）		
	25年度の基金事業に係る執行残額（不用額） A	23、24両年度の繰越事業に係る執行残額（不用額） B	25年度の事業のうち、26年度へ繰り越して使用する額 C	計 D=B+C
岩手県	56,071	205,635	1,122,524	1,328,159
宮城県	535,262	2,856,280	2,655,221	5,511,501
計	591,334	3,061,915	3,777,745	6,839,660
使用見込みのない額 (A+B)	3,653,249			

（注） 「平成25年度末の基金残高」の欄の計数は、運用益が含まれている。

(ウ) 復興交付金事業の交付可能額

復興交付金は、復興交付金事業計画に基づく事業又は事務の実施に要する経費に充てるため予算の範囲内で交付されるものであり、その対象となる事業は、国土交通省等5省が所管する40の基幹事業と、基幹事業と一体となってその効果を増大させるために実施する効果促進事業とがある（基幹事業の概要は、巻末別表6、282～285ページ参照）。

復興庁は、市町村及び道県から復興交付金事業計画の提出を受け付けて、これらの計画に基づき、24年3月から26年6月までの間、計9回にわたり、事業を実施する年度別の交付可能額を市町村及び道県に通知している。このうち、復興庁が東北3県及び管内の市町村に通知した交付可能額は、表19のとおり、東北3県及び68市町村で計2兆0192億余円となっていて、宮城県及び22市町が交付可能額全体の6割を占めている。

表19 東北3県における復興交付金の交付可能額（第1回～第9回）

（単位：百万円、％）

県名	県及び市町村数	平成23年度 (第1回)	24年度 (第2回～ 第5回)	25年度 (第6回～ 第8回)	26年度 (第9回のみ)	計	東北3県の 交付可能額 全体に占め る割合
岩手県	県及び14市町村	79,763	364,328	92,203	11,387	547,682	27.1
宮城県	県及び22市町	116,231	766,462	292,874	38,615	1,214,184	60.1
福島県	県及び32市町村	50,513	149,917	53,908	2,999	257,338	12.7
計	3県及び68市町村	246,509	1,280,708	438,986	53,001	2,019,205	100.0

また、東北3県及び68市町村に通知された交付可能額計2兆0192億余円を40基幹事業別にみると、表20及び図10のとおり、国土交通省が所管する災害公営住宅の整備等を実施する災害公営住宅整備事業等（災害公営住宅の整備、災害公営住宅に係る用地取得造成等）（事業番号D-4）が5461億余円、津波の被害を受けた住宅の高台移転等を実施する防災集団移転促進事業（同D-23）が5385億余円、津波の被害を受けた市街地の再生等を実施する都市再生区画整理事業（被災市街地復興土地区画整理事業等）（同D-17）が1897億余円、計1兆2745億余円となっていて、これら3基幹事業に係る交付可能額が全体の6割以上を占めている（市町村別・基幹事業別の交付可能額の詳細は、巻末別表7、286～289ページ参照）。

表20 東北3県における所管別・40基幹事業別の交付可能額（第1回～第9回）

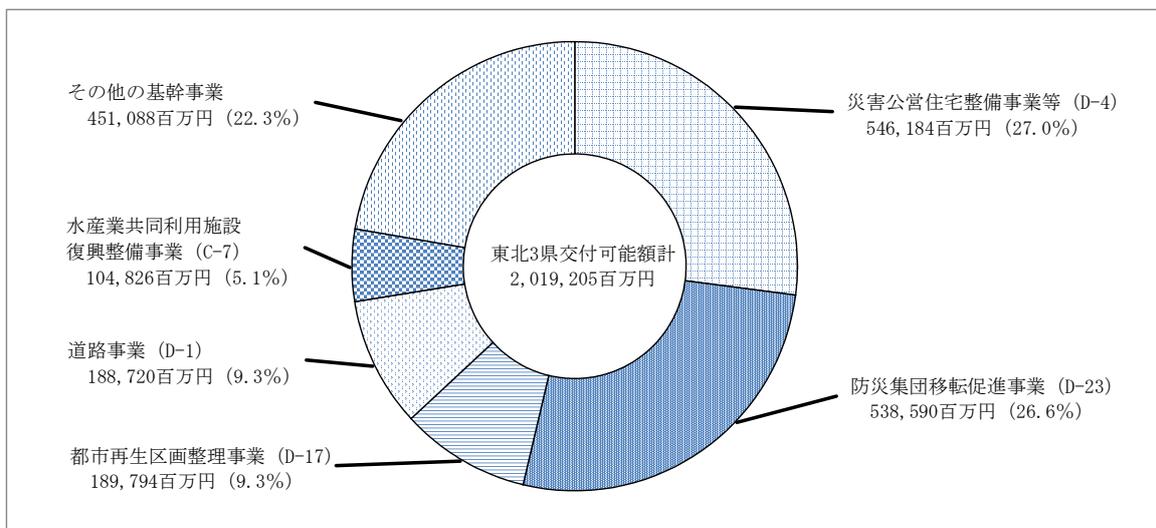
(単位：百万円、%)

所管省庁	事業番号	基幹事業名	平成23年度 (第1回)			24年度 (第2回～第5回)			25年度 (第6回～第8回)			26年度 (第9回のみ)			計		
			市町村数	交付可能額	23年度計に占める割合	市町村数	交付可能額	24年度計に占める割合	市町村数	交付可能額	25年度計に占める割合	市町村数	交付可能額	26年度計に占める割合	市町村数	交付可能額	計に占める割合
文部科学省	A-1	公立学校施設整備費国庫負担事業（公立小中学校等の新増築・統合）	2	134	0.0	8	2,048	0.1	5	989	0.2	2	129	0.2	10	3,301	0.1
	A-2	学校施設環境改善事業（公立学校の耐震化等）	3	102	0.0	12	1,131	0.0	5	127	0.0	2	362	0.6	14	1,724	0.0
	A-3	幼稚園等の複合化・多機能化推進事業	0	57	0.0	2	135	0.0	1	56	0.0	1	26	0.0	2	275	0.0
	A-4	埋蔵文化財発掘調査事業	27	850	0.3	24	1,537	0.1	8	579	0.1	1	4	0.0	33	2,971	0.1
厚生労働省	B-1	医療施設耐震化事業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	B-2	介護基盤復興まちづくり整備事業（「定期巡回・随時対応サービス」や「訪問看護ステーション」の整備等）	-	-	-	0	30	0.0	-	-	-	-	-	-	0	30	0.0
	B-3	保育所等の複合化・多機能化推進事業	0	35	0.0	3	264	0.0	1	405	0.0	1	7	0.0	3	712	0.0
農林水産省	C-1	農山漁村地域復興基盤総合整備事業（集落排水等の集落基盤、農地等の生産基盤整備等）	2	4,440	1.8	10	34,766	2.7	4	31,312	7.1	1	1,428	2.6	11	71,947	3.5
	C-2	農山漁村活性化プロジェクト支援（復興対策）事業（被災した生産施設、生活環境施設、地域間交流拠点整備等）	5	1,187	0.4	9	1,216	0.0	7	792	0.1	3	378	0.7	14	3,574	0.1
	C-3	震災対策・戦略作物生産基盤整備事業（麦・大豆等の生産に必要な水利施設整備等）	-	-	-	1	123	0.0	-	-	-	1	309	0.5	1	433	0.0
	C-4	被災地域農業復興総合支援事業（農業用施設整備等）	0	2,689	1.0	11	28,659	2.2	4	4,955	1.1	2	1,961	3.7	16	38,265	1.8
	C-5	漁業集落防災機能強化事業（漁業集落地盤かさ上げ、生活基盤整備等）	0	5,718	2.3	19	27,952	2.1	13	11,446	2.6	8	1,912	3.6	20	47,029	2.3
	C-6	漁港施設機能強化事業（漁港施設用地かさ上げ、排水対策等）	0	1,113	0.4	12	3,853	0.3	10	1,529	0.3	1	75	0.1	14	6,571	0.3
	C-7	水産業共同利用施設復興整備事業（水産業共同利用施設、漁港施設、放流用種苗生産施設整備等）	14	11,575	4.6	24	73,782	5.7	16	7,533	1.7	7	11,934	22.5	27	104,826	5.1
	C-8	農林水産関係試験研究機関緊急整備事業	0	767	0.3	0	4,456	0.3	0	1,635	0.3	0	120	0.2	0	6,980	0.3
	C-9	木質バイオマス施設等緊急整備事業	1	106	0.0	11	3,470	0.2	2	72	0.0	-	-	-	11	3,649	0.1
国土交通省	D-1	道路事業（市街地相互の接続道路等）	17	7,149	2.9	33	142,727	11.1	26	32,273	7.3	9	6,569	12.3	33	188,720	9.3
	D-2	道路事業（高台移転等に伴う道路整備（区画整理））	1	818	0.3	8	15,371	1.2	7	8,144	1.8	4	671	1.2	9	25,006	1.2
	D-3	道路事業（道路の防災・震災対策等）	3	155	0.0	3	439	0.0	1	62	0.0	-	-	-	5	656	0.0
	D-4	災害公営住宅整備事業等（災害公営住宅の整備、災害公営住宅に係る用地取得造成等）	26	117,616	47.7	41	271,959	21.2	37	143,552	32.7	11	13,057	24.6	46	546,184	27.0
	D-5	災害公営住宅家賃低減事業	4	131	0.0	17	1,003	0.0	19	1,556	0.3	2	127	0.2	27	2,819	0.1
	D-6	東日本大震災特別家賃低減事業	4	30	0.0	16	174	0.0	20	209	0.0	2	13	0.0	27	426	0.0
	D-7	公営住宅等ストック総合改善事業（耐震改修、エレベーター改修）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	D-8	住宅地区改良事業（不良住宅除却、改良住宅の建設等）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	D-9	小規模住宅地区改良事業（不良住宅除却、小規模改良住宅の建設等）	1	18	0.0	4	550	0.0	1	69	0.0	-	-	-	4	638	0.0
	D-10	住宅市街地総合整備事業（住宅市街地の再生・整備）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	D-11	優良建築物等整備事業	-	-	-	1	126	0.0	3	1,332	0.3	1	63	0.1	4	1,522	0.0
	D-12	住宅・建築物安全ストック形成事業（住宅・建築物耐震改修事業）	2	6	0.0	1	36	0.0	1	14	0.0	-	-	-	3	56	0.0
	D-13	住宅・建築物安全ストック形成事業（がけ地近接等危険住宅移転事業）	5	4,402	1.7	22	13,430	1.0	8	3,331	0.7	1	268	0.5	24	21,434	1.0
	D-14	造成宅地滑動崩落緊急対策事業	8	23,143	9.3	16	3,945	0.3	4	83	0.0	-	-	-	18	27,172	1.3
	D-15	津波復興拠点整備事業	8	902	0.3	15	39,107	3.0	16	28,204	6.4	4	2,862	5.4	17	71,077	3.5
	D-16	市街地再開発事業	2	267	0.1	4	1,867	0.1	4	3,449	0.7	2	379	0.7	4	5,964	0.2
	D-17	都市再生区画整理事業（被災市街地復興土地区画整理事業等）	15	11,795	4.7	20	113,898	8.8	17	58,773	13.3	8	5,327	10.0	21	189,794	9.3
	D-18	都市再生区画整理事業（市街地液状化対策事業）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	D-19	都市防災推進事業（市街地液状化対策事業）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	D-20	都市防災推進事業（都市防災総合推進事業）	29	2,487	1.0	44	8,481	0.6	25	5,371	1.2	7	225	0.4	52	16,565	0.8
	D-21	下水道事業	13	2,164	0.8	23	32,576	2.5	17	24,116	5.4	4	2,536	4.7	25	61,393	3.0
	D-22	都市公園事業	8	2,166	0.8	12	18,877	1.4	5	4,253	0.9	6	1,498	2.8	17	26,796	1.3
	D-23	防災集団移転促進事業	23	44,345	17.9	26	431,607	33.7	21	61,891	14.0	3	747	1.4	27	538,590	26.6
環境省	E-1	低炭素社会対応型浄化槽等集中導入事業	7	131	0.0	20	1,097	0.0	13	858	0.1	-	-	-	22	2,088	0.1
計			42	246,509	100.0	65	1,280,708	100.0	55	438,986	100.0	29	53,001	100.0	67	2,019,205	100.0

注(1) 市町村数欄は、市町村に対する交付分として復興交付金の交付可能額通知を受けた市町村の数を示しており、県に対する交付分のみの通知を受けた市町村の数は計上していない。

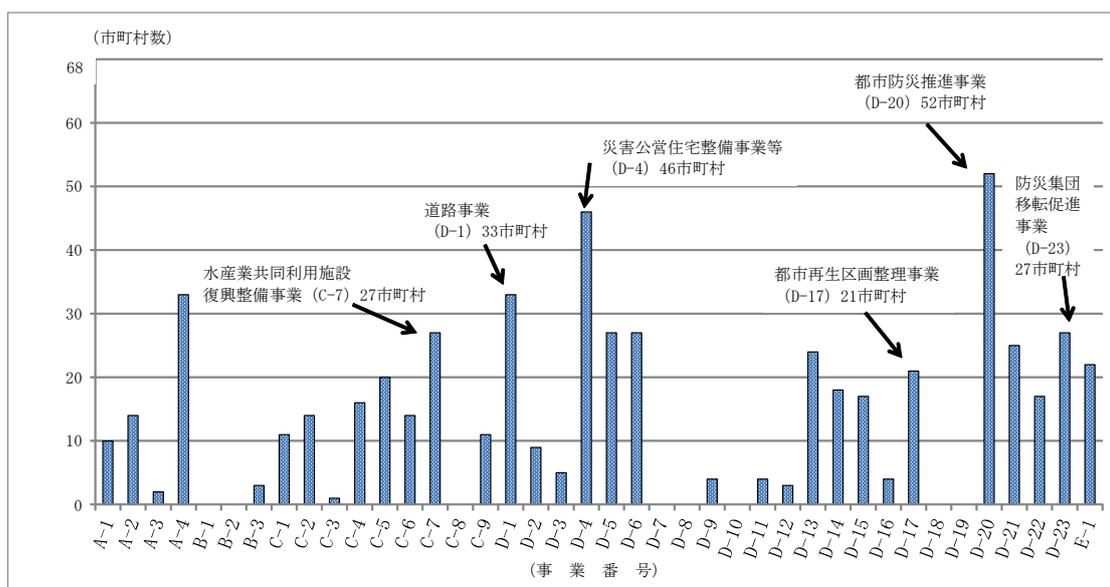
注(2) 40基幹事業それぞれの計画の市町村数は、平成23年度から26年度までの間に重複する市町村数を控除しているため、各年度の市町村数を集計しても一致しない。

図10 東北3県における交付可能額の40基幹事業別内訳



また、40基幹事業の実施市町村数は、表20及び図11のとおり、津波等に対する市街地の災害危険度判定の調査等を行う都市防災推進事業（都市防災総合推進事業）（同D-20）が52市町村、災害公営住宅整備事業等（同D-4）が46市町村となっていて、これらの基幹事業は、各県の沿岸部、内陸部に限りなく大半の市町村で実施されている。

図11 東北3県における40基幹事業の実施市町村数



このように、東北3県に通知された復興交付金の交付可能額は多額で、通知を受けている市町村数も多数であることから、各県では主にどのような復興交付金事業が行われているか、各県及び管内市町村に通知された交付可能額を40基幹事業別に分類するなどしたところ、次のとおりとなっていた。

a 岩手県及び管内市町村の状況

岩手県及び管内の14市町村が24年3月から26年6月までの間に復興庁から通知を受けた復興交付金の交付可能額は、表21のとおり、基幹事業分が計4824億余円、効果促進事業分が計652億余円、合計5476億余円となっている。

これを県及び管内市町村別にみると、図12のとおり、岩手県に対して通知された交付可能額は1130億余円、14市町村に対して通知された額は計4346億余円となっていて、14市町村に対して通知された交付可能額が全体の約8割を占めている。市町村に通知された交付可能額を地域別にみると、交付可能額のほとんどが沿岸部の市町村に通知されていて、交付可能額が多額となっているのは、陸前高田市（交付可能額937億余円）、釜石市（同831億余円）、山田町（同671億余円）等である。

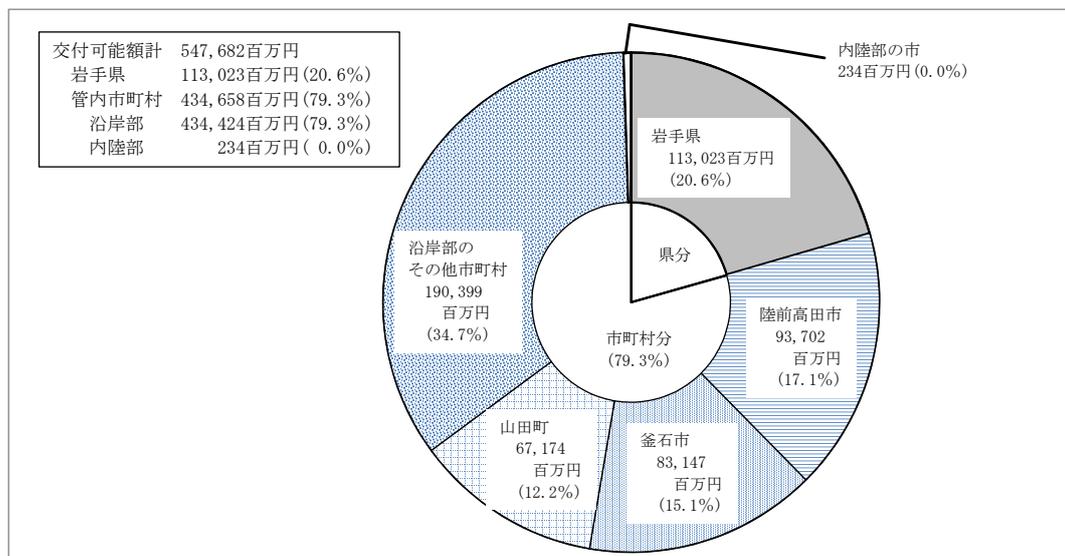
表21 岩手県における県及び管内市町村別の交付可能額（第1回～第9回）

（単位：百万円）

県及び市町村名	基幹事業	効果促進事業	計
岩手県	108,238	4,785	113,023
* 宮古市	39,566	6,513	46,079
* 大船渡市	39,979	5,989	45,968
北上市	17	-	17
* 久慈市	3,849	449	4,299
一関市	203	14	217
* 陸前高田市	78,341	15,361	93,702
* 釜石市	71,641	11,505	83,147
* 大槌町	57,550	6,910	64,461
* 山田町	57,993	9,181	67,174
* 岩泉町	2,623	795	3,419
* 田野畑村	11,561	2,385	13,947
* 普代村	1,070	129	1,199
* 野田村	8,593	982	9,576
* 洋野町	1,180	267	1,447
(14市町村計)	(374,172)	(60,486)	(434,658)
計	482,410	65,272	547,682

（注）表中の*印は、沿岸部の市町村である。

図12 岩手県全体の交付可能額の県及び管内市町村別内訳



次に、岩手県及び14市町村の交付可能額計5476億余円を40基幹事業別にみると、表22及び図13のとおり、防災集団移転促進事業（事業番号D-23）が1504億余円、災害公営住宅整備事業等（同D-4）が1305億余円、都市再生区画整理事業（同D-17）が853億余円等となっていて、これら住宅の整備等に係る事業が交付可能額全体の過半を占めている。このほか、岩手県の重要な産業の一つである漁業の復興のため市町村が所有する水産物荷さばき施設等を整備する水産業共同利用施設復興整備事業（水産業共同利用施設、漁港施設、放流用種苗生産施設整備等）（同C-7）が355億余円と多額となっている。

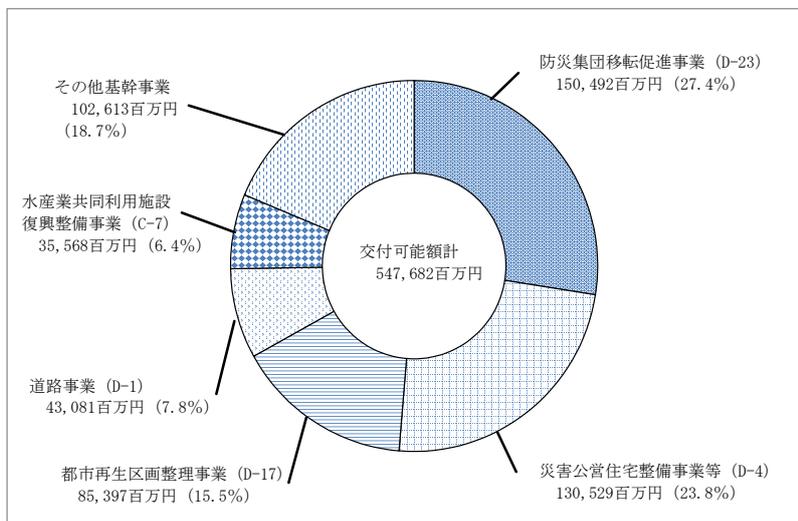
上記以外の基幹事業をみると、都市防災推進事業（同D-20）が12市町村、漁業集落防災強化支援事業（同C-5）が11市町村と、管内14市町村のうち大半の市町村において交付可能額が通知されている（各市町村別・基幹事業別の交付可能額の詳細は、巻末別表7、286、287ページ参照）。

表22 岩手県における所管別・40基幹事業別の交付可能額（第1回～第9回）

(単位：百万円)

所管省庁	事業番号	基幹事業名	基幹事業	効果促進事業	計
文部科学省	A-1	公立学校施設整備費国庫負担事業（公立小中学校等の新增築・統合）	718	1,816	2,534
	A-2	学校施設環境改善事業（公立学校の耐震化等）	282	79	362
	A-3	幼稚園等の複合化・多機能化推進事業	66	198	264
	A-4	埋蔵文化財発掘調査事業	990	14	1,004
厚生労働省	B-1	医療施設耐震化事業	—	—	—
	B-2	介護基盤復興まちづくり整備事業（「定期巡回・随時対応サービス」や「訪問看護ステーション」の整備等）	—	—	—
	B-3	保育所等の複合化・多機能化推進事業	33	126	159
農林水産省	C-1	農山漁村地域復興基盤総合整備事業（集落排水等の集落基盤、農地等の生産基盤整備等）	8,861	8	8,869
	C-2	農山漁村活性化プロジェクト支援（復興対策）事業（被災した生産施設、生活環境施設、地域間交流拠点整備等）	1,642	454	2,097
	C-3	震災対策・戦略作物生産基盤整備事業（麦・大豆等の生産に必要な水利施設整備等）	—	—	—
	C-4	被災地域農業復興総合支援事業（農業用施設整備等）	1,524	7	1,531
	C-5	漁業集落防災機能強化事業（漁業集落地盤かさ上げ、生活基盤整備等）	23,446	6,189	29,635
	C-6	漁港施設機能強化事業（漁港施設用地かさ上げ、排水対策等）	2,948	—	2,948
	C-7	水産業共同利用施設復興整備事業（水産業共同利用施設、漁港施設、放流用種苗生産施設整備等）	33,237	2,330	35,568
	C-8	農林水産関係試験研究機関緊急整備事業	1,304	—	1,304
	C-9	木質バイオマス施設等緊急整備事業	—	33	33
国土交通省	D-1	道路事業（市街地相互の接続道路等）	42,456	625	43,081
	D-2	道路事業（高台移転等に伴う道路整備（区画整理））	2,865	—	2,865
	D-3	道路事業（道路の防災・震災対策等）	232	3	235
	D-4	災害公営住宅整備事業等（災害公営住宅の整備、災害公営住宅に係る用地取得造成等）	129,205	1,323	130,529
	D-5	災害公営住宅家賃低廉化事業	1,201	—	1,201
	D-6	東日本大震災特別家賃低減事業	181	—	181
	D-7	公営住宅等ストック総合改善事業（耐震改修、エレベーター改修）	—	—	—
	D-8	住宅地区改良事業（不良住宅除却、改良住宅の建設等）	—	—	—
	D-9	小規模住宅地区改良事業（不良住宅除却、小規模改良住宅の建設等）	220	—	220
	D-10	住宅市街地総合整備事業（住宅市街地の再生・整備）	—	—	—
	D-11	優良建築物等整備事業	—	—	—
	D-12	住宅・建築物安全ストック形成事業（住宅・建築物耐震改修事業）	—	—	—
	D-13	住宅・建築物安全ストック形成事業（がけ地近接等危険住宅移転事業）	4,593	—	4,593
	D-14	造成宅地滑動崩落緊急対策事業	168	14	182
	D-15	津波復興拠点整備事業	23,547	5,877	29,425
	D-16	市街地再開発事業	—	—	—
	D-17	都市再生区画整理事業（被災市街地復興土地区画整理事業等）	65,327	20,069	85,397
	D-18	都市再生区画整理事業（市街地液状化対策事業）	—	—	—
	D-19	都市防災推進事業（市街地液状化対策事業）	—	—	—
	D-20	都市防災推進事業（都市防災総合推進事業）	2,324	665	2,990
	D-21	下水道事業	6,844	314	7,158
	D-22	都市公園事業	1,900	94	1,994
	D-23	防災集団移転促進事業	125,467	25,024	150,492
環境省	E-1	低炭素社会対応型浄化槽等集中導入事業	817	—	817
計			482,410	65,272	547,682

図13 岩手県全体の交付可能額の40基幹事業別内訳



b 宮城県及び管内市町の状況

宮城県及び管内の22市町が24年3月から26年6月までの間に復興庁から通知を受けた復興交付金の交付可能額は、表23のとおり、基幹事業分が計1兆1150億余円、効果促進事業分が計991億余円、合計1兆2141億余円となっている。

これを県及び管内市町別にみると、図14のとおり、宮城県に対して通知された交付可能額は1624億余円、22市町に対して通知された額は計1兆0517億余円となっていて、22市町に対して通知された交付可能額が全体の8割以上を占めている。市町に通知された交付可能額を地域別にみると、交付可能額のほとんどが沿岸部の市町に通知されていて、交付可能額が多額となっているのは、石巻市（交付可能額2096億余円）、気仙沼市（同1945億余円）、仙台市（同1586億余円）等である。

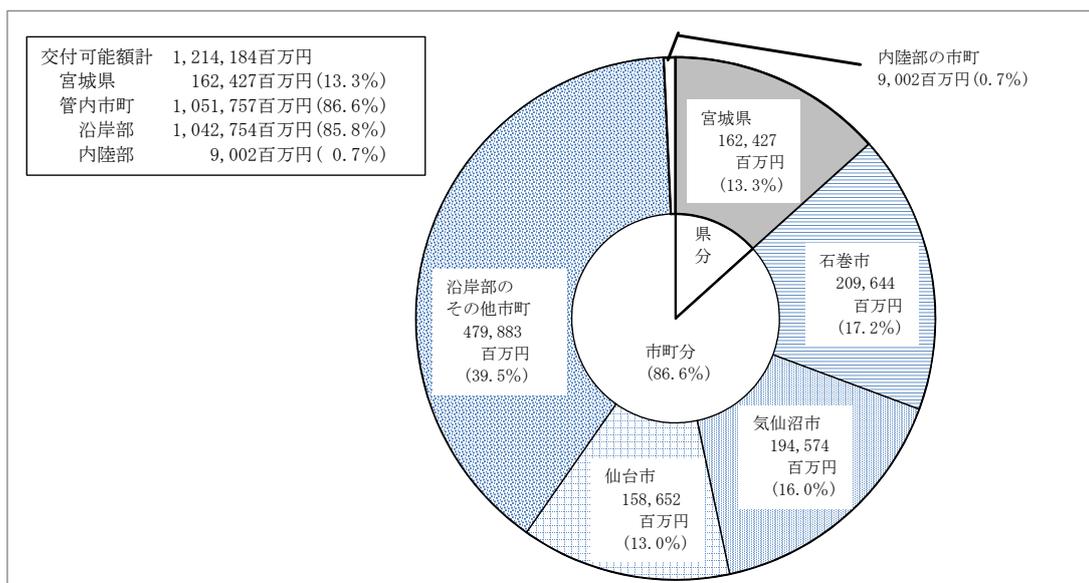
表23 宮城県における県及び管内市町別の交付可能額（第1回～第9回）

（単位：百万円）

県及び市町名	基幹事業	効果促進事業	計
宮城県	156,711	5,715	162,427
* 仙台市	148,701	9,950	158,652
* 石巻市	190,675	18,968	209,644
* 塩竈市	28,599	1,341	29,940
* 気仙沼市	176,682	17,891	194,574
白石市	342	2	345
* 名取市	33,738	4,599	38,337
* 多賀城市	22,511	1,750	24,261
* 岩沼市	41,253	2,891	44,145
登米市	2,002	15	2,018
栗原市	228	1	229
* 東松島市	80,512	9,695	90,207
大崎市	4,426	122	4,548
* 亘理町	27,404	2,103	29,508
* 山元町	34,132	4,407	38,539
* 松島町	13,356	620	13,976
* 七ヶ浜町	21,478	2,658	24,137
* 利府町	3,974	540	4,514
大郷町	70	0	71
涌谷町	1,186	16	1,202
美里町	576	10	586
* 女川町	62,018	8,392	70,411
* 南三陸町	64,431	7,471	71,902
(22市町計)	(958,305)	(93,451)	(1,051,757)
計	1,115,017	99,167	1,214,184

（注）表中の*印は、沿岸部の市町である。

図14 宮城県全体の交付可能額の県及び管内市町別内訳



次に、宮城県及び22市町の交付可能額計1兆2141億余円を40基幹事業別にみると、表24及び図15のとおり、災害公営住宅整備事業等（事業番号D-4）が3409億余円、防災集団移転促進事業（同D-23）が3313億余円等となっていて、これら住宅の整備等に係る事業が交付可能額全体の過半を占めている。このほか、岩手県と同様に宮城県の重要な産業の一つである漁業の復興のため市町が所有する水産物荷さばき施設等を整備する水産業共同利用施設復興整備事業（同C-7）が590億余円と多額となっている。

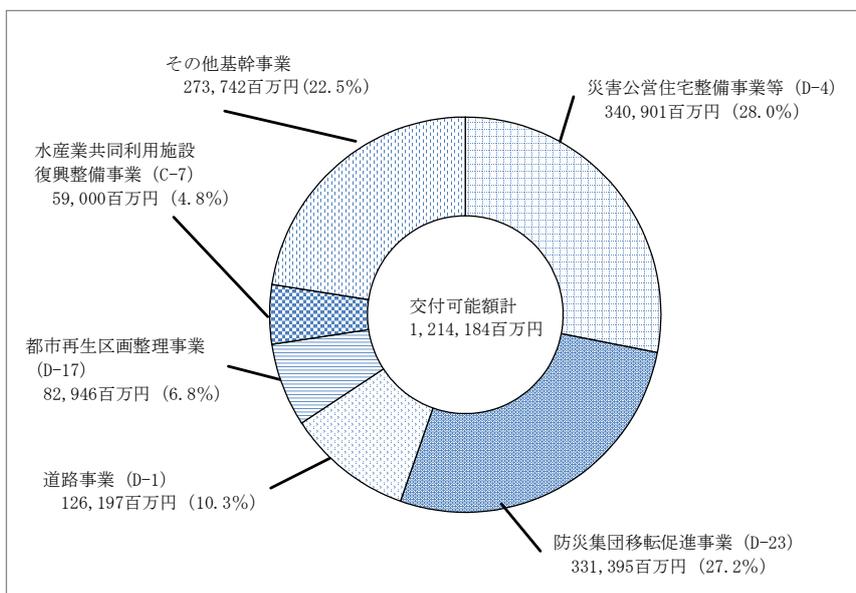
上記以外の基幹事業をみると、埋蔵文化財発掘調査事業（同A-4）が18市町、都市防災推進事業（同D-20）が17市町と、管内22市町のうち大半の市町において交付可能額が通知されている（各市町別・基幹事業別の交付可能額の詳細は、巻末別表7、286、287ページ参照）。

表24 宮城県における所管別・40基幹事業別の交付可能額（第1回～第9回）

(単位：百万円)

所管省庁	事業番号	基幹事業名	基幹事業	効果促進事業	計
文部科学省	A-1	公立学校施設整備費国庫負担事業（公立小中学校等の増築・統合）	701	42	743
	A-2	学校施設環境改善事業（公立学校の耐震化等）	597	296	893
	A-3	幼稚園等の複合化・多機能化推進事業	11	—	11
	A-4	埋蔵文化財発掘調査事業	919	195	1,114
厚生労働省	B-1	医療施設耐震化事業	—	—	—
	B-2	介護基盤復興まちづくり整備事業（「定期巡回・随時対応サービス」や「訪問看護ステーション」の整備等）	30	—	30
	B-3	保育所等の複合化・多機能化推進事業	79	472	552
農林水産省	C-1	農山漁村地域復興基盤総合整備事業（集落排水等の集落基盤、農地等の生産基盤整備等）	50,967	242	51,210
	C-2	農山漁村活性化プロジェクト支援（復興対策）事業（被災した生産施設、生活環境施設、地域間交流拠点整備等）	642	20	663
	C-3	震災対策・戦略作物生産基盤整備事業（麦・大豆等の生産に必要となる水利施設整備等）	433	—	433
	C-4	被災地域農業復興総合支援事業（農業用施設整備等）	33,049	118	33,168
	C-5	漁業集落防災機能強化事業（漁業集落地盤かさ上げ、生活基盤整備等）	14,035	3,350	17,385
	C-6	漁港施設機能強化事業（漁港施設用地かさ上げ、排水対策等）	3,522	100	3,622
	C-7	水産業共同利用施設復興整備事業（水産業共同利用施設、漁港施設、放流用種苗生産施設整備等）	58,783	216	59,000
	C-8	農林水産関係試験研究機関緊急整備事業	4,372	—	4,372
	C-9	木質バイオマス施設等緊急整備事業	—	24	24
国土交通省	D-1	道路事業（市街地相互の接続道路等）	125,702	495	126,197
	D-2	道路事業（高台移転等に伴う道路整備（区画整理））	17,710	—	17,710
	D-3	道路事業（道路の防災・震災対策等）	347	—	347
	D-4	災害公営住宅整備事業等（災害公営住宅の整備、災害公営住宅に係る用地取得造成等）	338,643	2,258	340,901
	D-5	災害公営住宅家賃低廉化事業	867	—	867
	D-6	東日本大震災特別家賃低減事業	103	11	114
	D-7	公営住宅等ストック総合改善事業（耐震改修、エレベーター改修）	—	—	—
	D-8	住宅地区改良事業（不良住宅除却、改良住宅の建設等）	—	—	—
	D-9	小規模住宅地区改良事業（不良住宅除却、小規模改良住宅の建設等）	141	—	141
	D-10	住宅市街地総合整備事業（住宅市街地の再生・整備）	—	—	—
	D-11	優良建築物等整備事業	632	—	632
	D-12	住宅・建築物安全ストック形成事業（住宅・建築物耐震改修事業）	6	—	6
	D-13	住宅・建築物安全ストック形成事業（がけ地近接等危険住宅移転事業）	13,879	—	13,879
	D-14	造成宅地滑动崩落緊急対策事業	24,132	52	24,184
	D-15	津波復興拠点整備事業	27,869	6,578	34,447
	D-16	市街地再開発事業	2,209	497	2,707
	D-17	都市再生区画整理事業（被災市街地復興土地区画整理事業等）	64,240	18,705	82,946
	D-18	都市再生区画整理事業（市街地液状化対策事業）	—	—	—
	D-19	都市防災推進事業（市街地液状化対策事業）	—	—	—
	D-20	都市防災推進事業（都市防災総合推進事業）	7,339	1,771	9,111
	D-21	下水道事業	47,446	1,625	49,071
	D-22	都市公園事業	5,301	132	5,433
	D-23	防災集団移転促進事業	269,438	61,956	331,395
環境省	E-1	低炭素社会対応型浄化槽等集中導入事業	859	—	859
計			1,115,017	99,167	1,214,184

図15 宮城県全体の交付可能額の40基幹事業別内訳



なお、復興交付金の交付可能額は復興庁が算定していることから、その算定が適正に行われているか検査したところ、復興庁が石巻市に対して行った第7回通知における復興交付金の交付可能額のうち、市街地復興効果促進事業の国費配分額9億2005万余円について、次のとおり積算を誤っていた事態が見受けられた。

市街地復興効果促進事業は、効果促進事業の一つで、復興交付金の使い勝手を向上させて、市町村の自由な事業実施による被災地の市街地の再生を加速するため、基幹事業である市街地再開発事業（同D-16）等に係る事業費の一定割合を配分することにより、市町村において当該事業と関連を有する様々なニーズに対応した事業を実施等するものである。

復興庁は、市街地復興効果促進事業の国費の配分額について、東日本大震災復興交付金制度要綱（平成24年府復第3号・23文科政第54号・厚生労働省発会0106第3号・23予633号・国官会第2357号・環境政発第120106002号。以下「復興交付金制度要綱」という。）に基づき、交付対象事業費の合計額から民間事業者等が負担する額の総額を減じた額に10分の2を乗じて得られる額により積算すべきところ、誤って、交付対象事業費の合計額に10分の2を乗じて積算していた（下記「計算過程」参照）。

このため、復興庁から石巻市に対して通知された前記第7回の復興交付金の交付可能額は、2348万円過大となっていた。

< 計算過程 >

(正)	(注)
事業費	$(5,750,332 \text{千円} - 146,754 \text{千円}) \times 2/10 = 1,120,715 \text{千円}$
国費	$1,120,715 \text{千円} \times 8/10 = 896,572 \text{千円}$
(誤)	
事業費	$5,750,332 \text{千円} \times 2/10 = 1,150,066 \text{千円}$
国費	$1,150,066 \text{千円} \times 8/10 = 920,052 \text{千円}$
(差額)	
国費	$920,052 \text{千円} - 896,572 \text{千円} = 23,480 \text{千円}$

(注)146,754千円は、民間事業者等が負担する額である。

c 福島県及び管内市町村の状況

福島県及び管内の32市町村が24年3月から26年6月までの間に復興庁から通知を受けた復興交付金の交付可能額は、表25のとおり、基幹事業分が計2334億余円、効果促進事業分が計238億余円、合計2573億余円となっている。

これを県及び管内市町村別にみると、図16のとおり、福島県に対して通知された交付可能額は618億余円、32市町村に対して通知された額は計1955億余円となっていて、32市町村に対して通知された交付可能額が全体の7割以上を占めている。市町村に通知された交付可能額を地域別にみると、交付可能額のほとんどが沿岸部の市町に通知されていて、交付可能額が多額となっているのは、いわき市（交付可能額801億余円）、相馬市（同399億余円）、南相馬市（同324億余円）等である。

また、表25及び図16のとおり、沿岸部の上記3市以外の町には、福島第一原発事故に伴う避難指示区域が設定されている町が含まれていて、それらの中には交付可能額が少ない町もあることから、3市の交付可能額が相対的に高くなっている。

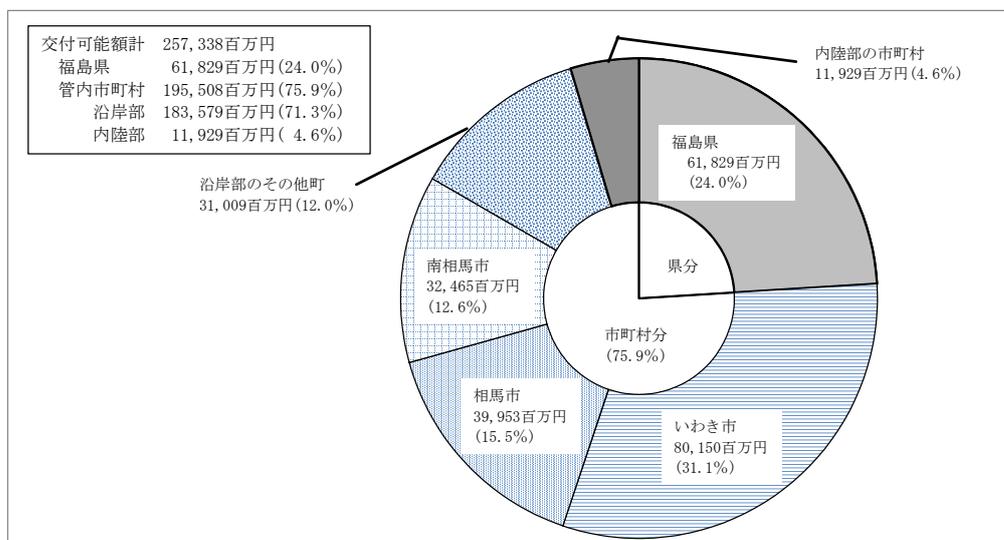
表25 福島県における県及び管内市町村の交付可能額（第1回～第9回）

(単位：百万円)

県及び市町村名	基幹事業	効果促進事業	計
福島県	60,117	1,712	61,829
福島市	45	9	54
会津若松市	26	-	26
郡山市	184	2	187
* いわき市	72,058	8,091	80,150
白河市	581	192	774
須賀川市	5,235	1,561	6,797
* 相馬市	35,716	4,237	39,953
二本松市	149	19	168
田村市	7	-	7
* 南相馬市	28,538	3,927	32,465
伊達市	15	-	15
桑折町	865	3	868
国見町	33	-	33
川俣町	21	-	21
鏡石町	799	176	976
西郷村	452	88	540
矢吹町	307	4	311
矢祭町	262	-	262
塙町	-	-	-
石川町	122	-	122
古殿町	6	-	6
三春町	67	-	67
* 広野町	2,997	37	3,035
* 檜葉町	1,844	236	2,080
* 富岡町	111	40	152
川内村	112	100	212
* 大熊町	82	-	82
* 双葉町	128	48	176
* 浪江町	3,641	816	4,457
葛尾村	69	17	86
* 新地町	18,558	2,465	21,024
飯館村	284	103	388
(32市町村計)	(173,327)	(22,181)	(195,508)
計	233,445	23,893	257,338

(注) 表中の*印は、沿岸部の市町である。

図16 福島県全体の交付可能額の県及び管内市町村別内訳



次に、福島県及び32市町村の交付可能額計2573億余円を40基幹事業別にみると、表26及び図17のとおり、災害公営住宅整備事業等（事業番号D-4）が747億余円、防災集団移転促進事業（同D-23）が567億余円、都市再生区画整理事業（同D-17）が214億余円等となっていて、これら住宅の整備等に係る事業が交付可能額全体の過半を占めている。このほか、道路事業（同D-1）が194億余円、津波被害を軽減する機能を有する都市公園の整備等を支援する都市公園事業（同D-22）が193億余円と、上記住宅の整備等に係る事業に次いで多額となっている。

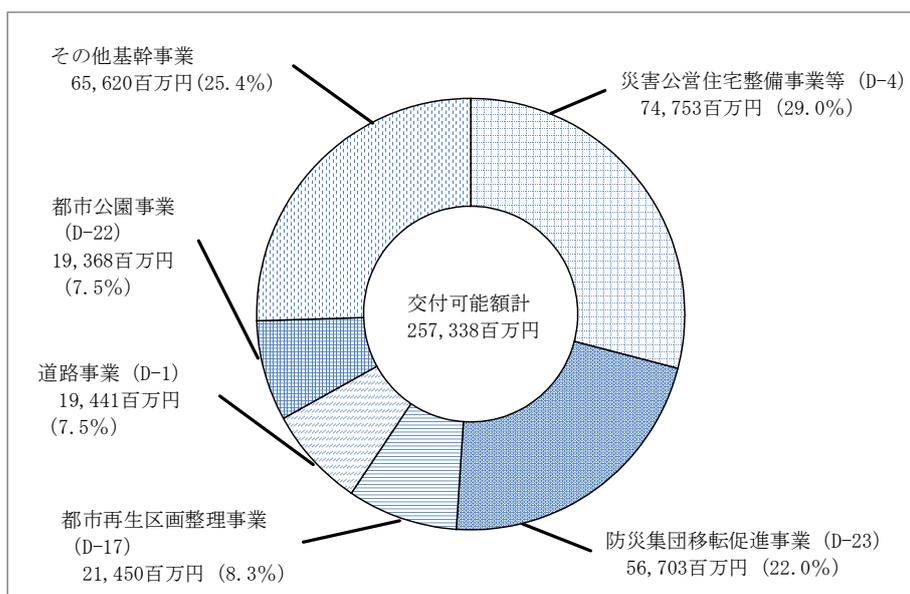
上記以外の基幹事業をみると、多くの市町村が実施している基幹事業は、都市防災推進事業（同D-20）であり、管内32市町村のうち23市町村において交付可能額が通知されている。また、造成宅地滑動崩落緊急対策事業（同D-14）が、内陸部の市町村を中心に12市町村において交付可能額が通知されている（各市町村別・基幹事業別の交付可能額の詳細は、巻末別表7、286～289ページ参照）。

表26 福島県における所管別・40基幹事業別の交付可能額（第1回～第9回）

(単位：百万円)

所管省庁	事業番号	基幹事業名	基幹事業	効果促進事業	計
文部科学省	A-1	公立学校施設整備費国庫負担事業（公立小中学校等の新増築・統合）	23	—	23
	A-2	学校施設環境改善事業（公立学校の耐震化等）	449	19	468
	A-3	幼稚園等の複合化・多機能化推進事業	—	—	—
	A-4	埋蔵文化財発掘調査事業	542	310	852
厚生労働省	B-1	医療施設耐震化事業	—	—	—
	B-2	介護基盤復興まちづくり整備事業（「定期巡回・随時対応サービス」や「訪問看護ステーション」の整備等）	—	—	—
	B-3	保育所等の複合化・多機能化推進事業	—	—	—
農林水産省	C-1	農山漁村地域復興基盤総合整備事業（集落排水等の集落基盤、農地等の生産基盤整備等）	11,577	289	11,867
	C-2	農山漁村活性化プロジェクト支援（復興対策）事業（被災した生産施設、生活環境施設、地域間交流拠点整備等）	536	277	813
	C-3	震災対策・戦略作物生産基盤整備事業（麦・大豆等の生産に必要な水利施設整備等）	—	—	—
	C-4	被災地域農業復興総合支援事業（農業用施設整備等）	3,288	277	3,565
	C-5	漁業集落防災機能強化事業（漁業集落地盤かさ上げ、生活基盤整備等）	6	1	8
	C-6	漁港施設機能強化事業（漁港施設用地かさ上げ、排水対策等）	—	—	—
	C-7	水産業共同利用施設復興整備事業（水産業共同利用施設、漁港施設、放流用種苗生産施設整備等）	9,355	901	10,257
	C-8	農林水産関係試験研究機関緊急整備事業	1,302	—	1,302
	C-9	木質バイオマス施設等緊急整備事業	3,483	108	3,591
国土交通省	D-1	道路事業（市街地相互の接続道路等）	19,217	224	19,441
	D-2	道路事業（高台移転等に伴う道路整備（区画整理））	4,430	—	4,430
	D-3	道路事業（道路の防災・震災対策等）	73	—	73
	D-4	災害公営住宅整備事業等（災害公営住宅の整備、災害公営住宅に係る用地取得造成等）	73,335	1,418	74,753
	D-5	災害公営住宅家賃低廉化事業	751	—	751
	D-6	東日本大震災特別家賃低減事業	130	—	130
	D-7	公営住宅等ストック総合改善事業（耐震改修、エレベーター改修）	—	—	—
	D-8	住宅地区改良事業（不良住宅除却、改良住宅の建設等）	—	—	—
	D-9	小規模住宅地区改良事業（不良住宅除却、小規模改良住宅の建設等）	276	—	276
	D-10	住宅市街地総合整備事業（住宅市街地の再生・整備）	—	—	—
	D-11	優良建築物等整備事業	889	—	889
	D-12	住宅・建築物安全ストック形成事業（住宅・建築物耐震改修事業）	50	—	50
	D-13	住宅・建築物安全ストック形成事業（がけ地近接等危険住宅移転事業）	2,960	—	2,960
	D-14	造成地地滑動崩落緊急対策事業	2,678	126	2,804
	D-15	津波復興拠点整備事業	5,903	1,301	7,205
	D-16	市街地再開発事業	1,909	1,347	3,257
	D-17	都市再生区画整理事業（被災市街地復興土地区画整理事業等）	16,846	4,604	21,450
	D-18	都市再生区画整理事業（市街地液状化対策事業）	—	—	—
	D-19	都市防災推進事業（市街地液状化対策事業）	—	—	—
	D-20	都市防災推進事業（都市防災総合推進事業）	3,149	1,314	4,464
	D-21	下水道事業	3,994	1,168	5,163
	D-22	都市公園事業	19,118	250	19,368
	D-23	防災集団移転促進事業	46,751	9,951	56,703
環境省	E-1	低炭素社会対応型浄化槽等集中導入事業	410	—	410
計			233,445	23,893	257,338

図17 福島県全体の交付可能額の40基幹事業別内訳



(エ) 補助事業等の実施状況

東北3県及び127市町村は、東日本大震災関係経費により学校施設、社会福祉施設、公共土木施設等の災害復旧事業、除染等の補助事業等を実施している。

そこで、東北3県及び127市町村による補助事業等は、円滑かつ迅速に実施されているかなどに着眼して検査した。検査に当たっては、東北3県及び各府省庁から調書等を徴して特定被災自治体ごとの補助事業執行率、国庫補助金等の交付決定額から事業完了後に生じた過不足額等（以下「不用額等」という。）を控除する前の交付決定額に対する交付額の割合（以下「交付率」という。）等を把握し、沿岸部（37市町村）、内陸部（90市町村）並びに県及び広域連合等複数の市町村で実施される広域的な事業等（以下「県事業・その他」という。）に区分するなどして分析した。

なお、特定被災自治体の127市町村は、東日本大震災により甚大な被害を受けており、限られた体制で膨大な補助事業等を実施していることから、補助事業等の実施状況を全て把握することは困難である。そこで、市町村等が実施している補助事業等については、各府省庁から市町村等に通知した交付決定額や交付額等に関する調書を徴するとともに、東北3県から可能な限り市町村への交付決定額や交付額等に関する調書を徴するなどして集計している。

a 沿岸部、内陸部等別の補助事業等の交付等の状況

(a) 交付決定額の推移

23年度から25年度までの東北3県及び127市町村に対する国庫補助金等の交付決定額は、表27のとおり、23年度1兆8539億余円、24年度7452億余円、25年度8793億余円、計3兆4786億余円となっており、岩手県計8890億余円、宮城県計1兆8737億余円、福島県計7157億余円となっている。沿岸部、内陸部及び県事業・その他の区分ごとの交付決定額は、県事業・その他計1兆9855億余円、沿岸部計1兆3563億余円、内陸部計1368億余円となっていて、交付決定額の沿岸部の内陸部に対する比率は、23年度が約6倍、24年度が約11倍、25年度が約22倍と、年度ごとに規模の差が拡大している。

表27 東北3県に対する国庫補助金等の交付決定額

(単位：億円)

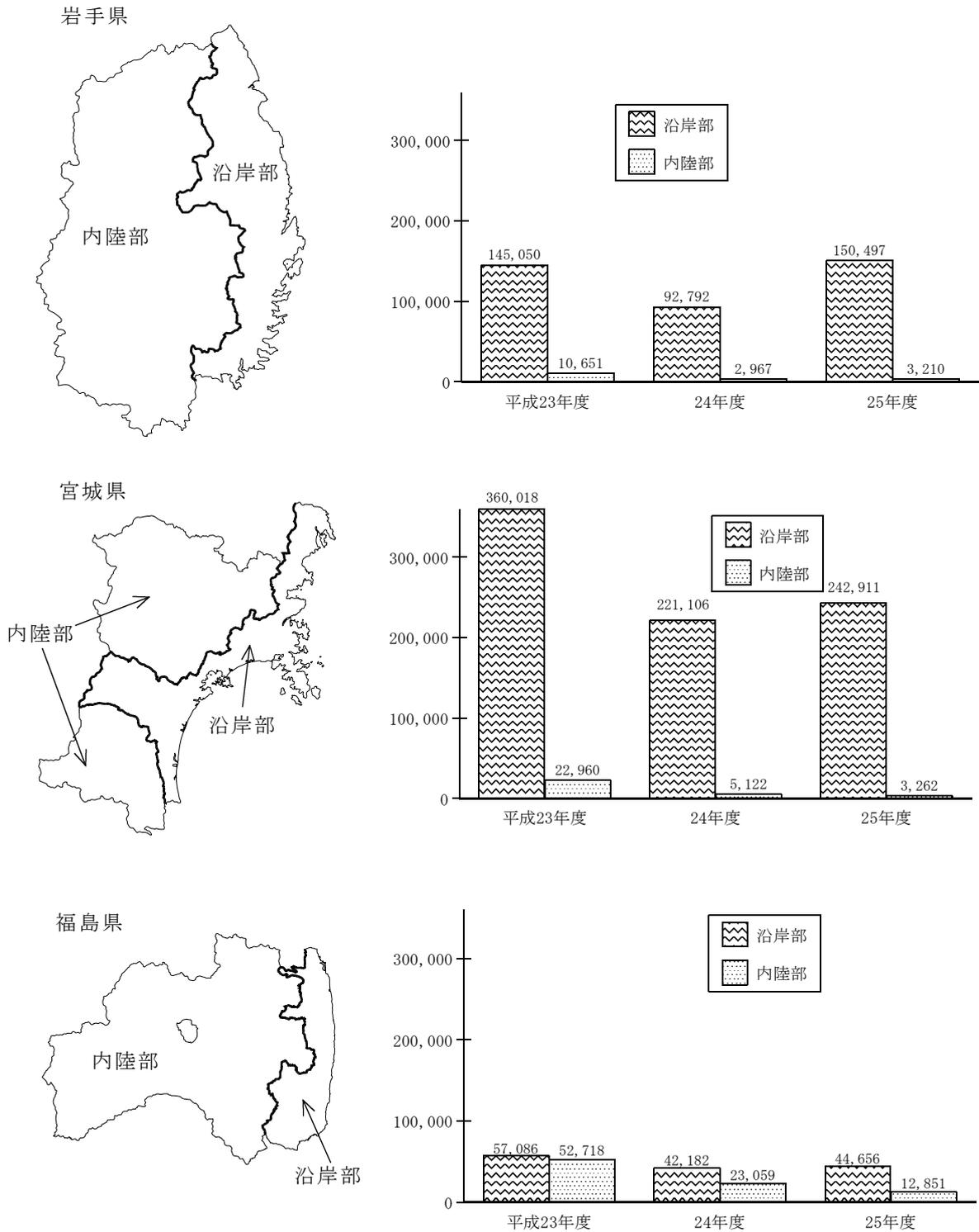
県名	区分	平成23年度	24年度	25年度	計
岩手県	沿岸部	1450	927	1504	3883
	内陸部	106	29	32	168
	県事業・その他	3279	503	1056	4839
	計	4836	1460	2593	8890
宮城県	沿岸部	3600	2211	2429	8240
	内陸部	229	51	32	313
	県事業・その他	6151	1912	2120	1兆0184
	計	9980	4174	4582	1兆8737
福島県	沿岸部	570	421	446	1439
	内陸部	527	230	128	886
	県事業・その他	2624	1164	1043	4832
	計	3722	1817	1618	7157
合計	沿岸部	5621	3560	4380	1兆3563
	内陸部	863	311	193	1368
	県事業・その他	1兆2055	3580	4220	1兆9855
	計	1兆8539	7452	8793	3兆4786
交付決定額の沿岸部対内陸部比率		6.5倍	11.4倍	22.6倍	9.9倍

(注) 交付決定額は、県及び本府省庁が把握しているものを集計している。

沿岸部及び内陸部の交付決定額の推移をみると、表27及び図18のとおり、沿岸部37市町村への交付決定額は、23年度5621億余円、24年度3560億余円、25年度4380億余円と3000億円以上の規模が継続している一方、内陸部90市町村への交付決定額は、23年度863億余円、24年度311億余円、25年度193億余円と毎年度減少している。沿岸部への交付決定額が24年度に減少しているのは、23年度から24年度に繰り越した事業を実施するため、24年度の交付申請を見合わせたことなどによるものであり、24年度に事業が一定程度進捗したことにより25年度は増加に転じている。

また、福島県に対する交付決定額が岩手、宮城両県と比べて少なくなっているのは、福島県沿岸部10市町のうち6市町が原子力災害により避難指示区域に指定され、同区域内では、国による除染等の措置が実施されている段階であることなどによるものである。このため、同県の避難指示区域の指定が解除等された後、被害状況の詳細な把握や復旧・復興事業が実施されることになり、各種補助事業等が増加することが見込まれる。

図18 平成23年度から25年度までの沿岸部及び内陸部に対する交付決定額の状況
(単位：百万円)



(b) 沿岸部及び内陸部で実施されている主な補助事業の実施状況

127市町村を沿岸部37市町村と内陸部90市町村に区分し、それぞれの地域において交付決定額が多額となっている5事業の実施状況をみると、次のとおり

となっている（表28及び図19参照）。

沿岸部、内陸部のいずれの地域においても主な補助事業等として挙げられるのは、環境省所管の災害等廃棄物処理事業費補助金及び国土交通省所管の河川等災害復旧事業費補助である。

このうち、災害等廃棄物処理事業費補助金は、沿岸部の32市町村、内陸部の54市町村で実施されており、23年度から25年度までの交付決定額及び交付率は、沿岸部が9691億余円、90.9%、内陸部が381億余円、91.9%となっており、事業はいずれも進捗している。交付決定額が多額となっているのは、沿岸部が宮城県の石巻市（交付決定額1929億余円）、気仙沼市（同1026億余円）、仙台市（同740億余円）等であり、内陸部が福島県の郡山市（同87億余円）、福島市（同44億余円）等である。

河川等災害復旧事業費補助は、沿岸部の19市町村、内陸部の45市町村で実施されており、23年度から25年度までの交付決定額及び交付率は、沿岸部が231億余円、85.5%、内陸部が85億余円、97.2%となっており、内陸部において事業は進捗している。交付決定額が多額となっているのは、沿岸部が岩手県の釜石市（同57億余円）、陸前高田市（同37億余円）、大船渡市（同28億余円）等で、内陸部が岩手県の一関市（同14億余円）、福島県の白河市（同8億余円）等であり、交付決定額は沿岸部、内陸部ともに復旧事業の進捗に伴い減少傾向にある。

沿岸部の市町村で実施されている主な補助事業等は、内閣府所管の災害弔慰金等負担金、厚生労働省所管の国民健康保険災害臨時特例補助金及び農林水産省所管の漁港施設災害復旧事業費補助であり、津波による人的被害が集中したことに伴う人的支援のための事業や沿岸部に特有の災害復旧事業となっている。

このうち、漁港施設災害復旧事業費補助は、沿岸部の22市町村で実施されており、23年度から25年度までの交付決定額は計1078億余円、交付率は35.7%となっている。交付決定額は24年度に大幅に減少したが、25年度は23年度を上回る規模となっている。交付決定額が多額となっているのは、岩手県の大船渡市（同206億余円）、釜石市（同134億余円）及び宮城県の石巻市（同124億余円）である。

国民健康保険災害臨時特例補助金は、沿岸部の37市町村で実施されており、23年度から25年度までの交付決定額は計418億余円、交付率は90.5%であり、交付額は減少しているものの、福島県の避難指示区域に指定されている市町村に対しては引き続き交付されている。交付決定額が多額となっているのは、仙台市（同85億余円）、福島県の南相馬市（同67億余円）及び宮城県の石巻市（同36億余円）である。

また、災害弔慰金等負担金は、沿岸部の36市町村で実施されており、23年度の交付決定額は計379億余円、交付率は68.1%となっている。交付決定額が多額となっているのは、宮城県の石巻市（同95億余円）、気仙沼市（同33億余円）、東松島市（同30億余円）等である。

内陸部の市町村で実施されている主な補助事業等は、文部科学省所管の公立諸学校建物其他災害復旧費負担金及び防災対策推進学校施設環境改善交付金並びに農林水産省所管の農業用施設等災害関連事業費補助となっていて、学校施設等の災害復旧及び耐震化、農業用施設の改修等の事業が実施されている。公立諸学校建物其他災害復旧費負担金については、23年度から25年度にかけて交付決定額、交付額は減少している。

このうち、公立諸学校建物其他災害復旧費負担金は、内陸部の51市町村で実施されており、23年度から25年度までの交付決定額は計127億余円、交付率は91.2%となっている。交付決定額が多額となっているのは、宮城県の大崎市（同20億余円）、登米市（同13億余円）等である。

農業用施設等災害関連事業費補助は、内陸部の40市町村で実施されており、23年度から25年度までの交付決定額は計75億余円、交付率は94.9%となっている。交付決定額が多額となっているのは、福島県の須賀川市（同20億余円）、宮城県の登米市（同12億余円）等である。

また、防災対策推進学校施設環境改善交付金は、内陸部の29市町村で実施されており、23年度から25年度までの交付決定額は計64億余円、交付率は46.9%となっている。交付決定額が多額となっているのは、福島県の郡山市（同19億余円）、岩手県の盛岡市（同10億余円）等である。

表28 沿岸部及び内陸部で実施している主な補助事業等の実施状況

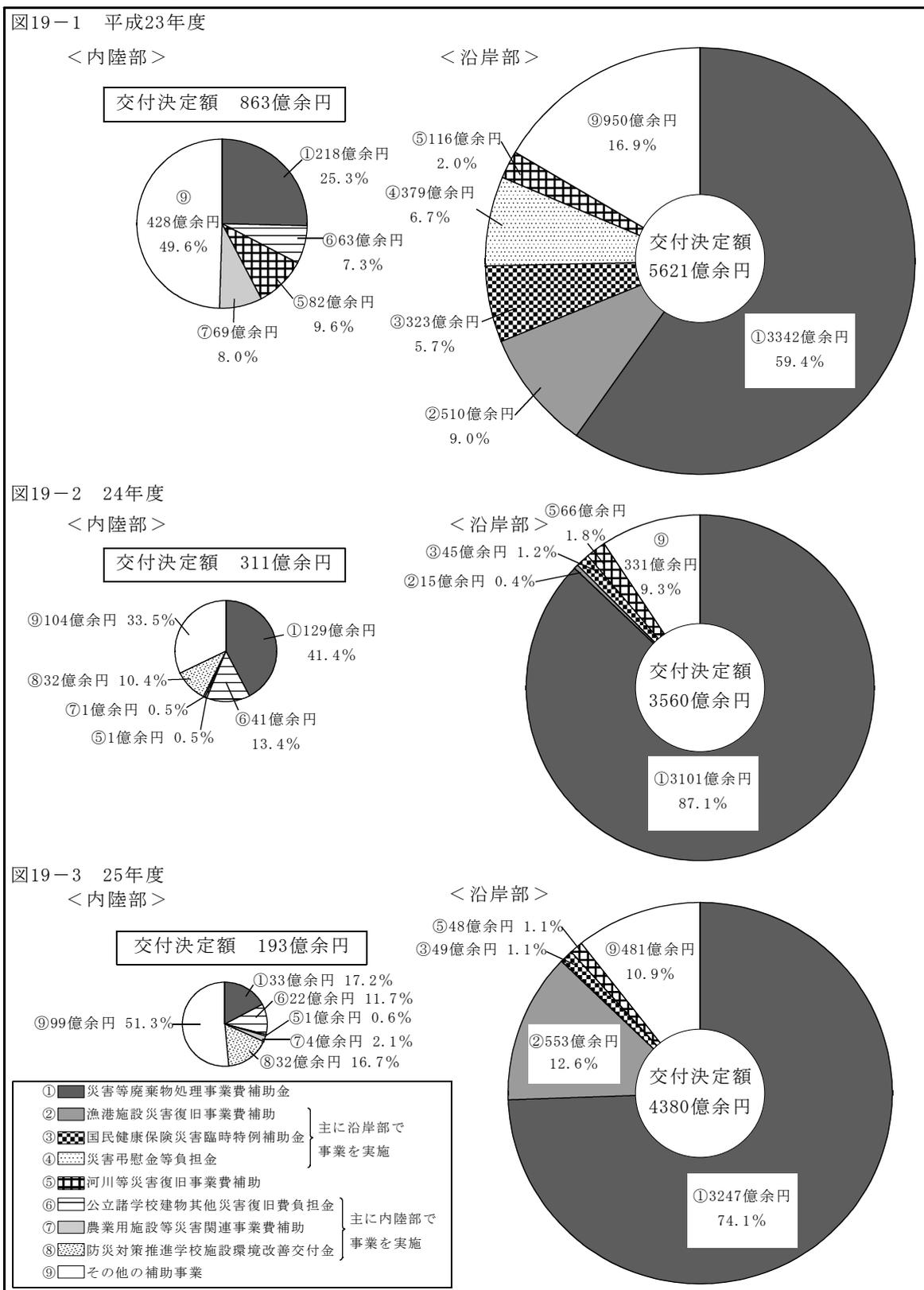
(単位：百万円、%)

区分	所管	補助事業等名	年度	実施市町村	交付決定額	交付額	不用額等	交付率
					A	B		B/A
沿岸部 (37市町村)	環境省	災害等廃棄物処理事業費補助金	平成23	32	334,247	303,683	30,564	90.8
			24	32	310,196	303,759	6,436	97.9
			25	31	324,724	274,416	5,450	84.5
			計	32	969,168	881,859	42,451	90.9
	農林水産省	漁港施設災害復旧事業費補助	23	21	51,044	26,343	24,700	51.6
			24	7	1,517	609	397	40.2
			25	22	55,321	11,616	0	20.9
	計	22	107,882	38,569	25,097	35.7		
	厚生労働省	国民健康保険災害臨時特例補助金	23	37	32,331	28,392	3,938	87.8
			24	21	4,573	4,571	2	99.9
			25	20	4,975	4,975	-	100.0
	計	37	41,881	37,939	3,941	90.5		
	内閣府	災害弔慰金等負担金	23	36	37,916	25,846	12,070	68.1
			24	-	-	-	-	-
			25	-	-	-	-	-
	計	36	37,916	25,846	12,070	68.1		
	国土交通省	河川等災害復旧事業費補助	23	17	11,604	10,515	1,089	90.6
24			13	6,671	6,258	315	93.8	
25			15	4,894	3,038	51	62.0	
計	19	23,170	19,812	1,456	85.5			
計		23		467,144	394,781	72,363	84.5	
		24		322,958	315,199	7,152	97.5	
		25		389,915	294,046	5,502	75.4	
		計		1,180,019	1,004,027	85,017	85.0	
		23	52	21,868	20,881	986	95.4	
内陸部 (90市町村)	環境省	災害等廃棄物処理事業費補助金	24	33	12,916	12,216	700	94.5
			25	23	3,338	1,974	125	59.1
			計	54	38,123	35,072	1,812	91.9
			23	50	6,334	6,191	143	97.7
	文部科学省	公立諸学校建物其他災害復旧費負担金	24	11	4,194	4,145	48	98.8
			25	9	2,263	1,335	3	58.9
			計	51	12,792	11,672	195	91.2
	国土交通省	河川等災害復旧事業費補助	23	43	8,289	8,125	164	98.0
			24	4	182	158	12	86.5
			25	7	124	76	0	60.8
	計	45	8,597	8,359	177	97.2		
	農林水産省	農業用施設等災害関連事業費補助	23	40	6,990	6,700	290	95.8
			24	6	175	137	37	78.3
			25	7	420	362	46	86.1
	計	40	7,587	7,200	374	94.9		
	文部科学省	防災対策推進学校施設環境改善交付金	23	-	-	-	-	-
			24	19	3,243	2,395	699	73.8
25			17	3,243	651	55	20.1	
計	29	6,486	3,047	754	46.9			
計		23		43,483	41,898	1,584	96.3	
		24		20,711	19,053	1,497	91.9	
		25		9,391	4,400	231	46.8	
		計		73,587	65,352	3,313	88.8	

注(1) 交付額等は、県及び本府省庁が把握しているものを集計している。

注(2) 実施市町村数の計欄は純計である。

図19 年度別・沿岸部及び内陸部別の補助事業等の規模



注(1) 円グラフの大きさは、国庫補助金等の金額の規模を示している。
 注(2) 図中の①から⑨までは、凡例の各事業名を示している。
 注(3) 図中の%表示は、交付決定額に対する割合である。

b 東北3県及び127市町村等別の補助事業等の実施状況

(a) 23年度補正予算により措置された補助事業等の実施状況

23年度補正予算により措置された補助事業等の交付決定額等について、各府省庁及び東北3県から徴した調書等に基づき集計すると、表29のとおり、交付決定額計1兆8539億余円に対する23年度の交付額は計9445億余円、補助事業執行率は53.2%となっていて、計8283億余円が24年度に繰り越されている。そして、24年度の交付額は計3973億余円、25年度の交付額は計1680億余円となり、23年度から25年度末までに計1兆5098億余円が交付され、県、市町村等で事業が完了している。

127市町村のうち交付決定を受けていない2町村を除く125市町村の補助事業等の実施状況をみると、24年度までに事業が完了した市町村数は、岩手県が内陸部の17市町村、沿岸部の1町、宮城県が内陸部の12市町村、沿岸部の5市町、福島県が内陸部の33市町村、沿岸部の5町、計73市町村である。これらの市町村には、津波により甚大な被害を受けていたり、原子力災害によって避難指示区域として設定されていたりする市町村も含まれており被災者に対する救助、支援に関する事業を多数実施していたり、実施する事業を限定していたりしている。特に、23年4月21日にその全域が警戒区域に設定された福島県の富岡町、大熊町及び双葉町の3町をみると、内閣府所管の災害弔慰金等負担金並びに厚生労働省所管の介護保険災害臨時特例補助金及び国民健康保険災害臨時特例補助金の交付決定額が大部分を占めている。

23年度補正予算により措置された補助事業等の交付決定額が100億円を超えている市町村数は、岩手県が宮古市等5市町、宮城県が仙台市等10市町、福島県がいわき市等2市の計17市町であり、全て沿岸部の市町である。

23年度から25年度までの交付決定額計1兆8539億余円に対する交付額計1兆5098億余円（交付率81.4%）をみると、沿岸部が5621億余円に対して4784億余円（同85.1%）、内陸部が863億余円に対して824億余円（同95.5%）、県事業・その他が1兆2055億余円に対して9489億余円（同78.7%）となっている。

また、各市町村は、復旧・復興事業を進めるために、事業実施を見込んで交付申請をして交付決定を受けているが、事業計画を見直す必要等から事故繰越しなどができなかったなどの市町村においては不用が生じており、23年

度から25年度までの不用額等計は、沿岸部で837億余円（交付決定額に対する割合14.8%）、内陸部で38億余円（同4.4%）、県事業・その他で2565億余円（同21.2%）、計3441億余円となっていて、沿岸部と県事業・その他において事業の進捗が遅れているなどの状況が見受けられた。

表29 東北3県及び127市町村等における23年度補正予算により措置された補助事業等の実施状況

(単位：百万円、%)

県名	市町村等区分名	平成23年度の執行状況					24年度の執行状況				25年度の執行状況			
		交付決定額 A	交付額 B	翌年度繰越額 C	差引過不足額 (不用額等) D =A-B-C	23年度の補助事業執行率 E = $\frac{B}{A-D}$	交付額 F	翌年度繰越額 G	差引過不足額 (不用額等) H =C-F-G	23年度から24年度までの補助事業執行率 I = $\frac{B+F}{A-D-H}$	交付額 J	差引過不足額 (不用額等) K =G-J	23年度から25年度までの補助事業執行率 L = $\frac{B+F+J}{A-D-H-K}$	23年度から25年度までの交付率 M = $\frac{B+F+J}{A}$
岩手県	岩手県及び33市町村等計	483,664	201,878	245,273	36,511	45.1	90,893	89,791	64,588	76.5	62,761	27,029	100.0	73.5
	県事業分	240,239	100,649	107,067	32,521	48.4	20,507	53,015	33,544	69.5	35,534	17,481	100.0	65.2
	盛岡市	452	190	247	14	43.4	186	56	4	86.9	56	-	100.0	95.8
	* 宮古市	19,759	9,492	9,878	388	49.0	4,477	3,763	1,637	78.7	2,449	1,313	100.0	83.1
	* 大船渡市	36,449	21,453	14,684	310	59.3	4,308	2,987	7,389	89.6	2,250	737	100.0	76.8
	花巻市	448	416	29	2	93.3	29	-	-	100.0	-	-	100.0	99.4
	北上市	457	345	109	3	75.9	109	-	0	100.0	-	-	100.0	99.1
	* 久慈市	3,765	786	2,966	13	20.9	1,968	66	931	97.6	64	2	100.0	74.8
	遠野市	1,035	370	663	1	35.8	657	-	5	100.0	-	-	100.0	99.3
	一関市	4,774	2,252	2,506	15	47.3	2,441	17	47	99.6	16	0	100.0	98.6
	* 陸前高田市	27,609	19,275	8,067	266	70.4	3,336	2,799	1,932	88.9	1,856	942	100.0	88.6
	* 釜石市	27,769	10,774	16,771	223	39.1	7,622	347	8,801	98.1	224	122	100.0	67.0
	二戸市	340	4	335	0	1.4	157	178	-	47.5	178	-	100.0	99.9
	八幡平市	146	36	109	0	25.1	109	-	-	100.0	-	-	100.0	99.5
	奥州市	1,828	1,009	703	114	58.9	545	15	142	99.0	5	9	100.0	85.3
	滝沢市	28	26	1	1	95.4	1	-	-	100.0	-	-	100.0	95.8
	雫石町	9	5	3	0	58.1	3	-	-	100.0	-	-	100.0	90.7
	葛巻町	165	1	163	0	0.8	146	-	17	100.0	-	-	100.0	89.5
	岩手町	50	18	21	11	46.1	19	-	1	100.0	-	-	100.0	75.3
	柴波町	176	104	71	0	59.5	69	-	1	100.0	-	-	100.0	99.1
	矢巾町	44	34	8	0	79.7	8	-	-	100.0	-	-	100.0	97.9
	西和賀町	72	12	59	0	17.0	59	-	-	100.0	-	-	100.0	98.9
	金ヶ崎町	89	53	34	1	60.4	29	-	5	100.0	-	-	100.0	92.7
	平泉町	322	258	63	0	80.2	61	-	1	100.0	-	-	100.0	99.4
	住田町	151	78	70	2	52.7	70	-	-	100.0	-	-	100.0	98.2
	* 大槌町	9,391	6,374	2,327	689	73.2	2,180	-	146	100.0	-	-	100.0	91.1
	* 山田町	10,967	5,892	4,894	180	54.6	2,200	1,177	1,516	87.2	750	426	100.0	80.6
	* 岩泉町	1,880	430	1,442	7	22.9	367	990	85	44.6	738	252	100.0	81.6
	* 田野畑村	2,806	1,208	1,526	71	44.1	1,190	280	56	89.5	178	101	100.0	91.8
	* 普代村	836	422	409	5	50.7	117	262	29	67.3	192	69	100.0	87.5
	軽米町	11	2	9	0	21.9	9	-	-	100.0	-	-	100.0	99.8
	* 野田村	1,827	1,042	782	3	57.1	601	62	118	96.3	57	4	100.0	93.0
	九戸村	20	16	3	-	80.8	3	-	-	100.0	-	-	100.0	100.0
* 洋野町	1,986	335	1,644	5	16.9	696	885	61	53.8	860	25	100.0	95.2	
一戸町	25	22	2	0	90.3	2	-	-	100.0	-	-	100.0	99.2	
その他	87,722	18,479	67,592	1,651	21.4	36,595	22,884	8,112	70.6	17,346	5,538	100.0	82.5	
宮城県	宮城県及び35市町村等計	998,095	507,032	451,700	39,362	52.8	219,696	134,508	97,496	84.3	77,317	57,190	100.0	80.5
	県事業分	528,850	239,359	270,468	19,023	46.9	111,557	77,537	81,373	81.9	52,153	25,384	100.0	76.2
	* 仙台市	63,022	43,955	16,940	2,126	72.1	10,530	5,995	415	90.0	1,802	4,192	100.0	89.3
	* 石巻市	127,604	67,978	54,465	5,160	55.5	26,585	27,177	703	77.6	6,892	20,284	100.0	79.5
	* 塩竈市	9,264	6,476	2,668	119	70.8	2,077	305	285	96.5	163	142	100.0	94.0
	* 気仙沼市	33,079	18,600	12,376	2,102	60.0	8,677	2,991	706	90.1	1,826	1,164	100.0	87.9
	白石市	1,121	401	717	1	35.8	687	-	30	100.0	-	-	100.0	97.1
	* 名取市	18,219	15,195	2,283	740	86.9	1,460	-	822	100.0	-	-	100.0	91.4
	角田市	434	264	164	5	61.6	154	-	10	100.0	-	-	100.0	96.3
	* 多賀城市	8,445	7,583	620	242	92.4	420	-	199	100.0	-	-	100.0	94.7
	* 岩沼市	12,093	8,546	3,358	187	71.7	2,550	-	808	100.0	-	-	100.0	91.7
	登米市	5,659	2,925	2,729	5	51.7	2,166	440	122	92.0	414	26	100.0	97.2
	栗原市	3,803	1,588	2,192	21	42.0	1,405	765	21	79.6	709	55	100.0	97.4
	* 東松島市	25,287	18,841	4,490	1,955	80.7	1,705	2,778	7	88.0	487	2,290	100.0	83.1
	大崎市	4,941	2,542	2,315	83	52.3	1,512	746	56	84.4	455	291	100.0	91.2
	蔵王町	269	201	64	3	75.5	64	-	0	100.0	-	-	100.0	98.4
	七ヶ宿町	11	9	2	0	81.9	2	-	-	100.0	-	-	100.0	99.3
	大河原町	156	115	39	1	74.6	25	-	13	100.0	-	-	100.0	90.2
	村田町	307	155	149	2	50.9	148	-	0	100.0	-	-	100.0	98.8
	柴田町	195	141	51	1	73.2	50	-	1	100.0	-	-	100.0	98.6
	川崎町	297	188	94	15	66.6	80	11	2	96.0	11	-	100.0	94.1
	丸森町	482	169	312	0	35.2	263	18	29	95.8	18	-	100.0	93.7
	* 亶理町	17,991	17,450	155	385	99.1	136	-	18	100.0	-	-	100.0	97.7
	* 山元町	14,071	7,895	5,394	781	59.4	4,982	330	81	97.5	330	-	100.0	93.8
	* 松島町	2,257	1,528	705	23	68.4	563	5	136	99.7	5	-	100.0	92.9
	* 七ヶ浜町	4,674	2,947	1,627	100	64.4	1,316	221	89	95.0	203	17	100.0	95.5
	* 利府町	931	586	338	6	63.3	320	-	18	100.0	-	-	100.0	97.2
	大和町	379	251	124	3	66.8	92	29	2	91.9	19	10	100.0	95.6
	大郷町	905	447	457	1	49.4	272	171	12	80.7	128	43	100.0	93.6
	富谷町	393	308	81	3	78.9	65	-	16	100.0	-	-	100.0	95.0
	大衡村	59	38	19	1	66.4	11	-	7	100.0	-	-	100.0	83.4
	色麻町	126	47	78	0	37.8	74	-	3	100.0	-	-	100.0	96.9
	加美町	162	86	75	0	53.4	53	-	21	100.0	-	-	100.0	86.3
涌谷町	1,236	886	343	6	72.0	284	44	14	96.3	38	5	100.0	97.7	
美里町	2,016	1,303	706	6	64.8	660	-	46	100.0	-	-	100.0	97.3	
* 女川町	11,729	7,690	2,967	1,071	72.1	1,177	1,722	67	83.7	1,369	352	100.0	87.2	
* 南三陸町	11,345	5,596	4,668	1,081	54.5	1,732	2,539	395	74.2	2,101	438	100.0	83.1	
その他	86,265	24,727	57,450	4,087	30.0	35,824	10,674	10,951	85.0	8,184	2,490	100.0	79.6	

(単位：百万円、%)

県名	市町村等区分名	交付決定額 A	平成23年度の執行状況				24年度の執行状況				25年度の執行状況			
			交付額 B	翌年度繰越額 C	差引過不足額(不用額等) D =A-B-C	23年度の補助事業執行率 E = $\frac{B}{A-D}$	交付額 F	翌年度繰越額 G	差引過不足額(不用額等) H =C-F-G	23年度から24年度までの補助事業執行率 I = $\frac{B+F}{A-D-H}$	交付額 J	差引過不足額(不用額等) K =G-J	23年度から25年度までの補助事業執行率 L = $\frac{B+F+J}{A-D-H-K}$	23年度から25年度までの交付率 M = $\frac{B+F+J}{A}$
福島県	福島県及び59市町村等計	372,228	235,606	131,375	5,247	64.2	86,724	34,552	10,097	90.3	27,940	6,611	100.0	94.1
	県事業分	244,412	166,743	75,955	1,714	68.7	46,120	23,940	5,894	89.8	19,396	4,543	100.0	95.0
	福島市	6,962	3,063	3,834	65	44.4	3,232	246	354	96.2	245	0	100.0	93.9
	会津若松市	789	436	350	3	55.4	335	-	14	100.0	-	-	100.0	97.7
	郡山市	8,396	5,049	3,032	315	62.4	2,824	170	37	97.8	170	0	100.0	95.8
	* いわき市	21,591	13,856	6,849	885	66.9	3,999	2,168	680	89.1	1,548	619	100.0	89.8
	白河市	4,952	1,715	3,204	31	34.8	2,612	456	136	90.4	456	-	100.0	96.6
	須賀川市	8,162	4,214	3,825	122	52.4	2,890	875	58	89.0	853	22	100.0	97.5
	喜多方市	271	36	235	0	13.3	234	-	0	100.0	-	-	100.0	99.6
	* 相馬市	8,272	5,845	2,351	75	71.3	1,560	721	68	91.1	465	256	100.0	95.1
	二本松市	1,356	352	985	18	26.3	846	-	138	100.0	-	-	100.0	88.3
	# 田村市	1,742	923	791	28	53.8	764	-	26	100.0	-	-	100.0	96.8
	* # 南相馬市	14,844	9,806	4,334	703	69.3	3,090	630	613	95.3	350	279	100.0	89.2
	伊達市	1,499	950	523	25	64.4	460	-	63	100.0	-	-	100.0	94.0
	本宮市	1,949	834	1,108	6	42.9	931	145	31	92.3	145	0	100.0	98.0
	桑折町	795	490	289	16	62.8	175	56	57	92.1	46	9	100.0	89.6
	国見町	1,159	794	344	20	69.7	271	14	58	98.6	14	-	100.0	93.1
	# 川俣町	430	384	35	10	91.4	35	-	-	100.0	-	-	100.0	97.5
	大玉村	244	88	155	0	36.3	154	-	0	100.0	-	-	100.0	99.6
	鏡石町	2,260	1,078	1,163	18	48.1	668	460	34	79.1	444	15	100.0	96.9
	天栄村	1,301	678	610	12	52.6	509	2	97	99.7	2	-	100.0	91.5
	下郷町	0	0	-	-	100.0	-	-	-	100.0	-	-	100.0	100.0
	檜枝岐村	0	0	-	-	100.0	-	-	-	100.0	-	-	100.0	100.0
	只見町	66	58	1	6	97.7	1	-	-	100.0	-	-	100.0	90.5
	南会津町	284	0	284	0	0.2	284	-	-	100.0	-	-	100.0	99.9
	北塩原村	0	0	-	0	100.0	-	-	-	100.0	-	-	100.0	98.4
	西会津町	45	15	30	0	33.9	27	-	2	100.0	-	-	100.0	94.5
	磐梯町	170	1	168	0	0.8	168	-	-	100.0	-	-	100.0	99.9
	猪苗代町	340	304	35	0	89.6	32	-	2	100.0	-	-	100.0	99.0
	会津坂下町	79	78	0	0	99.9	0	-	-	100.0	-	-	100.0	99.4
	湯川村	169	143	25	0	84.7	25	-	-	100.0	-	-	100.0	99.9
	柳津町	0	0	-	0	100.0	-	-	-	100.0	-	-	100.0	92.5
	三島町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	金山町	2	0	1	-	38.6	1	-	-	100.0	-	-	100.0	100.0
	昭和村	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	会津美里町	60	46	14	0	76.5	14	-	-	100.0	-	-	100.0	99.9
	西郷村	984	471	511	1	47.9	450	53	7	94.5	53	-	100.0	99.0
	泉崎村	1,102	447	626	28	41.6	608	-	18	100.0	-	-	100.0	95.7
	中島村	513	245	265	2	47.9	254	8	2	98.2	8	0	100.0	98.8
	矢吹町	2,549	1,081	1,426	41	43.1	825	588	13	76.4	576	11	100.0	97.3
	棚倉町	234	80	154	-	34.2	152	-	2	100.0	-	-	100.0	99.1
	矢祭町	38	36	-	1	100.0	-	-	-	100.0	-	-	100.0	94.8
	塙町	132	32	99	1	24.6	99	-	-	100.0	-	-	100.0	99.1
	鮫川村	344	128	215	0	37.2	203	1	10	99.5	1	-	100.0	96.8
	石川町	86	81	4	0	94.3	4	-	-	100.0	-	-	100.0	99.2
	玉川村	231	209	16	5	92.6	16	-	0	100.0	-	-	100.0	97.4
	平田村	57	44	12	0	78.2	11	-	1	100.0	-	-	100.0	97.6
	浅川町	113	13	99	-	11.8	94	-	4	100.0	-	-	100.0	95.6
	古殿町	133	83	49	0	62.9	48	-	0	100.0	-	-	100.0	99.5
	三春町	696	242	450	4	35.0	301	95	52	85.0	3	92	100.0	78.6
	小野町	446	201	241	3	45.4	208	-	33	100.0	-	-	100.0	91.7
* 広野町	1,872	812	1,021	39	44.3	955	48	16	97.3	48	0	100.0	97.0	
* # 楢葉町	654	611	-	42	100.0	-	-	-	100.0	-	-	100.0	93.5	
* # 富岡町	1,234	1,068	38	128	96.5	37	-	0	100.0	-	-	100.0	89.5	
# 川内村	476	368	80	27	82.0	80	-	-	100.0	-	-	100.0	94.2	
* # 大熊町	915	778	92	44	89.4	91	-	0	100.0	-	-	100.0	95.0	
* # 双葉町	737	589	53	94	91.6	52	-	0	100.0	-	-	100.0	87.0	
* # 浪江町	2,760	2,117	334	308	86.3	323	-	10	100.0	-	-	100.0	88.4	
# 葛尾村	173	163	4	4	97.3	4	-	0	100.0	-	-	100.0	97.3	
* 新地町	4,204	1,306	2,858	38	31.3	1,986	785	86	80.7	635	150	100.0	93.4	
# 飯館村	906	651	42	212	93.8	42	-	0	100.0	-	-	100.0	76.4	
その他	18,010	5,743	12,134	132	32.1	7,593	3,079	1,461	81.2	2,471	607	100.0	87.7	
合計	1,853,989	944,517	828,349	81,121	53.2	397,314	258,851	172,182	83.8	168,019	90,832	100.0	81.4	
沿岸部	562,156	345,154	196,389	20,612	63.7	105,402	62,044	28,942	87.8	27,857	34,187	100.0	85.1	
岩手県12市町村	145,050	77,487	65,395	2,166	54.2	29,067	13,622	22,705	88.6	9,624	3,998	100.0	80.0	
宮城県15市町村	360,018	230,873	113,060	16,084	67.1	64,236	44,066	4,757	87.0	15,183	28,882	100.0	86.1	
福島県10市町村	57,086	36,793	17,933	2,360	67.2	12,098	4,355	1,478	91.8	3,049	1,306	100.0	90.9	
内陸部	86,330	43,661	41,291	1,378	51.3	33,713	5,673	1,904	93.1	5,075	597	100.0	95.5	
岩手県21市町村	10,651	5,261	5,217	172	50.2	4,723	267	267	97.3	256	10	100.0	96.1	
宮城県20市町村	22,960	12,072	10,721	166	52.9	8,078	2,229	414	90.0	1,796	432	100.0	95.5	
福島県49市町村	52,718	26,326	25,352	1,039	50.9	20,912	3,176	1,263	93.6	3,022	153	100.0	95.3	
県事業・その他	1,205,502	555,702	590,668	59,130	48.4	258,198	191,133	141,336	80.9	135,086	56,046	100.0	78.7	
岩手県等	327,962	119,129	174,660	34,172	40.5	57,103	75,900	41,656	69.8	52,880	23,020	100.0	69.8	
宮城県等	615,116	264,086	327,918	23,111	44.6	147,381	88,212	92,324	82.3	60,337	27,875	100.0	76.7	
福島県等	262,423	172,486	88,089	1,846	66.1	53,713	27,020	7,355	89.3	21,868	5,151	100.0	94.5	
(避難指示区域を含む市町村)	24,874	17,462	5,806	1,605	75.0	4,523	630	652	97.2	350	279	100.0	89.7	

注(1) 市町村の交付額等は、県及び本府省庁が把握しているものを集計している。

注(2) *印は沿岸部の市町村を、#印は避難指示区域を含む市町村をそれぞれ示す。なお、福島県田村市に対する避難指示は、平成26年4月に解除された。

注(3) 平成23年度から25年度までの交付額は1兆5098億余円である。また、同期間の沿岸部、内陸部、県事業・その他における不用額等計は、それぞれ837億余円、38億余円、2565億余円である。

(b) 24年度復興特会予算により措置された補助事業等の実施状況

24年度復興特会予算により措置された補助事業等の交付決定額等について集計すると、表30のとおり、交付決定額計7452億余円に対する24、25両年度の交付額は計6159億余円、25年度末の補助事業執行率は91.8%、26年度への事故繰越額は計547億余円となっている。127市町村のうち、交付決定を受けていない4町村を除く123市町村の補助事業等の実施状況をみると、25年度までに事業が完了した市町村数は、岩手県が内陸部の20市町村、沿岸部の5市町村、宮城県が内陸部の19市町村、沿岸部の12市町、福島県が内陸部の28市町村、沿岸部の4町、計88市町村である。

交付決定額が100億円を超えている市町村数は、岩手県が宮古市等5市町、宮城県が仙台市等7市町、福島県がいわき市等2市の計14市町で、全て沿岸部の市町である。

24、25両年度の交付決定額計7452億余円に対する交付額計6159億余円（交付率82.6%）をみると、沿岸部が3560億余円に対して3431億余円（同96.3%）、内陸部が311億余円に対して276億余円（同88.8%）、県事業・その他が3580億余円に対して2450億余円（同68.4%）となっている。

また、24、25両年度の不用額等計は、沿岸部109億余円（交付決定額に対する割合3.0%）、内陸部23億余円（同7.4%）、県事業・その他613億余円（同17.1%）、計746億余円となっていて、県事業・その他において事業の進捗が遅れているなどの状況が見受けられた。

表30 東北3県及び127市町村等における24年度復興特会予算により措置された補助事業等の実施状況

(単位：百万円、%)

県名	市町村等区分名	交付決定額 A	平成24年度の執行状況				25年度の執行状況			
			交付額 B	翌年度繰越額 C	差引過不足額 (不用額等) D = A-B-C	24年度の補助事業執行率 E = $\frac{B}{A-D}$	交付額 F	翌年度繰越額 (事故繰越) G	差引過不足額 (不用額等) H = C-F-G	24年度から25年度までの補助事業執行率 I = $\frac{B+F}{A-D-H}$
岩手県	岩手県及び33市町村等計	146,083	88,195	54,382	3,506	61.8	32,973	13,838	7,570	89.7
	県事業分	15,197	8,538	4,551	2,107	65.2	3,291	884	374	93.0
	盛岡市	707	99	605	2	14.0	510	19	76	96.9
	* 宮古市	14,646	11,874	2,764	7	81.1	1,988	236	539	98.3
	* 大船渡市	17,494	12,895	4,581	17	73.7	3,551	349	679	97.9
	花巻市	60	23	35	1	39.8	35	-	-	100.0
	北上市	18	17	-	0	100.0	-	-	-	100.0
	* 久慈市	989	809	126	52	86.4	117	-	9	100.0
	遠野市	57	31	24	1	56.5	24	-	0	100.0
	一関市	713	469	236	7	66.4	217	-	18	100.0
	* 陸前高田市	21,520	17,567	3,940	12	81.6	3,488	306	146	98.5
	* 釜石市	12,773	7,267	4,940	565	59.5	3,468	76	1,395	99.2
	二戸市	283	33	248	1	11.8	244	-	3	100.0
	八幡平市	204	166	36	0	82.0	36	-	-	100.0
	奥州市	333	199	128	4	60.8	125	-	3	100.0
	滝沢市	96	10	59	26	14.6	42	-	16	100.0
	雫石町	129	4	123	1	3.5	113	-	9	100.0
	葛巻町	2	2	-	0	100.0	-	-	-	100.0
	岩手町	6	5	-	0	100.0	-	-	-	100.0
	紫波町	9	8	0	-	94.1	0	-	-	100.0
	矢巾町	14	10	1	1	85.3	1	-	-	100.0
	西和賀町	3	3	-	0	100.0	-	-	-	100.0
	金ヶ崎町	25	22	1	1	94.1	1	-	-	100.0
	平泉町	41	39	2	0	95.1	1	-	0	100.0
	住田町	1	1	-	-	100.0	-	-	-	100.0
	* 大槌町	11,822	9,466	2,140	215	81.5	1,610	43	485	99.6
	* 山田町	7,102	5,834	1,258	8	82.2	459	274	524	95.8
	* 岩泉町	1,186	864	321	0	72.8	278	-	43	100.0
	* 田野畑村	1,268	1,066	194	7	84.5	129	11	53	99.0
	* 普代村	236	206	30	0	87.1	29	-	1	100.0
軽米町	228	223	-	5	100.0	-	-	-	100.0	
* 野田村	3,553	3,162	370	20	89.5	182	-	188	100.0	
九戸村	1	1	-	-	100.0	-	-	-	100.0	
* 洋野町	198	70	124	3	36.2	124	-	-	100.0	
戸町	29	22	7	0	76.0	7	-	-	100.0	
その他	35,126	7,173	27,525	428	20.6	12,889	11,636	2,999	63.2	
宮城県	宮城県及び35市町村等計	417,479	246,899	158,847	11,732	60.8	98,463	29,665	30,718	92.0
	県事業分	174,439	69,763	94,295	10,380	42.5	40,709	27,261	26,324	80.2
	* 仙台市	18,630	16,882	1,568	178	91.4	261	-	1,307	100.0
	* 石巻市	65,306	36,699	28,560	46	56.2	27,762	348	449	99.4
	* 塩竈市	5,515	4,044	1,467	4	73.3	1,403	35	28	99.3
	* 気仙沼市	30,476	24,383	6,050	41	80.1	5,721	-	329	100.0
	白石市	14	13	-	0	100.0	-	-	-	100.0
	* 名取市	8,011	7,904	91	15	98.8	62	-	29	100.0
	角田市	18	13	-	4	100.0	-	-	-	100.0
	* 多賀城市	5,660	5,133	518	8	90.8	517	-	1	100.0
	* 岩沼市	9,960	4,554	5,193	212	46.7	5,173	-	20	100.0
	登米市	1,259	1,070	179	9	85.6	149	-	29	100.0
	栗原市	668	402	229	36	63.6	223	-	6	100.0
	* 東松島市	14,915	14,825	81	8	99.4	4	-	77	100.0
	大崎町	1,646	708	907	29	43.8	887	-	19	100.0
	蔵王町	142	4	136	0	3.3	136	-	-	100.0
	七ヶ宿町	159	0	159	-	0.2	159	-	-	100.0
	大河原町	30	3	26	0	11.4	26	-	-	100.0
	村田町	21	14	6	0	67.7	6	-	-	100.0
	柴田町	371	365	5	0	98.4	5	-	-	100.0
	川崎町	2	1	-	0	100.0	-	-	-	100.0
	丸森町	33	20	9	3	67.4	7	-	2	100.0
	* 亘理町	13,810	13,638	138	34	98.9	138	-	-	100.0
	* 山元町	17,046	11,182	5,852	11	65.6	5,575	-	277	100.0
	* 松島町	329	222	104	3	67.9	74	-	29	100.0
	* 七ヶ浜町	8,205	5,470	2,734	0	66.6	2,682	44	6	99.4
	* 利府町	62	61	-	1	100.0	-	-	-	100.0
	大和町	5	3	0	0	81.7	-	-	0	100.0
	大郷町	135	126	6	2	94.9	2	-	4	100.0
	富谷町	16	15	-	0	100.0	-	-	-	100.0
大衡村	1	1	-	-	100.0	-	-	-	100.0	
色麻町	133	132	-	0	100.0	-	-	-	100.0	
加美町	7	7	-	-	100.0	-	-	-	100.0	
涌谷町	367	210	156	0	57.3	64	92	-	74.8	
美里町	88	86	-	1	100.0	-	-	-	100.0	
* 女川町	7,376	7,022	35	318	99.5	10	-	24	100.0	
* 南三陸町	15,799	13,830	1,961	7	87.5	1,366	-	595	100.0	
その他	16,810	8,076	8,367	366	49.1	5,330	1,883	1,153	87.6	

(単位：百万円、%)

県名	市町村等区分名	平成24年度の執行状況					25年度の執行状況				
		交付決定額 A	交付額 B	翌年度繰越額 C	差引過不足額 (不用額等) D = A-B-C	24年度の補助 事業執行 率 E = $\frac{B}{A-D}$	交付額 F	翌年度繰越額 (事故繰越) G	差引過不足額 (不用額等) H = C-F-G	24年度から 25年度まで の補助事業 執行率 I = $\frac{B+F}{A-D-H}$	
福島県	福島県及び59市町村等計	181,704	112,605	54,516	14,582	67.3	36,766	11,231	6,519	93.0	
	県事業分	109,473	65,080	31,360	13,033	67.4	18,373	9,237	3,749	90.0	
	福島市	3,734	1,362	2,342	30	36.7	1,813	48	480	98.5	
	会津若松市	261	96	164	0	37.0	158	-	5	100.0	
	郡山市	6,522	2,167	4,174	179	34.1	3,938	-	236	100.0	
	* いわき市	14,392	13,997	239	156	98.3	144	24	70	99.8	
	白河市	570	269	291	9	48.0	129	141	20	73.8	
	須賀川市	1,945	1,688	252	4	86.9	182	-	69	100.0	
	喜多方市	232	1	231	-	0.4	195	-	36	100.0	
	* 相馬市	4,563	3,686	419	456	89.7	379	4	36	99.8	
	二本松市	432	138	273	20	33.6	131	84	57	76.0	
	# 田村市	1,006	684	320	1	68.1	187	21	111	97.6	
	* # 南相馬市	11,487	8,459	2,920	108	74.3	2,630	55	234	99.5	
	伊達市	180	132	47	0	73.7	3	-	43	100.0	
	本宮市	1,149	376	772	0	32.7	590	-	182	100.0	
	桑折町	177	177	-	0	100.0	-	-	-	100.0	
	国見町	59	9	49	-	15.6	15	33	0	42.1	
	# 川俣町	436	297	120	19	71.1	32	72	14	81.9	
	大玉村	41	5	33	2	13.6	15	14	3	58.5	
	鏡石町	1,472	728	742	0	49.5	702	12	27	99.1	
	天栄村	292	203	88	0	69.6	87	-	1	100.0	
	下郷町	137	4	132	-	3.3	88	-	44	100.0	
	檜枝岐村	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	只見町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	南会津町	94	0	94	0	0.2	67	-	26	100.0	
	北塩原村	0	0	-	-	100.0	-	-	-	100.0	
	西会津町	0	0	-	0	100.0	-	-	-	100.0	
	磐梯町	40	36	-	3	100.0	-	-	-	100.0	
	猪苗代町	50	50	-	-	100.0	-	-	-	100.0	
	会津坂下町	162	0	162	0	0.0	44	118	-	27.3	
	湯川村	118	-	118	-	0.0	-	118	-	0.0	
	柳津町	114	-	114	-	0.0	-	114	-	0.0	
	三島町	4	4	-	-	100.0	-	-	-	100.0	
	金山町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	昭和村	1	1	-	-	100.0	-	-	-	100.0	
	会津美里町	0	0	-	-	100.0	-	-	-	100.0	
	西郷村	45	31	14	-	69.2	14	-	-	100.0	
	泉崎村	94	94	-	0	100.0	-	-	-	100.0	
	中島村	32	15	14	1	51.8	8	-	5	100.0	
	矢吹町	469	339	106	22	76.1	74	21	11	95.1	
	棚倉町	102	17	76	8	18.5	2	48	25	29.2	
	矢祭町	64	5	59	-	8.2	4	54	-	15.5	
	塙町	8	-	8	-	0.0	8	-	-	100.0	
	鮫川村	26	-	26	-	0.0	-	26	-	0.0	
	石川町	155	-	155	-	0.0	108	46	0	69.9	
	玉川村	83	39	26	18	59.9	15	-	10	100.0	
	平田村	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	浅川町	24	17	7	0	71.5	6	-	0	100.0	
	古殿町	2	-	2	-	0.0	2	-	0	100.0	
	三春町	124	67	43	13	61.1	41	-	1	100.0	
	小野町	150	20	130	0	13.5	82	-	48	100.0	
	* 広野町	2,195	1,619	438	137	78.7	357	39	41	98.0	
	* # 楢葉町	2,197	1,145	1,026	25	52.7	855	-	170	100.0	
	* # 富岡町	2,093	889	1,193	10	42.7	986	-	206	100.0	
	# 川内村	980	289	631	60	31.4	514	72	43	91.7	
	* # 大熊町	1,256	989	257	8	79.3	241	-	16	100.0	
	* # 双葉町	587	425	157	4	72.9	132	-	24	100.0	
	* # 浪江町	2,399	1,468	908	22	61.7	651	72	184	96.7	
	# 葛尾村	217	105	109	1	49.0	92	-	17	100.0	
	* 新地町	1,008	810	193	3	80.6	178	9	5	99.0	
	# 飯館村	1,234	872	351	9	71.2	312	-	38	100.0	
	その他	6,989	3,677	3,108	203	54.1	2,160	737	211	88.7	
	合計	745,268	447,700	267,746	29,821	62.5	168,202	54,735	44,807	91.8	
	沿岸部	356,081	270,435	82,907	2,738	76.5	72,738	1,932	8,236	99.4	
	岩手県12市町村	92,792	71,087	20,793	911	77.3	15,428	1,298	4,066	98.5	
	宮城県15市町	221,106	165,855	54,359	892	75.3	50,752	428	3,177	99.8	
	福島県10市町	42,182	33,492	7,754	934	81.1	6,557	205	991	99.4	
	内陸部	31,149	14,956	15,628	563	48.9	12,707	1,162	1,758	95.9	
	岩手県21市町村	2,967	1,396	1,511	58	48.0	1,364	19	128	99.3	
	宮城県20市町村	5,122	3,203	1,825	93	63.7	1,669	92	63	98.1	
	福島県49市町村	23,059	10,355	12,291	411	45.7	9,673	1,051	1,566	95.0	
	県事業・その他	358,037	162,308	169,210	26,518	48.9	82,756	51,640	34,812	82.5	
	岩手県等	50,324	15,711	32,077	2,535	32.8	16,181	12,521	3,374	71.8	
宮城県等	191,250	77,840	102,663	10,746	43.1	46,040	29,145	27,477	80.9		
福島県等	116,463	68,757	34,469	13,236	66.6	20,534	9,974	3,960	89.9		
(避難指示区域を含む市町村)	23,897	15,627	7,996	272	66.1	6,638	294	1,064	98.6		

注(1) 市町村の交付額等は、県及び本府省庁が把握しているものを集計している。

注(2) *印は沿岸部の市町村を、#印は避難指示区域を含む市町村をそれぞれ示す。なお、福島県田村市に対する避難指示は、平成26年4月に解除された。

注(3) 平成24、25両年度の交付額計は6159億余円である。また、同期間の沿岸部、内陸部、県事業・その他における不用額等計は、それぞれ109億余円、23億余円、613億余円である。

(c) 25年度復興特会予算により措置された補助事業等の実施状況

25年度当初予算及び25年度補正予算（以下「25年度復興特会予算」という。）により措置された補助事業等の交付決定額等を集計すると、表31のとおり、交付決定額計8793億余円に対する交付額は計4674億余円、補助事業執行率54.0%、26年度への繰越額は計3972億余円となっている。127市町村のうち、交付決定を受けていない3町村を除く124市町村の補助事業等の実施状況をみると、25年度末までに事業が完了した市町村数は、岩手県が内陸部の15市町村、沿岸部の1村、宮城県が内陸部の18市町村、沿岸部の1市、福島県が内陸部の19町村、沿岸部の3町、計57市町村である。

また、福島県の市町村のうち、避難指示区域に所在する11市町村（26年4月に避難指示が全域で解除された田村市を含む。）の補助事業執行率は86.9%と高くなっている。福島県によれば、これらの市町村では実施できる事業が限定されているため補助事業執行率が高くなっているが、原子力災害の影響により当該市町村の被害状況を把握することが困難であり、現在も災害査定等を実施できないことから、今後は、復旧を必要とする事業が相当の規模で生ずることが想定されるとしている。

交付決定額が100億円を超えている市町村数は、岩手県が宮古市等6市町、宮城県が仙台市等7市町、福島県がいわき市1市の計14市町で、全て沿岸部の市町となっている。なお、23年度から25年度までのいずれの年度においても交付決定額が100億円を超えている市町村は、東北3県計で宮古市等12市町である。

25年度の交付決定額計8793億余円に対する交付額計4674億余円（交付率53.1%）をみると、沿岸部が4380億余円に対して3126億余円（交付率71.3%）、内陸部が193億余円に対して95億余円（同49.6%）、県事業・その他が4220億余円に対して1452億余円（同34.4%）となっている。

表31 東北3県及び127市町村等における25年度復興特会予算により措置された補助事業等の実施状況

(単位：百万円、%)					
市町村等区分名	平成25年度の執行状況				
	交付決定額 A	交付額 B	翌年度繰越額 C	差引過不足額 (不用額等) D = A-B-C	25年度の補助事業 執行率 E = $\frac{B}{A-D}$
岩手県及び33市町村等計	259,343	134,120	124,410	812	51.8
県事業分	93,935	22,521	71,093	320	24.0
盛岡市	753	237	459	56	34.1
* 宮古市	18,269	12,522	5,732	14	68.6
* 大船渡市	27,693	15,088	12,597	7	54.4
花巻市	60	31	25	2	55.2
北上市	21	20	-	1	100.0
* 久慈市	3,131	2,373	757	0	75.7
遠野市	16	15	-	0	100.0
一関市	619	159	456	3	25.9
* 陸前高田市	44,273	31,096	13,145	32	70.2
* 釜石市	22,974	19,189	3,769	15	83.5
二戸市	109	94	8	6	91.9
八幡平市	8	5	-	3	100.0
奥州市	690	643	35	11	94.8
滝沢市	40	38	-	1	100.0
雫石町	78	76	-	2	100.0
葛巻町	34	32	-	1	100.0
岩手町	35	33	-	1	100.0
紫波町	9	8	-	1	100.0
矢巾町	9	8	-	0	100.0
西和賀町	7	7	-	0	100.0
金ヶ崎町	299	16	280	1	5.5
平泉町	65	59	-	6	100.0
住田町	8	8	-	-	100.0
* 大槌町	10,120	8,891	1,093	135	89.0
* 山田町	15,173	10,519	4,629	24	69.4
* 岩泉町	1,220	931	277	11	77.0
* 田野畑村	2,510	967	1,501	41	39.1
* 普及村	111	110	-	0	100.0
軽米町	189	174	-	15	100.0
* 野田村	4,723	3,778	943	1	80.0
九戸村	10	7	-	2	100.0
* 洋野町	293	257	36	0	87.7
一戸町	141	137	-	3	100.0
その他	11,699	4,049	7,567	82	34.8
宮城県及び35市町村等計	458,211	240,544	211,777	5,890	53.1
県事業分	200,095	59,212	140,470	412	29.6
* 仙台市	20,856	18,880	271	1,703	98.5
* 石巻市	47,526	18,497	28,816	211	39.0
* 塩竈市	4,532	3,111	998	422	75.7
* 気仙沼市	65,981	53,016	12,957	7	80.3
白石市	23	20	-	3	100.0
* 名取市	8,719	8,178	316	223	96.2
角田市	7	4	-	2	100.0
* 多賀城市	1,644	1,286	16	340	98.7
* 岩沼市	4,607	4,034	-	573	100.0
登米市	2,498	1,219	893	385	57.7
栗原市	39	37	-	1	100.0
* 東松島市	24,857	20,491	4,354	11	82.4
大崎市	226	214	-	11	100.0
蔵王町	2	1	-	0	100.0
* 七ヶ宿町	2	2	-	0	100.0
大河原町	3	3	-	-	100.0
村田町	8	7	-	0	100.0
柴田町	10	6	3	0	62.2
川崎町	4	4	-	0	100.0
丸森町	14	14	-	0	100.0
* 亘理町	16,916	15,259	1,211	445	92.6
* 山元町	13,560	9,348	4,161	50	69.1
* 松島町	343	26	310	6	8.0
* 七ヶ浜町	5,834	4,383	922	528	82.6
* 利府町	469	46	419	2	10.0
大和町	3	3	-	-	100.0
大郷町	23	19	-	3	100.0
富谷町	8	7	-	0	100.0
大衡村	3	3	-	-	100.0
色麻町	289	286	-	3	100.0
加美町	17	17	-	-	100.0
涌谷町	53	52	-	0	100.0
美里町	22	20	-	1	100.0
* 女川町	9,005	4,355	4,427	222	49.5
* 南三陸町	18,056	12,492	5,413	150	69.7
その他	11,942	5,972	5,811	158	50.6

(単位：百万円、%)					
市町村等区分名	平成25年度の執行状況				
	交付決定額 A	交付額 B	翌年度繰越額 C	差引過不足額 (不用額等) D = A-B-C	25年度の補助事業 執行率 E = $\frac{B}{A-D}$
福島県及び59市町村等計	161,840	92,786	61,073	7,980	60.3
県事業分	97,845	48,733	47,661	1,450	50.5
福島市	691	462	187	41	71.1
会津若松市	367	41	324	1	11.3
郡山市	3,653	631	2,939	82	17.6
* いわき市	15,940	14,794	643	502	95.8
白河市	641	267	369	4	41.9
須賀川市	1,984	1,490	418	76	78.0
喜多方市	175	52	123	-	29.8
* 相馬市	9,871	5,627	3,586	657	61.0
二本松市	78	57	20	1	73.7
# 田村市	561	369	19	172	95.0
* # 南相馬市	9,933	7,224	659	2,049	91.6
伊達市	617	268	346	2	43.6
本宮市	362	151	206	4	42.2
桑折町	10	9	-	1	100.0
国見町	121	75	45	0	62.3
# 川俣町	294	225	11	56	95.0
大玉村	7	7	-	0	100.0
鏡石町	317	264	43	9	85.8
天栄村	108	105	-	3	100.0
下郷町	0	0	-	0	100.0
檜枝岐村	-	-	-	-	-
只見町	2	2	-	-	100.0
南会津町	132	5	126	0	4.3
北塩原村	3	3	-	0	100.0
西会津町	56	20	29	5	41.1
磐梯町	425	247	176	1	58.2
猪苗代町	20	18	-	1	100.0
会津坂下町	0	0	-	0	100.0
湯川村	-	-	-	-	-
柳津町	20	0	19	0	4.2
三島町	1	1	-	0	100.0
金山町	6	6	-	0	100.0
昭和村	4	4	-	-	100.0
会津美里町	8	8	-	0	100.0
西郷村	46	33	9	3	77.3
泉崎村	80	79	-	1	100.0
中島村	25	23	-	2	100.0
矢吹町	101	43	34	24	55.9
棚倉町	29	14	12	1	53.1
矢祭町	22	3	19	0	14.8
埴町	-	-	-	-	-
鮫川村	13	0	12	-	4.5
石川町	11	4	6	0	43.5
玉川村	114	98	11	5	89.9
平田村	3	3	-	-	100.0
浅川町	38	38	-	0	100.0
古殿町	23	3	19	0	16.5
三春町	32	29	-	2	100.0
小野町	6	3	-	3	100.0
* 広野町	958	705	-	253	100.0
* # 楡葉町	1,583	1,210	145	227	89.2
* # 富岡町	1,186	709	36	441	95.1
# 川内村	737	99	539	98	15.5
* # 大熊町	1,139	494	353	291	58.3
* # 双葉町	517	287	-	229	100.0
* # 浪江町	1,744	1,047	-	697	100.0
# 葛尾村	279	154	58	66	72.5
* 新地町	1,780	1,420	248	111	85.1
# 飯館村	606	385	-	221	100.0
その他	6,487	4,713	1,606	167	74.5
合計	879,395	467,451	397,260	14,683	54.0

(単位：百万円、%)					
市町村等区分名	平成25年度の執行状況				
	交付決定額 A	交付額 B	翌年度繰越額 C	差引過不足額 (不用額等) D = A-B-C	25年度の補助事業 執行率 E = $\frac{B}{A-D}$
沿岸部	438,064	312,660	114,755	10,649	73.1
岩手県12市町村	150,497	105,727	44,484	285	70.3
宮城県15市町村	242,911	173,411	64,597	4,902	72.8
福島県10市町	44,656	33,521	5,674	5,461	85.5
内陸部	19,324	9,588	8,293	1,442	53.6
岩手県21市町村	3,210	1,821	1,265	124	59.0
宮城県20市町村	3,262	1,948	897	417	68.4
福島県49市町村	12,851	5,818	6,130	901	48.6
県事業・その他	422,005	145,203	274,210	2,591	34.6
岩手県等	105,635	26,571	78,660	403	25.2
宮城県等	212,037	65,184	146,282	570	30.8
福島県等	104,332	53,446	49,268	1,618	52.0
(避難指示区域を含む市町村)	18,585	12,208	1,824	4,552	86.9

注(1) 市町村の交付額等は、県及び本府省庁が把握しているものを集計している。
 注(2) *印は沿岸部の市町村を、#印は避難指示区域を含む市町村をそれぞれ示す。
 なお、福島県田村市に対する避難指示は、平成26年4月に解除された。

c 所管別・補助事業等別の実施状況

(a) 所管別の交付決定額、交付額等の状況

所管別の補助事業等の実施状況については、各府省庁及び東北3県から徴した調書等に基づき集計すると、表32のとおり、9府省庁計138事業（23年度から25年度までの延べ事業数269事業）において、23年度から25年度までの交付決定額は計3兆4786億余円、補助事業執行率は85.1%となっている。

所管別の交付決定額は、環境省が1兆0221億余円と最も多額となっており、農林水産省が8788億余円、内閣府が6480億余円、国土交通省が3535億余円、経済産業省が2918億余円等となっている。

また、上記の交付決定額が多額となっている5府省について、所管別の補助事業執行率をみると、内閣府及び環境省が90%以上となっている一方、農林水産省、経済産業省及び国土交通省が70%前後にとどまっている。特に、25年度の補助事業執行率は、経済産業省が3.1%と著しく低く、農林水産省が24.7%、国土交通省が28.8%と低くなっている。

表32 所管別の補助事業等の実施状況

(単位:百万円、%)

所管	年度	事業数	交付決定額	平成23年度から25年度までの交付額計	26年度への繰越額	23年度から25年度までの累計差引過不足額 (不用額等)	25年度末の補助事業執行率
			A	B	C	D =A-B-C	$E = \frac{B}{A-D}$
内閣府	23	4	492,194	444,991	-	47,203	100.0
	24	4	108,939	87,486	35	21,417	99.9
	25	4	46,955	44,694	2,226	34	95.2
	計	8(1)	648,090	577,172	2,261	68,655	99.6
復興庁	23	-	-	-	-	-	-
	24	2	6,360	5,160	257	942	95.2
	25	1	248	248	-	-	100.0
	計	3	6,608	5,408	257	942	95.4
総務省	23	11	36,373	31,988	-	4,385	100.0
	24	4	10,666	7,763	1,858	1,044	80.6
	25	6	2,702	608	2,004	89	23.2
	計	13	49,742	40,360	3,862	5,519	91.2
文部科学省	23	14	46,093	44,599	-	1,493	100.0
	24	15	27,209	25,053	221	1,933	99.1
	25	15	41,261	26,815	13,725	719	66.1
	計	21(1)	114,564	96,469	13,947	4,147	87.3
厚生労働省	23	17	78,212	69,740	-	8,472	100.0
	24	12	16,397	15,006	209	1,181	98.6
	25	13	18,677	10,653	3,531	4,493	75.1
	計	25	113,287	95,399	3,740	14,147	96.2
農林水産省	23	42	532,312	320,862	-	211,449	100.0
	24	32	67,653	43,895	10,910	12,847	80.0
	25	34	278,925	68,596	208,430	1,898	24.7
	計	50	878,891	433,354	219,340	226,196	66.3
経済産業省	23	3	144,679	121,427	-	23,251	100.0
	24	2	114,241	65,805	39,127	9,308	62.7
	25	2	32,942	1,041	31,870	29	3.1
	計	5	291,862	188,274	70,997	32,590	72.6
国土交通省	23	7	163,783	147,605	-	16,177	100.0
	24	3	63,292	42,805	2,117	18,369	95.2
	25	6	126,424	36,237	89,368	818	28.8
	計	8	353,500	226,648	91,485	35,365	71.2
環境省	23	5	360,338	328,635	-	31,703	100.0
	24	6	330,509	322,926	-	7,582	100.0
	25	5	331,257	278,555	46,102	6,598	85.7
	計	6	1,022,105	930,118	46,102	45,884	95.2
合計	23	103	1,853,989	1,509,852	-	344,136	100.0
	24	80	745,268	615,903	54,735	74,629	91.8
	25	86	879,395	467,451	397,260	14,683	54.0
	3か年度	138(1) (延べ269)	3,478,653	2,593,207	451,996	433,449	85.1

注(1) 交付額等は、県及び本府省庁が把握しているものを集計している。

注(2) 事業数欄の(1)は複数の府省で実施している事業数である。

注(3) 事業数の計欄は純計である。

前記補助事業等138事業のうち23年度から25年度までの交付決定額の合計が1000億円以上のものは、内閣府所管の災害救助費等負担金（交付決定額計6069億余円）、農林水産省所管の漁港施設災害復旧事業費補助（同4038億余円）、経済産業省所管の中小企業組合等共同施設等災害復旧費補助金（同2831億余円）、国土交通省所管の河川等災害復旧事業費補助（同3197億余円）及び環境省所管の災害等廃棄物処理事業費補助金（同1兆0092億余円）の5事業であり、これら5事業の23年度から25年度までの交付決定額及び交付率の状況は、次のとおりとなっている（表33及び図20参照）。

災害等廃棄物処理事業費補助金の交付決定額は、毎年度3000億円台と多額に上っており、各年度とも計画的に相当量の災害廃棄物等の処理を進めていることから交付率も高くなっている。

災害救助費等負担金及び中小企業組合等共同施設等災害復旧費補助金の交付決定額は、いずれも23年度から25年度にかけて減少している。災害救助費等負担金は、救助の実施のために都道府県が支弁した費用を対象に精算交付されるものであり、被災直後の23年度の交付決定額は4000億円以上と多額になっていたが、24年度以降大幅に減少している。また、中小企業組合等共同施設等災害復旧費補助金は、中小企業等グループが作成した復興事業計画に基づき、震災により損壊した施設等の復旧の支援等を行うために交付される補助金であり、土地のかさ上げ工事や市街地復興土地区画整理事業等の遅れなどにより地域の産業復興が進まず、一部の中小企業等グループにおける復旧が遅れていることなどから、23年度から25年度までの交付率は65.1%となっている。

漁港施設災害復旧事業費補助及び河川等災害復旧事業費補助の交付決定額は、24年度に減少したが25年度に増加している。24年度の減少は、23年度に実施を予定していた事業において、災害等廃棄物処理事業等他の事業の進捗の遅れによる影響や事業計画の見直し、人員の不足等により多数の事業を24年度に繰り越したことから、同年度の交付申請を見合わせたことによるものである。また、25年度の増加は、災害等廃棄物処理事業等の進捗に伴い、両事業に係る工事等に必要な用地が確保できたことなどから、24年度に繰り越した事業の進捗が図られたことなどによるものである。

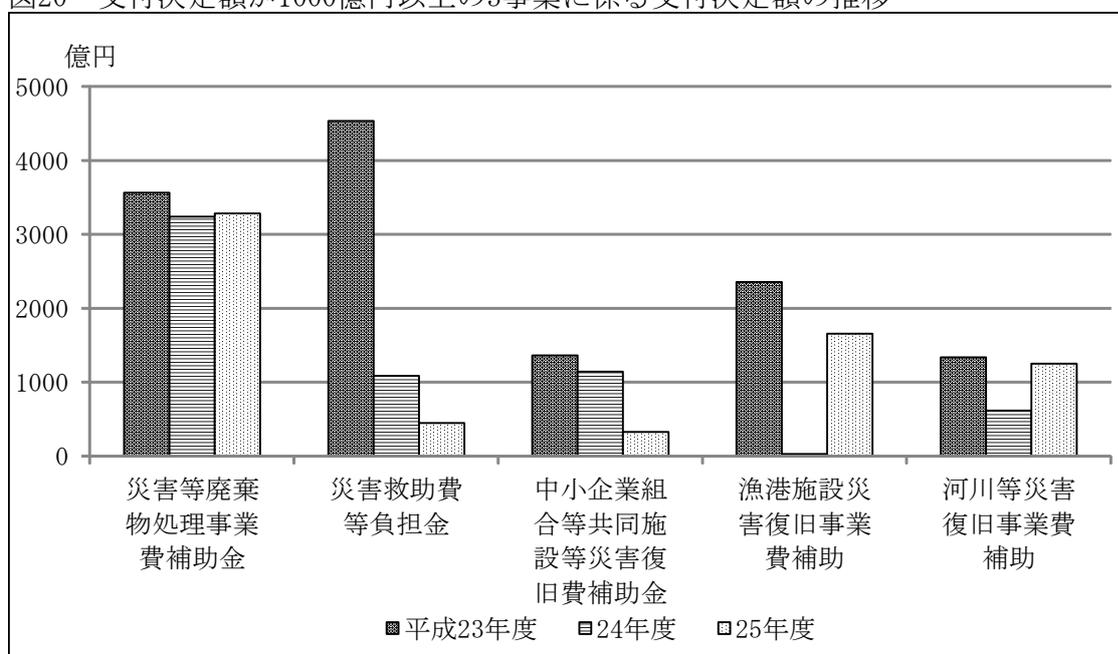
しかし、両事業は、漁期中の工事休止、市街地復興土地区画整理事業等の他の事業の進捗による影響や関係機関との協議、条件が厳しい海上工事等の様々な課題が依然として残されていて、これら諸課題の解決を図りながら事業を進める必要があることなどから、23年度から25年度までの交付率は、漁港施設災害復旧事業費補助が35.5%、河川等災害復旧事業費補助が61.3%と低くなっている。

表33 交付決定額が1000億円以上の5事業に係る交付決定額及び交付率

(単位：百万円、%)

所管	補助事業等名	交付決定額				交付率			
		平成23年度	24年度	25年度	計	23年度	24年度	25年度	計
内閣府	災害救助費等負担金	453,690	108,763	44,450	606,904	92.2	80.3	100.0	90.6
農林水産省	漁港施設災害復旧事業費補助	235,548	2,676	165,641	403,867	47.4	43.4	18.4	35.5
経済産業省	中小企業組合等共同施設等災害復旧費補助金	136,376	114,109	32,642	283,127	86.5	57.5	2.3	65.1
国土交通省	河川等災害復旧事業費補助	133,531	61,293	124,892	319,717	90.1	66.8	27.9	61.3
環境省	災害等廃棄物処理事業費補助金	356,435	324,327	328,475	1,009,239	91.1	97.7	84.2	91.0
計		1,315,582	611,170	696,102	2,622,856	83.1	83.8	55.6	75.9

図20 交付決定額が1000億円以上の5事業に係る交付決定額の推移



(b) 補助事業等別の実施状況

23年度補正予算、24、25両年度の復興特会予算により措置され、東北3県及

び127市町村等が実施した138事業について、補助事業等別の実施状況をみると、次のとおりである。

23年度補正予算により措置された補助事業等は計103事業であり、農林水産省所管の補助事業等が42事業と多数を占めている。これら103事業の実施状況をみると、23年度末までに完了したものが30事業、翌年度に明許繰越しされて24年度末までに完了したものが26事業であるが、翌々年度に事故繰越しされて25年度末までに完了したのも47事業と、事業完了までに時間を要している補助事業等もある。103事業のうち交付決定額が100億円以上のものは、交付決定額が計1000億円以上の前記5事業のほか、災害弔慰金等負担金（交付決定額384億余円）等18事業、計23事業である。このうち、沿岸部の市町村が実施している漁港施設災害復旧事業費補助（同2355億余円）及び同じく農林水産省所管の養殖施設災害復旧事業費補助金（同250億余円）をみると、24年度までの補助事業執行率がそれぞれ35.1%、39.5%と低くなっていて、25年度までの不用額等も多額に上っているなどの状況が見受けられた（23年度補助事業等の所管別・事業別実施状況は巻末別表5①、276～278ページ参照）。

24年度復興特会予算により措置された補助事業等は、計80事業であり、農林水産省所管の補助事業等が32事業と多数を占めている。これら80事業の実施状況をみると、24年度末までに完了したものが35事業、翌年度に明許繰越しされて25年度末までに完了したものが16事業であり、残りの29事業は26年度に事故繰越しされており、23年度補正予算による補助事業等と同様に、事業完了までに時間を要している補助事業等が見受けられた。80事業のうち交付決定額が100億円以上のものは、災害等廃棄物処理事業費補助金（交付決定額3243億余円）等5事業である。このうち、中小企業組合等共同施設等災害復旧費補助金（同1141億余円）をみると、25年度までの補助事業執行率が62.6%となっていて、25年度までの不用額等や26年度への事故繰越額も多額に上っているなどの状況が見受けられた（24年度補助事業等の所管別・事業別実施状況は巻末別表5②、279、280ページ参照）。

25年度復興特会予算により措置された補助事業等は、計86事業であり、農林水産省所管の補助事業等が34事業と多数を占めている。これら86事業の実施状況をみると、25年度末までに完了したものは38事業である。86事業のう

ち交付決定額が100億円以上のものは、災害等廃棄物処理事業費補助金（交付決定額3284億余円）等11事業である。このうち、漁港施設災害復旧事業費補助に係る交付決定額は、24年度の26億余円から25年度の1656億余円に、また、河川等災害復旧事業費補助に係る交付決定額は、24年度の612億余円から25年度の1248億余円に、いずれも大幅に増加しているが、両事業の25年度の補助事業執行率はそれぞれ18.4%、28.1%にとどまっている（25年度補助事業等の所管別・事業別実施状況は巻末別表5③、281ページ参照）。

また、各年度の補助事業等ごとに初年度に生じた不用額等は、23年度103事業で計811億余円、24年度80事業で計298億余円、25年度86事業で計146億余円と、復旧・復興事業の進捗に伴い年々減少している。

d まとめ

東北3県及び127市町村が実施した23年度から25年度までの補助事業等に係る国庫補助金等の交付決定額は、沿岸部では引き続き多額に上っていて、今後も多数の各種補助事業等の実施が見込まれる。

東日本大震災の発生直後は、被災者の救助等人的支援の事業や復興の前提となる災害廃棄物処理等の災害復旧事業が交付決定額の大部分を占めていて、これらの事業は被災から3年度でほぼ完了しているものの、沿岸部の復興に不可欠な漁港施設等の災害復旧については、漁港機能の回復が進んでいる一方、他の事業等との調整等の影響等により、事業完了までに時間を要しているものが多く見受けられる。また、沿岸部の特定被災自治体では、市街地・居住地復興のために多数多額の事業を実施している一方、用地取得や地元調整等についての課題も見受けられる。

このようなことから、国は、27年度末までの集中復興期間において、東北3県及び127市町村が円滑かつ迅速に補助事業等を実施できるよう、事業の実施状況を随時把握するとともに、集中復興期間後も補助事業等による被災地の復旧・復興を図るため引き続き支援することが必要である。

ウ 市街地・居住地復興のための各種制度の活用、事業の実施状況等

国は、前記のとおり、復旧・復興に向けて東日本大震災関係経費を措置するとともに、各事業を円滑に実施するための各種制度を整備している。復興基本方針等においては、復興期間を10年とし、そのうち当初の5年を「集中復興期間」と位置付けるとともに、被災者及び被災した地方公共団体の意向等を踏まえつつ、各府省一体となって、被災地域の復旧・復興及び被災者の暮らしの再生のための施策等を実施し、集中復興期間に実施する復興支援として、復興特別区域制度や使い勝手のよい交付金を創設して、地方公共団体主体の復興を支援するとされている。

そこで、これらの制度はどのように活用されているか、特に津波により壊滅的な被害を受けた東北3県の沿岸部の市町村においては、26年9月末現在で約8万人がいまだ応急仮設住宅に入居しており、長期間の不自由な避難生活を余儀なくされていることから、復興交付金による防災集団移転促進事業等の面的整備の進捗状況はどのようなになっているかなどに着眼して検査するとともに、住宅再建支援の状況、生活再建支援の状況等について分析した。

(ア) 復興特別区域制度の活用状況

東日本大震災は、未曾有の被害を各地域にもたらしており、被災の状況や復興の方向性は各地域により様々である。そして、これらの地域において復興を加速させるために、規制・手続の特例等の措置や経済的支援等に関する被災地からの提案を一元的かつ迅速に実現する復興特別区域制度が創設された。

この制度は、特定被災自治体が、復興の円滑かつ迅速な推進のために活用できる特例を選び取れる仕組みとなっていて、各特例に応じて復興推進計画、復興整備計画、復興交付金事業計画をそれぞれ作成できるようになっている（復興特別区域制度の概要は、24年報告60ページ、25年報告101ページ参照）。

そこで、東日本大震災の発生以降、この制度により作成された各計画は、特定被災自治体のうち東北3県及び管内の市町村によって復興にどのように活用されたかをみると、次のとおりである。

a 復興推進計画の認定及び実施の状況等

復興推進計画は、県、市町村が単独で又は共同して作成し、内閣総理大臣の認定を受けることにより、住宅、産業、まちづくり、医療・福祉等の各分野にわたる「規制・手続に関する特例」や、雇用の創出等を支援する「税制上及び

金融上の特例」等、特区法等において規定されている20の特例（25年12月19日以前は21の特例）の適用を受けることができることとされているものである

（復興推進計画制度の概要は、24年報告21ページ、25年報告101ページ参照）。

また、復興庁は、特定被災自治体の要望を踏まえて復興推進計画の特例の内容を適宜見直しており、26年4月には税制上の特例のうち、事業者が取得した事業用設備等に係る即時償却の適用期限を2年間延長するなどしている。

東北3県及び管内の市町村が単独で又は共同して作成した復興推進計画をみると、表34のとおり、26年9月末までに、東北3県及び101市町村において作成された計96計画が認定を受けている。そして、これらの計画の認定により、前記21の特例のうち14の特例の適用を受けることができるようになり、その延べ件数は103件、対象区域は延べ826市町村に達している（認定された復興推進計画の概要及び認定区域とされた市町村の詳細は、巻末別表8、290～302ページ参照）。

表34 復興推進計画の認定状況（平成26年9月末現在）

県名	復興推進計画を作成している県及び市町村数	認定された復興推進計画数	左に記載された特例数 (件数は延べ数)	左の特例の対象区域とされた延べ市町村数
岩手県	県及び7市町	16	9特例に係る18件	177
宮城県	県及び35市町村	36	14特例に係る41件	290
福島県	県及び59市町村	44	7特例に係る44件	359
計	3県及び101市町村	96	14特例に係る103件	826

上記の14の特例についてみると、表35のとおり、(12)「確定拠出年金に係る脱退一時金の特例」、(15)「医療機器製造販売業等の許可基準の緩和」及び(16)「医療機関・介護施設等に係る基準等の特例」は、東北3県全域の市町村が対象区域とされたこと、さらに、(6)「公営住宅等の整備に係る入居者資格要件等の特例」及び(18)「復興産業集積関係の課税の特例等」（以下「課税の特例」という。）は、複数の復興推進計画で適用を認定されたことから、対象区域とされた延べ市町村数が多くなっている。

一方、(5)「バス路線の新設・変更等に係る手続の特例」、(11)「鉄道ルートの変更に係る手続の特例」等、7の特例については適用がなく、(10)「他の水利利用に従属する小水力発電に関する河川法等の手続の簡素化」については、河川法（昭和39年法律第167号）が改正されたことにより25年12月に廃止された。

表35 東北3県の特例別・年度別の復興推進計画の認定件数及び対象区域とされた市町村数（平成26年9月末現在）

（上段：適用された特例の件数(延べ数) 下段：特例の対象区域とされた市町村数（延べ数））

特 例			平成23年度	24年度	25年度	26年度	計
番号	特例内容	分類					
規制・手続に関する特例	(1) 漁業権の免許に関する特別の措置（法14条関係）	産業の活性化	-	-	1	-	1
			-	-	1	-	1
	(2) 建築基準法における用途制限に係る特例（法15条関係）	まちづくり	-	3	1	1	5
			-	3	1	1	5
	(3) 特別用途地区における建築物整備に係る手続の簡素化（法16条関係）	まちづくり	-	-	-	-	-
			-	-	-	-	-
	(4) 応急仮設店舗・工場等の存続可能期間の延長の特例（法17条関係）	産業の活性化	-	1	6	-	7
			-	1	47	2	50
	(5) バス路線の新設・変更等に係る手続の特例（法18条関係）	まちづくり	-	-	-	-	-
			-	-	-	-	-
	(6) 公営住宅等の整備に係る入居者資格要件等の特例（法19～21条関係）	住宅の確保	-	-	3	-	3
			-	-	106	-	106
	(7) 公営住宅の処分等の特例に係る手続の特例（法22条関係）	住宅の確保	-	-	-	-	-
			-	-	-	-	-
	(8) 食料供給等施設の整備に係る特例（法23～27条関係）	産業の活性化	1	-	-	-	1
			1	-	-	-	1
	(9) 工場立地法及び企業立地促進法における緑地規制の特例（法28条関係）	産業の活性化	1	-	-	-	1
		30	-	-	-	30	
(10) 他の水利利用に従属する小水力発電に関する河川法等の手続の簡素化（法29～32条関係）	-	-	-	-	25年12月に廃止	-	
		-	-	-	-	-	
(11) 鉄道ルートの変更に係る手続の特例（法33条関係）	まちづくり	-	-	-	-	-	
		-	-	-	-	-	
(12) 確定拠出年金に係る脱退一時金の特例（法34条関係）	医療・福祉等	-	2	1	-	3	
		-	94	33	-	127	
(13) 財産の処分の制限に係る承認の手続の特例（法45条関係）	その他	-	-	-	-	-	
		-	-	-	-	-	
(14) 都市公園の占用に関する制限緩和（法35条関係）	産業の活性化	-	-	-	-	-	
		-	-	-	-	-	
(15) 医療機器製造販売業等の許可基準の緩和（法35条関係）	医療・福祉等	2	1	-	-	3	
		92	35	-	-	127	
(16) 医療機関・介護施設等に係る基準等の特例（法35条関係）	医療・福祉等	1	2	-	-	3	
		33	94	-	-	127	
(17) 仮設薬局等の構造設備基準の特例（法35条関係）	医療・福祉等	1	1	-	-	2	
		12	17	-	-	29	
計(A)			6	10	12	1	29
			168	244	188	3	603
税制上及び金融上の特例	(18) 復興産業集積関係の課税の特例等（法37～40条、法43条）		5	9	3	-	17
			70	93	3	-	166
	(19) 復興居住区域における被災者向け優良賃貸住宅の特別償却・税額控除（法41条関係）		-	1	-	-	1
			-	1	-	-	1
	(20) 復興特別区域において地域の課題の解決のための事業を行う株式会社に対する出資に係る所得控除（法42条関係）		1	-	-	-	1
			1	-	-	-	1
(21) 復興特区支援貸付事業を行う金融機関に対する復興特区支援利子補給金の支給（法44条関係）		1	16	29	9	55	
		1	16	29	9	55	
計(B)			7	26	32	9	74
			72	110	32	9	223
合計(A+B)			13	36	44	10	103
			240	354	220	12	826

注(1) 「法」はいずれも特区法を指す。

注(2) 分類は、東日本大震災復興特別区域法資料(2014年5月 復興庁作成)に基づくものである。

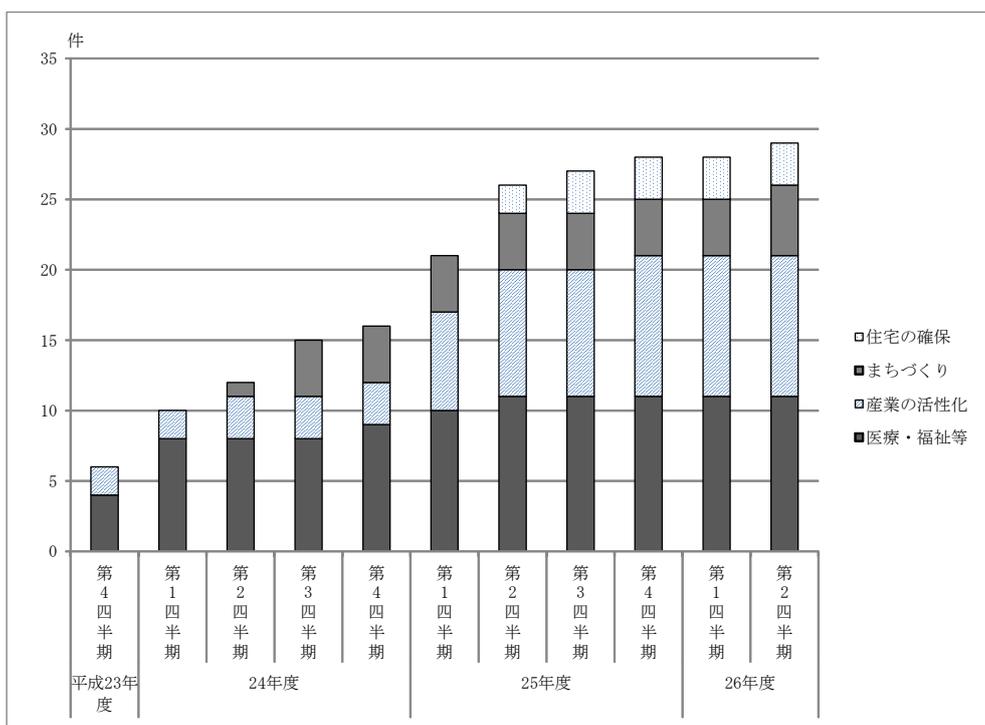
注(3) 「他の水利利用に従属する小水力発電に関する河川法等の手続の簡素化」の特例は、河川法が改正されたことにより平成25年12月に廃止された。

東北3県及び管内の市町村では時間の経過に伴って適用を必要とする特例の内容が変化してきていることから、前記の「規制・手続に関する特例」及び「税制上及び金融上の特例」に分類して集計及び分析を行った。

規制・手続に関する特例は、その内容に応じて「住宅の確保」、「まちづくり」、「産業の活性化」及び「医療・福祉等」に係る17の特例の適用を受けることができることとなっており、表35及び図21のとおり、復興特別区域制度が創設された直後の時期は、震災により多くの医療機関が被害を受けたことから「医療・福祉等」に係る特例が多く適用され、「産業の活性化」に係る特例として、(9)「工場立地法及び企業立地促進法における緑地規制の特例」等が適用されている。

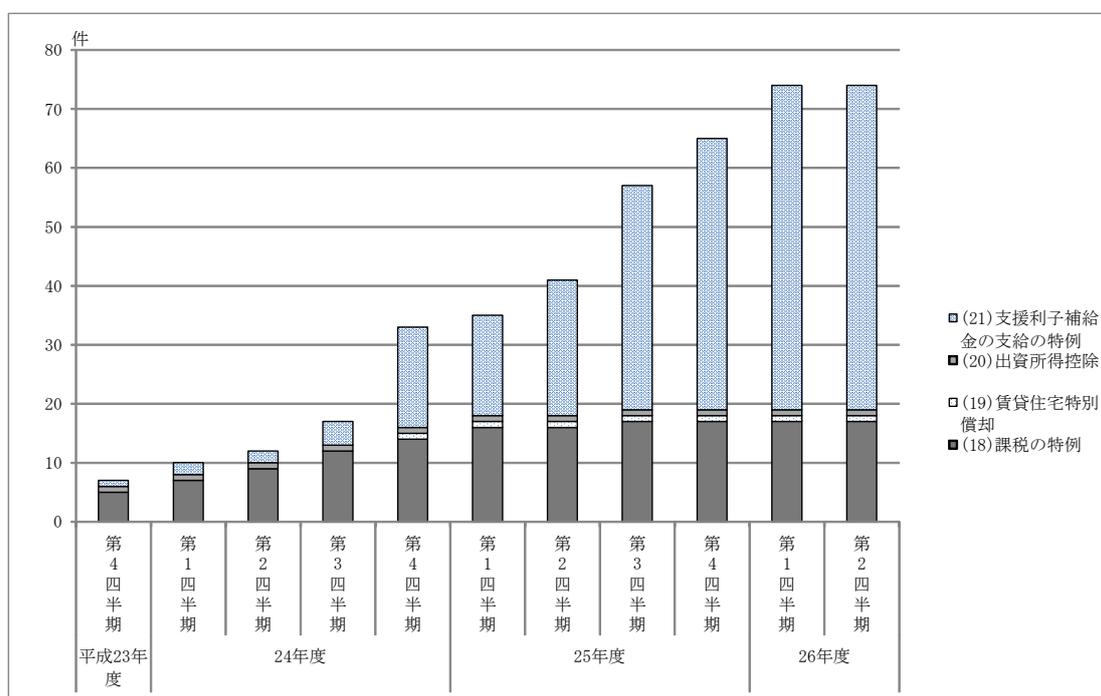
その後、25年度には、東日本大震災発生後に応急仮設建築物として建設された店舗等の建築基準法（昭和25年法律第201号）に定める存続期間（最長2年3か月）を延長する(4)「応急仮設店舗・工場等の存続可能期間の延長の特例」の適用件数が増加し、25年度第2四半期からは災害公営住宅の完成と入居に向けて(6)「公営住宅等の整備に係る入居者資格要件等の特例」の「住宅の確保」に係る特例の適用が増加している。

図21 規制・手続に関する特例に係る分類別適用累計件数の推移（平成26年9月末まで）



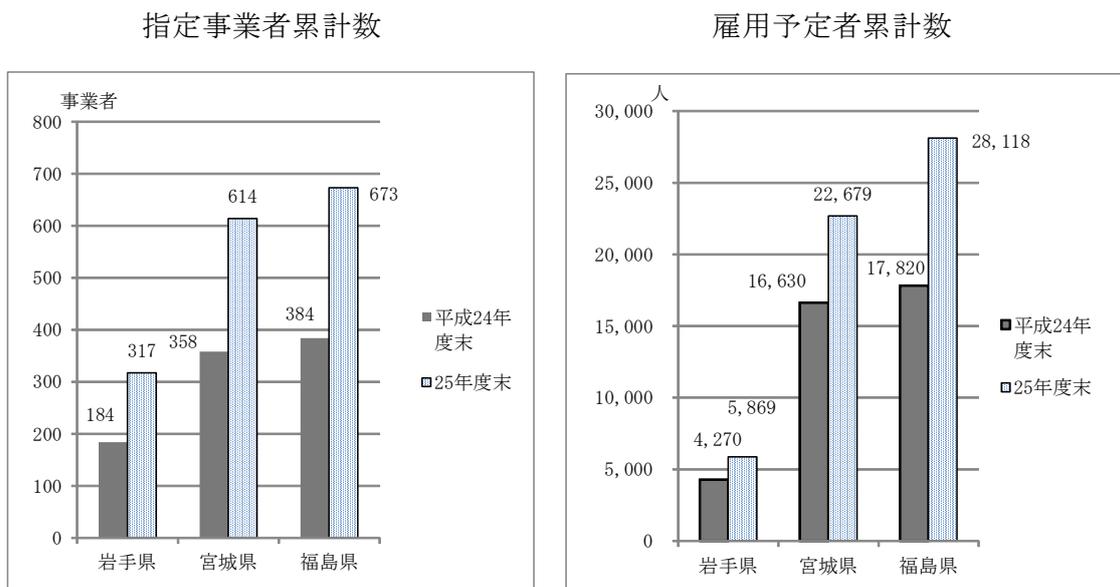
次に、税制上及び金融上の特例に係る4の特例についても、時間の経過に伴い適用された特例の累計件数がどのように推移したかをみたところ、図22のとおり、23、24両年度は、(18)「課税の特例」が多く適用されており、24年度以降は、復興に伴い、特定被災自治体に立地する中核的な企業の設備投資等を支援することなどを目的とする(21)「復興特区支援貸付事業を行う金融機関に対する復興特区支援利子補給金の支給」（以下「支援利子補給金の支給の特例」という。）に係る特例が増加している。

図22 税制上及び金融上の特例に係る特例別累計件数の推移（平成26年9月末まで）



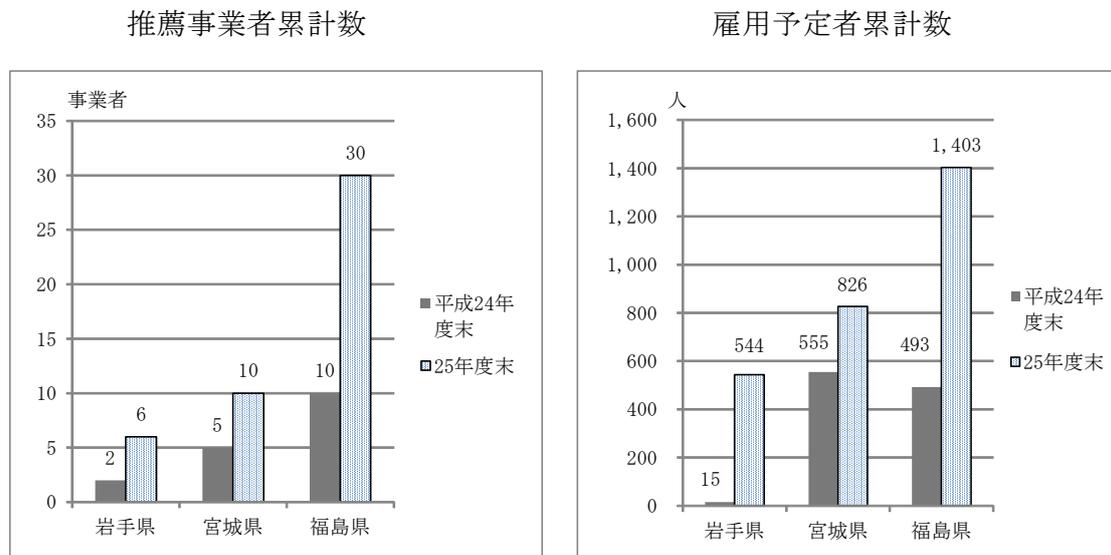
前記のとおり、税制上及び金融上の特例は雇用の創出等を支援するとされていることから、(18)「課税の特例」の適用による雇用の創出等について、県別に、復興推進計画を作成した市町村が指定した事業者数及び当該事業者が指定を希望する際に提出した事業計画書に記載された雇用予定者数を、24年度末及び25年度末でそれぞれ比較すると、図23のとおり、東北3県ともにそれぞれ増加していて、計約56,000人の雇用が創出される見込みとなっていた。

図23 課税の特例の指定を受けた事業者累計数及び雇用予定者累計数の比較



同様に、(21)「支援利子補給金の支給の特例」についても、県別に、支援利子補給金を支給するために市町村が推薦する事業者数と当該事業者が市町村に提出した雇用予定者数を、24年度末及び25年度末でそれぞれ比較すると、図24のとおり、東北3県ともにそれぞれ増加していて、支援利子補給金の支給の特例が活用されていることがうかがえる。特に、福島県において推薦事業者数、雇用予定者数ともに突出しているのは、東日本大震災による被害のほか、福島第一原発の事故や風評被害による地域経済への影響が大きいことから、市町村が積極的に地域の中核的な企業を支援して雇用機会の確保・創出を図り地域経済を活性化させるために、本制度を活用したことなどによると考えられる。

図24 支援利子補給金の支給の特例の推薦を受けた事業者累計数及び雇用予定者累計数の比較



b 復興整備計画の適用状況

復興整備計画は、市町村が一つの計画の下で、復興に向けたまちづくり・地域づくりを円滑かつ迅速に進めていくために、市街地の整備や農業生産基盤の整備等の各種事業を対象に、都市計画法（昭和43年法律第100号）、農地法（昭和27年法律第229号）等の個別法による許認可等の各種手続を一括して処理するとともに、集落単位での住居の集団移転等、必要な各種の特例を適用するものとして創設された。

そして、復興整備計画は、市町村が単独で又は県と共同して作成し、復興整備協議会での協議を経るなどして、事業に必要な特例が適用される（復興整備計画の概要は、24年報告21ページ、25年報告106、107ページ参照）。

復興整備計画に記載する復興整備事業としては、特区法において14事業（25年4月30日以前は13事業）が定められている。

東北3県における復興整備計画の作成状況をみると、表36のとおり、管内の32市町村が県と共同して復興整備計画を作成していて、14事業のうち6事業が復興整備計画に記載されている（市町村別の状況は、巻末別表9、303ページ参照）。

表36 東北3県における復興整備計画の作成及び復興整備事業の活用状況（平成26年9月末現在）

県名	復興整備計画を作成している市町村数	復興整備事業（14事業）に係る地区等数（延べ数）													地区等数計（延べ数）	
		市街地開発事業	土地改良事業	復興一体事業	集団移転促進事業	住宅地区改良事業	都市施設の整備に関する事業	小規模団地住宅施設整備事業	津波防護施設の整備に関する事業	漁港漁場整備事業	保安施設事業	液状化対策事業	造成宅地滑動崩落対策事業	地籍調査事業		その他施設の整備に関する事業
岩手県	10市町村	21	2	-	43	-	71	-	-	-	-	-	-	-	62	199
宮城県	14市町	27	2	-	192	-	47	-	-	-	-	-	-	-	111	379
福島県	8市町村	7	11	-	51	-	70	-	-	-	-	-	1	-	50	190
計	32市町村	55	15	-	286	-	188	-	-	-	-	-	1	-	223	768

(注)上記の復興整備事業のうち「小規模団地住宅施設整備事業」は、特区法改正により平成26年5月から追加された。

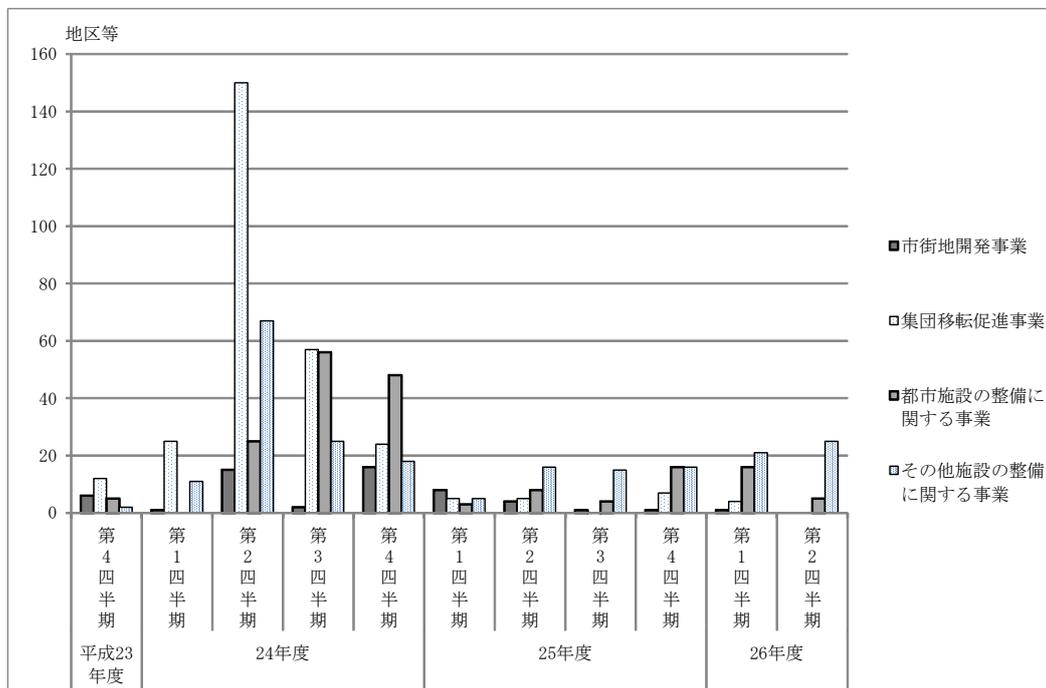
上記6事業の内訳をみると、土地区画整理事業等を行う「市街地開発事業」、被災した地区から別の地区に住宅を移転する「集団移転促進事業」、道路整備等を含む「都市施設の整備に関する事業」及び災害公営住宅の整備等を含む

「その他施設の整備に関する事業」の4事業に係る地区等数の合計が大部分を占めていて、住宅整備を含む事業とこれに関連する事業が中心となっている。

そこで、上記の4事業について、復興整備計画に記載された時期を四半期別にみると、図25のとおり、集団移転促進事業は24年度第2四半期に集中しており、ほとんどの地区が24年度中に記載されていた。また、市街地開発事業、都市施設の整備に関する事業及びその他施設の整備に関する事業についても、多くが24年度中に復興整備計画に記載されていた。

これは、津波の被害等により土地の利用状況が相当程度変化した地域等を含む市町村が、生活の基盤となる住宅の再建を最優先としていることから早期に復興整備計画に記載することで各種の特例を受けることができるようにしたことによると考えられる。

図25 住宅整備に関連する事業に係る復興整備事業の四半期別活用状況（平成26年9月末現在）



住宅整備等の事業の実施に当たっては、復興整備計画を使うことにより、必要となる様々な許認可等の各種手続を法令等で定められた権限者ごとに申請することなく、さらに、復興整備協議会の協議・同意を経て復興整備計画を公表することにより、ワンストップ処理することが可能となる。

これらの許認可等には、農地法の農地転用の許可、都市計画法の開発許可、集団移転促進事業計画の大臣同意みなしなどがあるが、東北3県におけるそれぞれの許認可等は、次のとおりとなっている。

- ① 農地法によれば、農地を農地以外に利用する者は、農林水産大臣又は都道府県知事の許可を受けなければならないとされているが、復興整備協議会において農林水産大臣等が農地の転用について同意するなどした復興整備計画が公表されると、転用の許可があったものとみなされる。

そこで、26年7月までの東北3県における農林水産大臣による農地転用許可（注7）みなしの状況をみると、20市町の246地区において復興整備計画による許可みなしを受けていた。

（注7） 20市町 大船渡、陸前高田、釜石、仙台、石巻、気仙沼、名取、岩沼、東松島、いわき、相馬、南相馬各市、大槌、岩泉、亘理、山元、七ヶ

浜、南三陸、広野、新地各町

- ② 都市計画法によれば、都市計画区域内又は都市計画区域外でそれぞれ一定規模以上の住宅整備等の開発行為をしようとする者は、あらかじめ都道府県知事の許可を受けなければならないとされているが、復興整備協議会の協議を経た復興整備計画が公表されると都道府県知事がこれらの開発行為の許可をしたものとみなされたことになる。

そこで、26年8月までの東北3県における開発許可みなしの状況をみると、
(注8)
16市町の152地区において復興整備計画に基づく許可みなしを受けていた。

- (注8) 16市町 仙台、石巻、塩竈、気仙沼、名取、岩沼、東松島、いわき、相馬各市、亘理、七ヶ浜、利府、女川、南三陸、檜葉、新地各町

このように、農地法による農地転用の許可や都市計画法による開発許可等を受けるには、それぞれの法律に基づく手続を経る必要があることから、相当程度の時間が必要になるが、復興整備計画を作成することにより、これらの土地利用に関する許可等を復興整備協議会において一括して協議し、同意を受けることができることから、特に津波による大きな被害を受けた市町村では、生活の基盤となる住宅の再建が早期に求められる中、防災集団移転促進事業等の面的整備の準備段階で必要な土地利用に係る許可等を受けるために、復興整備計画を積極的に活用している状況が見受けられた。

- c 復興交付金事業計画に基づく復興交付金の交付状況等

復興交付金事業計画は、相当数の住宅、公共施設その他の施設の滅失又は損壊等の著しい被害を受けた地域の市町村が単独で又は市町村と県が共同して作成する計画であり、市町村において実施される事業を記載した復興交付金事業計画を市町村ごとに作成して、復興庁に提出することにより、予算の範囲内で事業の実施に要する経費に充てるための復興交付金の交付を受けることができるものである（復興交付金事業計画の概要は、24年報告21、22ページ、25年報告109、110ページ参照）。

そして、復興交付金を受けた市町村又は県は、基金を造成し、復興交付金事業計画の計画期間内にこれを取り崩して復興交付金事業を実施するなどしている。

東北3県の全127市町村は、特区法に基づき、市町村が単独で又は県と共同し

て復興交付金事業計画を作成できることとなっていることから、同計画の作成状況はどのようになっているか、特に津波により被害が大きかった沿岸部の市町村の作成状況はどのようになっているかなどをみると、図26-1のとおり、沿岸部の全37市町村（127市町村の29.1%）及び内陸部の42市町村、計79市町村（同62.2%）が復興交付金事業計画を作成し、復興庁に提出していた。

福島県では、一部の市町村が福島第一原発の事故に伴い避難指示区域の指定を受けていることから、岩手県及び宮城県における復興交付金事業計画の作成状況をみると、図26-2のとおり、沿岸部の全27市町村（両県の全68市町村の39.7%）及び内陸部の11市町村、計38市町村（同55.8%）が同計画を作成し、復興庁に提出していた。

図26 復興交付金事業計画を作成し復興庁に提出している市町村の割合（第1回～第9回）

図26-1 東北3県

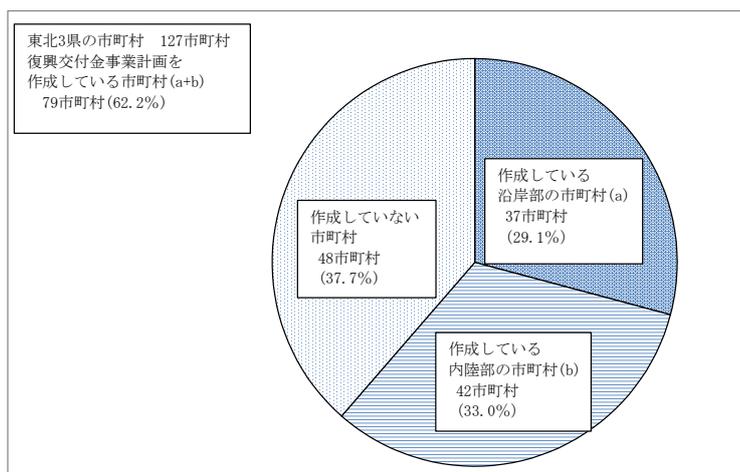
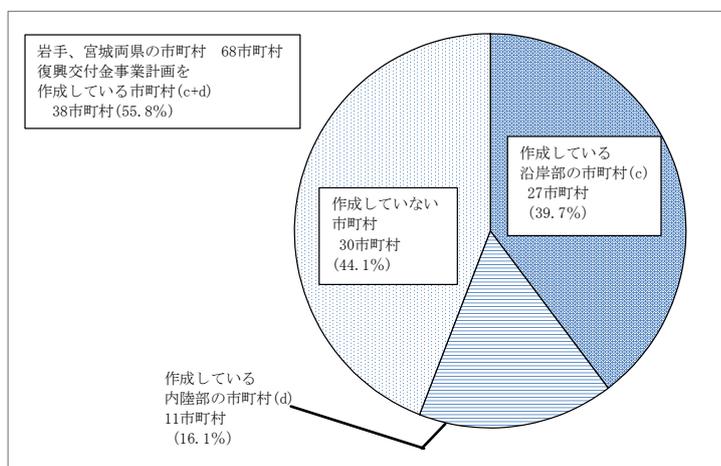


図26-2 岩手県及び宮城県



また、前記のとおり、復興庁は、26年9月末現在、9回にわたり復興交付金の交付可能額を市町村に通知しているが、復興交付金事業計画の提出が交付可能額通知の前提となることから、通知回別に復興交付金事業計画を提出している市町村数をみると、表37のとおり、福島県は内陸部の市町村で事業完了となるところが増えてきたことから、25、26両年度は減少している。

さらに、継続して復興交付金事業計画を提出している市町村数をみると、第1回から継続して復興交付金事業計画を提出している市町村は東北3県で23市町となっており、このうち22市町が沿岸部の市町村であった（巻末別図2、452ページ参照）。

このように復興交付金事業計画は、内陸部、沿岸部の市町村を問わず東日本大震災による被害を受けた市町村において作成されており、特に、沿岸部の市町村が継続して同計画を作成している。これは、津波により沿岸部が壊滅的な被害を受けたことから、復旧・復興に時間を要するとともに切れ目なく事業を実施する必要があるためと考えられる。

表37 復興交付金事業計画を復興庁に提出している県別・通知回別市町村数

県名	平成23年度	24年度					25年度			26年度
	第1回	第2回	第3回	第4回	第5回	第6回	第7回	第8回	第9回	
岩手県	13	12	12	14	11	9	13	12	9	
うち管内の沿岸部12市町村	12	11	11	12	11	9	12	10	8	
宮城県	22	20	17	19	20	17	19	17	13	
うち管内の沿岸部15市町	15	15	13	15	15	14	15	15	13	
福島県	18	27	19	19	26	16	13	17	8	
うち管内の沿岸部10市町	6	6	8	7	10	7	7	10	5	
東北3県計	53	59	48	52	57	42	45	46	30	
うち管内の沿岸部37市町村	33	32	32	34	36	30	34	35	26	

次に、東北3県及び管内の市町村における基金の造成及び取崩しの状況をみると、表38のとおり、東北3県及び62市町村が復興交付金の交付を受けて基金を造成していて、基金造成額計1兆9657億余円のうち、23年度から25年度までの各年度実施分の復興交付金は1兆3235億余円、25年度末までの取崩額は5075億余円となっていて、取崩額の割合（以下「復興交付金基金事業執行率」という。）は38.3%となっていた（各県管内市町村別の状況は、巻末別表10、304ページ参照）。

表38 復興交付金による県別の基金造成額及び取崩額（平成25年度末現在）
（単位：百万円、％）

県名	県及び市町村数	基金造成額計 （第1回～第8 回）	左のうち平成23 年度から25年度 までの各年度実 施分の復興交付 金(A)	25年度末までの 取崩額(B)	復興交付金基金 事業執行率(B/A)
岩手県	県及び13市町村	536,070	376,158	125,438	33.3
宮城県	県及び22市町	1,175,592	760,632	308,444	40.5
福島県	県及び27市町村	254,108	186,739	73,661	39.4
計	3県及び62市町村	1,965,771	1,323,530	507,544	38.3

東北3県における復興交付金の基幹事業別の交付可能額をみると、前記のとおり、災害公営住宅整備事業等（事業番号D-4）、都市再生区画整理事業（同D-17）、防災集団移転促進事業（同D-23）等の住宅整備に係る事業が各県ともに過半を占めていて、これら各事業の事業主体は市町村等となっている（各県の交付可能額の詳細については、57～72ページ参照）。そして、東北3県の各市町村等は、地域の被災の状況に応じて各事業を実施するために、交付可能額通知に基づいて復興交付金の交付を受けて、基金を造成している。

そこで、62市町村が事業主体となる事業について、沿岸部の市町村と内陸部の市町村における復興交付金の執行はどのようになっているかをみると、表39のとおり、62市町村の復興交付金に係る基金造成額は、計1兆6350億余円で、その内訳は、沿岸部で1兆6147億余円、内陸部で203億余円となっている。

表39 市町村事業に係る復興交付金の地域別・県別の基金造成額及び取崩額（平成25年度末現在）
（単位：百万円、％）

地域別	県名	基金造成額計（第1回～第8回）	左のうち平成23年度から25年度までの各年度実施分の復興交付金(A)	25年度末までの取崩額(B)	復興交付金基金事業執行率(B/A)
沿岸部	岩手県	425,708	302,868	98,304	32.4
	宮城県	1,007,605	651,496	257,520	39.5
	福島県	181,391	141,060	54,982	38.9
沿岸部計		(98.7) 1,614,705	(98.7) 1,095,424	(98.6) 410,808	37.5
内陸部	岩手県	9	7	4	59.4
	宮城県	9,002	7,420	2,105	28.3
	福島県	11,354	6,096	3,344	54.8
内陸部計		(1.2) 20,365	(1.2) 13,524	(1.3) 5,454	40.3
62市町村合計		1,635,071	1,108,949	416,262	37.5

（注）表中の（ ）書きは、62市町村合計に対する割合である。

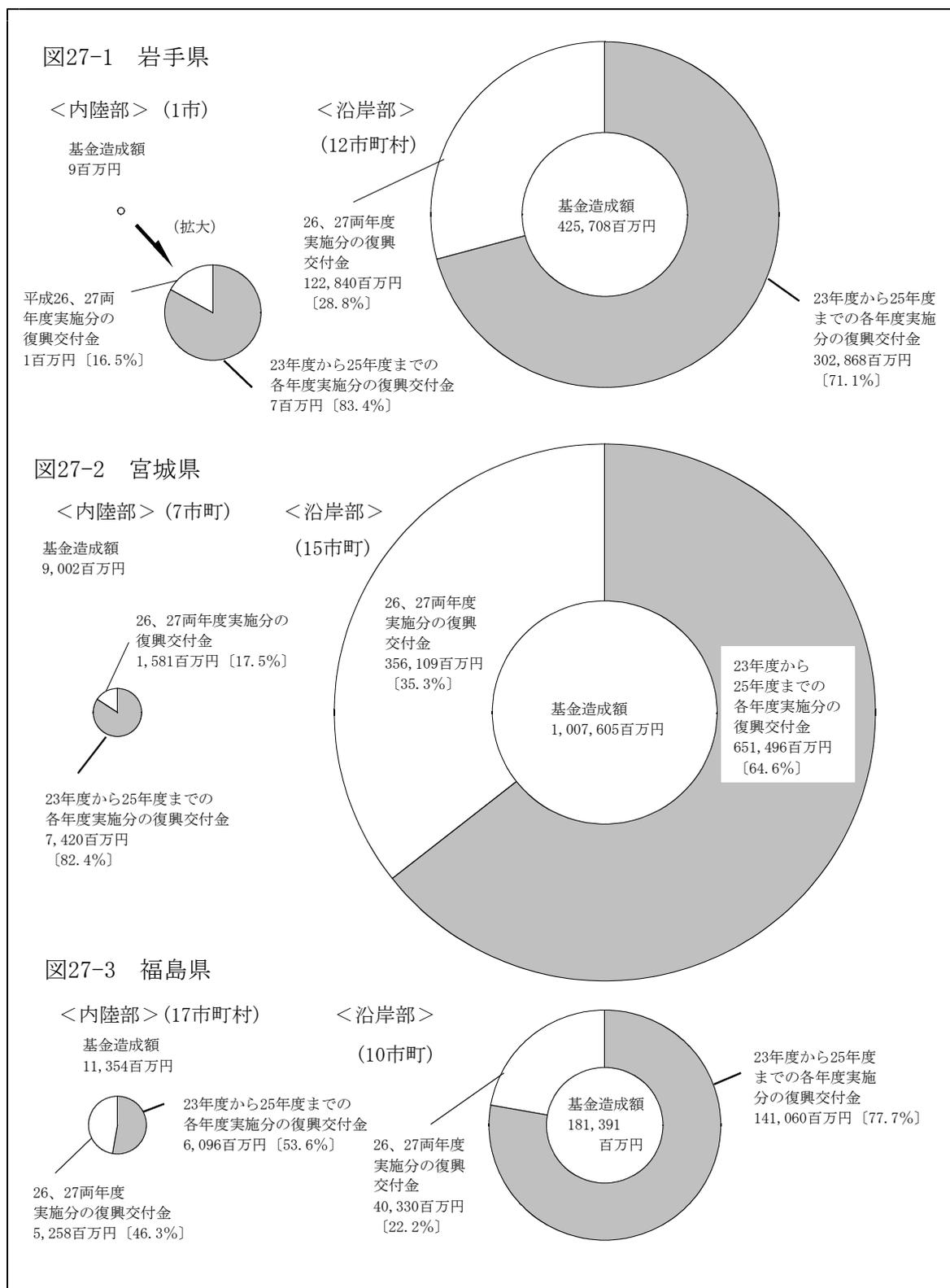
さらに、各県を沿岸部及び内陸部の地域別にみると、図27のとおり、基金造

成額は岩手県内陸部の902万余円から宮城県沿岸部の1兆0076億余円と県や地域により大きな差が見受けられたが、基金造成額の内訳をみると、沿岸部と内陸部とを問わず、ほとんどの地域で23年度から25年度までの各年度実施分の復興交付金がおおむね3分の2以上を占めている。このうち、宮城県沿岸部の15市町の基金造成額が他と比べて多額となっているのは、津波により甚大な被害を受けたこと、特に、市街地が壊滅的な被害を受けた市町が多く、浸水面積が広範囲にわたっていることなどから、災害公営住宅整備事業等（同D-4）、都市再生区画整理事業（同D-17）、防災集団移転促進事業（同D-23）等の住宅整備に係る事業を数多く実施していることによる。

また、62市町村の25年度末までの基金の取崩額は、表39のとおり、計4162億余円で、その内訳は、沿岸部で4108億余円、内陸部で54億余円となっており、取崩額についても沿岸部が98.6%と、そのほとんどを占めている。県別・地域別にみると、図28のとおり、岩手県内陸部の448万円から宮城県沿岸部の2575億余円と各県や地域により大きな差が見受けられる。

そして、復興交付金基金事業執行率は、表39のとおり、東北3県の沿岸部で37.5%、内陸部で40.3%となっていて、これを県別・地域別にみると、図28のとおり、沿岸部では、岩手県の32.4%から宮城県の39.5%であったのに対して、内陸部では、宮城県の28.3%から岩手県の59.4%となっていて、沿岸部の市町村に比べて大きな差が見受けられた。このうち、宮城県内陸部が28.3%となっているのは、市町村が、民間事業者が整備した災害公営住宅を買い取る方式を採用していて、基金の取崩しが災害公営住宅の完成後に行われることなどによるものである。

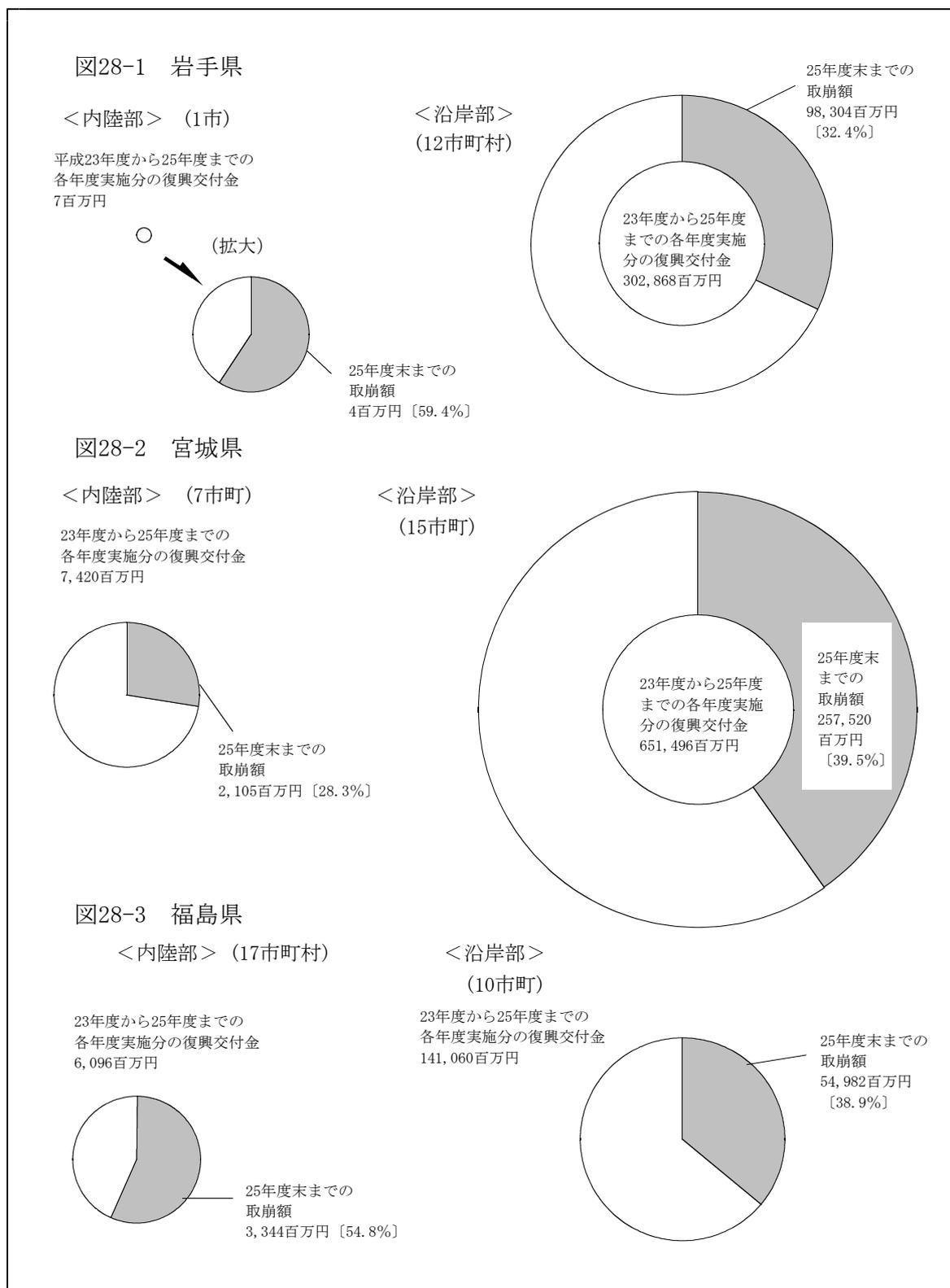
図27 市町村事業に係る復興交付金の県別・地域別の基金造成額（平成25年度末現在）



注(1) 円グラフの大きさは、復興交付金の金額の規模を示している。

注(2) 図中の〔 〕書きは、基金造成額に対する割合である。

図28 市町村事業に係る復興交付金の県別・地域別の基金取崩額（平成25年度末現在）



注(1) 円グラフの大きさは、復興交付金の金額の規模を示している。

注(2) 図中の〔 〕書きは、平成23年度から25年度までの各年度実施分の復興交付金の額に対する25年度末までの取崩額の割合である。

d まとめ

東北3県における復興特別区域制度による各計画の活用状況をみたところ、復興推進計画による特例は時間の経過に伴って必要とする特例の内容が変化していたり、また、沿岸部の市町村では復興交付金事業計画を提出することにより、復興に向けて多額の復興交付金事業を実施していたりなどしていた。

このように、被災した地方公共団体においては、住宅整備等をはじめとする復興に向けたまちづくり・地域づくりを推進するために、今後も復興特別区域制度を活用していくことが見込まれることから、国は、同制度がより一層活用されるよう、地方公共団体と十分な意見交換を行いつつ、情報提供、助言、その他必要な協力を行い、迅速かつ着実な復興の支援に努める必要がある。

(イ) 市街地・居住地復興のための事業の実施状況等

東日本大震災によって甚大な被害を被った市町村は、依然として多くの避難者が応急仮設住宅に居住している状況にあり、被災者が恒久的住居を早期に確保できるよう復興まちづくりに向けた各種の取組を行っている。そこで、復興交付金を活用した市街地や居住地为復興するための事業の実施状況等をみたところ、次のとおりとなっていた。

a 市街地・居住地復興のための事業の概要

復興交付金の基幹事業には、表40のとおり、市街地や居住地为復興するための事業として、①漁業集落防災機能強化事業（漁業集落地盤かさ上げ、生活基盤整備等）（事業番号C-5）、②災害公営住宅整備事業等（災害公営住宅の整備、災害公営住宅に係る用地取得造成等）（同D-4）、③津波復興拠点整備事業（同D-15）、④都市再生区画整理事業（被災市街地復興土地区画整理事業等）（同D-17）及び⑤防災集団移転促進事業（同D-23）の5事業がある（以下、これら5事業を合わせて「市街地・居住地復興のための事業」という。）。

表40 市街地・居住地復興のための事業

所管	事業番号	事業名	事業概要	補助の対象	補助の要件等
農林水産省	C-5	①漁業集落防災機能強化事業（漁業集落地盤かさ上げ、生活基盤整備等）	被災地の漁業集落において、安全安心な居住環境を確保するための地盤かさ上げ、生活基盤や防災安全施設の整備等を実施し、災害に強い漁業地域づくりを推進	<ul style="list-style-type: none"> ・漁業集落地盤かさ上げ、切盛土 ・漁業集落排水施設や集落道等の生活基盤の整備、漁港との連絡道の整備 ・高台等の避難地、避難路等の防災安全施設の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・300人以上5,000人以下の漁業集落 ・漁家比率1位又は漁業依存度1位の集落等 <p>ただし、東日本大震災により甚大な被害が生じており、早急な復旧・復興等のため、市町村が適切と判断した場合には上記の要件に該当しなくても実施できる。</p>
国土交通省	D-4	②災害公営住宅整備事業等（災害公営住宅の整備、災害公営住宅に係る用地取得造成等）	震災等による被災者の居住の安定確保を図るために、災害公営住宅の整備に係る費用を支援	<ol style="list-style-type: none"> (1) 災害公営住宅整備事業 <ul style="list-style-type: none"> ・住宅の建設・買取費 ・住宅の借上げに係る建設・改良費 (2) 災害公営住宅用地取得造成費補助事業 <ul style="list-style-type: none"> ・住宅の建設等に伴う土地取得費、造成費 (3) 被災者向け公営住宅改修事業 <ul style="list-style-type: none"> ・被災者向け買取公営住宅・空家公営住宅の改修費 (4) 災害復興型地域優良賃貸住宅整備事業 <ul style="list-style-type: none"> ・住宅の建設費、改良費 (5) 高齢者生活支援施設等整備事業 <ul style="list-style-type: none"> ・公的賃貸住宅に併設する高齢者生活支援施設、障害者福祉施設、子育て支援施設の整備費 	災害公営住宅の入居者資格の特例（収入基準要件の特例適用期間の延長）等の適用
	D-15	③津波復興拠点整備事業	津波が発生した場合においても都市機能を維持するための津波復興拠点を、用地買取方式で緊急に整備する事業に対して支援	<ul style="list-style-type: none"> ・津波復興拠点整備計画策定支援に要する費用 ・津波復興拠点のための公共施設等整備 ・津波復興拠点のための用地取得造成 	津波により甚大な被災を受けた地域において、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）における「一団地の津波市街地形成施設」として都市計画決定されていることなど
	D-17	④都市再生区画整理事業（被災市街地復興土地区画整理事業等）	広範かつ甚大な被災を受けた市街地の復興に対応するために、それぞれの地域の復興ニーズに的確に対応し、被災市街地復興土地区画整理事業等により緊急かつ健全な市街地の復興を推進	<ol style="list-style-type: none"> (1) 緊急防災空地整備事業 <ul style="list-style-type: none"> ・土地区画整理事業予定地において、緊急防災空地の用地を取得するのに要する費用 (2) 都市再生事業計画案作成事業 (3) 被災市街地復興土地区画整理事業 <ul style="list-style-type: none"> ・道路、公園等の公共施設を用地買取方式で整備した場合の事業費等を限度額として事業を支援 	津波により甚大な被災を受けた地域において、一定以上の計画人口密度（40人/ha以上）等の必要な要件を満たした場合に限り、防災上必要な土地のかさ上げ費用（津波防災整地費）を限度額に追加
	D-23	⑤防災集団移転促進事業	震災等により被災した地域において、住民の居住に適当でないと認められる区域内の住居の集団移転を支援	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅団地（住宅団地に関連する公益的施設を含む。）の用地取得及び造成に要する費用（移転者等に分譲する場合も分譲価格（市場価格）を超える部分は補助対象） ・移転者の住宅建設、土地購入に対する補助に要する経費（借入金の利子相当額） ・住宅団地に係る道路、飲用水供給施設、集会施設等の公共施設の整備に関する費用 ・移転促進区域内の農地及び宅地の買取りに要する費用（当該移転促進区域内の全ての住宅用途に係る敷地を買い取る場合に限る。） ・移転者の住居の移転に関連して必要と認められる作業所等の整備に要する費用 ・移転者の住居の移転に対する補助に要する経費 ・計画策定費 	住宅団地の規模が10戸以上（移転しようとする住居の数が20戸を超える場合には、その半数以上の戸数） 東日本大震災等の被災地については、5戸以上（移転しようとする住居の数が10戸を超える場合にはその半数以上の戸数）

①漁業集落防災機能強化事業は、被災地の漁業集落において、安全安心な居住環境を確保するための基盤整備等を実施し、災害に強い漁業地域づくりを推進するものである。

②災害公営住宅整備事業等は、震災等による被災者の居住の安定確保を図るために、災害公営住宅の整備に係る費用を支援するものである。

③津波復興拠点整備事業は、津波が発生した場合においても都市機能を維持するための津波復興拠点を用地買収方式で緊急に整備する事業に対して支援するものである。

④都市再生区画整理事業は、広範かつ甚大な被災を受けた市街地の復興に対応するために、それぞれの地域の復興ニーズに的確に対応し、緊急かつ健全な市街地の復興を推進するものである。

⑤防災集団移転促進事業は、震災等により被災した地域において、住民の居住に適当でないと認められる区域内の住居の高台等への集団移転を支援するものである。

b 住まいの復興に係る4事業による整備計画戸数

復興まちづくりを推進する各市町村等は、市街地や居住地の復興に当たり、住民の居住に関する意向を確認するなどして整備する宅地の区画数及び住宅の戸数（以下「整備計画戸数」という。）を決定し、市街地・居住地復興のための事業を実施している。

復興交付金制度要綱によれば、市町村等は、復興交付金の交付を受けた年度の翌年度から復興交付金事業計画の期間の終了する年度まで、内閣総理大臣の指定する様式により、復興交付金事業計画の進捗状況を復興庁に報告することとされている。そして、復興庁は、市街地・居住地復興のための事業のうち、③津波復興拠点整備事業を除く4事業（以下「住まいの復興に係る4事業」という。）により整備する戸数、完成予定年度等について、市町村から提出される報告を取りまとめて、「住まいの復興工程表」（以下「工程表」という。）として四半期ごとに公表している。

26年9月末現在の工程表によれば、これまでに住まいの復興に係る4事業を実施している地区は延べ1,004地区あり、これらの地区における整備計画戸数は全体で45,021戸となっている。これを事業別にみると、図29及び表41のとおり、主に民間住宅用の宅地を整備する①漁業集落防災機能強化事業、④都市再生区画整理事業及び⑤防災集団移転促進事業の整備計画戸数はそれぞれ504戸（全体の1.1%）、9,958戸（同22.1%）、10,374戸（同23.0%）、計20,836戸（同46.2%）となっている一方、②災害公営住宅整備事業等の整備計画戸数は24,185戸（全体の53.7%）となっていて、整備計画戸数合計に占める割合は民間住宅等

用宅地の区画と災害公営住宅の戸数がほぼ半々となっている。

また、東日本大震災によって甚大な被害を受けた市町村においては、恒久的住宅の確保が喫緊の課題であることから、整備が完了する年度別の戸数に着目してみると、整備計画戸数合計45,021戸のうち集中復興期間の終了年度である27年度末までの整備計画戸数は28,324戸（全体の62.9%）となっており、残りの16,697戸（同37.0%）のうち、集中復興期間終了後の28年度に10,548戸の整備が、29年度以降に5,846戸の整備がそれぞれ完了する見込みなどとなっている。

図29 住まいの復興に係る4事業の事業別の整備計画戸数（平成26年9月末現在）

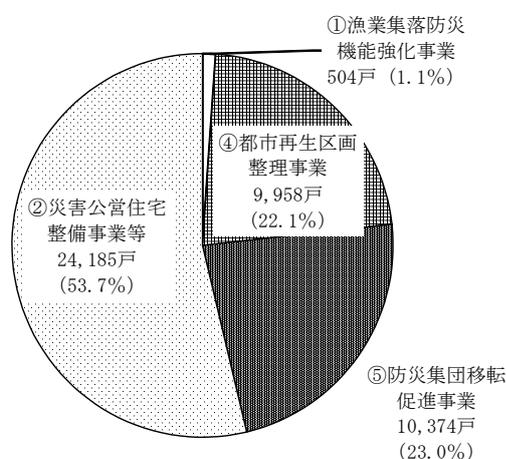


表41 住まいの復興に係る4事業の事業別の整備計画戸数（平成26年9月末現在）

(単位：戸、%)

所管	事業番号	事業名	事業完了年度							事業完了年度別の計	住まいの復興に係る4事業の計に占める割合
			平成24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度以降	調整中		
農林水産省	C-5	①漁業集落防災機能強化事業	2	101	162	240	147	21	0	673	1.1
		うち②災害公営住宅整備事業等分を除いたもの	2	73	112	222	95	0	0	504	
国土交通省	D-4	②災害公営住宅整備事業等	248	2,026	7,512	8,350	4,644	1,102	303	24,185	53.7
	D-17	④都市再生区画整理事業	0	218	682	4,489	5,842	3,688	30	14,949	22.1
		うち②災害公営住宅整備事業等分を除いたもの	0	18	134	2,320	4,045	3,441	0	9,958	
	D-23	⑤防災集団移転促進事業	186	827	4,112	4,644	2,710	1,869	32	14,380	23.0
うち②災害公営住宅整備事業等分を除いたもの	109	634	3,200	3,364	1,764	1,303	0	10,374			
住まいの復興に係る4事業の計 (②災害公営住宅整備事業等の重複分を除く。)			359	2,751	10,958	14,256	10,548	5,846	303	45,021	100.0
住まいの復興に係る4事業の累計 (②災害公営住宅整備事業等の重複分を除く。)			359	3,110	14,068	28,324	38,872	44,718	45,021		
事業完了年度別の計に占める割合（累計）			0.7	6.9	31.2	62.9	86.3	99.3	100.0		

(ウ) 市街地・居住地復興のための事業に係る復興交付金交付可能額等

a 市街地・居住地復興のための事業に係る県別・事業別の復興交付金交付可能額

前記のとおり、住まいの復興に係る4事業の整備計画戸数は全体で4万戸を超える大規模なものとなっている。そこで、市街地・居住地復興のための事業に係る復興交付金交付可能額をみると、表42のとおり、東北3県で計1兆2240億余円となっている。これを県別にみると、宮城県が7142億余円（全体の58.3%）と最も多額となっており、次いで岩手県が3669億余円（同29.9%）、福島県が1428億余円（同11.6%）となっている。

事業別にみると、整備計画戸数の多い②災害公営住宅整備事業等に係る復興交付金交付可能額が5411億余円と最も多額となっている。このほか、高台等に住宅団地を整備する⑤防災集団移転促進事業に係る復興交付金交付可能額が4416億余円と多額となっている。

表42 市街地・居住地復興のための事業に係る県別・事業別の復興交付金交付可能額(平成26年9月末現在)

(単位：百万円、%)

所管	事業番号	事業名	岩手県		宮城県		福島県		東北3県計	
			復興交付金	東北3県に占める割合	復興交付金	東北3県に占める割合	復興交付金	東北3県に占める割合	復興交付金	東北3県に占める割合
農林水産省	C-5	①漁業集落防災機能強化事業	23,446	62.5	14,035	37.4	6	0.0	37,488	100.0
国土交通省	D-4	②災害公営住宅整備事業等	129,205	23.8	338,643	62.5	73,335	13.5	541,184	100.0
	D-15	③津波復興拠点整備事業	23,547	41.0	27,869	48.6	5,903	10.2	57,319	100.0
	D-17	④都市再生区画整理事業	65,327	44.6	64,240	43.8	16,846	11.5	146,414	100.0
	D-23	⑤防災集団移転促進事業	125,467	28.4	269,438	61.0	46,751	10.5	441,658	100.0
計			366,994	29.9	714,227	58.3	142,844	11.6	1,224,066	100.0

b 市街地・居住地復興のための事業に係る東北3県別の管内市町村別の復興交付金交付可能額及び整備計画戸数

東北3県の26年9月末現在の市街地・居住地復興のための事業に係る復興交付金交付可能額をみると、岩手県及び管内の市町村については、表43のとおり、計3669億余円で、管内の13市町村のうち主なものは、陸前高田市が700億余円（県全体の19.0%）、釜石市が600億余円（同16.3%）、山田町が472億余円（同12.8%）となっている。

表43 岩手県における市街地・居住地復興のための事業に係る県及び市町村別の復興交付金交付可能額（平成26年9月末現在）

(単位：百万円、%)

県及び市町村名	事業番号C-5		事業番号D-4		事業番号D-15		事業番号D-17		事業番号D-23		計	
	①漁業集落防災機能強化事業		②災害公営住宅整備事業等		③津波復興拠点整備事業		④都市再生区画整理事業		⑤防災集団移転促進事業		計	
	復興交付金	県全体に占める割合	復興交付金	県全体に占める割合	復興交付金	県全体に占める割合	復興交付金	県全体に占める割合	復興交付金	県全体に占める割合	復興交付金	県全体に占める割合
岩手県	13,876	59.1	60,259	46.6	-	-	-	-	-	-	74,135	20.2
宮古市	-	-	7,917	6.1	1,527	6.4	5,107	7.8	13,739	10.9	28,291	7.7
大船渡市	359	1.5	7,003	5.4	3,127	13.2	1,365	2.0	15,215	12.1	27,072	7.3
久慈市	305	1.3	206	0.1	-	-	-	-	-	-	512	0.1
一関市	-	-	35	0.0	-	-	-	-	-	-	35	0.0
陸前高田市	-	-	4,695	3.6	5,373	22.8	31,727	48.5	28,270	22.5	70,066	19.0
釜石市	-	-	28,429	22.0	7,480	31.7	11,934	18.2	12,228	9.7	60,073	16.3
大槌町	1,050	4.4	11,284	8.7	1,721	7.3	7,850	12.0	22,964	18.3	44,871	12.2
山田町	3,589	15.3	2,412	1.8	4,317	18.3	6,386	9.7	30,517	24.3	47,223	12.8
岩泉町	-	-	957	0.7	-	-	-	-	-	-	957	0.2
田野畑村	3,772	16.0	3,979	3.0	-	-	-	-	-	-	7,752	2.1
普代村	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
野田村	319	1.3	1,981	1.5	-	-	954	1.4	2,531	2.0	5,786	1.5
洋野町	173	0.7	42	0.0	-	-	-	-	-	-	215	0.0
計	23,446	100.0	129,205	100.0	23,547	100.0	65,327	100.0	125,467	100.0	366,994	100.0

宮城県及び管内の市町については、表44のとおり、計7142億余円で、管内の21市町のうち主なものは、石巻市が1549億余円（県全体の21.7%）、気仙沼市が1258億余円（同17.6%）、仙台市が1125億余円（同15.7%）となっている。

表44 宮城県における市街地・居住地復興のための事業に係る県及び市町村別の復興交付金交付可能額（平成26年9月末現在）

(単位：百万円、%)

県及び市町村名	事業番号C-5		事業番号D-4		事業番号D-15		事業番号D-17		事業番号D-23		計	
	①漁業集落防災機能強化事業		②災害公営住宅整備事業等		③津波復興拠点整備事業		④都市再生区画整理事業		⑤防災集団移転促進事業		計	
	復興交付金	県全体に占める割合	復興交付金	県全体に占める割合	復興交付金	県全体に占める割合	復興交付金	県全体に占める割合	復興交付金	県全体に占める割合	復興交付金	県全体に占める割合
宮城県	1,209	8.6	-	-	-	-	-	-	-	-	1,209	0.1
仙台市	-	-	63,759	18.8	-	-	406	0.6	48,334	17.9	112,500	15.7
石巻市	809	5.7	95,265	28.1	58	0.2	10,779	16.7	48,085	17.8	154,998	21.7
塩竈市	1,234	8.7	11,771	3.4	710	2.5	1,457	2.2	701	0.2	15,875	2.2
気仙沼市	5,941	42.3	58,271	17.2	9,203	33.0	9,460	14.7	43,001	15.9	125,878	17.6
名取市	-	-	5,753	1.6	-	-	5,680	8.8	15,333	5.6	26,767	3.7
多賀城市	-	-	13,007	3.8	3,345	12.0	421	0.6	-	-	16,775	2.3
岩沼市	-	-	4,386	1.2	-	-	-	-	13,656	5.0	18,043	2.5
登米市	-	-	1,940	0.5	-	-	-	-	-	-	1,940	0.2
栗原市	-	-	213	0.0	-	-	-	-	-	-	213	0.0
東松島市	998	7.1	17,399	5.1	71	0.2	13,520	21.0	23,589	8.7	55,579	7.7
大崎市	-	-	4,364	1.2	-	-	-	-	-	-	4,364	0.6
亘理町	-	-	12,932	3.8	-	-	-	-	8,966	3.3	21,898	3.0
山元町	-	-	13,048	3.8	8,453	30.3	614	0.9	8,591	3.1	30,708	4.2
松島町	396	2.8	1,377	0.4	-	-	-	-	-	-	1,774	0.2
七ヶ浜町	-	-	6,161	1.8	11	0.0	1,451	2.2	11,253	4.1	18,877	2.6
利府町	1,322	9.4	620	0.1	-	-	-	-	-	-	1,943	0.2
大郷町	-	-	68	0.0	-	-	-	-	-	-	68	0.0
涌谷町	-	-	1,186	0.3	-	-	-	-	-	-	1,186	0.1
美里町	-	-	528	0.1	-	-	-	-	-	-	528	0.0
女川町	1,877	13.3	10,578	3.1	728	2.6	18,467	28.7	18,131	6.7	49,783	6.9
南三陸町	245	1.7	16,007	4.7	5,286	18.9	1,980	3.0	29,793	11.0	53,312	7.4
計	14,035	100.0	338,643	100.0	27,869	100.0	64,240	100.0	269,438	100.0	714,227	100.0

福島県及び管内の市町村については、表45のとおり、計1428億余円で、管内の16市町村のうち主なものは、いわき市が571億余円（県全体の40.0%）、南相

馬市が258億余円（同18.0%）、相馬市が228億余円（同16.0%）となっている。

表45 福島県における市街地・居住地復興のための事業に係る県及び市町村別の復興交付金交付可能額（平成26年9月末現在）

(単位：百万円、%)

県及び市町村名	事業番号C-5		事業番号D-4		事業番号D-15		事業番号D-17		事業番号D-23		計	
	①漁業集落防災機能強化事業		②災害公営住宅整備事業等		③津波復興拠点整備事業		④都市再生区画整理事業		⑤防災集団移転促進事業		復興交付金	県全体に占める割合
	復興交付金	県全体に占める割合	復興交付金	県全体に占める割合	復興交付金	県全体に占める割合	復興交付金	県全体に占める割合	復興交付金	県全体に占める割合		
福島県	-	-	10,943	14.9	-	-	-	-	-	-	10,943	7.6
会津若松市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
郡山市	-	-	132	0.1	-	-	-	-	-	-	132	0.0
いわき市	-	-	36,771	50.1	3,928	66.5	14,746	87.5	1,717	3.6	57,165	40.0
白河市	-	-	319	0.4	-	-	-	-	-	-	319	0.2
須賀川市	-	-	2,736	3.7	-	-	-	-	-	-	2,736	1.9
相馬市	-	-	7,269	9.9	-	-	-	-	15,597	33.3	22,866	16.0
南相馬市	-	-	8,946	12.1	-	-	-	-	16,856	36.0	25,803	18.0
桑折町	-	-	709	0.9	-	-	-	-	-	-	709	0.4
鏡石町	-	-	620	0.8	-	-	-	-	-	-	620	0.4
矢吹町	-	-	284	0.3	-	-	-	-	-	-	284	0.1
広野町	-	-	1,158	1.5	-	-	-	-	11	0.0	1,169	0.8
楡葉町	-	-	241	0.3	-	-	-	-	1,244	2.6	1,485	1.0
富岡町	-	-	-	-	-	-	36	0.2	10	0.0	46	0.0
浪江町	-	-	-	-	-	-	-	-	3,099	6.6	3,099	2.1
新地町	6	100.0	3,044	4.1	1,974	33.4	2,063	12.2	8,214	17.5	15,304	10.7
飯館村	-	-	157	0.2	-	-	-	-	-	-	157	0.1
計	6	100.0	73,335	100.0	5,903	100.0	16,846	100.0	46,751	100.0	142,844	100.0

また、26年9月末現在の工程表に記載されている住まいの復興に係る4事業の整備計画戸数等を東北3県管内の市町村別・事業別にみると、岩手県については、表46のとおり、県全体の14,177戸のうち、陸前高田市が3,191戸（県全体の22.5%）、大槌町が2,835戸（同19.9%）、釜石市が2,817戸（同19.8%）等となっていて、②災害公営住宅整備事業等では釜石市における47地区1,342戸、④都市再生区画整理事業では陸前高田市における2地区1,931戸、⑤防災集団移転促進事業では大槌町における17地区789戸等が大規模なものとなっている。

表46 岩手県における住まいの復興に係る4事業の市町村別・事業別の地区数及び整備計画戸数の状況（平成26年9月末現在）

（単位：地区、戸、％）

市町村名	事業番号C-5			事業番号D-4		事業番号D-17			事業番号D-23			計			県全体に占める割合	
	①漁業集落防災機能強化事業			②災害公営住宅整備事業等		④都市再生区画整理事業			⑤防災集団移転促進事業			地区数	戸数 (A+C+D+F)	うち②災害公営住宅整備事業等の重複分を除いたもの (B+C+E+C)	地区数	戸数 (②災害公営住宅整備事業等の重複分を除いたもの)
	地区数	戸数 (A)	うち②災害公営住宅整備事業等分を除いたもの (B)	地区数	戸数 (C)	地区数	戸数 (D)	うち②災害公営住宅整備事業等分を除いたもの (E)	地区数	戸数 (F)	うち②災害公営住宅整備事業等分を除いたもの (G)					
宮古市	7	35	31	28	793	2	490	410	5	441	319	42	1,759	1,553	13.5	10.9
大船渡市	1	30	30	26	801	1	300	250	23	371	371	51	1,502	1,452	16.3	10.2
久慈市	4	26	15	3	11	0	0	0	0	0	0	7	37	26	2.2	0.1
一関市	0	0	0	1	24	0	0	0	0	0	0	1	24	24	0.3	0.1
陸前高田市	0	0	0	13	1,000	2	1,931	1,647	26	544	544	41	3,475	3,191	13.1	22.5
釜石市	10	151	92	47	1,342	4	1,532	1,243	11	233	140	72	3,258	2,817	23.1	19.8
大槌町	2	23	12	25	980	4	1,393	1,120	17	789	723	48	3,185	2,835	15.4	19.9
山田町	2	165	145	17	777	3	517	377	4	672	456	26	2,131	1,755	8.3	12.3
岩泉町	1	59	59	2	51	0	0	0	0	0	0	3	110	110	0.9	0.7
田野畑村	2	114	53	5	63	0	0	0	0	0	0	7	177	116	2.2	0.8
野田村	2	16	15	6	100	1	137	124	2	98	38	11	351	277	3.5	1.9
洋野町	1	17	17	1	4	0	0	0	0	0	0	2	21	21	0.6	0.1
計	32	636	469	174	5,946	17	6,300	5,171	88	3,148	2,591	311	16,030	14,177	100.0	100.0

宮城県については、表47のとおり、県全体の25,944戸のうち、石巻市が7,422戸（県全体の28.6%）、気仙沼市が4,528戸（同17.4%）、仙台市が3,893戸（同15.0%）等となっていて、②災害公営住宅整備事業等では石巻市における97地区4,000戸、④都市再生区画整理事業では石巻市における10地区2,886戸、⑤防災集団移転促進事業では石巻市における54地区2,955戸等が大規模なものとなっている。

表47 宮城県における住まいの復興に係る4事業の市町別・事業別の地区数及び整備計画戸数の状況（平成26年9月末現在）

(単位：地区、戸、%)

市町名	事業番号C-5			事業番号D-4		事業番号D-17			事業番号D-23			計			県全体に占める割合	
	①漁業集落防災機能強化事業			②災害公営住宅整備事業等		④都市再生区画整理事業			⑤防災集団移転促進事業			地区数	戸数 (A+C+D+F)	うち②災害公営住宅整備事業等の重複分を除いたもの (B+C+E+G)	地区数	戸数 (②災害公営住宅整備事業等の重複分を除いたもの)
	地区数	戸数 (A)	うち②災害公営住宅整備事業等を除いたもの (B)	地区数	戸数 (C)	地区数	戸数 (D)	うち②災害公営住宅整備事業等を除いたもの (E)	地区数	戸数 (F)	うち②災害公営住宅整備事業等を除いたもの (G)					
仙台市	0	0	0	52	3,180	0	0	0	14	963	713	66	4,143	3,893	11.6	15.0
石巻市	0	0	0	97	4,000	10	2,886	1,162	54	2,955	2,260	161	9,841	7,422	28.3	28.6
塩竈市	2	21	21	12	420	2	117	57	2	25	4	18	583	502	3.1	1.9
気仙沼市	0	0	0	40	2,168	3	2,040	1,361	50	1,726	999	93	5,934	4,528	16.4	17.4
名取市	0	0	0	6	716	1	671	147	2	246	154	9	1,633	1,017	1.5	3.9
多賀城市	0	0	0	4	532	1	125	75	0	0	0	5	657	607	0.8	2.3
岩沼市	0	0	0	4	210	0	0	0	2	282	171	6	492	381	1.0	1.4
登米市	0	0	0	6	84	0	0	0	0	0	0	6	84	84	1.0	0.3
栗原市	0	0	0	3	15	0	0	0	0	0	0	3	15	15	0.5	0.0
東松島市	0	0	0	20	1,010	2	0	0	7	1,288	717	29	2,298	1,727	5.1	6.6
大崎市	0	0	0	6	170	0	0	0	0	0	0	6	170	170	1.0	0.6
亘理町	0	0	0	11	477	0	0	0	5	227	200	16	704	677	2.8	2.6
山元町	0	0	0	24	476	0	0	0	3	516	207	27	992	683	4.7	2.6
松島町	1	8	8	3	52	0	0	0	0	0	0	4	60	60	0.7	0.2
七ヶ浜町	0	0	0	5	212	4	171	171	5	226	194	14	609	577	2.4	2.2
利府町	0	0	0	1	25	0	0	0	0	0	0	1	25	25	0.1	0.0
大郷町	0	0	0	1	3	0	0	0	0	0	0	1	3	3	0.1	0.0
涌谷町	0	0	0	3	48	0	0	0	0	0	0	3	48	48	0.5	0.1
美里町	0	0	0	3	40	0	0	0	0	0	0	3	40	40	0.5	0.1
女川町	2	8	6	28	917	4	1,276	481	16	490	370	50	2,691	1,774	8.8	6.8
南三陸町	0	0	0	19	770	0	0	0	27	941	941	46	1,711	1,711	8.1	6.5
計	5	37	35	348	15,525	27	7,286	3,454	187	9,885	6,930	567	32,733	25,944	100.0	100.0

福島県については、表48のとおり、県全体の4,900戸のうち、いわき市が2,808戸（県全体の57.3%）、南相馬市が740戸（同15.1%）、相馬市が529戸（同10.7%）等となっていて、②災害公営住宅整備事業等ではいわき市における17地区1,513戸、④都市再生区画整理事業ではいわき市における5地区1,253戸、⑤防災集団移転促進事業では相馬市における9地区526戸等が大規模なものとなっている。なお、福島県の整備計画戸数は、復興交付金事業以外の事業で実施している原子力災害の避難者向けの災害公営住宅に係る戸数4,890戸を含めると計9,790戸となる。

表48 福島県における住まいの復興に係る4事業の市町別・事業別の地区数及び整備計画戸数の状況（平成26年9月末現在）

(単位：地区、戸、%)

市町名	事業番号C-5			事業番号D-4			事業番号D-17			事業番号D-23			計			県全体に占める割合	
	①漁業集落防災機能強化事業			②災害公営住宅整備事業等			④都市再生区画整理事業			⑤防災集団移転促進事業			計			地区数	戸数 (②災害公営住宅整備事業等の重複分を除いたもの)
	地区数	戸数 (A)	うち②災害公営住宅整備事業等分を除いたもの (B)	地区数	戸数 (C)		地区数	戸数 (D)	うち②災害公営住宅整備事業等分を除いたもの (E)	地区数	戸数 (F)	うち②災害公営住宅整備事業等分を除いたもの (G)	地区数	戸数 (A+C+D+F)	うち②災害公営住宅整備事業等の重複分を除いたもの (B+C+E+G)		
いわき市	0	0	0	17	1,513		5	1,253	1,253	4	42	42	26	2,808	2,808	20.6	57.3
白河市	0	0	0	1	16		0	0	0	0	0	0	1	16	16	0.7	0.3
須賀川市	0	0	0	4	100		0	0	0	0	0	0	4	100	100	3.1	2.0
相馬市	0	0	0	10	398		0	0	0	9	526	131	19	924	529	15.0	10.7
南相馬市	0	0	0	11	350		0	0	0	32	390	390	43	740	740	34.1	15.1
桑折町	0	0	0	1	22		0	0	0	0	0	0	1	22	22	0.7	0.4
鏡石町	0	0	0	1	24		0	0	0	0	0	0	1	24	24	0.7	0.4
矢吹町	0	0	0	4	52		0	0	0	0	0	0	4	52	52	3.1	1.0
広野町	0	0	0	2	74		0	0	0	0	0	0	2	74	74	1.5	1.5
楢葉町	0	0	0	3	32		0	0	0	3	39	7	6	71	39	4.7	0.7
浪江町	0	0	0	0	0		0	0	0	3	129	129	3	129	129	2.3	2.6
新地町	0	0	0	8	133		1	110	80	7	221	154	16	464	367	12.6	7.4
計	0	0	0	62	2,714		6	1,363	1,333	58	1,347	853	126	5,424	4,900	100.0	100.0

(エ) 住まいの復興に係る4事業の進捗状況

前記のとおり、復興交付金事業等は27年度までの集中復興期間に実施することとなっている。

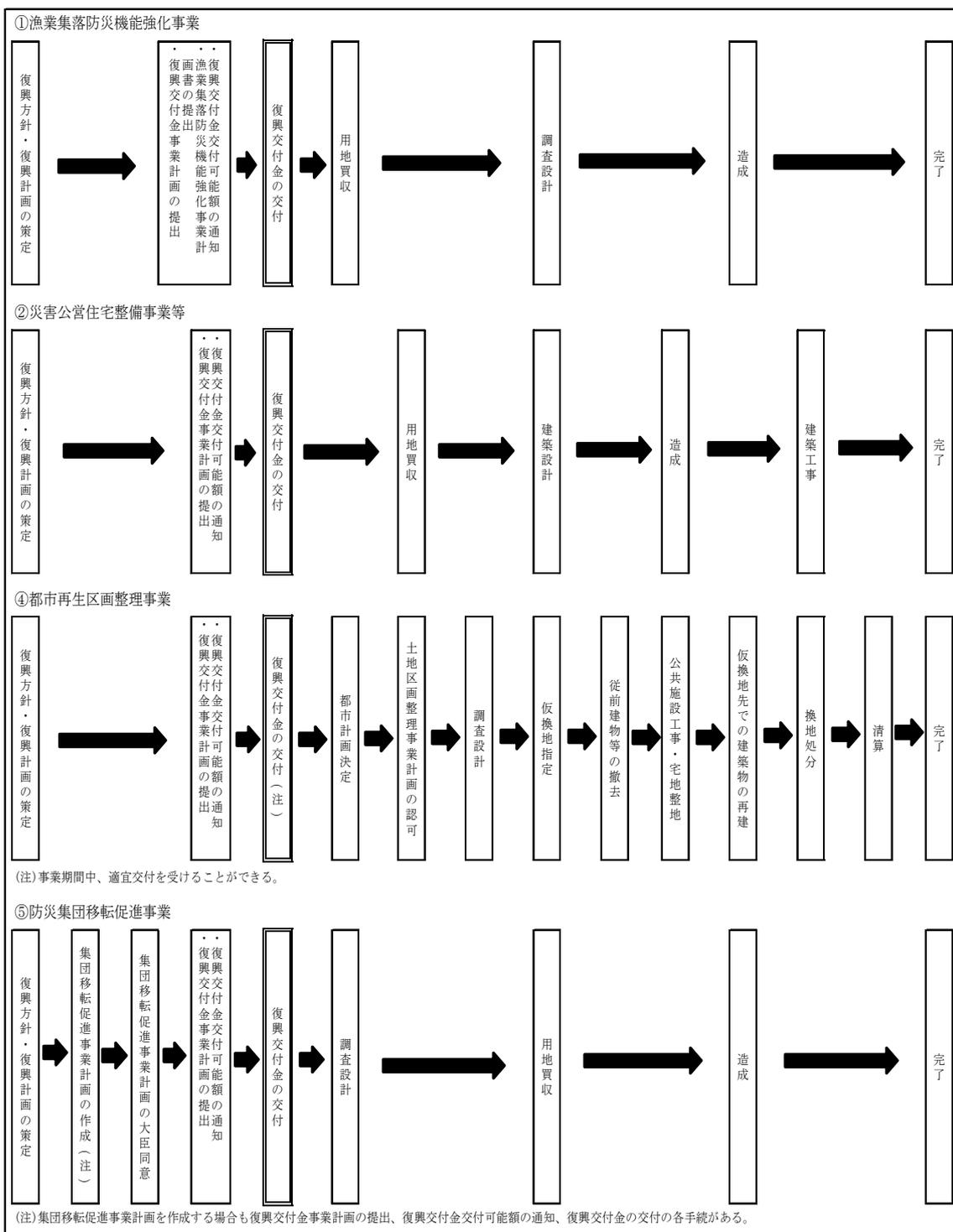
そこで、27年度末までの住まいの復興に係る4事業の進捗状況はどのようなものとなっているかなどに着眼して、東北3県及び復興庁等の関係省庁において検査した。住まいの復興に係る4事業における一般的な実施手続及び工程表による事業の進捗状況は、次のとおりである。

なお、工程表は24年度以降の各工程の実施状況を示していることから、23年度から事業を実施している一部の地区についても24年度以降の実施状況を集計し、分析している。

a 住まいの復興に係る4事業の実施手続

住まいの復興に係る4事業は、用地買収、調査設計、造成等の工程を経て実施するものであるが、それぞれの主な実施手続等を示すと、図30のとおりとなっていて、法定の手続が必要な事業があるなど、実施手続等に違いがある。

図30 住まいの復興に係る4事業の主な実施手続



このうち、例として⑤防災集団移転促進事業に係る実施手続は、次のとおりである。

- i 事業を実施する市町村は、策定した復興方針や復興計画を基に、復興交付金事業計画を作成して復興庁へ提出する。

- ii 復興庁は、提出された復興交付金事業計画等を復興交付金制度要綱に基づいて事業の必要性等を勘案して配分計画を作成し、復興交付金交付可能額を市町村に通知するとともに、関係省庁へ予算の移替えを行う。
 - iii 市町村は、通知された復興交付金交付可能額に基づいて、復興庁を經由して関係省庁に交付申請を行い、そして、関係省庁はこれを審査して交付決定を行い、復興交付金を市町村に交付する。
 - iv 市町村は、交付された復興交付金を活用して調査、検討等を行い、移転元の移転促進区域、移転先の住宅団地等に関する事項を定めた集団移転促進事業計画を策定して、国土交通大臣の同意を得る。
 - v 市町村は、調査設計、用地買収、造成という工程を実施して、事業を完了させる。
- b ①漁業集落防災機能強化事業の進捗状況
- ①漁業集落防災機能強化事業は、岩手県の10市町村32地区（636戸）と宮城県の3市町5地区（37戸）、計13市町村37地区（673戸）において実施されている。26年9月末現在の工程表を基に、上記の37地区における同月末現在の事業の完了状況を示すと、表49のとおり、事業が完了しているのは13地区（37地区の35.1%）、完了していないのは24地区（同64.8%）となっており、24地区のうち岩手県の釜石市、山田町及び洋野町の3地区（同8.1%）は、集中復興期間終了後の28年度以降に完了する見込みとなっている。また、事業が完了した13地区に係る用地買収等から造成工事の完了までの平均期間は7.1四半期となっている。

表49 ①漁業集落防災機能強化事業の完了状況（平成26年9月末現在）

（単位：地区、四半期、％）

市町村名	地区数 (A)	完了した地 区数 (B)	割合 (B/A)	完了した地区 に係る平均事 業期間（四半 期）	完了してい ない地区数 (C)	割合 (C/A)	うち平成28年 度以降に完了 することが見 込まれる地区 数 (D)	割合 (D/A)
宮古市	7	6	85.7	7.3	1	14.2	0	0.0
大船渡市	1	0	0.0	-	1	100.0	0	0.0
久慈市	4	4	100.0	7.0	0	0.0	0	0.0
釜石市	10	0	0.0	-	10	100.0	1	10.0
大槌町	2	0	0.0	-	2	100.0	0	0.0
山田町	2	0	0.0	-	2	100.0	1	50.0
岩泉町	1	0	0.0	-	1	100.0	0	0.0
田野畑村	2	2	100.0	8.0	0	0.0	0	0.0
野田村	2	0	0.0	-	2	100.0	0	0.0
洋野町	1	0	0.0	-	1	100.0	1	100.0
岩手県計	32	12	37.5	7.3	20	62.5	3	9.3
塩竈市	2	0	0.0	-	2	100.0	0	0.0
松島町	1	0	0.0	-	1	100.0	0	0.0
女川町	2	1	50.0	5.0	1	50.0	0	0.0
宮城県計	5	1	20.0	5.0	4	80.0	0	0.0
合計	37	13	35.1	7.1	24	64.8	3	8.1

上記の37地区を完了年度別にみると、表50のとおり、25年度末までに計9地区で完了し、27年度末までに計34地区（37地区の91.8％）で完了する見込みとなっている。

表50 ①漁業集落防災機能強化事業の地区の完了状況（平成26年9月末現在）

（単位：地区、％）

種別	集中復興期間					28年度以降	合計
	平成24年度	25年度	26年度	27年度	計		
地区数	1	8	10	15	34	3	37
合計に占める割合	2.7	21.6	27.0	40.5	91.8	8.1	100.0

（注）事業完了した地区数は、平成26年9月末現在の工程表における事業の完了時期により整理している。
各地区には、事業実施期間中に完成した宅地等を順次供給開始している地区がある（以下同じ）。

前記37地区のうち、24年12月末現在の工程表に完了時期等が記載されていて、26年9月末現在の工程表との比較が可能な32地区における進捗状況（巻末別表1 1、305、306ページ参照）をみると、表51のとおり、24年12月末現在の工程表と比較して、26年9月末現在の工程表に記載された完了時期が1四半期以上延びている地区が22地区（32地区の68.7％）、このうち4四半期以上延びている地区が10地区（同31.2％）となっている。なお、完了時期が4四半期以上延び、かつ、集中復興期間終了後の28年度以降に完了することが見込まれる地区は1地区となっている。

また、4四半期以上延びている10地区のうち、工程別分析が可能な岩手県の8地区について、用地買収、調査設計及び造成の工程別にみると、24年4月以降の用地買収期間が平均4.1四半期長くなっている。

なお、一部の地区の完了時期が延びていることについて、当該市町村の状況を把握している岩手県及び宮城県によれば、東日本大震災の発生から時間が経過し、漁業集落の安全な居住環境の確保に関する住民の意向が変化していて、工事の着手等に影響が出ていることによるとしている。

表51 ①漁業集落防災機能強化事業の進捗状況

(単位：地区、%、四半期)

市町村名	地区数	左のうち進捗を比較可能な地区数 (A)	完了時期が1四半期以上延びている地区数 (B) (括弧内は割合 (B/A))	完了時期が4四半期以上延びている地区数 (C) (括弧内は割合 (C/A))	工程別分析が可能な地区数	各工程の期間の平均 (四半期)								
						平成24年12月末 (D)			26年9月末 (E)			(E-D)		
						用地買収	調査設計	造成	用地買収	調査設計	造成	用地買収	調査設計	造成
宮古市	7	7	5 (71.4)	2 (28.5)	2	2.5	3.0	3.5	5.0	4.5	6.0	2.5	1.5	2.5
大船渡市	1	1	0 (0.0)	0 (0.0)	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-
久慈市	4	4	2 (50.0)	0 (0.0)	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-
釜石市	10	10	9 (90.0)	6 (60.0)	6	2.6	4.0	6.3	7.3	2.8	5.3	4.7	△ 1.2	△ 1.0
大槌町	2	1	1 (100.0)	1 (100.0)	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-
山田町	2	2	1 (50.0)	0 (0.0)	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-
岩泉町	1	1	0 (0.0)	0 (0.0)	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-
田野畑村	2	2	2 (100.0)	0 (0.0)	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-
野田村	2	2	1 (50.0)	0 (0.0)	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-
洋野町	1	1	1 (100.0)	1 (100.0)	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-
岩手県計	32	31	22 (70.9)	10 (32.2)	8	2.6	3.7	5.6	6.7	3.2	5.5	4.1	△ 0.5	△ 0.1
塩竈市	2	0	0 (-)	0 (-)	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-
松島町	1	1	0 (0.0)	0 (0.0)	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-
女川町	2	0	0 (-)	0 (-)	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-
宮城県計	5	1	0 (0.0)	0 (0.0)	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	37	32	22 (68.7)	10 (31.2)	8	2.6	3.7	5.6	6.7	3.2	5.5	4.1	△ 0.5	△ 0.1

c ②災害公営住宅整備事業等の進捗状況

②災害公営住宅整備事業等は、岩手県の12市町村174地区 (5,946戸)、宮城県の21市町348地区 (15,525戸)、福島県の11市町62地区 (2,714戸)、計44市町村584地区 (24,185戸) と、多数の地区において実施されている。26年9月末現在の工程表を基に、上記の584地区における同月末現在の事業の完了状況を示すと、表52のとおり、事業が完了しているのは108地区 (584地区の18.4%)、完了していないのは476地区 (同81.5%) となっており、476地区のうち116地区 (同19.8%) は、集中復興期間終了後の28年度以降に完了する見込みとなっている。また、事業が完了した108地区に係る用地取得から建築工事の完了までの平均期間は7.2四半期となっている。

表52 ②災害公営住宅整備事業等の完了状況（平成26年9月末現在）

（単位：地区、四半期、％）

市町村名	地区数 (A)	完了した地 区数 (B)	割合 (B/A)	完了した地 区に係る平 均事業期間 (四半期)	完了してい ない地区数 (C)	割合 (C/A)	うち平成28 年度以降に 完了するこ とが見込ま れる地区数 (D)	割合 (D/A)
宮古市	28	2	7.1	7.0	26	92.8	2	7.1
大船渡市	26	7	26.9	6.8	19	73.0	2	7.6
久慈市	3	3	100.0	7.6	0	0.0	0	0.0
一関市	1	0	0.0	-	1	100.0	0	0.0
陸前高田市	13	1	7.6	9.0	12	92.3	6	46.1
釜石市	47	6	12.7	6.6	41	87.2	20	42.5
大槌町	25	4	16.0	6.5	21	84.0	14	56.0
山田町	17	1	5.8	9.0	16	94.1	9	52.9
岩泉町	2	2	100.0	6.5	0	0.0	0	0.0
田野畑村	5	4	80.0	8.5	1	20.0	0	0.0
野田村	6	4	66.6	8.0	2	33.3	0	0.0
洋野町	1	1	100.0	6.0	0	0.0	0	0.0
岩手県計	174	35	20.1	7.2	139	79.8	53	30.4
仙台市	52	11	21.1	7.0	41	78.8	0	0.0
石巻市	97	7	7.2	7.1	90	92.7	21	21.6
塩竈市	12	1	8.3	8.0	11	91.6	0	0.0
気仙沼市	40	0	0.0	-	40	100.0	7	17.5
名取市	6	0	0.0	-	6	100.0	2	33.3
多賀城市	4	0	0.0	-	4	100.0	1	25.0
岩沼市	4	0	0.0	-	4	100.0	0	0.0
登米市	6	4	66.6	9.7	2	33.3	0	0.0
栗原市	3	3	100.0	5.3	0	0.0	0	0.0
東松島市	20	5	25.0	6.8	15	75.0	4	20.0
大崎市	6	2	33.3	7.0	4	66.6	0	0.0
巨理町	11	4	36.3	9.2	7	63.6	0	0.0
山元町	24	6	25.0	6.3	18	75.0	0	0.0
松島町	3	0	0.0	-	3	100.0	0	0.0
七ヶ浜町	5	0	0.0	-	5	100.0	0	0.0
利府町	1	0	0.0	-	1	100.0	0	0.0
大郷町	1	1	100.0	6.0	0	0.0	0	0.0
涌谷町	3	1	33.3	10.0	2	66.6	0	0.0
美里町	3	3	100.0	5.0	0	0.0	0	0.0
女川町	28	3	10.7	6.3	25	89.2	18	64.2
南三陸町	19	4	21.0	10.0	15	78.9	10	52.6
宮城県計	348	55	15.8	7.3	293	84.1	63	18.1
いわき市	17	7	41.1	8.4	10	58.8	0	0.0
白河市	1	0	0.0	-	1	100.0	0	0.0
須賀川市	4	0	0.0	-	4	100.0	0	0.0
相馬市	10	6	60.0	5.0	4	40.0	0	0.0
南相馬市	11	2	18.1	9.0	9	81.8	0	0.0
桑折町	1	0	0.0	-	1	100.0	0	0.0
鏡石町	1	0	0.0	-	1	100.0	0	0.0
矢吹町	4	0	0.0	-	4	100.0	0	0.0
広野町	2	1	50.0	10.0	1	50.0	0	0.0
檜葉町	3	0	0.0	-	3	100.0	0	0.0
新地町	8	2	25.0	6.0	6	75.0	0	0.0
福島県計	62	18	29.0	7.1	44	70.9	0	0.0
合計	584	108	18.4	7.2	476	81.5	116	19.8

また、上記584地区のうち整備時期等が未定となっている9地区を除く575地区

を完了年度別にみると、表53のとおり、25年度末までに計65地区で完了し、27年度末までに計459地区（575地区の79.8%）で完了する見込みとなっている。

表53 ②災害公営住宅整備事業等の地区の完了状況（平成26年9月末現在）

(単位：地区、%)

種別	集中復興期間					28年度以降	合計
	平成24年度	25年度	26年度	27年度	計		
地区数	11	54	181	213	459	116	575
合計に占める割合	1.9	9.3	31.4	37.0	79.8	20.1	100.0

(注) 地区数は整備時期等が未定となっている9地区を除いている。

24年12月末現在の工程表及び26年9月末現在の工程表を基に、前記の584地区における進捗状況（巻末別表11、307～331ページ参照）をみると、表54のとおり、完了時期等の比較が可能な289地区では、24年12月末現在の工程表に記載された完了時期と比較して、26年9月末現在の工程表に記載された完了時期が1四半期以上延びている地区が178地区（289地区の61.5%）、このうち4四半期以上延びている地区が66地区（同22.8%）となっている。なお、完了時期が4四半期以上延び、かつ、28年度以降に完了することが見込まれる地区は19地区となっている。また、これら66地区のうち、工程別分析が可能な61地区について、用地買収、建築設計、建築工事等の工程別にみると、24年4月以降の用地買収期間が平均3.0四半期長くなっている。

特に、岩手県の釜石市、大船渡市、宮城県の石巻市、女川町等の津波の被害を受けた市町村では、用地買収期間に加え、④都市再生区画整理事業や⑤防災集団移転促進事業によりかさ上げ等した土地に住宅を建築することなどから、完了時期が延びている地区が多く見受けられる。

なお、一部の地区の完了時期が延びていることについて、実施地区数の多い岩手県及び宮城県によれば、当初は東日本大震災の発生前までに実施した公営住宅の整備の経験を基に完了時期を設定したが、多くの地域で用地の取得を必要としたことなどにより、想定以上に地権者の同意を得るのに時間を要したことによるとしている。また、会計実地検査時点（26年7月）で、岩手県では、県又は市町村が実施地区の約9割において地権者から用地の売却に関する内諾を受けており、宮城県では、県又は市町村が実施地区の約8割において用地の取得を完了（被災市街地復興土地区画整理事業における仮換地の指定に係る手続きが終

了していないものを除く。) しているため、両県とも②災害公営住宅整備事業等における用地取得の課題は解消されつつあるとしている。

表54 ②災害公営住宅整備事業等の進捗状況

(単位：地区、%、四半期)

市町村名	地区数	左のうち進捗を比較可能な地区数(A)	完了時期が1四半期以上延びている地区数(B) (括弧内は割合(B/A))	完了時期が4四半期以上延びている地区数(C) (括弧内は割合(C/A))	工程別分析が可能な地区数	各工程の期間の平均(四半期)								
						平成24年12月末(D)			26年9月末(E)			(E-D)		
						用地買収	建築設計	建築工事	用地買収	建築設計	建築工事	用地買収	建築設計	建築工事
宮古市	28	18	11 (61.1)	5 (27.7)	5	2.6	2.2	4.2	3.2	3.4	5.8	0.6	1.2	1.6
大船渡市	26	17	14 (82.3)	8 (47.0)	7	2.4	2.5	4.2	4.8	3.2	5.1	2.4	0.7	0.9
久慈市	3	3	0 (0.0)	0 (0.0)	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-
一関市	1	0	0 (-)	0 (-)	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-
陸前高田市	13	7	5 (71.4)	4 (57.1)	3	3.6	2.3	6.0	4.0	4.0	7.0	0.4	1.7	1.0
釜石市	47	17	13 (76.4)	10 (58.8)	8	1.7	2.2	3.6	4.5	2.7	3.5	2.8	0.5	△ 0.1
大槌町	25	11	10 (90.9)	4 (36.3)	4	2.2	3.0	3.7	6.2	3.7	5.2	4.0	0.7	1.5
山田町	17	2	2 (100.0)	0 (0.0)	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-
岩泉町	2	2	0 (0.0)	0 (0.0)	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-
田野畑村	5	5	4 (80.0)	0 (0.0)	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-
野田村	6	6	1 (16.6)	0 (0.0)	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-
洋野町	1	1	0 (0.0)	0 (0.0)	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-
岩手県計	174	89	60 (67.4)	31 (34.8)	27	2.3	2.4	4.1	4.5	3.2	5.0	2.2	0.8	0.9
仙台市	52	30	14 (46.6)	2 (6.6)	2	5.5	4.0	3.0	8.0	3.5	5.5	2.5	△ 0.5	2.5
石巻市	97	55	35 (63.6)	11 (20.0)	11	3.3	2.9	2.9	7.0	3.0	3.6	3.7	0.1	0.7
塩竈市	12	4	4 (100.0)	4 (100.0)	4	1.0	2.0	4.0	5.0	5.7	3.2	4.0	3.7	△ 0.8
気仙沼市	40	8	7 (87.5)	3 (37.5)	3	2.0	3.3	2.0	6.0	3.0	2.0	4.0	△ 0.3	0.0
名取市	6	2	2 (100.0)	0 (0.0)	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-
多賀城市	4	3	1 (33.3)	0 (0.0)	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-
岩沼市	4	0	0 (-)	0 (-)	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-
登米市	6	3	3 (100.0)	0 (0.0)	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-
栗原市	3	3	1 (33.3)	0 (0.0)	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-
東松島市	20	9	3 (33.3)	0 (0.0)	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-
大崎市	6	3	3 (100.0)	1 (33.3)	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-
亘理町	11	9	1 (11.1)	0 (0.0)	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-
山元町	24	0	0 (-)	0 (-)	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-
松島町	3	1	1 (100.0)	1 (100.0)	1	3.0	2.0	3.0	3.0	4.0	4.0	0.0	2.0	1.0
七ヶ浜町	5	5	5 (100.0)	0 (0.0)	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-
利府町	1	1	1 (100.0)	0 (0.0)	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-
大郷町	1	1	0 (0.0)	0 (0.0)	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-
涌谷町	3	3	2 (66.6)	1 (33.3)	1	2.0	2.0	4.0	3.0	2.0	5.0	1.0	0.0	1.0
美里町	3	3	0 (0.0)	0 (0.0)	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-
女川町	28	12	9 (75.0)	6 (50.0)	6	1.1	4.0	4.0	6.0	2.0	2.8	4.9	△ 2.0	△ 1.2
南三陸町	19	4	0 (0.0)	0 (0.0)	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-
宮城県計	348	159	92 (57.8)	29 (18.2)	28	2.5	3.0	3.2	6.1	3.2	3.4	3.6	0.2	0.2
いわき市	17	14	9 (64.2)	2 (14.2)	2	1.0	1.0	4.5	2.0	3.5	6.5	1.0	2.5	2.0
白河市	1	1	0 (0.0)	0 (0.0)	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-
須賀川市	4	1	0 (0.0)	0 (0.0)	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-
相馬市	10	8	3 (37.5)	0 (0.0)	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-
南相馬市	11	9	8 (88.8)	4 (44.4)	4	2.0	2.7	3.2	6.0	3.2	5.5	4.0	0.5	2.3
桑折町	1	0	0 (-)	0 (-)	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-
鏡石町	1	0	0 (-)	0 (-)	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-
矢吹町	4	0	0 (-)	0 (-)	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-
広野町	2	1	1 (100.0)	0 (0.0)	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-
檜葉町	3	0	0 (-)	0 (-)	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-
新地町	8	7	5 (71.4)	0 (0.0)	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-
福島県計	62	41	26 (63.4)	6 (14.6)	6	1.6	2.1	3.6	4.6	3.3	5.8	3.0	1.2	2.2
合計	584	289	178 (61.5)	66 (22.8)	61	2.3	2.7	3.7	5.3	3.2	4.3	3.0	0.5	0.6

d ④都市再生区画整理事業の進捗状況

④都市再生区画整理事業は、岩手県の7市町村17地区（6,300戸）、宮城県の8市町27地区（7,286戸）、福島県の2市町6地区（1,363戸）、計17市町村50地区（14,949戸）において実施されている。26年9月末現在の工程表を基に、上記の50地区における同月末現在の事業の完了状況を示すと、表55のとおり、事業が完了しているのは宮城県の女川町の1地区（50地区の2.0%）、完了していないのは49地区（同98.0%）となっており、49地区のうち41地区（同82.0%）は、集中復興期間終了後の28年度以降に完了する見込みとなっている。

このように、多くの地区において事業の完了までに時間を要していることについて、実施地区数の多い岩手県及び宮城県によれば、同事業は一般的に完了までに時間を要する事業であること、造成時に当該土地のかさ上げも合わせて実施する地区が多いことなどを考慮すれば、同事業の進捗は順調であるとしている。

表55 ④都市再生区画整理事業の完了状況（平成26年9月末現在）

（単位：地区、四半期、%）

市町村名	地区数 (A)	完了した地区数 (B)	割合 (B/A)	完了した地区に係る平均事業期間 (四半期)	完了していない地区数 (C)	割合 (C/A)	うち平成28年度以降に完了することが見込まれる地区数 (D)	割合 (D/A)
宮古市	2	0	0.0	-	2	100.0	0	0.0
大船渡市	1	0	0.0	-	1	100.0	1	100.0
陸前高田市	2	0	0.0	-	2	100.0	2	100.0
釜石市	4	0	0.0	-	4	100.0	4	100.0
大槌町	4	0	0.0	-	4	100.0	4	100.0
山田町	3	0	0.0	-	3	100.0	2	66.6
野田村	1	0	0.0	-	1	100.0	0	0.0
岩手県計	17	0	0.0	-	17	100.0	13	76.4
石巻市	10	0	0.0	-	10	100.0	10	100.0
塩竈市	2	0	0.0	-	2	100.0	0	0.0
気仙沼市	3	0	0.0	-	3	100.0	3	100.0
名取市	1	0	0.0	-	1	100.0	1	100.0
多賀城市	1	0	0.0	-	1	100.0	0	0.0
東松島市	2	0	0.0	-	2	100.0	2	100.0
七ヶ浜町	4	0	0.0	-	4	100.0	4	100.0
女川町	4	1	25.0	5.0	3	75.0	2	50.0
宮城県計	27	1	3.7	5.0	26	96.2	22	81.4
いわき市	5	0	0.0	-	5	100.0	5	100.0
新地町	1	0	0.0	-	1	100.0	1	100.0
福島県計	6	0	0.0	-	6	100.0	6	100.0
合計	50	1	2.0	5.0	49	98.0	41	82.0

また、前記の50地区を完了年度別にみると、表56のとおり、25年度末までに1地区で完了し、27年度末までに9地区（50地区の18.0%）で完了する見込みとなっている。

表56 ④都市再生区画整理事業の地区の完了状況（平成26年9月末現在）

(単位：地区、%)

種別	集中復興期間					28年度以降	合計
	平成24年度	25年度	26年度	27年度	計		
地区数	0	1	1	7	9	41	50
合計に占める割合	0.0	2.0	2.0	14.0	18.0	82.0	100.0

なお、④都市再生区画整理事業は、一般的に計画から完了までに時間を要するものであり、東日本大震災の発生から相当の期間を経過した時期でも計画の策定が困難な地区が多いことから、24年12月末現在の工程表において完了時期等が示されていない。

e ⑤防災集団移転促進事業の進捗状況

⑤防災集団移転促進事業は、岩手県の7市町村88地区（3,148戸）、宮城県の12市町187地区（9,885戸）、福島県の6市町58地区（1,347戸）、計25市町村333地区（14,380戸）と、多数の地区において実施されている。26年9月末現在の工程表を基に、上記の333地区における同月末現在の事業の完了状況を示すと、表57のとおり、宮城県の岩沼市及び亶理郡亶理町、福島県の新地町において全ての地区が完了しているなど、事業が完了しているのは95地区（333地区の28.5%）、完了していないのは238地区（同71.4%）となっており、238地区のうち37地区（同11.1%）は、集中復興期間終了後の28年度以降に完了する見込みとなっている。また、事業が完了した95地区に係る用地買収から造成工事の完了までの平均期間は7.0四半期となっている。

表57 ⑤防災集団移転促進事業の完了状況（平成26年9月末現在）

（単位：地区、四半期、％）

市町村名	地区数 (A)	完了した地 区数 (B)	割合 (B/A)	完了した地区 に係る平均事業期間 (四半期)	完了してい ない地区数 (C)	割合 (C/A)	うち平成28 年度以降に 完了すること が見込まれる地区数 (D)	割合 (D/A)
宮古市	5	2	40.0	7.0	3	60.0	0	0.0
大船渡市	23	7	30.4	6.8	16	69.5	1	4.3
陸前高田市	26	12	46.1	7.1	14	53.8	2	7.6
釜石市	11	1	9.0	8.0	10	90.9	1	9.0
大槌町	17	0	0.0	-	17	100.0	4	23.5
山田町	4	1	25.0	7.0	3	75.0	1	25.0
野田村	2	1	50.0	7.0	1	50.0	0	0.0
岩手県計	88	24	27.2	7.0	64	72.7	9	10.2
仙台市	14	7	50.0	6.4	7	50.0	0	0.0
石巻市	54	7	12.9	9.0	47	87.0	15	27.7
塩竈市	2	0	0.0	-	2	100.0	0	0.0
気仙沼市	50	1	2.0	8.0	49	98.0	2	4.0
名取市	2	0	0.0	-	2	100.0	1	50.0
岩沼市	2	2	100.0	5.5	0	0.0	0	0.0
東松島市	7	5	71.4	8.0	2	28.5	1	14.2
亘理町	5	5	100.0	7.4	0	0.0	0	0.0
山元町	3	0	0.0	-	3	100.0	0	0.0
七ヶ浜町	5	4	80.0	7.5	1	20.0	0	0.0
女川町	16	1	6.2	6.0	15	93.7	6	37.5
南三陸町	27	9	33.3	7.4	18	66.6	3	11.1
宮城県計	187	41	21.9	7.4	146	78.0	28	14.9
いわき市	4	1	25.0	3.0	3	75.0	0	0.0
相馬市	9	8	88.8	7.5	1	11.1	0	0.0
南相馬市	32	14	43.7	6.7	18	56.2	0	0.0
檜葉町	3	0	0.0	-	3	100.0	0	0.0
浪江町	3	0	0.0	-	3	100.0	0	0.0
新地町	7	7	100.0	5.5	0	0.0	0	0.0
福島県計	58	30	51.7	6.4	28	48.2	0	0.0
合計	333	95	28.5	7.0	238	71.4	37	11.1

上記の333地区を完了年度別にみると、表58のとおり、25年度末までに計54地区で完了し、27年度末までに計296地区（333地区の88.8％）で完了する見込みとなっている。

表58 ⑤防災集団移転促進事業の地区の完了状況（平成26年9月末現在）

（単位：地区、％）

種別	集中復興期間					28年度以降	合計
	平成24年度	25年度	26年度	27年度	計		
地区数	6	48	135	107	296	37	333
合計に占める割合	1.8	14.4	40.5	32.1	88.8	11.1	100.0

24年12月末現在の工程表及び26年9月末現在の工程表を基に、前記の333地区

における進捗状況（巻末別表11、335～348ページ参照）をみると、表59のとおり、完了時期等の比較が可能な245地区では、24年12月末現在の工程表に記載された完了時期と比較して、26年9月末現在の工程表に記載された完了時期が1四半期以上延びている地区が153地区（245地区の62.4%）、このうち4四半期以上延びている地区が48地区（同19.5%）となっている。なお、完了時期が4四半期以上延び、かつ、28年度以降に完了することが見込まれる地区は11地区となっている。

また、4四半期以上延びている48地区のうち、工程別分析が可能な岩手県及び宮城県の計44地区について、用地買収、調査設計及び造成の工程別にみると、24年4月以降の用地買収期間が平均3.0四半期、調査設計期間が平均2.9四半期、造成期間が平均2.2四半期、それぞれ長くなっている。

なお、一部の地区の完了時期が延びていることについて、実施地区数の多い岩手県及び宮城県によれば、住宅団地を整備するための用地の取得に時間を要したこともあるが（会計実地検査時点（26年7月）においては、多くの地区で完了）、当該市町村がこれまで同事業を実施した経験がなく、計画の策定や実施、完了時期の決定等に当たり様々な困難があったことによるとしている。

表59 ⑤防災集団移転促進事業の進捗状況

(単位：地区、%、四半期)

市町村名	地区数	左のう ち進捗 を比較 可能な 地区数 (A)	完了時期が1四半 期以上延びて いる地区数 (B) (括弧内は割合 (B/A))	完了時期が4四半 期以上延びて いる地区数 (C) (括弧内は割合 (C/A))	工程別 分析が 可能な 地区数	各工程の期間の平均 (四半期)									
						平成24年12月末 (D)			26年9月末 (E)			(E-D)			
						用地買 収	調査設 計	造成	用地買 収	調査設 計	造成	用地買 収	調査設 計	造成	
宮古市	5	4	2 (50.0)	0 (0.0)	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
大船渡市	23	17	14 (82.3)	3 (17.6)	3	6.3	2.0	4.3	1.6	6.0	5.3	△ 4.7	4.0	1.0	
陸前高田市	26	17	14 (82.3)	5 (29.4)	5	2.4	3.0	3.8	4.2	4.8	6.6	1.8	1.8	2.8	
釜石市	11	11	11 (100.0)	11 (100.0)	11	4.2	2.0	4.7	8.0	3.5	6.3	3.8	1.5	1.6	
大槌町	17	5	1 (20.0)	0 (0.0)	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
山田町	4	2	1 (50.0)	0 (0.0)	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
野田村	2	2	0 (0.0)	0 (0.0)	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
岩手県計	88	58	43 (74.1)	19 (32.7)	19	4.1	2.3	4.4	6.0	4.2	6.2	1.9	1.9	1.8	
仙台市	14	13	2 (15.3)	0 (0.0)	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
石巻市	54	45	34 (75.5)	14 (31.1)	14	4.0	4.0	6.1	8.0	8.4	6.9	4.0	4.4	0.8	
塩竈市	2	2	2 (100.0)	1 (50.0)	1	3.0	3.0	3.0	2.0	4.0	7.0	△ 1.0	1.0	4.0	
気仙沼市	50	34	3 (8.8)	1 (2.9)	1	1.0	2.0	5.0	4.0	2.0	8.0	3.0	0.0	3.0	
名取市	2	1	1 (100.0)	0 (0.0)	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
岩沼市	2	2	2 (100.0)	0 (0.0)	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
東松島市	7	6	1 (16.6)	0 (0.0)	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
亘理町	5	5	1 (20.0)	0 (0.0)	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
山元町	3	3	1 (33.3)	1 (33.3)	1	2.0	2.0	8.0	7.0	4.0	8.0	5.0	2.0	0.0	
七ヶ浜町	5	3	1 (33.3)	0 (0.0)	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
女川町	16	13	10 (76.9)	6 (46.1)	6	2.0	3.0	8.0	7.3	6.8	14.6	5.3	3.8	6.6	
南三陸町	27	17	12 (70.5)	2 (11.7)	2	3.5	3.5	7.5	3.5	6.0	9.0	0.0	2.5	1.5	
宮城県計	187	144	70 (48.6)	25 (17.3)	25	3.2	3.5	6.6	7.0	7.2	9.0	3.8	3.7	2.4	
いわき市	4	4	3 (75.0)	0 (0.0)	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
相馬市	9	6	6 (100.0)	0 (0.0)	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
南相馬市	32	26	25 (96.1)	4 (15.3)	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
楢葉町	3	0	0 (-)	0 (-)	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
浪江町	3	0	0 (-)	0 (-)	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
新地町	7	7	6 (85.7)	0 (0.0)	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
福島県計	58	43	40 (93.0)	4 (9.3)	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	333	245	153 (62.4)	48 (19.5)	44	3.6	3.0	5.6	6.6	5.9	7.8	3.0	2.9	2.2	

(オ) 住まいの復興に係る4事業の整備計画戸数の増減状況

住まいの復興に係る4事業を実施する市町村は、復興交付金事業計画等の作成、用地取得、災害公営住宅の建設等の段階等で必要に応じて、災害公営住宅への入居希望や高台への集団移転等の住居に関する住民の意向を調査し、その結果を各事業に反映させている。そして、住まいの復興に係る4事業が完了に至るまでには多くの時間を要する状況となっていて、その間に、住民の意向が変化していることなどから、その意向の変化は、各事業における整備計画戸数の増減に現れる。

そこで、24年12月末現在の工程表及び26年9月末現在の工程表を基に、東北3県の整備計画戸数の増減をみたところ、表60のとおり、合計戸数は51,816戸から45,021戸へと6,795戸減少（増減率マイナス13.1%）していた。

上記の減少は、①漁業集落防災機能強化事業、④都市再生区画整理事業及び⑤

防災集団移転促進事業で整備される民間住宅用の宅地の整備計画戸数が28,060戸から20,836戸へと7,224戸減少（同マイナス25.7%）したことで、②災害公営住宅整備事業等で整備される災害公営住宅の整備計画戸数が23,756戸から24,185戸へと429戸増加（同1.8%）したことによるものである。

このように整備計画戸数が減少している状況について、住まいの復興に係る4事業を実施する市町村の状況を把握している岩手県、宮城県、復興庁等によれば、(i)市町村が実施する住民に対する意向調査の結果、住民の意向が変化したり、明確になってきたりしたこと、(ii)事業の実施を予定していた一部の地区において避難路等を設けたり、道路を盛土して二重堤としたりして、安全対策を講ずることにより、高台へ移転する必要がなくなったことなどによるとしている。

表60 住まいの復興に係る4事業の整備計画戸数の増減状況

(単位：戸、%)

市町村名	平成24年12月末現在 (A)			26年9月末現在 (B)			増減数 (C=B-A)			増減率 (C/A)		
	民間住宅用の宅地	災害公営住宅	計	民間住宅用の宅地	災害公営住宅	計	民間住宅用の宅地	災害公営住宅	計	民間住宅用の宅地	災害公営住宅	計
宮古市	771	731	1,502	760	793	1,553	△ 11	62	51	△ 1.4	8.4	3.3
大船渡市	935	808	1,743	651	801	1,452	△ 284	△ 7	△ 291	△ 30.3	△ 0.8	△ 16.6
久慈市	16	11	27	15	11	26	△ 1	0	△ 1	△ 6.2	0.0	△ 3.7
一関市	-	-	-	-	24	24	-	24	24	-	-	-
陸前高田市	2,597	1,000	3,597	2,191	1,000	3,191	△ 406	0	△ 406	△ 15.6	0.0	△ 11.2
釜石市	2,103	1,121	3,224	1,475	1,342	2,817	△ 628	221	△ 407	△ 29.8	19.7	△ 12.6
大槌町	1,663	980	2,643	1,855	980	2,835	192	0	192	11.5	0.0	7.2
山田町	1,686	702	2,388	978	777	1,755	△ 708	75	△ 633	△ 41.9	10.6	△ 26.5
岩泉町	60	51	111	59	51	110	△ 1	0	△ 1	△ 1.6	0.0	△ 0.9
田野畑村	61	107	168	53	63	116	△ 8	△ 44	△ 52	△ 13.1	△ 41.1	△ 30.9
野田村	178	124	302	177	100	277	△ 1	△ 24	△ 25	△ 0.5	△ 19.3	△ 8.2
洋野町	17	4	21	17	4	21	0	0	0	0.0	0.0	0.0
岩手県計	10,087	5,639	15,726	8,231	5,946	14,177	△ 1,856	307	△ 1,549	△ 18.3	5.4	△ 9.8
仙台市	840	3,000	3,840	713	3,180	3,893	△ 127	180	53	△ 15.1	6.0	1.3
石巻市	5,133	4,000	9,133	3,422	4,000	7,422	△ 1,711	0	△ 1,711	△ 33.3	0.0	△ 18.7
塩竈市	171	200	371	82	420	502	△ 89	220	131	△ 52.0	110.0	35.3
気仙沼市	2,688	2,000	4,688	2,360	2,168	4,528	△ 328	168	△ 160	△ 12.2	8.4	△ 3.4
名取市	2,068	1,000	3,068	301	716	1,017	△ 1,767	△ 284	△ 2,051	△ 85.4	△ 28.4	△ 66.8
多賀城市	75	532	607	75	532	607	0	0	0	0.0	0.0	0.0
岩沼市	202	224	426	171	210	381	△ 31	△ 14	△ 45	△ 15.3	△ 6.2	△ 10.5
登米市	-	50	50	-	84	84	-	34	34	-	68.0	68.0
栗原市	-	15	15	-	15	15	-	0	0	-	0.0	0.0
東松島市	817	926	1,743	717	1,010	1,727	△ 100	84	△ 16	△ 12.2	9.0	△ 0.9
大崎市	-	170	170	-	170	170	-	0	0	-	0.0	0.0
亘理町	192	516	708	200	477	677	8	△ 39	△ 31	4.1	△ 7.5	△ 4.3
山元町	298	600	898	207	476	683	△ 91	△ 124	△ 215	△ 30.5	△ 20.6	△ 23.9
松島町	20	40	60	8	52	60	△ 12	12	0	△ 60.0	30.0	0.0
七ヶ浜町	401	222	623	365	212	577	△ 36	△ 10	△ 46	△ 8.9	△ 4.5	△ 7.3
利府町	-	25	25	-	25	25	-	0	0	-	0.0	0.0
大郷町	-	4	4	-	3	3	-	△ 1	△ 1	-	△ 25.0	△ 25.0
涌谷町	-	46	46	-	48	48	-	2	2	-	4.3	4.3
美里町	-	40	40	-	40	40	-	0	0	-	0.0	0.0
女川町	1,424	945	2,369	857	917	1,774	△ 567	△ 28	△ 595	△ 39.8	△ 2.9	△ 25.1
南三陸町	1,103	930	2,033	941	770	1,711	△ 162	△ 160	△ 322	△ 14.6	△ 17.2	△ 15.8
宮城県計	15,432	15,485	30,917	10,419	15,525	25,944	△ 5,013	40	△ 4,973	△ 32.4	0.2	△ 16.0
いわき市	1,676	1,462	3,138	1,295	1,513	2,808	△ 381	51	△ 330	△ 22.7	3.4	△ 10.5
白河市	-	16	16	-	16	16	-	0	0	-	0.0	0.0
須賀川市	-	40	40	-	100	100	-	60	60	-	150.0	150.0
相馬市	168	465	633	131	398	529	△ 37	△ 67	△ 104	△ 22.0	△ 14.4	△ 16.4
南相馬市	433	350	783	390	350	740	△ 43	0	△ 43	△ 9.9	0.0	△ 5.4
桑折町	-	60	60	-	22	22	-	△ 38	△ 38	-	△ 63.3	△ 63.3
鏡石町	-	24	24	-	24	24	-	0	0	-	0.0	0.0
矢吹町	-	-	-	-	52	52	-	52	52	-	-	-
広野町	-	48	48	-	74	74	-	26	26	-	54.1	54.1
楡葉町	-	30	30	7	32	39	7	2	9	-	6.6	30.0
浪江町	-	-	-	129	-	129	129	-	129	-	-	-
新地町	264	137	401	234	133	367	△ 30	△ 4	△ 34	△ 11.3	△ 2.9	△ 8.4
福島県計	2,541	2,632	5,173	2,186	2,714	4,900	△ 355	82	△ 273	△ 13.9	3.1	△ 5.2
合計	28,060	23,756	51,816	20,836	24,185	45,021	△ 7,224	429	△ 6,795	△ 25.7	1.8	△ 13.1

住まいの復興に係る4事業を実施する地区の多くでは、なお完了までに時間を要するとされており、その間に住民の意向が変化することも考えられる。⑤防災集団移転促進事業を実施する一部の地区においては、住民の意向の変化等により、宅地を希望する住民が減少し、整備した民間住宅用の宅地の一部について移転者が決まっていない事態が見受けられる（別添(2)⑨、457、458ページ参照）。このような事態を踏まえて、住まいの復興に係る4事業を実施する市町村は、多額の復興交付金を投じて整備した宅地等が余剰や未活用とならないよう適時適切に住民

の意向の変化を把握するなどする必要があり、国においても市町村と十分な意見交換を行いつつ、情報提供、助言その他必要な協力を行うことが求められる。

(カ) 2市町における住まいの復興に係る4事業の進捗状況

復興まちづくりを推進する各市町村は、前記のとおり、復興交付金を活用するなどして各種事業を実施している。そこで、集中復興期間終了後の28年度以降に完了する地区が比較的多く認められる岩手県の大槌町及び宮城県の石巻市について、26年9月末現在の工程表を基にするなどして事業の進捗状況等をみると、次のとおりである。

a 大槌町における事業の進捗状況

大槌町は、東日本大震災により、人口の1割にも及ぶ人的被害や行政機関、産業経済基盤等への被災等の甚大な被害を受けた。同町は、23年12月に、23年度から30年度までの8年間を計画期間とする「大槌町東日本大震災津波復興計画基本計画」を策定した。

同計画では、仮に被災しても人命が失われず被害を最小化する「減災」の考え方を推進して、防災教育の推進、海岸保全施設の整備推進、土地利用規制等を組み合わせた「多重防災型まちづくり」を取組の基本とした。また、住宅再建については、高台移転等を基本とするが、平たん地が少ないため、全ての住宅を高台等に移転することは、住宅の再建に長期の年月を要することから、海岸保全施設の整備推進のほか、道路や鉄道のかさ上げによる二線堤を整備するなどして、安全度を高めた宅地等を確保するとしている。そして、24年末頃から災害公営住宅に入居できるよう取り組み、30年度末までに全ての町民の住宅再建を目指すこととした。

そこで、26年9月末現在の工程表をみたところ、同町は、住まいの復興に係る4事業により、48地区において総戸数2,835戸を整備することとしていて、25年度から民間住宅用の宅地、災害公営住宅等の供給を開始しており、25年度末までに131戸（総戸数の4.6%）を整備している。

また、26年9月末現在の事業の完了状況等を地区別にみると、表61及び図31のとおり、48地区のうち事業が完了していないのは44地区（91.6%）となっており、このうち22地区（45.8%）において28年度以降に完了する見込みとなっていて、全ての事業が完了するのは早くとも29年度以降とされている。同町は、

用地の取得に当たり、相続登記未了、抵当権解除等の困難を伴う案件が多く、
移転先団地の用地の取得が課題となっているとしている。

表61 大槌町における住まいの復興に係る4事業の完了状況（平成26年9月末現在）

(単位：地区、%)

事業番号	事業名	地区数 (A)	完了した地区数 (B)	割合 (B/A)	完了していない地区数 (C)	割合 (C/A)	うち平成28年度以降に完了することが見込まれる地区数 (D)	割合 (D/A)
C-5	①漁業集落防災機能強化事業	2	0	0.0	2	100.0	0	0.0
D-4	②災害公営住宅整備事業等	25	4	16.0	21	84.0	14	56.0
D-17	④都市再生区画整理事業	4	0	0.0	4	100.0	4	100.0
D-23	⑤防災集団移転促進事業	17	0	0.0	17	100.0	4	23.5
計		48	4	8.3	44	91.6	22	45.8

図31 大槌町町方地区等における住まいの復興に係る4事業の完了状況（平成26年9月末現在）

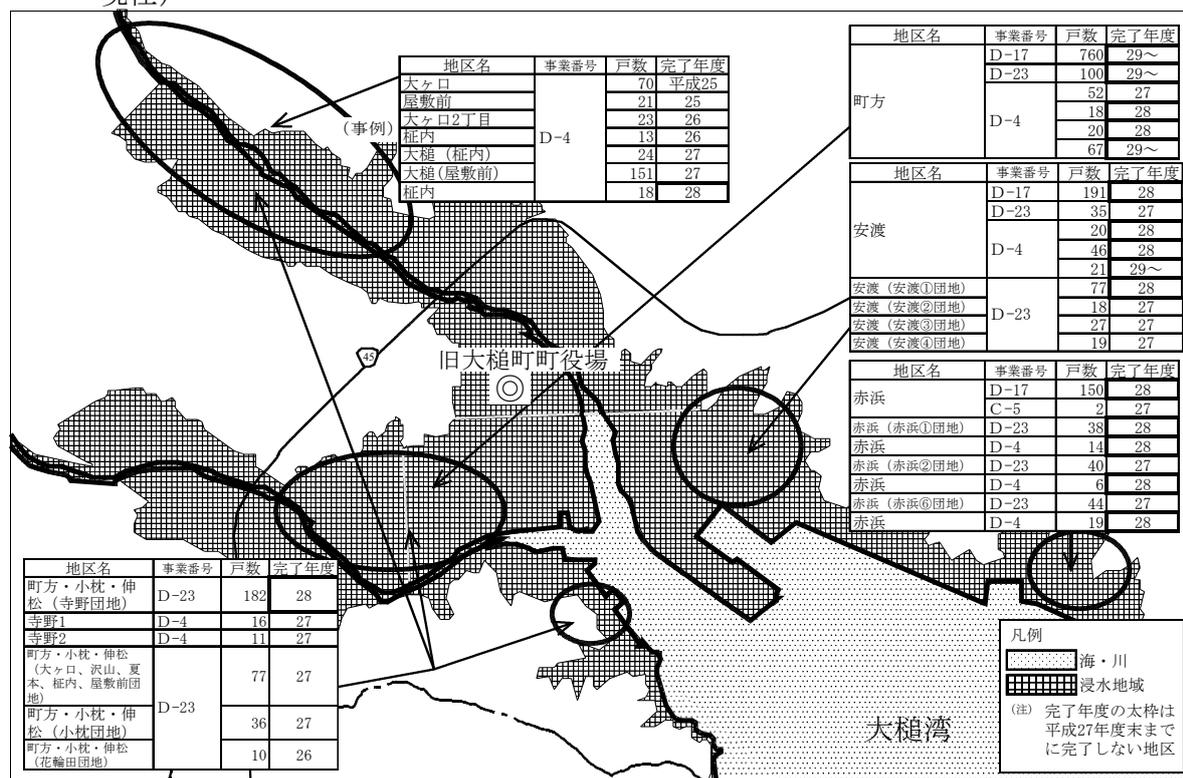


図31は、大槌町町方地区等において実施している住まいの復興に係る4事業について、地区別に整備計画戸数及び完了年度を示したものである。また、表62は、図31に示した住まいの復興に係る4事業から例示的にそれぞれ1地区を抜粋し、24年12月末現在の工程表及び26年9月末現在の工程表を比較することにより、

各事業の実施状況をみたものである（全地区全事業の進捗状況等は、巻末別表11、306、312、313、332、337、338ページ参照）。このうち大槌（柵内）地区で実施されている②災害公営住宅整備事業等では、整備計画戸数が66戸減少し、事業の完了時期が1年程度延びているが、その要因として、用地の取得が24年度中に完了する予定だったものが、26年度第1四半期まで掛かったことなどの状況が工程表にも示されている。

表62 大槌町赤浜地区等における住まいの復興に係る4事業の実施状況

(単位：戸、四半期、上段は平成24年12月末現在、下段は26年9月末現在)

市町村名	地区名	事業名	戸数	平成24年度	25年度	26年度	27年度	28年度以降		建築等完了までの期間（四半期）	事業延長期間（四半期）	集中復興期間内終了見込
								28年度	29年度以降			
大槌町	赤浜	①漁業集落防災機能強化事業	6 2							1年3四半期	1年	終了
大槌町	大槌（柵内）	②災害公営住宅整備事業等	90 24							3年3四半期	1年	終了
大槌町	町方	④都市再生区画整理事業	875 760							4年3四半期以上		未済
大槌町	赤浜（赤浜①団地）	⑤防災集団移転促進事業	35 38							4年2四半期	3四半期	未済

注(1) 平成24年12月末現在の工程表及び26年9月末現在の工程表を基に作成した。
 注(2) 棒線が表すのは次のとおりである。また、▼は用地買収の始期と終期であり、その期間を四半期単位でおおよその期間として表したものである。
 ①漁業集落防災機能強化事業：用地買収から造成工事の完了までの期間をそれぞれ四半期単位でおおよその期間として表したものである。
 ②災害公営住宅整備事業等：用地買収から建築工事の完了までの期間、そのうち黒色の部分は建築工事の事業期間であり、それぞれの期間を上記と同様に表したものである。
 ④都市再生区画整理事業：調査設計から宅地整地の完了までの期間、そのうち黒色の部分は宅地整地の事業期間であり、それぞれの期間を上記と同様に表したものである。
 ⑤防災集団移転促進事業：用地買収から造成工事の完了までの期間、そのうち黒色の部分は造成工事の事業期間であり、それぞれの期間を上記と同様に表したものである。
 注(3) 「建築等完了までの期間」、「集中復興期間内終了見込」は平成26年9月末現在のものである。また、「事業延長期間」は、24年12月末現在の工程表に記載された完了時期と比較して、26年9月末現在の工程表に記載された完了時期の延長期間である。
 注(4) 事業延長期間（四半期）欄の斜線は、平成26年9月末現在の工程表と比較できる地区が24年12月末現在の工程表にない地区、又は、26年9月末現在の工程表で終期が29年度以降とされている地区を示している。

b 石巻市における事業の進捗状況

石巻市は、東日本大震災により、3,000人を超える人的被害のほか、広大な地域の沿岸部を中心に、建物被害や地盤沈下等の甚大な被害を受けた。同市は、23年12月に、23年度から32年度までの10年間を計画期間とする石巻市震災復興基本計画を策定した。

同計画では、土地利用の考え方として、市街地においては、数十年から百数十年に1回程度発生すると想定される津波に対して、海岸防潮堤等により防御し、最大級の津波に対して、高盛土道路や防潮林、避難路の確保等により安全性を確保する多重防御により災害を最小限にとどめる減災を図るとしている。また、沿岸、半島部においては、数十年から百数十年に1回程度発生すると想定される津波に対して、市街地と同様に海岸防潮堤等により防御し、また、最大級の津波に対して、⑤防災集団移転促進事業により、高台等を居住等の場とする土地利用を推進するとしている。

そして、住宅再建については、特に、安価な家賃で入居できる災害公営住宅の整備を早急に推進するとしていて、②災害公営住宅整備事業等により23年度から26年度までに3,000戸を供給する計画としているほか、⑤防災集団移転促進事業については23年度から25年度まで実施し、④都市再生区画整理事業については23年度から32年度まで実施することとした。その後、②災害公営住宅整備事業等の整備計画戸数を25年8月に住民への意向調査等を基に4,000戸へと変更している。

そこで、26年9月末現在の工程表をみたところ、同市は、住まいの復興に係る4事業により、161地区において総戸数7,422戸を整備することとしていて、25年度から民間住宅用の宅地、災害公営住宅等の供給を開始しており、25年度末までに153戸（総戸数の2.0%）の整備が完了している。

また、26年9月末現在の事業の完了状況等を地区別にみると、表63及び図32のとおり、161地区のうち事業が完了していないのは147地区（91.3%）となっており、このうち46地区（28.5%）において集中復興期間終了後の28年度以降に完了する見込みとなっていて、全ての事業が完了するのは早くとも29年度以降とされている。28年度以降に完了することが見込まれる②災害公営住宅整備事業等に係る21地区のうち18地区は、④都市再生区画整理事業等の事業実施地区内にあり、災害公営住宅の整備は、これらの事業の進捗に伴って進むものであることから、災害公営住宅の整備を早急に推進するためにも、これらの事業の円滑かつ迅速な実施が求められる。

表63 石巻市における住まいの復興に係る4事業の完了状況（平成26年9月末現在）

(単位：地区、%)

事業番号	事業名	地区数 (A)	完了した地区数 (B)	割合 (B/A)	完了していない地区数 (C)	割合 (C/A)	うち平成28年度以降に完了することが見込まれる地区数 (D)	割合 (D/A)
C-5	①漁業集落防災機能強化事業	0	0	—	0	—	0	—
D-4	②災害公営住宅整備事業等	97	7	7.2	90	92.7	21	21.6
D-17	④都市再生区画整理事業	10	0	0.0	10	100.0	10	100.0
D-23	⑤防災集団移転促進事業	54	7	12.9	47	87.0	15	27.7
	計	161	14	8.6	147	91.3	46	28.5

図32 石巻市市街地西部地区等における住まいの復興に係る4事業の完了状況（平成26年9月末現在）

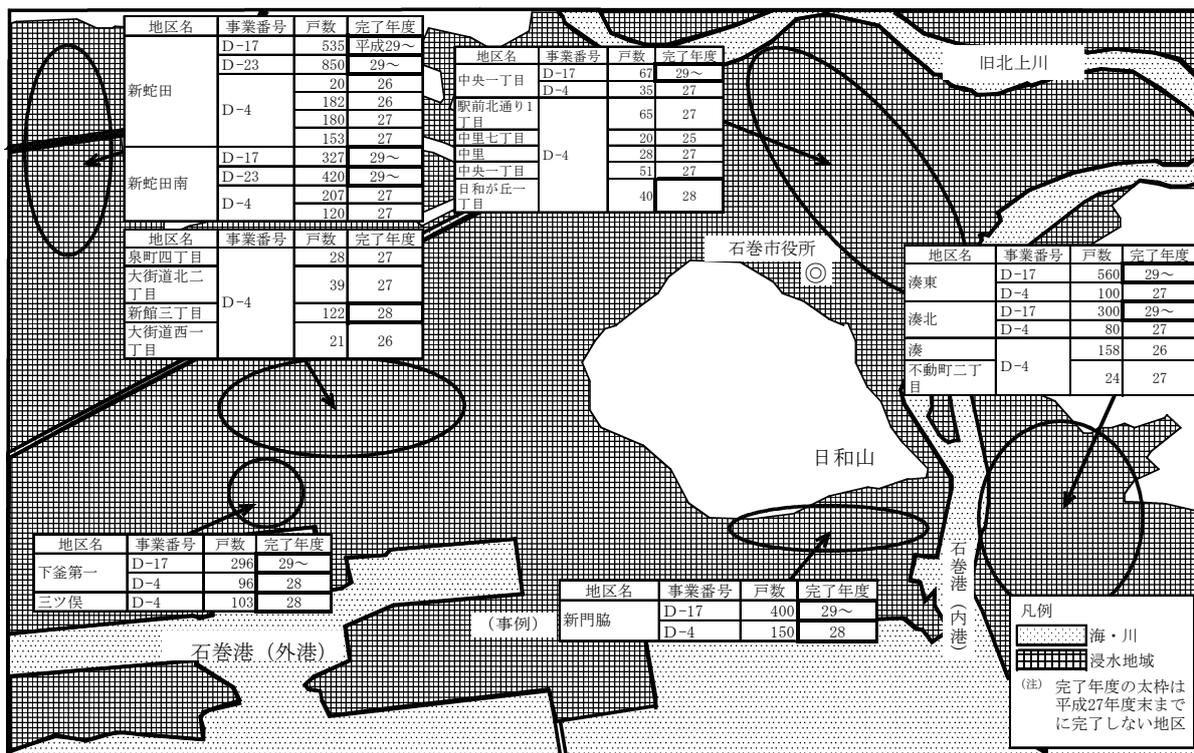


図32は、石巻市市街地西部地区等において実施している住まいの復興に係る4事業について、地区別に整備計画戸数及び完了年度を示したものである。また、表64は、図32に示した住まいの復興に係る4事業から例示的にそれぞれ1地区を抜粋し、24年12月末現在の工程表及び26年9月末現在の工程表を比較することにより、各事業の実施状況をみたものである（全地区全事業の進捗状況等は、巻末別表11、316～320、332、333、339～341ページ参照）。このうち新門脇地区の②災害公営住宅整備事業等では、整備計画戸数が50戸増加し、事業の完了時期が3四半期延びているが、その要因として、用地の取得が25年度第2四半期に完了する予定だったものが、26年度第1四半期まで掛かったことなどの状況が工程表にも示されている。また、前記のとおり、この地区では、同事業が④都市再生区画整理事業の実施区内で実施されることから、区画整理事業の円滑かつ迅速な実施が求められる。

表64 石巻市新門脇地区等における住まいの復興に係る4事業の実施状況

(単位：戸、四半期、上段は平成24年12月末現在、下段は26年9月末現在)

市町村名	地区名	事業名	戸数	平成24年度	25年度	26年度	27年度	28年度以降		建築等完了までの期間(四半期)	事業延長期間(四半期)	集中復興期間内終了見込
								28年度	29年度以降			
石巻市	新門脇	②災害公営住宅整備事業等	100		▼	■	■			3年1四半期	3四半期	未済
			150		▼	■	■					
石巻市	新蛇田	④都市再生区画整理事業	350	■	■	■	■			5年以上	/	未済
			535	■	■	■	■					
石巻市	新蛇田	⑤防災集団移転促進事業	1100	▼	■	■	■			5年1四半期以上	/	未済
			850	▼	■	■	■					

注(1) 平成24年12月末現在の工程表及び26年9月末現在の工程表を基に作成した。
 注(2) 棒線が表すのは次のとおりである。また、▼は用地買収の始期と終期であり、その期間を四半期単位でおおよそ期間として表したものである。
 ②災害公営住宅整備事業等：用地買収から建築工事の完了までの期間、そのうち黒色の部分は建築工事の事業期間であり、それぞれの期間を四半期単位でおおよそ期間として表したものである。
 ④都市再生区画整理事業：調査設計から宅地整地の完了までの期間、そのうち黒色の部分は宅地整地の事業期間であり、それぞれの期間を上記と同様に表したものである。
 ⑤防災集団移転促進事業：用地買収から造成工事の完了までの期間、そのうち黒色の部分は造成工事の事業期間であり、それぞれの期間を上記と同様に表したものである。
 注(3) 「建築等完了までの期間」、「集中復興期間内終了見込」は平成26年9月末現在のものである。また、「事業延長期間」は、24年12月末現在の工程表に記載された完了時期と比較して、26年9月末現在の工程表に記載された完了時期の延長期間である。
 注(4) 事業延長期間(四半期)欄の斜線は、平成26年9月末現在の工程表と比較できる地区が24年12月末現在の工程表にない地区、24年12月末現在の工程表で終期が28年度以降とされている地区、又は、26年9月末現在の工程表で終期が29年度以降とされている地区を示している。

(キ) 住宅再建・復興まちづくりの加速化措置の活用状況等

前記のとおり、東北3県における住まいの復興に係る4事業の進捗状況においては、一部の地区で事業の長期化等が見受けられた。また、復興庁は、関係省庁からなる「住宅再建・復興まちづくりの加速化のためのタスクフォース」を設置し、所有者不明の土地の存在、技術者・技能者の確保、資材の円滑な確保、入札不調等に対応するため、加速化措置を講じている。

そこで、東北3県において実施されている住まいの復興に係る4事業の課題に対して講じられた加速化措置の活用状況及び各市町村において必要とする職員の充足状況についてみると、次のとおりである。

a 住まいの復興に係る4事業の課題に対して講じられた加速化措置の活用状況

東北3県が実施する②災害公営住宅整備事業等及び東北3県の市町村が実施する住まいの復興に係る4事業について、東北3県が把握する課題及び会計実地検査時点(26年7月)における加速化措置の活用状況をみると、表65のとおり、②災害公営住宅整備事業等及び⑤防災集団移転促進事業等において所有者不明の土地が多数あるなどして時間を要している用地の取得については、司法書士、補償コンサルタント等に戸籍調査を委託して早期に所有者の所在確認を行ったり、⑤防災集団移転促進事業の実施に当たり、移転先団地の変更等の事業計画の変更が必要となった場合に、その手続を簡素化したりすることによって事務手続の負担軽減を図るための措置が多く活用されていた。また、財産管理制度を活用している事例が一部の地区で見受けられたが、東北3県では、取得が済ん

でない一部の地区の用地取得が進まない場合に、土地収用制度を含めこれらの制度を必要に応じて活用するとしている。

また、②災害公営住宅整備事業等の資材・作業員の不足や単価の上昇等に対しては、公営住宅の補助対象費用の限度額を定めた標準建設費の二度にわたる引上げや、建設団体等との情報連絡会を通じた需給見通しに関する情報の共有等の措置を講じていることから、入札不調が多発する事態にはなっていない。

住まいの復興に係る4事業について、東北3県においては、用地の取得が完了していないことなどにより、工事に着手できない地区が一部にあるほか、今後増加すると見込まれる工事に着手する地区においては資材不足や作業員の不足等が懸念されている。国は、住まいの復興に係る4事業の実施に当たっては、今後とも、地方公共団体と十分な意見交換を行いつつ、迅速かつ着実な復興の支援に努める必要がある。

表65 住まいの復興に係る4事業に係る課題と加速化措置の活用状況

事業番号	事業名	会計検査院が県で聴取した主な課題	国が講じた主な加速化措置	国が講じた主な加速化措置について県が把握する活用状況
C-5	①漁業集落防災機能強化事業	(1) 住民の合意形成	—	—
D-4	②災害公営住宅整備事業等	(1) 用地の取得	<ul style="list-style-type: none"> ・ 財産管理制度の活用による所有者不明等の土地の処理の迅速化 ・ 土地収用手続の迅速化 ・ 不明地権者調査における司法書士や補償コンサルタント等の活用の周知等による用地取得事務の負担軽減 	司法書士や補償コンサルタント等に戸籍調査等を委託
		(2) 資材・作業員の不足や単価の上昇	<ul style="list-style-type: none"> ・ 標準建設費の2度におわたる引上げ ・ 被災地と被災地以外の建設企業が共同する復興JV制度の導入、主任技術者の兼任要件の緩和、発注ロットの大型化等による技術者、技能者の確保 ・ 多様な発注方式、工法等の情報提供による工事の発注の円滑化 ・ 発注者、建設業団体等で構成する情報連絡会の開催、需給見通しの共有等 	全般的に公共工事設計労務単価引上げ、復興JV制度の導入、主任技術者の兼任要件の緩和、発注ロットの大型化、情報連絡会の開催等を実施
		(3) 事業の早期完了	<ul style="list-style-type: none"> ・ 独立行政法人都市再生機構（UR）等からの買取による整備 	多数の事業においてUR、民間企業等からの買取りによる整備を実施
D-17	④都市再生区画整理事業	(1) 地権者の合意形成	—	—
		(2) 専門職員不在市町村への技術支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 独立行政法人都市再生機構（UR）等への設計業務や工事の委託 	多数の事業においてURへの委託
		(3) 他事業との調整（河川工事、防潮堤工事等）	—	—
D-23	⑤防災集団移転促進事業	(1) 用地の取得（地権者の合意形成、相続人が不明等）	<ul style="list-style-type: none"> ・ ⑤防災集団移転促進事業における取得が困難な住宅団地の区域を変更する際の計画手続の簡素化 ・ 財産管理制度の活用による所有者不明等の土地の処理の迅速化（再掲） ・ 土地収入手続の迅速化（再掲） ・ 不明地権者調査における司法書士や補償コンサルタント等の活用の周知等による用地取得事務の負担軽減（再掲） 	多数の事業において計画手続の簡素化を活用、また大槌町において財産管理人制度の活用
		(2) 工期の遅れ（他事業との発注時期の調整、土地区画整理事業を伴う大規模事業、残土処分等）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成26年8月に発注した工事加速化支援隊（復興庁）とともに被災地に職員を派遣し、工期の遅れに繋がるおそれのある諸問題についての解決策を直接助言 ※ 	—
		(3) 空き区画の発生	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国土交通省による通知の発出 ・ 個々の事情に応じて助言等を実施 	国土交通省通知や助言等に基づく対応を実施
		(4) 宅地における事業完了後の家の建築（工務店の不足、資材の高騰）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被災者と建築士・工務店等のマッチングサービス等の強化 ・ 建設事業者等の間における住宅資材の融通等を一括して媒介し資材確保を支援 	—

（注）※印は、会計実地検査後に国が講じた加速化措置である。

b 被災自治体における人員不足の課題に対して講じられた人的支援の状況

被災した市町村等において職員が不足している状況を踏まえて、国はこれらの市町村に対する人的支援を実施しており、総務省は、全国市長会及び全国町村会の協力により構築された被災した市町村に対する職員派遣のための体制

（以下「全国市長会・全国町村会派遣スキーム」という。）等による人的支援を全国の都道府県や市町村に要請するとともに、これに係る経費については、震災復興特別交付税により措置している。また、復興庁は、被災した市町村において勤務することを希望する者を復興庁の職員として採用し、市町村業務支援職員として被災した市町村に駐在させている。

26年10月1日現在における東北3県の市町村が必要としている職員の充足状況

等をみると、表66のとおり、岩手県管内の10市町村が必要としている職員数745人に対して充足された職員数は703人、宮城県管内の15市町が必要としている職員数1,554人に対して充足された職員数は1,322人、福島県管内の25市町村が必要としている職員数367人に対して充足された職員数は343人であり、上記の50市町村が必要としている職員数計2,666人に対して充足された職員数は計2,368人（88.8%）となっている。

前記の人的支援の状況を派遣元等別にみると、全国市長会・全国町村会派遣スキームによるものが527人（上記の充足された職員数2,368人の22.2%）、復興庁の市町村業務支援職員が180人（同7.6%）等となっていて、加速化措置により被災した市町村の事務負担が一定程度緩和していることがうかがえる。また、津波により大きな被害を受けた沿岸部の市町村に、内陸部の市町村が応援職員を派遣している取組も見受けられる。例えば、岩手県では、26年7月1日現在、盛岡市等22市町村の計75人の職員（沿岸部の洋野町の1人を含む。）が沿岸部の市町村に対して派遣されていた。宮城県では、同日現在、仙台市等20市町村の計30人の職員（沿岸部の同市及び利府町の計4人を含む。）が沿岸部の市町に対して派遣されていた。

表66 各市町村に派遣等された派遣元等別職員数（平成26年10月1日現在）

(単位：人、%)

市町村名	市町村が必要としている人数	市町村に充足された人数	派遣元等					
			全国市長会・全国町村会派遣スキームによる派遣	所在する県からの派遣	姉妹都市等の市町村からの派遣	復興庁の市町村業務支援職員	当該市町村による採用	その他（県内市町村、国、民間企業からの派遣等）
宮古市	106	100	12	9	10	6	34	29
大船渡市	86	85	35	10	12	2	6	20
久慈市	1	1	0	0	1	0	0	0
陸前高田市	118	113	13	35	28	4	5	28
釜石市	140	134	27	19	16	28	21	23
大槌町	165	151	33	29	23	9	23	34
山田町	62	58	7	9	19	7	10	6
岩泉町	14	13	0	0	1	9	3	0
田野畑村	26	25	1	6	2	2	11	3
野田村	27	23	2	6	2	1	0	12
岩手県計	745	703	130	123	114	68	113	155
仙台市	39	39	0	0	0	1	38	0
石巻市	402	335	71	47	84	18	111	4
塩竈市	68	58	10	16	18	5	8	1
気仙沼市	263	212	58	40	58	11	42	3
名取市	74	60	15	21	8	1	15	0
多賀城市	55	45	9	6	25	1	4	0
岩沼市	49	41	17	3	12	1	7	1
東松島市	128	118	33	12	31	7	33	2
亘理町	52	52	18	4	3	0	27	0
山元町	128	118	35	24	37	7	6	9
松島町	17	15	2	5	7	0	1	0
七ヶ浜町	27	25	18	1	3	0	3	0
利府町	8	6	0	5	0	0	1	0
女川町	106	68	6	26	17	14	5	0
南三陸町	138	130	26	26	46	6	16	10
宮城県計	1,554	1,322	318	236	349	72	317	30
福島市	24	21	5	0	0	2	13	1
郡山市	7	5	0	0	1	1	3	0
いわき市	36	33	20	1	6	0	0	6
須賀川市	6	4	1	0	2	0	1	0
相馬市	31	30	13	3	12	0	0	2
二本松市	10	7	1	0	0	6	0	0
田村市	5	5	0	1	0	4	0	0
南相馬市	92	92	17	8	13	1	49	4
伊達市	2	2	0	0	0	2	0	0
桑折町	1	1	0	0	0	1	0	0
国見町	1	1	0	0	1	0	0	0
川俣町	10	10	2	0	1	2	1	4
鏡石町	2	2	0	0	0	0	0	2
古殿町	1	1	0	0	0	0	0	1
三春町	2	2	2	0	0	0	0	0
広野町	21	21	2	3	3	9	0	4
楡葉町	31	29	2	4	1	7	6	9
富岡町	3	3	2	0	1	0	0	0
川内村	2	1	0	0	0	0	0	1
大熊町	5	4	0	1	1	0	0	2
双葉町	13	12	1	0	3	2	2	4
浪江町	30	30	4	4	3	1	16	2
葛尾村	1	1	0	1	0	0	0	0
新地町	18	16	5	3	6	0	0	2
飯館村	13	10	2	0	2	2	2	2
福島県計	367	343	79	29	56	40	93	46
合計	2,666	2,368	527	388	519	180	523	231
必要としている人数に占める充足された人数の割合	-	88.8	19.7	14.5	19.4	6.7	19.6	8.6

(注) 岩手県が公表している「被災市町村人材確保状況」（平成26年10月1日現在）、宮城県が公表している「沿岸15市町職員不足状況」（26年10月1日現在）、福島県が公表している「東日本大震災に関連し必要とされる職員の状況」（26年10月1日現在）を基に作成した。

充足された職員が従事する業務をみると、表67のとおり、一般事務系では、市町村が必要としている職員数1,351人に対して充足された職員数1,251人（92.5%）、技術系では、市町村が必要としている職員数1,315人に対して充足された職員数1,117人（84.9%）等となっており、一般事務系の職員より技術系の職員の方が不足している割合が若干高いものの、全体としては必要としている職員数の約9割が確保されている状況である。

復旧・復興事業は特定被災自治体等において長期にわたり継続して実施されることが見込まれており、特定被災自治体等における事務負担も引き続き大きいことが想定される。国等においては、特定被災自治体等に対して引き続き適時適切な人的支援を実施する必要がある。

表67 各市町村が必要としている職員及び充足された職員数（平成26年10月1日現在）

（単位：上段は必要としている人数（A）、中段は充足された人数（B）、下段は（B-A）、％）

市町村名	計	内訳						
		一般事務	技術	土木（農業土木を含む。）	建築	保健師	埋蔵文化財	その他
宮古市	106	54	52	37	9	1	5	0
	100	51	49	34	9	1	5	0
	△ 6	△ 3	△ 3	△ 3	0	0	0	0
大船渡市	86	42	44	32	4	4	4	0
	85	42	43	31	4	4	4	0
	△ 1	0	△ 1	△ 1	0	0	0	0
久慈市	1	0	1	0	1	0	0	0
	1	0	1	0	1	0	0	0
	0	0	0	0	0	0	0	0
陸前高田市	118	76	42	29	5	2	4	2
	113	74	39	28	5	2	3	1
	△ 5	△ 2	△ 3	△ 1	0	0	△ 1	△ 1
釜石市	140	85	55	30	10	5	1	9
	134	84	50	27	10	5	1	7
	△ 6	△ 1	△ 5	△ 3	0	0	0	△ 2
大槌町	165	115	50	41	6	0	0	3
	151	106	45	36	6	0	0	3
	△ 14	△ 9	△ 5	△ 5	0	0	0	0
山田町	62	32	30	18	5	2	3	2
	58	30	28	17	5	2	2	2
	△ 4	△ 2	△ 2	△ 1	0	0	△ 1	0
岩泉町	14	1	13	1	2	2	0	8
	13	1	12	1	2	1	0	8
	△ 1	0	△ 1	0	0	△ 1	0	0
田野畑村	26	5	21	17	2	1	1	0
	25	5	20	16	2	1	1	0
	△ 1	0	△ 1	△ 1	0	0	0	0
野田村	27	7	20	17	2	0	1	0
	23	6	17	14	2	0	1	0
	△ 4	△ 1	△ 3	△ 3	0	0	0	0
岩手県計	745	417	328	222	46	17	19	24
	703	399	304	204	46	16	17	21
	△ 42	△ 18	△ 24	△ 18	0	△ 1	△ 2	△ 3
仙台市	39	16	23	13	10	0	0	0
	39	16	23	13	10	0	0	0
	0	0	0	0	0	0	0	0
石巻市	402	213	189	116	31	11	3	28
	335	202	133	80	19	8	2	24
	△ 67	△ 11	△ 56	△ 36	△ 12	△ 3	△ 1	△ 4
塩竈市	68	26	42	28	10	0	1	3
	58	21	37	25	8	0	1	3
	△ 10	△ 5	△ 5	△ 3	△ 2	0	0	0
気仙沼市	263	101	162	125	17	2	7	11
	212	83	129	101	17	1	3	7
	△ 51	△ 18	△ 33	△ 24	0	△ 1	△ 4	△ 4
名取市	74	30	44	26	10	5	2	1
	60	26	34	20	8	4	1	1
	△ 14	△ 4	△ 10	△ 6	△ 2	△ 1	△ 1	0
多賀城市	55	17	38	26	4	1	2	5
	45	15	30	21	3	1	2	3
	△ 10	△ 2	△ 8	△ 5	△ 1	0	0	△ 2
岩沼市	49	30	19	10	1	3	1	4
	41	27	14	7	0	3	1	3
	△ 8	△ 3	△ 5	△ 3	△ 1	0	0	△ 1
東松島市	128	77	51	34	9	3	1	4
	118	73	45	31	8	2	1	3
	△ 10	△ 4	△ 6	△ 3	△ 1	△ 1	0	△ 1
亘理町	52	31	21	14	5	0	2	2
	52	31	21	14	5	0	0	2
	0	0	0	0	0	0	0	0
山元町	128	74	54	36	9	0	2	7
	118	70	48	33	9	0	1	5
	△ 10	△ 4	△ 6	△ 3	0	0	△ 1	△ 2
松島町	17	5	12	12	0	0	0	0
	15	5	10	10	0	0	0	0
	△ 2	0	△ 2	△ 2	0	0	0	0
七ヶ浜町	27	3	24	19	4	0	0	1
	25	2	23	19	3	0	0	1
	△ 2	△ 1	△ 1	0	△ 1	0	0	0
利府町	8	1	7	7	0	0	0	0
	6	1	5	5	0	0	0	0
	△ 2	0	△ 2	△ 2	0	0	0	0
女川町	106	57	49	27	13	3	2	4
	68	32	36	22	6	2	2	4
	△ 38	△ 25	△ 13	△ 5	△ 7	△ 1	0	0
南三陸町	138	70	68	44	10	0	2	12
	130	69	61	39	9	0	1	12
	△ 8	△ 1	△ 7	△ 5	△ 1	0	△ 1	0
宮城県計	1,554	751	803	537	133	28	23	82
	1,322	673	649	440	105	21	15	68
	△ 232	△ 78	△ 154	△ 97	△ 28	△ 7	△ 8	△ 14
福島市	24	11	13	12	0	1	0	0
	21	11	10	9	0	1	0	0
	△ 3	0	△ 3	△ 3	0	0	0	0
郡山市	7	0	7	4	2	0	0	1
	5	0	5	3	1	0	0	1
	△ 2	0	△ 2	△ 1	△ 1	0	0	0

(単位：上段は必要としている人数(A)、中段は充足された人数(B)、下段は(B-A)、%)

市町村名	計	内訳							
		一般事務	技術	内訳					その他
				土木(農業土木含む)	建築	保健師	埋蔵文化財		
いわき市	36	9	27	15	11	1	0	0	
	33	9	24	15	8	1	0	0	
	△ 3	0	△ 3	0	△ 3	0	0	0	
須賀川市	6	0	6	3	2	0	0	1	
	4	0	4	2	2	0	0	0	
	△ 2	0	△ 2	△ 1	0	0	0	△ 1	
相馬市	31	9	22	14	5	2	0	1	
	30	9	21	14	5	1	0	1	
	△ 1	0	△ 1	0	0	△ 1	0	0	
二本松市	10	2	8	2	1	3	0	2	
	7	2	5	2	1	2	0	0	
	△ 3	0	△ 3	0	0	△ 1	0	△ 2	
田村市	5	1	4	1	1	1	0	1	
	5	1	4	1	1	1	0	1	
	0	0	0	0	0	0	0	0	
南相馬市	92	69	23	16	5	2	0	0	
	92	69	23	16	5	2	0	0	
	0	0	0	0	0	0	0	0	
伊達市	2	0	2	1	1	0	0	0	
	2	0	2	1	1	0	0	0	
	0	0	0	0	0	0	0	0	
桑折町	1	0	1	1	0	0	0	0	
	1	0	1	1	0	0	0	0	
	0	0	0	0	0	0	0	0	
国見町	1	0	1	0	1	0	0	0	
	1	0	1	0	1	0	0	0	
	0	0	0	0	0	0	0	0	
川俣町	10	8	2	0	1	1	0	0	
	10	8	2	0	1	1	0	0	
	0	0	0	0	0	0	0	0	
鏡石町	2	0	2	2	0	0	0	0	
	2	0	2	2	0	0	0	0	
	0	0	0	0	0	0	0	0	
古殿町	1	0	1	1	0	0	0	0	
	1	0	1	1	0	0	0	0	
	0	0	0	0	0	0	0	0	
三春町	2	1	1	1	0	0	0	0	
	2	1	1	1	0	0	0	0	
	0	0	0	0	0	0	0	0	
広野町	21	9	12	7	2	3	0	0	
	21	9	12	7	2	3	0	0	
	0	0	0	0	0	0	0	0	
檜葉町	31	14	17	8	5	3	0	1	
	29	12	17	8	5	3	0	1	
	△ 2	△ 2	0	0	0	0	0	0	
富岡町	3	2	1	1	0	0	0	0	
	3	2	1	1	0	0	0	0	
	0	0	0	0	0	0	0	0	
川内村	2	0	2	1	0	1	0	0	
	1	0	1	1	0	0	0	0	
	△ 1	0	△ 1	0	0	△ 1	0	0	
大熊町	5	2	3	0	0	3	0	0	
	4	2	2	0	0	2	0	0	
	△ 1	0	△ 1	0	0	△ 1	0	0	
双葉町	13	9	4	0	0	4	0	0	
	12	9	3	0	0	3	0	0	
	△ 1	0	△ 1	0	0	△ 1	0	0	
浪江町	30	25	5	1	0	2	0	2	
	30	25	5	1	0	2	0	2	
	0	0	0	0	0	0	0	0	
葛尾村	1	0	1	1	0	0	0	0	
	1	0	1	1	0	0	0	0	
	0	0	0	0	0	0	0	0	
新地町	18	4	14	11	3	0	0	0	
	16	2	14	11	3	0	0	0	
	△ 2	△ 2	0	0	0	0	0	0	
飯舘村	13	8	5	0	1	1	0	3	
	10	8	2	0	1	1	0	0	
	△ 3	0	△ 3	0	0	0	0	△ 3	
福島県計	367	183	184	103	41	28	0	12	
	343	179	164	98	37	23	0	6	
	△ 24	△ 4	△ 20	△ 5	△ 4	△ 5	0	△ 6	
合計	2,666	1,351	1,315	862	220	73	42	118	
	2,368	1,251	1,117	742	188	60	32	95	
	△ 298	△ 100	△ 198	△ 120	△ 32	△ 13	△ 10	△ 23	
必要としている人数に占める充足された人数の割合(B/A)	88.8	92.5	84.9	86.0	85.4	82.1	76.1	80.5	

注(1) 岩手県が公表している「被災市町村人材確保状況」(平成26年10月1日現在)、宮城県が公表している「沿岸15市町職員不足状況」(26年10月1日現在)、福島県が公表している「東日本大震災に関連し必要とされる職員の状況」(26年10月1日現在)を基に作成した。

注(2) 「その他」には、電気、機械、化学・放射線技師、医療事務、看護師、栄養士等が含まれる。

エ まとめ

東北3県及び管内の市町村では、依然として多くの避難者が応急仮設住宅に居住している状況にあり、多数多額の補助事業、復興交付金事業、復興関連基金事業等を実施して、早期の復興まちづくりに向けた各種取組を行っている。一方、復興庁は、関係省庁からなる「住宅再建・復興まちづくりの加速化のためのタスクフォース」を設置し、所有者不明の土地の存在、技術者・技能者の確保、資材の円滑な確保、入札不調等に対応するために、住宅再建・復興まちづくりの加速化措置を講じている。

復興交付金により実施する市街地・居住地復興のための事業の実施状況、進捗状況等については、用地取得の課題は解消されつつあるものの、造成時に当該土地のかさ上げも合わせて実施する地区が多いことなどから一部の地区で事業の長期化が見受けられ、住まいの復興に係る4事業で計197地区（全地区の19.6%）、計16,697戸（同37.0%）の住宅や宅地の供給が27年度までの集中復興期間終了後の28年度以降に完了する見込みとなっていた。被災者、被災地にとっては、これら恒久的住居の確保に関する事業は、学校や働く場、そして医療等に係る生活環境の再建と密接不可分なものであり、人口流出が続く中、切実な問題となっている。

したがって、国においては、今後も、復興事業の加速化に向けて、引き続き、地方公共団体と十分な意見交換を行いつつ、情報提供、助言その他必要な協力を行い、迅速かつ着実な復興の支援に努めることが求められる。

(2) 国庫補助金により設置造成等された基金の取崩等の状況

国は、地方公共団体、公益法人及びその他団体が、基金を設置、積み増し又は充当（以下、これらを合わせて「設置造成等」という。）して、東日本大震災からの復旧・復興事業を実施する場合には、その事業に必要な資金として国庫補助金等を交付し、その交付を受けた地方公共団体、公益法人及びその他団体（以下「基金団体」という。）は、上記の国庫補助金等を既存の基金に積み増したり、新規に基金を設置したりして、復興関連基金事業を実施している。

会計検査院は、25年報告において、23、24両年度に予算措置された復興関連基金事業の24年度末の執行状況等を把握して、復興関連基金事業の実施状況について分析した。その結果、復興関連基金事業100事業のうち、既存の基金事業と復興関連基金事業とを区分して経理していないなどのため執行状況を把握できない10事業を除いた計90事業に係る国庫補助金等交付額は計2兆8674億余円、24年度末までの取崩額は計8244億余円、基金事業執行率は28.7%となっていたことなどを記述した（25年報告64～74ページ参照）。

今回の報告においては、上記の復興関連基金事業100事業に、25年度に予算措置された復興関連基金事業12事業を加えた計112事業の25年度末における執行状況等について、^(注9)8府省庁から調書を徴するなどして分析した。分析に当たっては、国庫補助金等が交付された年度別、各事業に設定された事業実施期限（以下「終了年度」という。）別に集計するとともに、東日本大震災関係経費に係る経費項目を基に区分した19項目（以下「基金事業経費項目」という。）の別に整理するなどして執行状況を把握することとした。

(注9) 8府省庁 復興庁、内閣府、文部科学、厚生労働、農林水産、経済産業、国土交通、環境各省

復興関連基金事業112事業を復旧・復興予算の区分別、基金事業経費項目別、国庫補助金等交付元府省庁等別に区分すると表68のとおりとなり、これらの事業に係る25年度末までの国庫補助金等交付額は計3兆6709億余円となっている。このうち、既存の基金事業等と復興関連基金事業とを区分して経理していない8事業及び26年8月末までに基金団体から国庫補助金等交付額の全額が国庫に返納された2事業の計10事業を除いた計102事業に係る国庫補助金等交付額は計3兆4013億余円、25年度末までの取崩額は計1兆3785億余円、基金事業執行率は40.5%となっている。

102事業の基金事業執行率別の事業数をみると、基金事業執行率100%となっている消費者行政活性化事業（事業番号8）等3事業を始めとして90%以上となっているものが12事業ある一方、0%となっている住まいの復興給付金による被災者住宅再建支援対策事業（同1）等6事業を始めとして10%未満となっているものが24事業となっている。なお、上記の12事業のうち、23年度1次補正で措置された旧鉱物採掘区域災害復旧費補助金（同61）による事業は、東日本大震災に起因して生じた多数の地盤沈下等の復旧を行う事業に補助を行うものであり、その基金事業執行率は99.8%となっているが、23年度3次補正及び24年度補正予算で措置された旧鉱物採掘区域災害復旧費補助金（同86、87）による事業の基金事業執行率は58.2%となっている。このように、同じ事業であっても復旧・復興予算の区分別に経理されている事業がある一方、23年度1次補正で交付された初等中等教育等就学支援（同10）及び23年度3次補正で交付された初等中等教育における就学支援（幼稚園から高校）（同11）のように、区分して経理されていないことから、復旧・復興予算の区分等別の執行状況を把握できない事業が18事業（国庫補助金等交付額計1兆0023億余円）ある。

また、終了年度別にみると、事業が十分実施されていないなどの理由から当初の終了年度を延長している事業が、被災者への心のケア対策等の推進事業（自殺対策）（同3）を始めとして28事業（同計7102億余円）ある。

復興関連基金事業の経費項目をみると、159ページ以降で記述するように、原子力災害関係経費に関する事業として福島県特別緊急除染事業（同2）を始めとする18事業（同計7786億余円）や医療、介護、福祉等の経費に関する事業として被災地における医療提供体制の再構築（同27）を始めとする12事業（同計1572億余円）が多数となっている。

復興関連基金事業に係る国庫補助金等の国への返納状況をみると、25年度末までに基金団体から国に国庫補助金等が返納されているのは、森林整備加速化・林業再生事業（同47）を始めとして32事業（国庫返納額計1365億余円）ある。

会計検査院は、25年報告81ページに記載のとおり、25年7月に、復興庁及び財務省から公表された「復興関連予算で造成された「全国向け事業に係る基金」の用途の厳格化の徹底について」により、基金の用途が被災地又は被災者に対する事業に限定されたことから、復興庁及び財務省が各府省庁等に発出した「復興関連予算で造成された全国向け事業に係る基金への対応について」（平成25年7月復本第957号・財計第16

90号。以下「基金使途通知」という。)において、基金からの執行を見合わせて、国へ返還することを要請された事業が、被災者への心のケア対策等の推進事業（自殺対策）（同3）を始めとして31事業（国庫補助金等交付額計1兆1570億余円）あることなどを記述した。このうち、25年度末までに基金団体から国に国庫補助金等が返納されているものは、上記被災者への心のケア対策等の推進事業（自殺対策）（同3）を始めとして22事業（国庫返納額計1294億余円）ある。

表68 平成23年度から25年度までに予算措置された復興関連基金事業の執行状況等

(単位: 百万円、%)

事業番号	復旧・復興予算区分	基金事業経費項目	基金事業名	国庫補助金等交付元府省庁	基金団体名	国庫補助金等交付額 A	平成25年度未までの取崩額(国庫返納額分を除く) B	基金事業執行率 B/A	25年度末までの国庫返納額(国庫補助金等相当額) C	25年度末に保有している国庫補助金等相当額 A-B-C	当初の終了年度	延長された終了年度等
1	25年度補正予算	住宅関係	住まいの復興給付金による被災者住宅再建支援対策事業	復興庁	一般財団法人住宅金融普及協会	25,000	-	-	-	25,000	27年度(事業開始最終年度)	-
2	23年度2次補正	原子力災害関係経費	福島県特別緊急除染事業	内閣府(内閣府本府)	福島県	17,981	8,594	47.7	-	9,387	定めていない。	-
※ 3	23年度3次補正	被災者緊急支援経費	被災者への心のケア対策等の推進事業(自殺対策)	内閣府(内閣府本府)	47都道府県	3,700	/	/	395	/	24年度	26年度
4	23年度3次補正	被災者緊急支援経費	復興支援型地域社会雇用創造事業	内閣府(内閣府本府)	一般財団法人ニューメディア開発協会	3,200	2,867	89.6	332	-	24年度	-
5	23年度3次補正	被災者緊急支援経費	新しい公共支援事業	内閣府(内閣府本府)	岩手県、宮城県、福島県	879	/	/	76	/	24年度	国庫返納額には、一般財源の残額も含まれている。
6	23年度2次補正	原子力災害関係経費	東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質の除染事業等に必要経費	内閣府(内閣府本府)	福島県	199,999	189,827	94.9	-	10,171	定めていない。	-
7	23年度2次補正	原子力災害関係経費	東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故による被害に係る応急の対策に関する事業に必要な経費	内閣府(内閣府本府)	福島県	40,385	36,471	90.3	-	3,913	定めていない。	-
8	24年度当初予算	原子力災害関係経費	消費者行政活性化事業	内閣府(消費者庁)	岩手県、宮城県、福島県、茨城県	364	364	100.0	-	-	25年度	39年度
9	25年度当初予算	原子力災害関係経費	消費者行政活性化事業	内閣府(消費者庁)	岩手県、宮城県、福島県、茨城県	729	363	49.7	-	366	25年度	39年度
10	23年度1次補正	教育支援等	初等中等教育等就学支援	文部科学省	47都道府県	11,313	27,276	66.4	-	13,781	26年度	-
11	23年度3次補正	教育支援等	初等中等教育における就学支援(幼稚園から高校)	文部科学省	47都道府県	29,744	/	/	/	/	26年度	-
12	23年度3次補正	施設費等	幼稚園等の認定こども園としての再開支援(安心こども基金)	文部科学省	岩手県、宮城県、福島県、茨城県、千葉県	1,810	1,257	69.4	-	552	24年度	26年度(26年度中に施設整備に着手し、27年度に完了が見込まれる場合は、27年度まで)
13	23年度3次補正	原子力災害関係経費	低線量域における被ばく線量モニターの開発	文部科学省	福島県	625	420	67.1	-	205	定めていない。	-
14	23年度3次補正	原子力災害関係経費	放射性薬剤の研究開発・製造拠点の整備	文部科学省	福島県	11,362	3,599	31.6	-	7,763	定めていない。	-
15	23年度3次補正	原子力災害関係経費	放射性核種の生態系における環境動態調査等	文部科学省	福島県	2,245	331	14.7	-	1,914	定めていない。	-
16	23年度3次補正	原子力災害関係経費	福島県環境創造センター	文部科学省	福島県	8,042	1,150	14.3	-	6,891	定めていない。	-
※ 17	23年度3次補正	教育支援等	奨学金事業(高校生)	文部科学省	34都道府県	18,946	/	/	/	/	26年度	-
18	23年度3次補正	教育支援等	教育研究環境整備に向けた取組支援(高等学校等)	文部科学省	岩手県、宮城県、福島県	4,487	1,938	43.2	-	2,548	26年度	-
19	23年度3次補正	教育支援等	教育研究環境整備に向けた取組支援(専修学校等)	文部科学省	岩手県、宮城県、福島県	1,934	272	14.0	-	1,662	26年度	-
20	23年度1次補正	被災者緊急支援経費	地域支え合い体制づくり事業の積み増し	厚生労働省	9県	7,020	6,333	90.2	-	687	23年度	26年度
21	23年度1次補正	被災者緊急支援経費	安心こども基金(地域子育て創生事業)の活用による、被災児童の生活復旧支援	厚生労働省	20都府県	2,719	/	/	/	/	23年度	25年度
22	23年度1次補正	雇用対策費	重点分野雇用創造事業の拡充	厚生労働省	18都道府県	50,000	46,388	92.7	-	3,611	24年度	26年度(26年度までに開始した事業は27年度末まで) ※被災5県のみ
※ 23	23年度3次補正	生活福祉資金貸付事業	生活福祉資金貸付	厚生労働省	32都道府県	15,190	11,685	76.9	293	3,211	24年度	26年度
24	23年度3次補正	施設費等	被災地における保育所等の複合化・多機能化による子どもを地域で支える基盤の構築(安心こども基金の追加)	厚生労働省	青森県、岩手県、福島県、茨城県、千葉県	1,553	783	50.4	-	770	24年度(24年度中に施設整備に着手し、25年度に完了が見込まれる場合は、25年度まで)	26年度(26年度中に施設整備に着手し、27年度に完了が見込まれる場合は、27年度まで)
※ 25	23年度3次補正	医療施設等防災対策費等	医療施設等の防災対策の強化	厚生労働省	15都府県	15,633	4,742	30.3	656	10,235	24年度	25年度(事業着手年度)
※ 26	23年度3次補正	医療施設等防災対策費等	社会福祉施設等耐震化等臨時特別基金	厚生労働省	茨城県、長野県、和歌山県、広島県、福岡県、熊本県、沖縄県	2,664	2,571	96.5	-	93	24年度	26年度(事業着手年度)
27	23年度3次補正	医療、介護、福祉等	被災地における医療提供体制の再構築(既存の地域医療再生基金に積み増し)	厚生労働省	岩手県、宮城県、福島県	72,000	10,052	13.9	-	61,947	27年度	-
※ 28	23年度3次補正	医療、介護、福祉等	社会的包摂・「絆」再生事業	厚生労働省	24都道府県	17,549	15,736	89.6	365	1,446	24年度	26年度
※ 29	23年度3次補正	医療、介護、福祉等	パーソナル・サポート・サービスモデル・プロジェクト	厚生労働省	19都道府県	2,215	1,984	89.5	81	149	24年度	-
※ 30	23年度3次補正	医療、介護、福祉等	被災生活保護受給者に対する生活再建サポート事業	厚生労働省	38都道府県	1,771	81	4.5	16	1,674	24年度	25年度

(単位：百万円、%)

事業 番号	復旧・復 興予算区 分	基金事業 経費項目	基金事業名	国庫補助金 等交付元府 省庁	基金団体名	国庫補助金 等交付額	平成25年 度末まで の取崩額 (国庫返 納額分を 除く。)	基金事 業執行 率	25年度末 までの国 庫返納額 (国庫補 助金等相 当額)	25年度末 に保有し ている国 庫補助金 等相当額	当初の終 了年度	延長された終了年度 等
						A	B	B/A	C	A-B-C		
31	23年度 3次補正	医療、介 護、福祉等	介護等のサポート拠点の設 置・運営等 (介護基盤整備基金(支え合 い事業)に積み増し)	厚生労働省	10道県	9,035	3,961	43.8	-	5,073	24年度	26年度
32	23年度 3次補正	医療、介 護、福祉等	介護基盤復興まちづくり整 備事業(介護基盤整備基金 (ハート)への追加)	厚生労働省	岩手県、宮城県、 福島県	2,850	1,259	44.1	-	1,590	24年度	26年度
33	23年度 3次補正	医療、介 護、福祉等	被災3県の革新的医療機器 創出・開発促進事業(既存 の地域医療再生基金に追 加)	厚生労働省	岩手県、宮城県、 福島県	4,320	1,275	29.5	-	3,044	27年度	-
34	23年度 3次補正	医療、介 護、福祉等	被災地における保健師巡回 相談等の健康支援(介護基 盤整備基金への追加)	厚生労働省	岩手県、宮城県、 福島県、茨城県、 千葉県、長野県	2,893	1,807	62.4	6	1,079	24年度	26年度 ※東北3県のみ
35	23年度 3次補正	医療、介 護、福祉等	被災者の心のケア事業 (障害者自立支援対策臨時 特例基金の追加、災害時等 心のケア支援体制整備事業 費の一部)	厚生労働省	岩手県、宮城県、 福島県	2,791	1,414	50.6	1,377	-	24年度	-
36	23年度 3次補正	医療、介 護、福祉等	被災地障害福祉サービス基 盤整備事業 (障害者自立支援対策臨時 特例基金の追加)	厚生労働省	岩手県、宮城県、 福島県	1,521	844	55.4	677	-	24年度	-
※ 37	23年度 3次補正	雇用対策費	重点分野雇用創出事業の拡 充(震災対応事業の延長)	厚生労働省	47都道府県	200,000	164,657	82.3	7,314	28,027	24年度 (24年度ま でに開始 した事業 は25年度 まで)	26年度 (26年度ま でに開始 した事業 は27年度 まで) ※被災5県のみ
38	23年度 3次補正	雇用対策費	重点分野雇用創出事業の拡 充(雇用復興推進事業の創 設)	厚生労働省	9県	151,000	62,091	41.1	-	88,908	27年度	28年度 ※被災5県のみ
※ 39	23年度 3次補正	雇用対策費	新卒者就職実現プロジェクト 事業の被災地に係る特例 措置の延長等	厚生労働省	中央職業能力開発 協会	23,520	10,882	46.2	7,963	4,673	23年度	24年度 (震災特例措置以外 は24年6月末まで、 震災特例措置は24年 度末まで)
40	24年度 補正予算	雇用対策費	震災等緊急雇用対応事業	厚生労働省	9県	50,000	20,933	41.8	-	29,066	25年度 (25年度ま でに開始 した事業 は26年度 まで)	26年度 (26年度ま でに開始 した事業 は27年度 まで) ※被災5県のみ
41	24年度 予備費	医療、介 護、福祉等	地域医療提供体制の再構築	厚生労働省	岩手県、宮城県、 福島県、茨城県	38,000	9,144	24.0	-	28,855	27年度	-
42	25年度 当初予算	医療、介 護、福祉等	仮設住宅のサポート拠点運 営費等	厚生労働省	宮城県、福島県	2,303	-	-	-	2,303	25年度	26年度
43	25年度 補正予算	雇用対策費	産業政策と一体となった被災 地の雇用支援等	厚生労働省	岩手県、宮城県、 福島県、茨城県	44,800	-	-	-	44,800	28年度	29年度
44	23年度 3次補正	原子力災害 関係経費	農地土壌等の浄化の研究拠 点施設整備調査事業(福島 基金分)	農林水産省	福島県	100	10	10.3	-	89	32年度	-
※ 45	23年度 3次補正	農業関係	配合飼料価格安定対策事業	農林水産省	公益社団法人配合 飼料供給安定機構	9,700	-	-	-	-	定めてい ない。	-
46	23年度 3次補正	農業関係	被災者向け農の雇用事業	農林水産省	全国農業会議所	700	220	31.5	479	-	24年度	-
※ 47	23年度 3次補正	森林・林業 の復興	森林整備加速化・林業再生 事業	農林水産省	45道府県(東京都 及び神奈川県を除 く。)	139,945	61,207	43.7	39,243	39,494	26年度	-
48	23年度 3次補正	水産業関係	漁業・養殖業復興支援事業	農林水産省	特定非営利活動法 人水産業・漁村活 性化推進機構	81,753	-	-	-	59,966	28年度	-
49	24年度 当初予算	水産業関係	漁業・養殖業復興支援事業	農林水産省	特定非営利活動法 人水産業・漁村活 性化推進機構	10,605	32,392	35.0	-	-	28年度	-
※ 50	23年度 3次補正	水産業関係	漁業経営セーフティネット 構築事業	農林水産省	一般社団法人漁業 経営安定化推進協 会	3,980	3,905	98.1	-	74	定めてい ない。	-
51	24年度 当初予算	農業関係	被災者向け農の雇用事業	農林水産省	全国農業会議所	422	269	63.6	-	153	25年度	-
52	24年度 補正予算	農業関係	福島発農産物等戦略的情報 発信事業	農林水産省	福島県	1,299	1,296	99.7	-	2	25年度	26年度
53	24年度 補正予算	農業関係	福島県営農再開支援事業	農林水産省	福島県	23,185	2,993	12.9	-	20,191	27年度	-
54	25年度 当初予算	農業関係	被災者向け農の雇用事業	農林水産省	全国農業会議所	187	10	5.6	-	176	26年度	-
55	25年度 補正予算	農業関係	福島発農産物等戦略的情報 発信事業	農林水産省	福島県	1,604	-	-	-	1,604	26年度	-
56	23年度 1次補正	災害関連融 資関係経費	中小企業の資金繰り支援 (無利子化)	経済産業省	独立行政法人中小 企業基盤整備機構	10,000	1,046	10.4	-	8,953	定めてい ない。	-
57	23年度 1次補正	災害関連融 資関係経費	中小企業の資金繰り支援 (保証)	経済産業省	一般社団法人全国 信用保証協会連合 会	39,600	-	-	-	-	定めてい ない。	-
58	23年度 3次補正	災害関連融 資関係経費	経営安定関連保証等対策費 補助事業	経済産業省	一般社団法人全国 信用保証協会連合 会	30,100	1,089	1.5	-	68,610	定めてい ない。	-
59	23年度 1次補正	燃料安定供 給対策費	石油製品販売業災害特別保 証事業	経済産業省	一般社団法人全国 石油協会	5,079	208	4.1	3,199	1,671	25年度	27年度
60	23年度 1次補正	燃料安定供 給対策費	特定被災地域石油製品供給 支援事業	経済産業省	一般社団法人全国 石油協会	910	-	-	910	-	定めてい ない。	全額国庫返納

(単位：百万円、%)

事業番号	復旧・復興予算区分	基金事業経費項目	基金事業名	国庫補助金等交付元府省庁	基金団体名	国庫補助金等交付額	平成25年度末までの取崩額(国庫返納額分を除く。)	基金事業執行率	25年度末までの国庫返納額(国庫補助金等相当額)	25年度末に保有している国庫補助金等相当額	当初の終了年度	延長された終了年度等
						A	B	B/A	C	A-B-C		
61	23年度1次補正	その他	旧鉱物採掘区域災害復旧費補助金	経済産業省	宮城県(公益社団法人みやぎ農業振興公社)	248	248	99.8	-	0	27年度	-
62	23年度2次補正	原子力災害関係経費	原子力被災者の健康確保・管理関連交付金(仮称)(福島県向け)	経済産業省	福島県	78,182					定めていない。	-
63	23年度2次補正	中小企業等	中小企業再生支援利子補給	経済産業省	独立行政法人中小企業基盤整備機構	18,400	1,583	8.6	-	16,816	定めていない。	-
64	23年度3次補正	原子力災害関係経費	医療福祉機器・創薬産業拠点整備事業	経済産業省	福島県	39,493	8,467	21.4	-	31,025	定めていない。	-
※ 65	23年度3次補正	その他	被災地域等地下タンク環境保全対策促進事業(全国防炎)	経済産業省	一般社団法人全国石油協会	6,986	7,066	80.8	1,443	226	24年度(未完了の一部事業は26年度まで)	-
※ 66	23年度3次補正	その他	被災地域等地下タンク環境保全対策促進事業(被災地向け)	経済産業省	一般社団法人全国石油協会	1,749					24年度(未完了の一部事業は26年度まで)	-
67	23年度3次補正	中小企業等	被災中小企業復興支援リース補助事業	経済産業省	日本商工会議所	10,049	2,131	21.2	-	7,917	30年度	-
※ 68	23年度3次補正	中小企業等	中小企業人材対策事業	経済産業省	全国中小企業団体中央会	2,487	1,081	43.4	1,406	-	26年度	-
※ 69	23年度3次補正	立地補助金	国内立地推進事業費補助金	経済産業省	一般社団法人環境パートナーシップ会議	295,000	41,076	13.9	21,364	232,559	26年度	-
70	23年度3次補正	立地補助金	がんばろうふくしま産業復興企業立地支援事業	経済産業省	福島県	170,000	49,038	23.3	-	161,186	28年度	-
71	24年度予備費	立地補助金	地域経済産業復興立地推進事業	経済産業省	福島県	40,224					28年度	-
※ 72	23年度3次補正	立地補助金	産業技術研究開発拠点立地推進事業費補助金(希少金属使用量削減・代替技術開発設備整備費等補助金)	経済産業省	一般社団法人環境パートナーシップ会議	8,499	174	2.0	146	8,179	26年度(事業費の支払完了年度)	-
※ 73	23年度3次補正	立地補助金	産業技術研究開発拠点立地推進事業費補助金(先端技術実証・評価設備整備費等補助金)	経済産業省	一般社団法人環境パートナーシップ会議	26,500	2,559	9.6	5,642	18,297	28年度(事業費の支払完了年度)	-
※ 74	23年度3次補正	節電エコ補助金等	住宅用太陽光発電導入支援復興対策基金造成事業費補助金	経済産業省	一般社団法人太陽光発電協会	86,992	61,662	70.8	-	25,330	26年度	-
※ 75	23年度3次補正	節電エコ補助金等	住宅用太陽光発電高度普及促進復興対策基金造成事業費補助金	経済産業省	一般社団法人太陽光発電協会	32,394	31,681	97.7	-	713	26年度	-
※ 76	23年度3次補正	節電エコ補助金等	エネルギー管理システム導入促進事業費補助金	経済産業省	一般社団法人環境パートナーシップ会議	30,000	16,629	55.4	12,811	559	25年度	26年度
※ 77	23年度3次補正	節電エコ補助金等	電力需要ピークカット蓄電池導入支援事業	経済産業省	一般社団法人環境パートナーシップ会議	20,999	10,709	50.9	8,297	1,993	25年度	26年度
※ 78	23年度3次補正	節電エコ補助金等	建築物節電改修支援事業費補助金	経済産業省	一般社団法人環境パートナーシップ会議	15,000	10,225	68.1	4,734	39	25年度	26年度
※ 79	23年度3次補正	節電エコ補助金等	再生可能エネルギー固定価格買取制度施行事業費補助金	経済産業省	一般社団法人低炭素投資促進機構	7,000	7,000	100.0	-	-	定めていない。	-
80	23年度3次補正	その他	再生可能エネルギー発電設備等導入促進支援復興対策事業費補助金	経済産業省	一般社団法人太陽光発電協会	32,599	4,121	12.6	-	28,477	27年度	-
81	23年度3次補正	その他	スマートコミュニティ導入促進事業費補助金	経済産業省	一般社団法人新エネルギー導入促進協議会	8,059	459	5.6	-	7,599	27年度	-
82	23年度3次補正	その他	スマートエネルギーシステム導入促進事業費補助金	経済産業省	一般社団法人新エネルギー導入促進協議会	4,346	74	1.7	-	4,271	27年度	-
※ 83	23年度3次補正	その他	火力発電運転円滑化対策費補助金	経済産業省	一般社団法人環境パートナーシップ会議	9,000	2,836	31.5	6,163	-	定めていない。	25年度に事業終了
※ 84	23年度3次補正	その他	温排水利用施設整備等対策交付金	経済産業省	静岡県	995	430	43.2	324	240	定めていない。	-
85	23年度3次補正	その他	被災地域石油製品販売業再建等支援事業費	経済産業省	一般社団法人全国石油協会	2,349	492	20.9	-	1,857	定めていない。	-
86	23年度3次補正	その他	旧鉱物採掘区域災害復旧費補助金	経済産業省	岩手県(一般社団法人岩手県土木技術センター)、宮城県(公益社団法人みやぎ農業振興公社)、福島県(公益財団法人福島県農業振興公社)	495	365	58.2	-	262	27年度	-
87	24年度補正予算	その他	旧鉱物採掘区域災害復旧費補助金	経済産業省	宮城県(公益社団法人みやぎ農業振興公社)	132					27年度	-
※ 88	24年度当初予算	立地補助金	産業技術研究開発拠点立地推進事業費補助金(産業連携イノベーション促進事業費補助金)	経済産業省	一般社団法人環境パートナーシップ会議	4,000	42	1.0	32	3,924	27年度(事業費の支払完了年度)	-
※ 89	24年度当初予算	立地補助金	産業技術研究開発拠点立地推進事業費補助金(先端技術実証・評価設備整備費等補助金)	経済産業省	一般社団法人環境パートナーシップ会議	10,000			10,000		25年度	全国国庫返納
90	24年度当初予算	立地補助金	国内立地推進事業費補助金(原子力災害周辺地域産業復興企業立地補助事業)	経済産業省	一般社団法人環境パートナーシップ会議	14,000	749	5.3	-	13,250	28年度	-

(単位：百万円、%)

事業番号	復旧・復興予算区分	基金事業経費項目	基金事業名	国庫補助金等交付元府省庁	基金団体名	国庫補助金等交付額	平成25年度末までの取崩額(国庫返納額分を除く。)	基金事業執行率	25年度末までの国庫返納額(国庫補助金等相当額)	25年度末に保有している国庫補助金等相当額	当初の終了年度	延長された終了年度等
						A	B	B/A	C	A-B-C		
91	24年度 予備費	原子力災害 関係経費	福島県医療機器開発・安全性評価センター整備事業	経済産業省	福島県	13,390	148	1.1	-	13,242	31年度	-
92	25年度 当初予算	立地補助金	津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金	経済産業省	一般社団法人地域デザインオフィス	110,000	14	0.0	-	142,985	29年度	-
93	25年度 補正予算	立地補助金	津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金	経済産業省	一般社団法人地域デザインオフィス	33,000					29年度	-
94	23年度 1次補正	災害関連融 資関係経費	災害復興住宅融資等事業	国土交通省	独立行政法人住宅金融支援機構	52,600	4,765	9.0	-	47,834	27年度 (申込受付 終了年度)	-
95	23年度 1次補正	災害関連融 資関係経費	既往貸付者に係る返済方法の変更事業	国土交通省	独立行政法人住宅金融支援機構	3,400	1,299	38.2	-	2,100	27年度 (申込受付 終了年度)	-
96	23年度 3次補正	災害関連融 資関係経費	災害復興住宅融資等	国土交通省	独立行政法人住宅金融支援機構	135,800	-	-	-	135,800	27年度 (申込受付 終了年度)	-
97	23年度 3次補正	災害関連融 資関係経費	既往貸付者に係る返済方法の変更	国土交通省	独立行政法人住宅金融支援機構	14,900	2,391	16.0	-	12,508	27年度 (申込受付 終了年度)	-
※ 98	23年度 3次補正	住宅関係	住宅エコポイント	国土交通省	一般社団法人環境パートナーシップ会議	72,300	/	/	-	/	26年度 (ポイント 交換終了 年度)	-
99	23年度 3次補正	住宅関係	優良住宅取得支援制度の拡充による復興の推進	国土交通省	独立行政法人住宅金融支援機構	15,900	3,360	21.1	-	12,539	24年度 (申込受付 終了年度)	-
100	24年度 当初予算	災害関連融 資関係経費	災害復興住宅融資等	国土交通省	独立行政法人住宅金融支援機構	53,900	-	-	-	53,900	27年度 (申込受付 終了年度)	-
101	25年度 当初予算	その他	造船業等復興支援基金	国土交通省	公益財団法人日本財団	16,024	9	0.0	-	16,014	26年度 (申込受付 終了年度)	-
102	23年度 3次補正	災害廃棄物 処理事業費	地域グリーンニューデール基金の拡充(災害廃棄物処理事業の地方支援)	環境省	10道県	67,963	67,963	100.0	-	-	25年度	-
103	23年度 3次補正	原子力災害 関係経費	放射性物質により汚染された土壌等の除染の実施	環境省	福島県	70,644	231,762	53.0	-	204,840	定めてい ない。	-
104	24年度 当初予算	原子力災害 関係経費	放射性物質により汚染された土壌等の除染の実施	環境省	福島県	96,119					定めてい ない。	-
105	25年度 当初予算	原子力災害 関係経費	放射性物質により汚染された土壌等の除染の実施	環境省	福島県	189,839					定めてい ない。	-
106	25年度 補正予算	原子力災害 関係経費	放射性物質により汚染された土壌等の除染の実施	環境省	福島県	80,000					定めてい ない。	-
※ 107	23年度 3次補正	住宅関係	住宅エコポイント	環境省	一般社団法人環境パートナーシップ会議	72,300	/	/	-	/	26年度 (ポイント 交換終了 年度)	-
108	23年度 3次補正	その他	グリーンニューデール基金の拡充(自立・分散型エネルギー供給等によるエコタウン化事業)	環境省	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、仙台市	83,977	22,616	26.9	-	61,360	27年度	-
109	24年度 当初予算	災害廃棄物 処理事業費	震災がれき処理促進地方公共団体緊急支援基金事業(グリーンニューデール基金)	環境省	9県	30,797	23,307	75.6	-	7,489	25年度	26年度 ※福島県のみ
110	24年度 予備費	原子力災害 関係経費	福島健康管理拠点の緊急整備	環境省	福島県	5,980	136	2.2	-	5,843	定めてい ない。	-
111	24年度 補正予算	その他	福島県環境創造センター(仮称)整備事業	環境省	福島県	11,337	1,324	11.6	-	10,012	定めてい ない。	-
112	25年度 当初予算	原子力災害 関係経費	原子力被災者環境放射線モニタリング対策関連交付金	環境省(原子力規制庁)	福島県	1,306	537	41.1	-	768	定めてい ない。	-
計(112事業)						3,670,949	/	/	135,757	/		
うち102事業						3,401,311	1,378,563	40.5	124,375	1,898,372		
うち※の小計(31事業)						1,157,025	/	/	128,697	/		
うち25事業						970,078	470,631	48.5	118,302	381,144		

注(1) ※印は基金使途通知の対象とされた復興関連基金事業である。

注(2) 復興関連基金事業のうち、既存の基金事業等と復興関連基金事業とを区分して経理していないもの及び国庫補助金等交付額が国庫に全額返納されたものは、「平成25年度末までの取崩額(国庫返納額分を除く。）」、「基金事業執行率」、「25年度末に保有している国庫補助金等相当額」の欄を「/」としている。

注(3) 「当初の終了年度」の欄は、復旧・復興予算が措置された際に設定された事業の終了期限の年度を記載している。

注(4) 被災5県は、青森県、岩手県、宮城県、福島県及び茨城県である。

注(5) 復興関連基金事業数は、予算別、復興関連基金事業別に集計している。また、国土交通省及び環境省から国庫補助金等が交付されている「住宅エコポイント」は、省別に区分して国庫補助金等額を集計している。

ア 復旧・復興予算の措置年度別の執行状況

23年度から25年度までの復興関連基金事業の事業数、国庫補助金等交付額及び基金事業執行率は、表69のとおり、23年度に予算措置された事業が69事業、国庫補助金等交付額計2兆1798億余円（基金事業執行率46.0%）、24年度に予算措置された事業が13事業、計2466億余円（同24.6%）、25年度に予算措置された事業が10事業、計2349億余円（同0.3%）であり、また、復旧・復興予算の区分等別に区分して経理されていないことから予算年度別に執行状況を把握できない事業が計10事業、国庫補助金等交付額計7398億余円（同42.3%）となっている。

表69 復旧・復興予算の措置年度別の復興関連基金事業の執行状況等

（単位：件、百万円、%）

復旧・復興予算措置年度	復興関連基金事業数	国庫補助金等交付額 A	平成25年度末までの取崩額（国庫返納額分を除く。） B	基金事業執行率 B/A	25年度末までの国庫返納額（国庫補助金等相当額） C	25年度末に保有している国庫補助金等相当額 A-B-C
23年度	69	2,179,864	1,003,359	46.0	124,342	1,052,162
24年度	13	246,677	60,711	24.6	32	185,933
25年度	10	234,955	934	0.3	-	234,020
23年度～25年度	10	739,814	313,558	42.3	-	426,255
計	102	3,401,311	1,378,563	40.5	124,375	1,898,372

イ 終了年度別の執行状況

復興関連基金事業は、表68のとおり、事業の終了年度が定められているものが大半となっている。そこで、前記102事業について、終了年度別の事業数、国庫補助金等交付額及びその執行状況をみると、表70のとおり、26年度が31事業、計1兆0915億余円（25年度末における基金事業執行率51.8%）と最も多くなっている。

27年度以降終了分の終了年度をみると、集中復興期間が終了する27年度が19事業と最も多く、28年度以降を終了年度としているものは15事業、終了年度未定のは23事業となっている。これらをみると、前記のとおり、原子力災害からの復興再生が長期にわたると想定されている福島県に交付されたものや、除染事業等の原子力災害関係経費に係るものが22事業と多くなっている（51ページ参照）。

また、終了年度が25年度となっている5事業の基金事業執行率をみると、4.5%から100%となっていて、復興関連基金事業によって大きな差が見受けられた。これらの事業のうち、基金事業執行率が50%以下の復興関連基金事業をみると、次のとおりである。

- ① 医療施設等の防災対策の強化事業（事業番号25 基金事業執行率30.3%）

病院等の医療施設が耐震工事等を実施する場合には、診療等を行いつつ工事を行う必要があることなどから、工事の工程、事業規模等の決定までに時間を要したことなどによるものである。なお、本件事業は、25年度までに工事に着手した事業を対象としていて、実際に基金から必要な経費を取り崩すのは、26年度以降の工事完了時となる。

② 被災生活保護受給者に対する生活再建サポート事業（事業番号30 基金事業執行率4.5%）

大半の地方公共団体で被災者の中に生活保護受給者等がほとんどおらず、既存の事業で十分対応できたことなどによるものである。なお、地方公共団体によっては、今後の使用見込みがない余剰金が基金に滞留していたところも見受けられる（173、174ページ参照）。

③ 火力発電運転円滑化対策費補助金（事業番号83 基金事業執行率31.5%）

基金使途通知に基づき、国庫補助金交付額90億円から執行済み額等を除いた7億余円が一般社団法人環境パートナーシップ会議から国に返納されていたこと、交付対象事業者の中部電力株式会社が25年10月に行った電気料金の値上げ申請を理由にその後の当該事業による国庫補助金の交付を辞退したため、交付予定であった53億余円が同会議から国に返納となったことなどによるものである。

表70 終了年度別の執行状況等

（単位：件、百万円、%）

終了年度 (平成26年度 以降は予定)	復興関連 基金事業 数	国庫補助金等 交付額 A	平成25年度末 までの取崩額 (国庫返納額 分を除く。) B	基金事業 執行率 B/A	25年度末まで の国庫返納額 (国庫補助金 等相当額) C	25年度末に 保有してい る国庫補助 金等相当額 A-B-C
24年度	9	58,585	28,641	48.8	12,355	17,588
25年度	5	94,791	75,892	80.0	6,836	12,063
26年度	31	1,091,584	565,935	51.8	95,984	429,664
27年度以降	34	1,268,560	209,922	16.5	8,875	1,049,763
27年度	19	562,042	60,059	10.6	3,232	498,750
28年度	7	494,083	146,830	29.7	5,642	341,610
29年度	3	187,800	14	0.0	-	187,785
30年度	1	10,049	2,131	21.2	-	7,917
31年度	1	13,390	148	1.1	-	13,242
32年度	1	100	10	10.3	-	89
39年度	2	1,093	727	66.5	-	366
終了年度未定	23	887,788	498,171	56.1	324	389,292
計	102	3,401,311	1,378,563	40.5	124,375	1,898,372

ウ 基金事業経費項目別の執行状況

復興関連基金事業は、表68のとおり、生活福祉資金貸付事業費、被災者緊急支援経費、災害廃棄物処理事業費等の19項目で実施されている。

(注10) 19項目 「生活福祉資金貸付事業費」、「被災者緊急支援経費」、「災害廃棄物処理事業費」、「施設費等」、「災害関連融資関係経費」、「原子力災害関係経費」、「医療施設等防災対策費等」、「教育支援等」、「医療、介護、福祉等」、「雇用対策費」、「農業関係」、「森林・林業の復興」、「水産業関係」、「中小企業等」、「立地補助金」、「燃料安定供給対策費」、「節電エコ補助金等」、「住宅関係」、「その他」

そこで、23年度から25年度までに交付された復興関連基金事業に係る国庫補助金等交付額計3兆4013億余円がどのような経費項目に配分されて、どのように執行されているかなどについて分析した。

基金事業経費項目別の国庫補助金等交付額は、表71のとおりであり、このうち、5000億円以上と多額となっているのは、放射性物質により汚染された土壌等の除染に係る事業等を実施する原子力災害関係経費7786億余円、国内への新たな投資を促進して雇用を維持し創出するための事業等を実施する立地補助金7012億余円及び被災者を含め震災等の影響による全国の失業者に雇用の場を確保するための事業等を実施する雇用対策費5193億余円であり、これらの項目の合計（1兆9991億余円）で全体の約6割を占めている。

また、基金事業経費項目別の25年度末の基金事業執行率をみると、92.4%（災害廃棄物処理事業費）と高い事業がある一方、3.1%（災害関連融資関係経費）と低い事業が見受けられる。そこで、基金事業執行率が10%以下の主な経費項目をみると、次のとおりである。

① 災害関連融資関係経費（基金事業執行率3.1%）

本経費では、中小企業事業の資金繰り支援等として、無利子化事業（事業番号56）、保証事業（同57、58）、復興住宅融資に係る利子補給等（同94～97、100）を行っている。

これらのうち、無利子化事業が低率となっているのは、25年度末現在においてもなお、多くの住民が避難生活を余儀なくされていたこと、また、復旧・復興の進捗などにより、融資を受けて事業に取り組む中小企業者が少なかったことなどによるものである。なお、経済産業省によれば、今後、復興が加速化していくことに伴い、再生への取組を本格化させる事業者が増加して、執行率は伸びていく

としている。

復興住宅融資に係る利子補給等が低率となっているのは、都市再生区画整理事業や防災集団移転促進事業等の面的整備事業に時間を要して住宅融資の申込みが少ないことなどによるものであり、資金交付戸数の予算上の規模45,000戸に対する25年度末現在の申込みは約1万3千戸などとなっている。なお、国土交通省によれば、今後、面的整備事業が進むにつれて、融資の申込みも増加するとしている。

② 住宅関係（基金事業執行率8.2%）

本経費では、被災者の住宅再建に係る消費税の負担増加に対応するために、26年4月の増税後に取得した住宅等を対象として、住まいの復興給付金による被災者住宅再建支援対策事業（事業番号1）を行うとともに、融資を実施する金融機関に対しては、金利の引下げに伴う経費に充当するための優良住宅取得支援制度の拡充による復興の推進（同99）を行っている。

なお、被災者住宅再建支援対策事業が全く取り崩されていないのは、26年4月以降に給付金が支払われることなどによるものである。また、優良住宅取得支援制度の拡充による復興の推進が低率になっているのは、住宅等の取得後の融資に対して最長35年にわたって基金を取り崩すものであり、25年度末現在では経過時間が短いためである。

表71 復興関連基金事業の基金事業経費項目別の執行状況等

(単位：件、百万円、%)

基金事業経費項目	復興関連基金事業数	国庫補助金等交付額 A	平成25年度末までの取崩額 (国庫返納額分を除く。) B	基金事業執行率 B/A	25年度末までの国庫返納額 (国庫補助金等相当額) C	25年度末に保有している国庫補助金等相当額 A-B-C
原子力災害関係経費	18	778,609	482,184	61.9	-	296,424
立地補助金	9	701,224	93,654	13.3	27,186	580,383
雇用対策費	6	519,320	304,954	58.7	15,278	199,087
災害関連融資関係経費	8	340,300	10,592	3.1	-	329,707
節電エコ補助金等	6	192,387	137,908	71.6	25,843	28,636
医療、介護、福祉等	12	157,252	47,561	30.2	2,525	107,165
森林・林業の復興	1	139,945	61,207	43.7	39,243	39,494
災害廃棄物処理事業費	2	98,761	91,271	92.4	-	7,489
水産業関係	3	96,339	36,297	37.6	-	60,041
教育支援等	4	47,479	29,487	62.1	-	17,992
住宅関係	2	40,900	3,360	8.2	-	37,539
中小企業等	3	30,937	4,796	15.5	1,406	24,734
農業関係	6	27,399	4,791	17.4	479	22,128
医療施設等防災対策費等	2	18,298	7,313	39.9	656	10,328
生活福祉資金貸付事業費	1	15,190	11,685	76.9	293	3,211
被災者緊急支援経費	2	10,220	9,201	90.0	332	687
燃料安定供給対策費	1	5,079	208	4.1	3,199	1,671
施設費等	2	3,363	2,040	60.6	-	1,322
その他	14	178,301	40,045	22.4	7,932	130,323
計	102	3,401,311	1,378,563	40.5	124,375	1,898,372

エ 復興関連基金事業に係る国庫補助金等の国への返納状況等

基金団体は、復興関連基金事業が終了して基金に残額がある場合や、使用見込みがない余剰金等がある場合には、交付要綱等により、これらに係る国庫補助金等を国へ返納することとなっている。

また、前記のとおり、基金の用途について、被災地又は被災者に対する事業に用途を限定することとなったことから、表68のとおり、31事業が基金用途通知の対象となっている。

そして、23年度の東日本大震災関係経費は、一般会計の補正予算で措置されているが、23年度3次補正により23年度内に支出されたものに係る返納金は、特別会計に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第15号。以下「特会法改正法」という。）附則第3条第1号の規定に基づき、復興特会に帰属することとなっている。

そこで、国への返納金が各会計の歳入に適切に計上されているかなどに着眼して検査した。

23年度から25年度までに予算措置された復興関連基金事業112事業のうち、26年8月末までに国庫補助金等の国への返納実績があったのは、表72のとおり、35事業となっていて、25年度末までに1365億余円、26年度（26年8月末現在）に286億余円、計1652億余円が基金団体から返納されている。このうち、基金用途通知の対象となっていたのは25事業であり、26年8月末までに1581億余円が基金団体から返納されている。

(ア) 国庫返納の事由別の状況

上記35事業のうち、25年度末までに国に国庫補助金等が返納された事業は、表72のとおり、事業番号17、74及び75を除いた32事業である。これらの32事業について、国に国庫補助金等を返納した事由を各府省から調書を徴するなどして整理したところ、①用途厳格化によるもの、②基金事業の精算によるもの及び③使用見込みがないことによるもののいずれかになっていた。

これらの事由を金額が多い順に記述すると、①用途厳格化によるもの1230億余円（18事業）、③使用見込みがないことによるもの96億余円（7事業）、②基金事業の精算によるもの38億余円（8事業）となっている。

表72 復興関連基金事業に係る国庫補助金等の返納の状況等（平成26年8月末現在）

（単位：百万円）

事業番号	復旧・復興予算区分	基金事業名	国庫補助金等交付元府省	国庫補助金等交付額	平成25年度末までの国庫返納額（運用益を含む。）	平成25年度末までの国庫返納額（運用益を含む。）			25年度末に保有している国庫補助金等相当額	26年度の国庫返納額（運用益を含む。）（26年8月末現在）	26年8月末までの国庫返納額（運用益を含む。）
						①使途厳格化によるもの	②基金事業の精算によるもの	③使用見込みがないことによるもの			
					A				B	A+B	
※ 3	23年度3次補正	被災者への心のケア対策等の推進事業（自殺対策）	内閣府（内閣府本府）	3,700	395	395	-	-	/	-	395
4	23年度3次補正	復興支援型地域社会雇用創造事業	内閣府（内閣府本府）	3,200	332	-	332	-	-	-	332
5	23年度3次補正	新しい公共支援事業	内閣府（内閣府本府）	879	77	-	77	-	/	-	77
※ 17	23年度3次補正	奨学金事業（高校生）	文部科学省	18,946	-	-	-	-	/	1,928	1,928
※ 23	23年度3次補正	生活福祉資金貸付	厚生労働省	15,190	293	-	-	293	3,211	-	293
※ 25	23年度3次補正	医療施設等の防災対策の強化	厚生労働省	15,633	656	-	-	656	10,235	-	656
※ 28	23年度3次補正	社会的包摂・「絆」再生事業	厚生労働省	17,549	365	365	-	-	1,446	-	365
※ 29	23年度3次補正	パーソナル・サポート・サービスモデル・プロジェクト	厚生労働省	2,215	81	-	-	81	149	-	81
※ 30	23年度3次補正	被災生活保護受給者に対する生活再建サポート事業	厚生労働省	1,771	16	-	-	16	1,674	-	16
34	23年度3次補正	被災地における保健師巡回相談等の健康支援（介護基盤整備基金への追加）	厚生労働省	2,893	6	-	6	-	1,079	0	6
35	23年度3次補正	被災者の心のケア事業（障害者自立支援対策臨時特例基金の追加、災害時等心のケア支援体制整備事業費の一部）	厚生労働省	2,791	1,384	-	1,384	-	-	-	1,384
36	23年度3次補正	被災地障害福祉サービス基盤整備事業（障害者自立支援対策臨時特例基金の追加）	厚生労働省	1,521	682	-	682	-	-	-	682
※ 37	23年度3次補正	重点分野雇用創造事業の拡充（震災対応事業の延長）	厚生労働省	200,000	7,486	7,486	-	-	28,027	-	7,486
※ 39	23年度3次補正	新卒者就職実現プロジェクト事業の被災地に係る特例措置の延長等	厚生労働省	23,520	7,978	7,978	-	-	4,673	-	7,978
46	23年度3次補正	被災者向け農の雇用事業	農林水産省	700	479	-	479	-	-	-	479
※ 47	23年度3次補正	森林整備加速化・林業再生事業	農林水産省	139,945	39,432	39,432	-	-	39,494	-	39,432
56	23年度1次補正	中小企業の資金繰り支援（無利子化）	経済産業省	10,000	12	-	-	12	8,953	-	12
59	23年度1次補正	石油製品販売業災害特別保証事業	経済産業省	5,079	3,199	-	-	3,199	1,671	-	3,199
60	23年度1次補正	特定被災地域石油製品供給支援事業	経済産業省	910	910	-	910	-	/	-	910
※ 65	23年度3次補正	被災地域等地下タンク環境保全対策促進事業（全国防災）	経済産業省	6,986	-	-	-	-	-	-	-
※ 66	23年度3次補正	被災地域等地下タンク環境保全対策促進事業（被災地向け）	経済産業省	1,749	1,443	1,443	-	-	226	202	1,646
※ 68	23年度3次補正	中小企業人材対策事業	経済産業省	2,487	1,407	1,407	-	-	-	0	1,407
※ 69	23年度3次補正	国内立地推進事業費補助金	経済産業省	295,000	21,691	21,691	-	-	232,559	12,064	33,756
※ 72	23年度3次補正	産業技術研究開発拠点立地推進事業費補助金（希少金属使用量削減・代替技術開発設備整備費等補助金）	経済産業省	8,499	146	146	-	-	8,179	690	836
※ 73	23年度3次補正	産業技術研究開発拠点立地推進事業費補助金（先端技術実証・評価設備整備費等補助金）	経済産業省	26,500	5,642	5,642	-	-	18,297	344	5,987
※ 74	23年度3次補正	住宅用太陽光発電導入支援復興対策基金造成事業費補助金	経済産業省	86,992	-	-	-	-	25,330	11,330	11,330
※ 75	23年度3次補正	住宅用太陽光発電高度普及促進復興対策基金造成事業費補助金	経済産業省	32,394	-	-	-	-	713	307	307
※ 76	23年度3次補正	エネルギー管理システム導入促進事業費補助金	経済産業省	30,000	12,851	12,851	-	-	559	658	13,510
※ 77	23年度3次補正	電力需要ピークカット蓄電池導入支援事業	経済産業省	20,999	8,324	8,324	-	-	1,993	863	9,188
※ 78	23年度3次補正	建築物節電改修支援事業費補助金	経済産業省	15,000	4,734	4,734	-	-	39	19	4,753
※ 83	23年度3次補正	火力発電運転円滑化対策費補助金	経済産業省	9,000	6,175	790	-	5,385	-	-	6,175
※ 84	23年度3次補正	温排水利用施設整備等対策交付金	経済産業省	995	326	326	-	-	240	241	567
※ 88	24年度当初予算	産業技術研究開発拠点立地推進事業費補助金（産業連携イノベーション促進事業費補助金）	経済産業省	4,000	32	32	-	-	3,924	10	43
※ 89	24年度当初予算	産業技術研究開発拠点立地推進事業費補助金（先端技術実証・評価設備整備費等補助金）	経済産業省	10,000	10,000	10,000	-	-	/	-	10,000
102	23年度3次補正	地域グリーンニューディール基金の拡充（災害廃棄物処理事業の地方支援）	環境省	67,963	0	-	0	-	-	-	0
計（35事業）				1,085,019	136,569	123,051	3,874	9,643	392,681	28,662	165,232
うち※の小計（25事業）				989,080	129,483	123,051	-	6,432	380,977	28,662	158,145

注(1) ※印は基金使途通知の対象とされた復興関連基金事業である。

注(2) 「25年度末に保有している国庫補助金等相当額」の欄において、「/」表示になっているのは、既存の基金事業と復興関連基金事業とを区分して経理していないもの及び国庫補助金等交付額が国庫に全額返納されたものである。

(イ) 復興関連基金事業に係る返納金の復興特会の歳入への計上

前記のとおり、23年度3次補正により23年度内に支出されたものに係る返納金は、特会法改正法附則第3条第1号の規定に基づき、復興特会に帰属することとなっている。そこで、25年度末までに返納実績があった前記の32事業に係る返納金を対象に検査したところ、次のような事態が見受けられた。

① 復興支援型地域社会雇用創造事業（内閣府所管）

内閣府は、24年2月に、一般財団法人ニューメディア開発協会（以下「財団」という。）に対して、23年度3次補正で措置された交付金32億円を交付し、交付を受けた財団は新たに社会的企業支援基金を設置造成等した。

復興支援型地域社会雇用創造事業は、同基金を取り崩して、東日本大震災からの復興を図り、地域社会における起業と雇用を創造することを目的として、地域課題を解決するための新規性のある事業を行う「社会的企業」の起業や「社会的企業」を担う人材の育成を支援する事業を行うものである。

財団は、25年6月に内閣府に事業実績報告書を提出し、同基金の残額を3億3269万余円と報告していた。これを受けて、内閣府は、同年7月に同額の交付金等を一般会計に納付させる納入告知書を送付し、財団は同月に同額を納付していた。

しかし、上記による交付金等は、特会法改正法附則第3条第1号の規定に基づき、復興特会に帰属するものであり、復興特会の歳入として収納されるべきであったと認められる。

② 新しい公共支援事業（内閣府所管）

内閣府は、東日本大震災による甚大な被害があった東北3県に対して、24年2月から3月までの間に、23年度3次補正で措置された交付金計8億7900万円（岩手県2億4900万円、宮城県2億6700万円、福島県3億6300万円）を交付し、交付を受けた東北3県は、22年度に平成22年度新しい公共支援事業交付金により設置造成等した新しい公共支援事業基金（22年度一般会計措置分（東北3県）計4億6100万円（岩手県1億4500万円、宮城県1億5700万円、福島県1億5900万円））に積増しを行った。

新しい公共支援事業は、同基金を取り崩して、「新しい公共」の拡大と定着を図り、東日本大震災からの復興を促進することなどを目的として、東日本

大震災被災地域等において「新しい公共」の担い手となる特定非営利活動法人等の民間非営利組織の活動拠点の整備、買い物代行等の被災者支援活動等の事業を行うものである。

内閣府は、同基金の経理及び残額の扱いについて、交付要綱等に定めており、22年度設置造成分と23年度3次補正による積増し分を区別して経理することなく一体として管理することとし、新しい公共支援事業が終了して同事業に係る精算が終了した時点において基金に残額がある場合は、国庫に納付することとしている。

東北3県は、25年11月に内閣府に提出した基金残額及び監査等結果報告により、基金の残額を計7661万余円（岩手県3003万余円、宮城県2007万余円、福島県2650万余円）と報告していた。これを受けて、内閣府は、25年12月から26年2月までの間に同額を一般会計に納付させる納入告知書を送付し、東北3県は、25年12月から26年2月までの間に同額を納付していた。さらに、福島県は、26年3月に返納額の再確定を行い、同年4月に追加で123万余円を一般会計に追加納付していた。

そして、前記のとおり、東北3県は23年度3次補正による積増し分を区別することなく一体で管理していて、上記の返納金計7785万余円には、22年度設置造成分に係る返納金と23年度3次補正による積増し分に係る返納金が混在していたが、内閣府は全額を一般会計の歳入として収納していた。

しかし、各予算の交付額等で返納金を案分するなどして算定した6130万余円については、復興特会の歳入として収納されるべきであったと認められる。

オ 基金団体別の国庫補助金等交付額及び国庫返納額の状況

復興関連基金事業を実施するに当たって、どのような基金団体に対して国庫補助金等が交付されているか、また、国庫返納額はどのような状況となっているかに着眼して、基金団体別に復興関連基金事業数及び国庫補助金等交付額について検査した。

基金団体別の復興関連基金事業数及び国庫補助金等交付額は、表73のとおり、都道府県で64事業、計2兆1931億余円（国庫補助金等交付額の総額に占める割合59.7%）、政令指定都市である仙台市で1事業、計64億余円（同0.1%）、公益法人等で48事業、計1兆4713億余円（同40.0%）となっている。

被災9県に対する国庫補助金等の交付額をみると、計1兆8890億余円（同51.4%）となっている。このうち、甚大な被害を受けた東北3県は、計1兆7881億余円（同48.7%）であり、特に原子力災害による影響が甚大で、除染の事業等を実施している福島県は計1兆3349億余円（同36.3%）となっている。また、被災9県を除いた38都道府県に対する国庫補助金等の交付額は計3041億余円（同8.2%）となっている。

次に、基金団体別に、25年度末までに国庫返納の実績があった復興関連基金事業数及び国庫返納額をみると、都道府県が計14事業、計512億余円（国庫補助金等交付額に占める国庫返納額の割合2.3%）、公益法人等が計18事業、計853億余円（同5.8%）となっている。

また、国庫補助金等交付額に占める国庫返納額の割合は、被災9県では0.1%となっている一方、被災9県を除いた38都道府県では15.9%となっていて、47都道府県全体では2.3%となっている。

これは、前記のとおり、国が25年7月に、復興関連基金事業に係る基金の用途を被災地又は被災者に対する事業に限定することとし、それ以外の事業については当該事業に係る基金の残額を国に返納するよう都道府県等に要請したことなどによるものである。

表73 平成23年度から25年度までに交付された基金団体別の国庫補助金等交付額等

(単位：件、百万円、%)

基金団体名	復興関連 基金事業数	国庫補助金等交付額		平成25年度末までの国庫返納		
		A	国庫補助金等 交付額の総額 に占める左の 額の割合	復興関連 基金事業数	金額（運用益を含 む。）	国庫補助金等 交付額に占め る国庫返納額 の割合 B/A
北海道	11	18,292	0.4	4	4,563	24.9
青森県 ※	17	20,997	0.5	-	-	-
岩手県 ※	35	161,732	4.4	3	623	0.3
宮城県 ※	37	291,450	7.9	3	934	0.3
秋田県	11	17,931	0.4	2	1,049	5.8
山形県	11	19,218	0.5	1	841	4.3
福島県 ※	59	1,334,987	36.3	4	909	0.0
茨城県 ※	24	37,537	1.0	-	-	-
栃木県 ※	15	12,922	0.3	1	6	0.0
群馬県	10	7,148	0.1	3	1,079	15.1
埼玉県	10	9,085	0.2	4	840	9.2
千葉県 ※	21	9,757	0.2	3	77	0.7
東京都	12	21,004	0.5	4	3,322	15.8
神奈川県	10	9,856	0.2	3	61	0.6
新潟県 ※	15	8,978	0.2	-	-	-
富山県	8	4,328	0.1	3	816	18.8
石川県	10	5,959	0.1	3	1,490	25.0
福井県	8	3,060	0.0	3	1,289	42.1
山梨県	9	3,928	0.1	3	315	8.0
長野県 ※	18	10,681	0.2	1	4	0.0
岐阜県	8	8,527	0.2	3	2,324	27.2
静岡県	13	8,357	0.2	5	1,489	17.8
愛知県	9	8,631	0.2	3	690	7.9
三重県	9	5,595	0.1	3	1,736	31.0
滋賀県	10	3,783	0.1	3	1,138	30.0
京都府	10	10,545	0.2	4	1,045	9.9
大阪府	9	12,516	0.3	6	907	7.2
兵庫県	9	8,472	0.2	4	1,768	20.8
奈良県	7	5,568	0.1	3	1,518	27.2
和歌山県	7	4,354	0.1	3	1,577	36.2
鳥取県	6	6,291	0.1	3	1,599	25.4
島根県	10	6,557	0.1	3	775	11.8
岡山県	9	4,646	0.1	3	403	8.6
広島県	11	5,600	0.1	3	1,152	20.5
山口県	7	4,168	0.1	3	1,628	39.0
徳島県	9	6,655	0.1	3	778	11.6
香川県	8	1,492	0.0	5	183	12.2
愛媛県	7	7,252	0.1	2	1,150	15.8
高知県	9	7,898	0.2	2	729	9.2
福岡県	13	10,574	0.2	3	1,058	10.0
佐賀県	7	3,090	0.0	3	270	8.7
長崎県	8	4,517	0.1	3	1,121	24.8
熊本県	10	8,020	0.2	4	1,529	19.0
大分県	8	8,311	0.2	3	1,782	21.4
宮崎県	8	9,392	0.2	3	1,995	21.2
鹿児島県	7	8,531	0.2	2	2,155	25.2
沖縄県	11	4,939	0.1	4	468	9.4
都道府県（計）	64	2,193,152	59.7	14	51,205	2.3
うち※の小計（被災9県）	63	1,889,043	51.4	7	2,556	0.1
うち東北3県の小計	62	1,788,170	48.7	4	2,467	0.1
うち※を除いた小計（38都道府県）	18	304,109	8.2	10	48,648	15.9
仙台市	1	6,497	0.1	-	-	-
公益法人等	48	1,471,300	40.0	18	85,364	5.8
合計	112	3,670,949	100.0	32	136,569	3.7

注(1) ※印は、被災9県である。

注(2) 国庫補助金等交付額及び国庫返納額は、各府省庁から聴取した金額を集計している。

注(3) 基金団体が都道府県所管の公益法人その他団体の場合は、各都道府県に含めて集計している。

注(4) 都道府県（計）の復興関連基金事業数は、同一事業で複数の都道府県に国庫補助金等が交付されている場合であっても、1件として集計している。

注(5) 復興関連基金事業数は、同一事業を県及び市で行っているものがあるため、都道府県（計）、仙台市及び公益法人等の計と合計は一致しない。

カ 東北3県を除く17都県における復興関連基金事業の執行状況等

国は、前記のとおり、復興関連基金事業112事業のうち64事業を実施するに当たって、47都道府県に対して国庫補助金等を交付している。

そこで、東北3県を除く17都県を対象に会計実地検査を行い、調書を徴したり担当者から事業の実施状況に関する説明を聴取したりするなどして、復興関連基金事業の執行状況等について検査した（東北3県については、48～56ページ参照）。

(ア) 復興関連基金事業別の執行状況

17都県における復興関連基金事業は、9基金18事業であり、これらを基金別、復旧・復興予算の区分別等に区分すると、表74のとおり、25年度末までの国庫補助金等交付額は計1207億余円となっている。

このうち、既存の基金事業と復興関連基金事業とを区分して経理していないため、執行状況を把握できない2基金2事業を除く7基金16事業に係る国庫補助金等交付額は計1122億余円、25年度末までの取崩額は計741億余円、基金事業執行率は66.0%、25年度末までの国庫返納額（国庫補助金等相当額）は197億余円、25年度末に保有している国庫補助金等相当額は183億余円となっている。

上記16事業の25年度末における執行状況をみると、基金事業執行率が100%となっている事業（社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金事業）がある一方、1.7%となっている事業（被災生活保護受給者に対する生活再建サポート事業）があるなど、事業により執行の状況に大きな差が見受けられる。

また、前記の17都県の復興関連基金事業の9基金18事業のうち、被災地又は被災者に対する事業に限定するとした基金使途通知の対象となった地域自殺対策緊急強化基金等7基金10事業に係る国庫補助金等交付額は、計1176億余円で全体の97.4%と大部分を占めている。このうち、復興に係る基金事業執行率等を区分して把握することが困難な2基金2事業を除いた5基金8事業についてみると、国庫補助金等交付額は計1092億余円、25年度末までの取崩額は728億余円、基金事業執行率は66.7%、25年度末までの国庫返納額（国庫補助金等相当額）は197億余円、25年度末に保有している国庫補助金等相当額は165億余円となっている。

表74 17都県における復興関連基金事業別の執行状況等

(単位：百万円、%)

基金名	復旧・復興予算区分	基金事業名	所管省庁名	都県	国庫補助金等交付額の計		平成25年度末までの取崩額(国庫返納額分を除く。)	基金事業執行率	25年度末までに国庫返納額(国庫補助金等相当額)	25年度末に保有している国庫補助金等相当額	当初の終了年度	延長された終了年度
					A	全体に占める割合 B						
地域自殺対策緊急強化基金	23年度3次補正	※地域自殺対策緊急強化事業	内閣府(内閣府)	17都県	1,008	0.8	/	/	202	/	24年度	26年度
高校生修学支援基金(被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金)	23年度1次補正、23年度3次補正	被災幼児就園支援事業	文部科学省	17都県	168	0.1	72	43.0	-	95	26年度	-
		被災児童生徒就学援助事業	文部科学省	17都県	560	0.4	344	61.5	-	215	26年度	-
		奨学金事業	文部科学省	7都県	26	0.0	3	12.3	-	23	26年度	-
		私立学校授業料等減免事業	文部科学省	16都県	437	0.3	99	22.8	-	337	26年度	-
		被災児童生徒等特別支援教育就学奨励事業	文部科学省	10都県	21	0.0	1	5.7	-	20	26年度	-
		専修学校・各種学校授業料等減免事業	文部科学省	11都県	1,464	1.2	509	34.7	-	955	26年度	-
		計				2,678	2.2	1,030	38.4	-	1,648	/
高校生修学支援基金(高等学校授業料減免事業等支援臨時特例交付金)	23年度3次補正	※高等学校授業料減免事業等	文部科学省	15都県	7,415	6.1	/	/	-	/	26年度	-
安心こども基金	23年度1次補正	地域子育て創生事業	厚生労働省	7都県	115	0.0	29	25.5	-	85	23年度	25年度
医療施設耐震化臨時特例基金	23年度3次補正	※医療施設耐震化臨時特例基金事業	厚生労働省	4都県	5,099	4.2	2,128	41.7	333	2,638	24年度	25年度(事業者手年度)
社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金	23年度3次補正	※社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金事業	厚生労働省	熊本県、沖縄県	1,068	0.8	1,068	100.0	-	-	24年度	26年度(事業者手年度)
緊急雇用創出事業臨時特例基金(住まい対策拡充等支援事業分)	23年度3次補正	※社会的包摂・「絆」再生事業	厚生労働省	7都県	8,232	6.8	7,338	89.1	109	784	24年度	26年度
		※生活福祉資金相談等体制整備事業	厚生労働省	11都県	2,226	1.8	1,884	84.6	14	327	24年度	26年度
		※パーソナル・サポート・サービスモデル・プロジェクト	厚生労働省	7都県	763	0.6	710	93.0	0	52	24年度	-
		※被災生活保護受給者に対する生活再建サポート事業	厚生労働省	12都県	203	0.1	3	1.7	16	183	24年度	25年度
計				11,424	9.4	9,936	86.9	139	1,348	/	/	
緊急雇用創出事業臨時特例基金	23年度1次補正	震災等緊急雇用対応事業	厚生労働省	東京都、神奈川県	280	0.2	280	100.0	-	-	24年度	25年度
	23年度3次補正	※震災等緊急雇用対応事業	厚生労働省	17都県	45,150	37.4	39,850	88.2	4,628	670	24年度	25年度
計				45,430	37.6	40,130	88.3	4,628	670	/	/	
森林整備加速化・林業再生基金	23年度3次補正	※森林整備加速化・林業再生事業	農林水産省	15県	46,471	38.4	19,867	42.7	14,693	11,910	26年度	-
合計(9基金18事業)					120,711	100.0	/	/	19,997	/	/	/
うち7基金16事業(「地域自殺対策緊急強化事業」、「高等学校授業料減免事業等」を除く。)					112,288	93.0	74,192	66.0	19,795	18,301	/	/
うち※の小計(7基金10事業)					117,637	97.4	/	/	19,997	/	/	/
うち5基金8事業(「地域自殺対策緊急強化事業」、「高等学校授業料減免事業等」を除く。)					109,214	90.4	72,851	66.7	19,795	16,567	/	/

- 注(1) ※印は、基金使途通知の対象とされた復興関連基金事業である。
- 注(2) 基金名、基金事業名は、国庫補助金等交付先ごとに異なっていることから、代表的な名称等を記載している。
- 注(3) 基金名が同一であっても、基金の原資となっている国庫補助金等名が異なるなどの場合は、別の基金として集計している。
- 注(4) 「当初の終了年度」の欄は、復旧・復興予算が措置された際に設定された事業の終了期限の年度を記載している。
- 注(5) 復興関連基金事業が同一事業であっても予算別に区分経理されている場合は、別の事業として集計している。
- 注(6) 復興関連基金事業のうち、既存の基金事業と復興関連基金事業とを区分して経理していないものなどは、「平成25年度末までの取崩額(国庫返納額分を除く。）」、「基金事業執行率」、「25年度末に保有している国庫補助金等相当額」の欄を「/」としている。
- 注(7) 緊急雇用創出事業臨時特例基金(住まい対策拡充等支援事業分)で実施されている4事業の「平成25年度末までの取崩額(国庫返納額分を除く。）」の欄の計数は、同基金の他事業へ配分変更した額を含めず集計している。

(イ) 復興関連基金事業の実施状況

17都県における復興関連基金事業の多くは、前記のとおり、基金使途通知の対象とされていることから、各基金事業の執行は適切か、交付された国庫補助金等は適切に管理されているかなどに着眼して検査したところ、次のような事態が見受けられた。

- a 事業の対象となる被災者がほとんどいないことなどのため、今後の実施が見込めないもの

緊急雇用創出事業臨時特例基金（住まい対策拡充等支援事業分）（厚生労働省所管。4事業 使用見込みがない基金保有額 計11億2583万余円）

厚生労働省は、23年度3次補正により措置された緊急雇用創出事業臨時特例交付金（住まい対策拡充等支援事業分）として、17都県に対して計114億2490万余円を交付して、緊急雇用創出事業臨時特例基金（住まい対策拡充等支援事業分）を、各都県に設置造成等させている。

同省は、交付金の交付に当たり、各都県が申請した社会的包摂・「絆」再生事業（以下「絆」事業という。）、生活福祉資金相談等体制整備事業（以下「相談体制整備事業」という。）、パーソナル・サポート・サービスモデル・プロジェクト及び被災生活保護受給者に対する生活再建サポート事業の4事業に要する経費を基に交付額を決定しており、各都県は、申請した各事業に要する経費に基づき交付金を区分している。そして、それぞれの事業において、事業に充てられる資金が不足する場合等には、事業間で資金の配分変更ができることとなっている。

しかし、これらの4事業は、25年7月に、基金使途通知の対象とされ、事業の対象が被災者に限定されることとなったことから、これらの事業を実施することにしてきた17都県のうち、13都県において、被災者に限定した事業の実施が困難であるなどとしていて、その結果、計11億2583万余円の資金が「絆」事業及び相談体制整備事業が終了する26年度末まで使用されずに保有されたままになることが見込まれる。

上記の事態について事業別に示すと次のとおりである。

① 「絆」事業（終了年度：26年度）

「絆」事業は、厚生労働省が、23年度に、東日本大震災の影響による失業

者の路上生活化の防止や生活再建を図ることを目的として、表75のとおり、7都県に交付金計82億3221万余円を交付して造成させた緊急雇用創出事業臨時特例基金（住まい対策拡充等支援事業分）により実施するものである。

表75 「絆」事業の執行状況等（平成26年8月末現在）

(単位：千円、%)

都県名	交付金交付額 A	平成25年度末までの取崩額 (国庫返納額分を除く。) B	基金事業 執行率 B/A	25年度末までの国庫返納額 (交付金相当額) C	25年度末までの他事業への 配分変更額 D	25年度末に保有している 交付金相当額 E= A-B-C-D	26年度の 使用見込額 F	26年度の 他事業への 配分変更見込額 G	26年度の 国庫返納額(見込額を含む。) H	26年度末に保有見込みの 交付金相当額 I= E-F-G-H
東京都	4,459,206	4,179,664	93.7	97,567	3,240	178,734	-	-	-	178,734
神奈川県	1,686,104	1,422,636	84.3	2,130	-	261,337	-	147,548	-	113,789
石川県	70,000	3,700	5.2	-	54,440	11,860	-	11,860	-	-
愛知県	1,684,589	1,379,049	81.8	-	-	305,539	43,985	-	-	261,554
香川県	60,000	47,100	78.5	6,753	-	6,146	-	-	-	6,146
熊本県	147,702	173,021	117.1	-	-	△ 25,319	-	-	-	-
沖縄県	124,610	133,318	106.9	2,714	-	△ 11,422	-	-	-	-
計	8,232,211	7,338,489	89.1	109,164	57,680	763,618	43,985	159,408	-	560,225

(注) 「25年度末に保有している交付金相当額」欄において、マイナス(△)表示の計数となっているのは、緊急雇用創出事業臨時特例基金（住まい対策拡充等支援事業分）を活用して行われる事業間で配分変更して使用できることから、他事業から配分変更した額を当該事業の取崩額として集計したことによる。また、「計」欄は、マイナス(△)表示の計数を0円として集計している。

しかし、「絆」事業は、25年7月に基金用途通知の対象となった。このため、東京都及び香川県は、路上で生活している失業者等に対する各種支援事業を行う際に、被災者かどうかの確認をして本件事業を実施することは困難であるなどとして、それ以降、新規の事業を実施していない。また、神奈川県及び石川県は、26年度に「絆」事業を実施せず、25年度末の資金残額の一部又は全額を配分変更して相談体制整備事業を実施する予定であるとし、愛知県は、従来実施している「絆」事業のうち被災者に限定したコミュニティ復興支援事業のみを継続して実施していく予定であるとしている。

その結果、5都県における25年度末の資金残額計7億6361万余円のうち、上記のように他事業に配分変更するなどしても、4都県において、計5億6022万余円の資金が26年度末の事業終了時まで使用されずに保有されたままになることが見込まれる。

② 相談体制整備事業（終了年度：26年度）

相談体制整備事業は、厚生労働省が、23年度に、被災世帯を支援するため

に、当面の生活に必要なとなる資金（以下「生活復興支援資金」という。）の貸付けに関する相談体制を整備することを目的として、都県及び市町村の社会福祉協議会の相談員に係る配置等に要する経費に充てるために、表76のとおり、11都県に交付金計22億2619万余円を交付して造成させた緊急雇用創出事業臨時特例基金（住まい対策拡充等支援事業分）により実施するものである。

表76 相談体制整備事業の執行状況等（平成26年8月末現在）

（単位：千円、％）

都県名	交付金交付額 A	平成25年度末までの取崩額（国庫返納額分を除く。） B	基金事業執行率 B/A	25年度末までの国庫返納額（交付金相当額） C	25年度末までの他事業への配分変更額 D	25年度末に保有している交付金相当額 E= A-B-C-D	26年度の他事業からの配分変更見込額 F	26年度の使用見込額 G	26年度の国庫返納額（見込額を含む。） H	26年度末に保有見込みの交付金相当額 H=E-F-G
東京都	814,499	817,739	100.3	-	/	△ 3,240	/	/	/	/
神奈川県	271,098	292,698	107.9	-	/	△ 21,600	147,548	147,548	-	△ 169,148
石川県	51,185	105,625	206.3	-	/	△ 54,440	22,660	22,660	-	△ 77,100
岐阜県	125,566	99,845	79.5	-	-	25,721	-	-	-	25,721
愛知県	504,421	363,663	72.0	-	-	140,758	-	-	-	140,758
奈良県	111,718	59,641	53.3	-	-	52,077	-	-	-	52,077
岡山県	72,800	-	-	-	-	72,800	-	-	-	72,800
徳島県	51,436	51,437	100.0	-	/	△ 1	/	/	/	/
高知県	29,800	28,733	96.4	-	-	1,067	7,200	8,267	-	△ 7,200
熊本県	50,675	-	-	14,255	25,319	11,100	-	-	-	11,100
大分県	-	500	/	/	/	△ 500	/	/	/	/
沖縄県	143,000	64,570	45.1	-	11,422	67,007	-	-	-	67,007
計	2,226,198	1,884,452	84.6	14,255	36,741	370,531	177,408	178,475	-	369,464

注(1) 「25年度末に保有している交付金相当額」及び「26年度末に保有見込みの交付金相当額」欄において、マイナス(△)表示の計数となっているのは、緊急雇用創出事業臨時特例基金（住まい対策拡充等支援事業分）を活用して行われる事業間で配分変更して使用できることから、他事業から配分変更して使用した額も含めて当該事業の取崩額として集計している。

注(2) 「計」欄は、マイナス(△)表示の計数を0円として集計している。

注(3) 大分県は、当該事業に係る交付申請を行っていないため、交付金の交付を受けていないが、被災生活保護受給者に対する生活再建サポート事業に係る交付金のうち、500千円を配分変更して事業を実施している。

しかし、相談体制整備事業は、25年7月に、基金用途通知の対象となったため、25年度末現在で資金を保有している7県のうち、26年度も同事業を実施するとしていた高知県を除く6県は、被災者に限定した相談員の配置等や経費の支出は困難であるなどとして、基金を廃止するまで当面資金を保有し続けるとしている。

その結果、これらの6県において、計3億6946万余円の資金が26年度末の事業終了時まで使用されずに保有されたままになることが見込まれる。

③ パーソナル・サポート・サービスモデル・プロジェクト（終了年度：24年度）

パーソナル・サポート・サービスモデル・プロジェクトは、厚生労働省が、23年度に、様々な問題に直面している被災者の日常生活の自立、社会的自立及び経済的自立に向けて、パーソナル・サポーターが当事者のニーズに合わせた個別かつ継続的な相談等を実施し、生活支援、就労支援等を行うことを目的として、表77のとおり、7都県に交付金計7億6309万余円を交付して作成させた緊急雇用創出事業臨時特例基金（住まい対策拡充等支援事業分）により実施したものであり、同プロジェクトは24年度末に廃止されている。

表77 パーソナル・サポート・サービスモデル・プロジェクトの執行状況等（平成26年8月末現在）

（単位：千円、％）

都県名	交付金交付額 A	平成25年度末までの取崩額（国庫返納額分を除く。） B	基金事業執行率 B/A	25年度末までの国庫返納額（交付金相当額） C	25年度末までの他事業への配分変更額 D	25年度末に保有している交付金相当額 E=A-B-C-D	26年度の国庫返納額（見込額を含む。） F	26年度末に保有見込みの交付金相当額 G=E-F
東京都	64,998	48,926	75.2	-	-	16,072	-	16,072
神奈川県	240,038	230,715	96.1	-	-	9,323	-	9,323
岐阜県	130,000	126,774	97.5	-	-	3,225	-	3,225
岡山県	21,860	9,102	41.6	-	-	12,758	-	12,758
徳島県	91,723	91,721	99.9	-	1	-		
香川県	34,238	34,049	99.4	188				
沖縄県	180,238	168,974	93.7	-	-	11,263	-	11,263
計	763,095	710,262	93.0	188	1	52,642	-	52,642

同プロジェクトの基金事業執行率は7都県全体で93.0%となっていて、25年度末の基金の残額は、既に残額の交付金相当額を国に返納した香川県及び残額がない徳島県を除き、5都県で計5264万余円となっている。

前記のとおり、同プロジェクトが24年度末に廃止されているのに資金を保有していることについて、5都県は、資金を緊急雇用創出事業臨時特例基金（住まい対策拡充等支援事業分）で実施している他の事業に配分変更できるとされていることなどから、それらの事業の終了年度である26年度まで保有する予定であるためとしている。

しかし、配分変更できるとされている「絆」事業や相談体制整備事業は、前記のとおり、基金使途通知の対象となったことから、多くの都県で今後の実施見込みがないなどとされている。

したがって、5都県において、計5264万余円の資金が「絆」事業及び相談体制整備事業が終了する26年度末まで保有されたままになることが見込まれる。

④ 被災生活保護受給者に対する生活再建サポート事業（終了年度：25年度）

被災生活保護受給者に対する生活再建サポート事業は、厚生労働省が、23年度に、被災した生活保護受給世帯に対して、生活再建サポーターによる巡回相談等の各種支援を行うことを目的として、表78のとおり、12都県に交付金計2億0340万円を交付して造成させた緊急雇用創出事業臨時特例基金（住まい対策拡充等支援事業分）により実施したものであり、同事業は25年度末に廃止されている。

表78 被災生活保護受給者に対する生活再建サポート事業の執行状況等（平成26年8月末現在）

（単位：千円、％）

都県名	交付金交付額 A	平成25年度末までの取崩額 （国庫返納額分を除く。） B	基金事業 執行率 B/A	25年度末までの国庫返納額（交付金相当額） C	25年度末までの他事業への配分変更額 D	25年度末に保有している交付金相当額 E= A-B-C-D	26年度の他事業への配分変更見込額 F	26年度の国庫返納額（見込額を含む。） G	26年度末に保有見込みの交付金相当額 H=E-F-G
東京都	100,800	3,600	3.5	-	-	97,200	-	-	97,200
神奈川県	21,600	-	-	-	21,600	-			
石川県	10,800	-	-	-	-	10,800	10,800	-	-
福井県	7,200	-	-	-	-	7,200	-	-	7,200
岡山県	7,200	-	-	-	-	7,200	-	-	7,200
高知県	7,200	-	-	-	-	7,200	7,200	-	-
佐賀県	7,200	-	-	7,200					
長崎県	7,200	-	-	-	-	7,200	-	-	7,200
熊本県	9,000	-	-	9,000					
大分県	7,200	-	-	-	500	6,700	-	-	6,700
鹿児島県	7,200	-	-	-	-	7,200	-	-	7,200
沖縄県	10,800	-	-	-	-	10,800	-	-	10,800
計	203,400	3,600	1.7	16,200	22,100	161,500	18,000	-	143,500

同事業の執行状況をみると、被災した生活保護受給世帯がほとんどなかったなどの理由から、同事業を実施した都県は、東京都のみであり、基金事業執行率は1.7%と極めて低調となっていて、25年度末の基金の残額は、既に

残額の交付金相当額を国に返納した佐賀県及び熊本県、他の事業に資金を配分変更した神奈川県を除いた、9都県で計1億6150万円となっている。

前記のとおり、事業が25年度末に廃止されているのに資金を保有していることについて、9都県は、パーソナル・サポート・サービスモデル・プロジェクトと同様に、資金を緊急雇用創出事業臨時特例基金（住まい対策拡充等支援事業分）で実施している他の事業に配分変更できるとされていることなどから、「絆」事業及び相談体制整備事業の終了年度である26年度まで保有する予定であるためとしている。

しかし、配分変更できるとされている「絆」事業及び相談体制整備事業は、前記のとおり、基金用途通知の対象となったことから、多くの都県で今後の使用見込みがないなどとされている。

したがって、7都県において、計1億4350万円の資金が26年度末の事業終了時まで使用されずに保有されたままになることが見込まれる。

b 基金の用途が被災者に対する事業に限定されていなかったもの

緊急雇用創出事業臨時特例基金（住まい対策拡充等支援事業分）で実施される事業のうち、相談体制整備事業（厚生労働省所管。1事業 26年度に被災者に限定しないまま使用されることが見込まれていた額 1億7847万余円）

相談体制整備事業は、前記のとおり、厚生労働省が23年度に、被災世帯を支援するため、生活復興支援資金の貸付けに関する相談体制を整備することを目的として、11都県に交付金計22億2619万余円を交付して造成させた緊急雇用創出事業臨時特例基金（住まい対策拡充等支援事業分）により実施するものである。

同事業の執行状況をみると、表76のとおり、岡山県及び熊本県は、既存の生活福祉資金貸付事業に係る相談体制で対応しているため、本件事業を全く実施していない。一方、東京都、神奈川県、石川県及び徳島県は、既に交付額の全額を執行していた。このうち、東京都、神奈川県及び石川県は、不足する事業費については、緊急雇用創出事業臨時特例基金（住まい対策拡充等支援事業分）で実施している「絆」事業等の資金の一部を配分変更して実施しており、25年度末現在の配分変更額は計7928万円となっている。

そして、相談体制整備事業は、前記のとおり、25年7月に、基金使途通知の対象となって、事業の対象者が被災者に限定されることとなったことから、岡山県及び熊本県に加えて、岐阜県、愛知県、奈良県及び沖縄県も、被災者に限定した相談員の配置等や経費の支出は困難であるなどとして、復旧・復興予算による相談員の配置等を行わず、既存の生活福祉資金貸付事業に係る相談体制で対応するなどとしている。

しかし、神奈川県、石川県及び高知県は、26年度以降も使途を被災者に対する事業に限定することなく基金を活用するなどして事業を執行する予定であるとしていて、26年度の財源として、神奈川県は「絆」事業で使用見込みがなくなった資金1億4754万余円を、石川県は「絆」事業等で使用見込みがなくなった資金2266万円を、高知県は被災生活保護受給者に対する生活再建サポート事業で使用見込みがなくなった資金720万円を、それぞれ配分変更する予定としていた。

これらの事態を踏まえて、厚生労働省は、改めて、基金使途通知等に基づき、被災地又は被災者に対する事業に限定した上で、それ以外の事業の残額や、使用見込みのない資金について速やかな国への返納を要請したとしている。

上記の要請を受けて、神奈川県、石川県及び高知県は、「絆」事業等で使用の見込みがなくなった資金を相談体制整備事業へ配分変更せず、復旧・復興予算による事業の執行を取りやめている。また、これらの基金事業を実施する都県は、今後の使用が見込まれない資金について、厚生労働省と調整した上で、国への返納手続を進めるとしている。

キ まとめ

復興関連基金事業は、基金団体が実施している被災地の復旧・復興事業や全国に避難している被災者等に対する各種支援事業等に必要な資金に充てるために、国が国庫補助金等を事前に交付し、交付を受けた基金団体が基金を設置造成等し、これを取り崩すなどして実施するものであることから、使い勝手がよい反面、当初の目的が達成された場合等であっても基金が廃止されるまで、資金が国に返納されないまま保有されているものも見受けられる。また、復興庁及び財務省は、25年7月に、基金の使途を被災地又は被災者に対する事業に限定し、それ以外の事業については、基金からの執行を見合わせて、国へ返還することを各基金の所管大臣に要請してい

る。

そして、東日本大震災発生後3年11か月が経過し、復興関連基金事業の中には当初の目的を達成したり、当該事業に対する需要が低下したりして、基金事業執行率が低くなっているものや多額の資金余剰を生じているものも見受けられる。

これらのことから、国は、今後も基金団体と十分連携し、適切かつ有効に事業が実施されるよう努めるとともに、復旧・復興予算の計上や資金の交付に当たっては、基金の規模が適切なものとなっているかについて検証する必要がある。また、国は、基金団体における事業の進捗状況や基金の執行残額の状況等について適切に把握するなどして、国庫補助金等の交付が適正に行われるようにするとともに、基金団体に多額の不用額や、今後の使用が見込めない資金が保有されていたり、余剰金が生ずると見込まれたりしている場合は、これらの余剰金等を国庫に返納することを基金団体に要請するなどして、資金を適切かつ有効に活用するよう努める必要がある。

(3) 原子力災害からの復興再生

国は、復興基本方針において、原子力災害からの復興については、責任を持って再生及び復興に取り組むこととし、福島第一原発が所在する福島県については、福島基本方針により、原子力災害からの福島の復興再生を国政の最重要課題と位置付けて、各種の取組を継続的に講ずることとした。そして、原子力災害からの復興再生に向けて、放射性物質の除去、安全対策・健康管理対策等の施策を講じてきた。特に、24年度補正予算及び25年度当初予算において、長期避難者の生活拠点形成、定住促進、帰還加速等の福島復興に向けた新たな支援措置を講ずることとした。

また、国は、前記のとおり、25年12月に福島復興の加速指針を閣議決定し、早期帰還支援と新生活支援の両面で福島を支え、原子力災害からの復興再生に向けて全力を挙げて取り組むこととしている。

そこで、原子力災害からの復興再生について、各府省庁、福島県等が実施する各種施策等の実施状況はどのようなものとなっているか、特に、除染等の事業、長期避難者支援等の事業は円滑かつ迅速に実施されているかなどに着眼して検査した。

ア 原子力災害関係の事業の実施状況

原子力災害関係の事業を予算年度別にみると、表79のとおり、25年度復興特会予算の予算現額は8417億余円であり、これに23年度補正予算及び24年度復興特会予算の予算現額を加えた3か年度の予算現額は計2兆3546億余円となっている。25年度が24年度に比べて多額となっているのは、除染等の事業に係る予算現額が増加したこと、福島復興に向けた新たな事業が予算措置されたことなどによる。

表79 予算年度別の原子力災害関係の事業に係る予算現額等
(単位：件、百万円)

予算年度	会計名	事業数	予算現額
平成23年度	一般会計	107	980,888
24年度	復興特会	66	531,934
25年度	復興特会	58	841,794
計		231	2,354,617

上記の予算現額計2兆3546億余円のうち、25年度に実施される原子力災害関係の事業に係る予算現額は、表80のとおり、25年度復興特会予算の8417億余円に加えて、23年度補正予算の事故繰越分の71億余円、24年度復興特会予算の翌年度繰越分の3139億余円、計1兆1629億余円となっている。

表80 平成25年度に実施される原子力災害関係の事業に係る予算現額等
(単位：件、百万円)

予算年度	平成23年度 (25年度への事故繰越分)	24年度 (25年度への繰越分)	25年度	計
経費項目	原子力災害復興関係経費	原子力災害復興関係経費	原子力災害復興関係経費	
事業数	3	16	58	77
予算現額	7,182	313,934	841,794	1,162,911

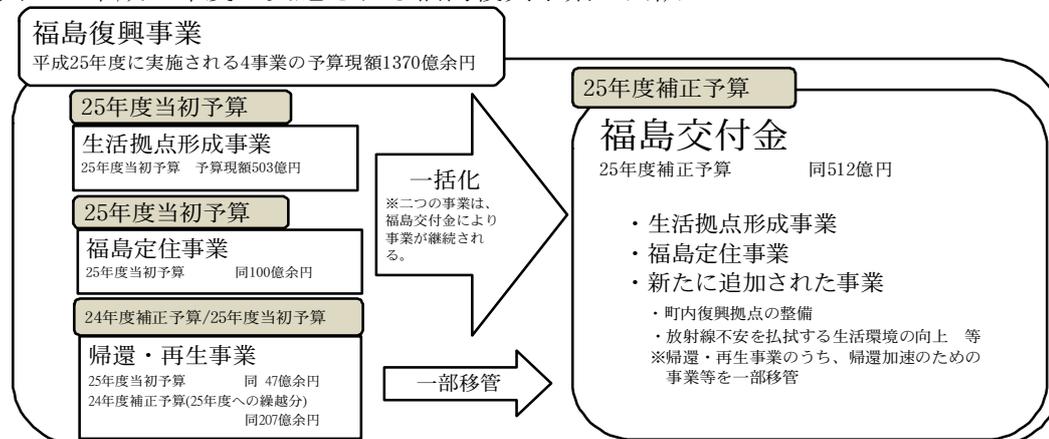
25年度に実施される原子力災害関係の事業に係る経費項目は、原子力災害復興関係経費であり、その主な事業は、「汚染土壌等の除染」、「汚染廃棄物処理事業」、「長期避難者生活拠点形成事業」（以下「生活拠点形成事業」という。）等である。

また、前記のとおり、国は、福島復興に向けた新たな施策として、24年度補正予算で避難解除区域への帰還支援等に取り組む福島原子力災害避難区域等帰還・再生加速事業（以下「帰還・再生事業」という。）を、25年度当初予算で長期避難者の生活拠点の形成を支援する生活拠点形成事業及び福島県の子育て世帯が安心して定住できる環境を整え地域の復興再生を促進する福島定住等緊急支援事業（以下「福島定住事業」という。）を、それぞれ予算措置した。

さらに、25年8月に福島県の避難指示区域の見直しが全域で完了したことから、国は、今後は復興の新たな段階を迎えるとして、図33のとおり、それまで個別に実施していた生活拠点形成事業、福島定住事業及び帰還・再生事業に、町内復興拠点の整備等を新たに加えるなどして、長期避難者支援から早期帰還までの対応策を一括して支援する福島交付金を25年度補正予算において創設した。

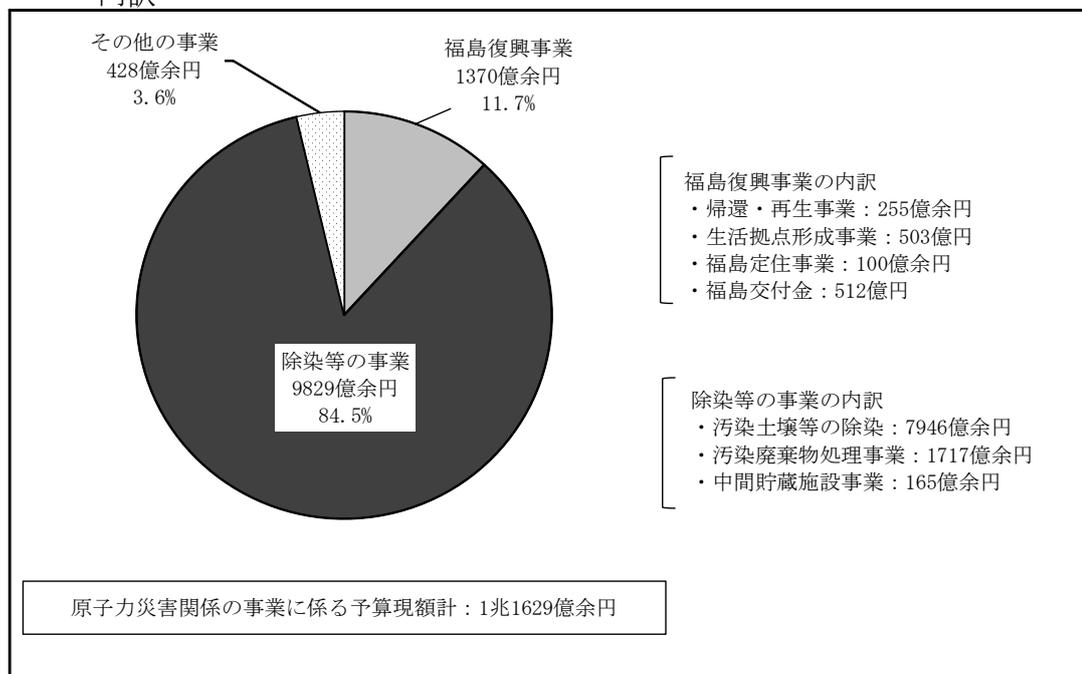
このように24、25両年度に予算措置されたこれらの4事業が福島の復興再生の柱として実施されることとなった（以下、4事業を合わせて「福島復興事業」という。）。

図33 平成25年度に実施される福島復興事業の内訳



25年度に実施される原子力災害関係の事業に係る予算現額計1兆1629億余円の事業別の内訳をみると、図34のとおり、除染等の事業が9829億余円と全体の84.5%を占め、福島復興事業が1370億余円と全体の11.7%を占めている。

図34 平成25年度に実施される原子力災害関係の事業に係る予算現額の事業別内訳



上記の予算現額計1兆1629億余円について執行状況をみると、表81のとおり、支出済額は計5531億余円（執行率47.5%）、繰越額は計5021億余円（繰越率43.1%）となっている。このうち除染等の事業についてみると、執行率は49.6%、繰越率は40.6%となっている。

表81 平成25年度に実施される原子力災害関係の事業の執行状況

(単位：件、百万円、%)

予算年度	平成23年度	24年度	25年度	計	左のうち 除染等の事業	左の計に 対する割合
	(25年度への事故繰越分)	(25年度への繰越分)				
経費項目	原子力災害復興関係 経費	原子力災害復興関係 経費	原子力災害復興関係 経費			
事業数	3	16	58	77	8	10.3
予算現額 A	7,182	313,934	841,794	1,162,911	982,956	84.5
支出済額 B	6,173	131,993	414,946	553,112	488,136	88.2
繰越額 C	-	89,178	412,958	502,136	399,899	79.6
不用額 D=A-B-C	1,009	92,763	13,889	107,661	94,921	88.1
執行率 B/A	85.9	42.0	49.2	47.5	49.6	
繰越率 C/A	-	28.4	49.0	43.1	40.6	
不用率 D/A	14.0	29.5	1.6	9.2	9.6	

イ 除染等の事業の実施状況

環境大臣は、放射性物質汚染対処特措法に基づき、国自ら主体的に除染を実施する除染特別地域や市町村等が国の補助を受けて実施する汚染状況重点調査地域を指定している。26年9月末現在、警戒区域又は計画的避難区域の指定を受けるな^(注11)どした福島県管内の11市町村の地域を除染特別地域に指定している。そして、国及び市町村等は、これらの地域で汚染土壌等の除去、当該汚染の拡散の防止その他の措置（以下「除染等の措置」という。）並びに除去土壌の収集、運搬、保管及び処分を実施するとしている。

また、環境大臣は、放射性物質汚染対処特措法に基づき、上記11市町村の除染特別地域を汚染廃棄物対策地域（以下「対策地域」という。）に指定して、国自ら対策地域内において地震、津波等により発生した災害廃棄物等やその他除染等の措置に伴い発生した廃棄物（以下「除染廃棄物」といい、これらを合わせて「対策地域内廃棄物」という。）の収集、運搬、保管及び処分を行うことなどとしている。

さらに、国は、市町村等の協力を得ながら、対策地域内廃棄物等の処理のために必要な仮置場、中間貯蔵施設等の整備やその安全性の確保について、責任を持って行うこととしている。

そして、国は、放射性物質汚染対処特措法に基づき、前記の各地域等において除染等の事業として、汚染土壌等の除染、汚染廃棄物処理事業及び中間貯蔵施設事業を実施している。各事業の実施状況は、次のとおりである。

(注11) 除染特別地域に指定されたのは、福島県の檜葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村及び飯舘村の全域並びに田村市、南相馬市、川俣町及び川内村で警戒区域又は計画的避難区域であったことのある地域である。

(7) 汚染土壌等の除染の実施状況

汚染土壌等の除染は、除染等の措置の実施や仮置場の設置及びその管理等を実施する事業であり、25年度の執行状況をみると、表82のとおり、予算現額7946億余円に対して、支出済額4622億余円（執行率58.1%）、繰越額3192億余円（繰越率40.1%）となっている。

表82 平成25年度の汚染土壌等の除染の執行状況

(単位：百万円、%)

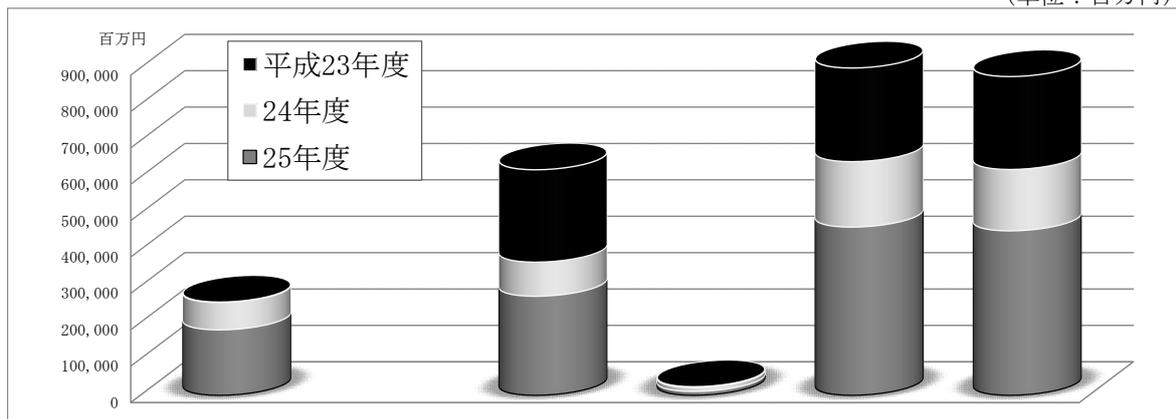
事業等	実施方法	予算現額 A	支出済額 B	繰越額 C	不用額 D=A-B-C	執行率 B/A	繰越率 C/A	不用率 D/A
平成23年度一般会計予算 (25年度への事故繰越分)		6,759	5,751	-	1,008	85.0	-	14.9
放射線量低減処理業務庁費等	直轄	3,781	3,779	-	1	99.9	-	0.0
放射線量低減対策特別緊急事業費補助金	補助等	2,978	1,972	-	1,006	66.2	-	33.7
24年度復興特会予算 (25年度への繰越分)		209,697	111,402	87,115	11,179	53.1	41.5	5.3
放射線量低減処理業務庁費等	直轄	199,406	104,498	86,781	8,126	52.4	43.5	4.0
放射線量低減対策特別緊急事業費補助金 (うち、福島県民健康管理基金)	補助等	10,290	6,904 (2,300)	334	3,052	67.0	3.2	29.6
25年度復興特会予算		578,203	345,085	232,117	1,000	59.6	40.1	0.1
放射線量低減処理業務庁費等	直轄	295,267	71,490	223,067	708	24.2	75.5	0.2
放射線量低減対策特別緊急事業費補助金 (うち、福島県民健康管理基金)	補助等	282,935	273,594 (269,839)	9,049	291	96.6	3.1	0.1
計		794,660	462,239 (272,139)	319,233	13,187	58.1	40.1	1.6

(注) 実施方法は、209ページ表101参照。「補助等」は、基金を含む。

また、23年度から25年度までの3年間の支出済額は、図35のとおり、計8996億余円となっている。これを地域別にみると、除染特別地域が計2561億余円、汚染状況重点調査地域のうち福島県管内の40市町村が計6199億余円、福島県を除く岩手県等7県管内の60市町村が計235億余円となっており、除染特別地域と汚染状況重点調査地域の福島県管内市町村（図36参照）における支出済額が計8761億余円と支出済額全体の97.3%を占めている。

図35 地域別・年度別の汚染土壌等の除染に係る支出済額（平成25年度末現在）

(単位：百万円)



支出年度	除染特別地域 A	汚染状況重点調査地域			合計	(参考) 福島県内 A + B
		計	福島県 B (40市町村)	岩手県等7県 (60市町村)		
平成23年度	1,346	255,828	253,896	1,931	257,174	255,243
24年度	75,070	105,134	93,861	11,272	180,204	168,931
25年度	179,768	282,470	272,167	10,303	462,239	451,936
計	256,185	643,433	619,925	23,507	899,618	876,111

注(1) 「除染特別地域A」には技術実証、普及啓発、調査等を含む。

注(2) 「福島県B」の平成23年度分には「除染に関する緊急実施基本方針」に基づく内閣府所管の国庫補助金分を含む。

図36 福島県内の除染特別地域及び汚染状況重点調査地域（平成26年9月末現在）



a 除染特別地域における除染等の措置の実施状況

国は、放射性物質汚染対処特措法に基づく特別地域内除染実施計画（以下「特別地域内計画」という。）の策定に当たり、23年11月に「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法に基づく基本方針」を閣議決定し、放射線量が特に高い地域を除き一律に25年度末までに除染等の措置を行い、発生する除去土壌等を仮置場へ搬入するなどとした。

また、環境省は、24年1月に「除染特別地域における除染の方針（除染ロードマップ）について」を作成し、新たな避難指示区域の区分ごとに、除染の優先順位、目標等の実施方針を示した。そして、環境大臣は、25年6月までに双葉町を除く10市町村について、市町村ごとに特別地域内計画を策定した。

特別地域内計画に基づく除染等の措置の進捗状況を見ると、表83のとおり、26年9月末現在、楢葉町、大熊町、田村市及び川内村については、帰還困難区域を除き除染等の措置が終了している。

一方、上記の4市町村を除く富岡町、浪江町、葛尾村、飯舘村、南相馬市及

び川俣町の6市町村については、葛尾村及び川俣町の宅地で除染等の措置が終了しているが、それ以外では進捗率が低くなっている。これは、特別地域内計画の策定、除去土壌等の仮置場の確保、地権者等の同意の取得等の事業に着手するまでの調整に時間を要したことなどによる。

除染等の措置に係る25年度の支出済額は計1797億余円となっており、檜葉町、富岡町、飯館村及び南相馬市の4市町村が計1230億余円と全体の68.4%を占めている。これは、4市町村のいずれも除染対象となる避難指示解除準備区域及び居住制限区域の面積が広く、除染対象施設も多いことなどによる。

表83 市町村別・除染対象別の除染等の措置の進捗状況（帰還困難区域を除く。）及び平成25年度の支出済額

市町村名		檜葉町	富岡町	大熊町	双葉町	浪江町	葛尾村	飯館村	田村市	南相馬市	川俣町	川内村		
宅地	平成26年3月末	進捗率 (%)	100	0.1	100	調整中	0.6	59	9	100	-	17	100	
		対象数 (宅地の件数)	2,500	6,000	調整中	調整中	調整中	1,700	調整中	調整中	調整中	調整中	160	
		対象数 (関係人の数)	調整中	調整中	170	調整中	5,900	480	調整中	調整中	3,900	360	調整中	
	26年9月末	進捗率 (%)	100	5	100	調整中	5	100	25	100	4	100	100	
		対象数 (宅地の件数)	2,500	6,000	180	調整中	調整中	1,100	1,800	調整中	5,200	360	160	
		対象数 (関係人の数)	調整中	調整中	調整中	調整中	5,900	調整中	調整中	調整中	調整中	調整中	調整中	
農地	26年3月末	進捗率 (%)	100	0.2	100	調整中	0.7	0.1	4	100	0.4	5	100	
		対象数 (千㎡)	8,100	8,400	1,700	調整中	19,000	4,300	22,000	1,400	31,000	6,800	1,300	
	26年9月末	進捗率 (%)	100	0.9	100	調整中	5	17	12	100	1	15	100	
		対象数 (千㎡)	8,100	7,700	1,700	調整中	19,000	4,300	22,000	1,400	31,000	7,300	1,300	
	森林(生活圏)	26年3月末	進捗率 (%)	100	0.1	100	調整中	4	99	5	100	1	14	100
			対象数 (千㎡)	4,500	8,300	1,600	調整中	3,800	6,500	14,000	1,900	12,000	5,100	2,000
26年9月末		進捗率 (%)	100	4	100	調整中	8	99	17	100	15	36	100	
		対象数 (千㎡)	4,500	6,600	1,600	調整中	3,800	6,000	14,000	1,900	12,000	5,100	2,000	
道路	26年3月末	進捗率 (%)	100	17	100	調整中	-	1	0.9	100	0.3	0.3	100	
		対象数 (千㎡)	1,700	1,800	310	調整中	2,100	1,100	3,300	290	3,200	1,100	380	
	26年9月末	進捗率 (%)	100	52	100	調整中	9	1	6	100	0.3	0.8	100	
		対象数 (千㎡)	1,700	1,500	310	調整中	2,100	1,100	3,300	290	3,200	1,100	380	
25年度の支出済額(百万円)	市町村別計	23,787	32,778	8,553	-	9,037	11,645	38,278	4,918	28,160	10,824	5,169		
	その他											6,614		
	合計											179,768		

注(1) 進捗率は、小数点第1位(1%未満の場合は第2位)を四捨五入しており、また、「-」は未発注を示す。
注(2) 対象数は、有効数字2桁で四捨五入した概数であり、進捗率算出の基とした実績数とともに今後の精査によって変わり得る。
注(3) 網掛けは、特別地域内計画に基づく除染等の措置が終了した市町村を示す。
注(4) 双葉町は、特別地域内計画を平成26年7月に策定し、対象数は調整中である。
注(5) 檜葉町、大熊町、葛尾村(宅地)、田村市、川俣町(宅地)及び川内村の対象数は、未同意等を除いている。
注(6) その他は、国有財産の除染、技術実証、普及啓発、調査等である。

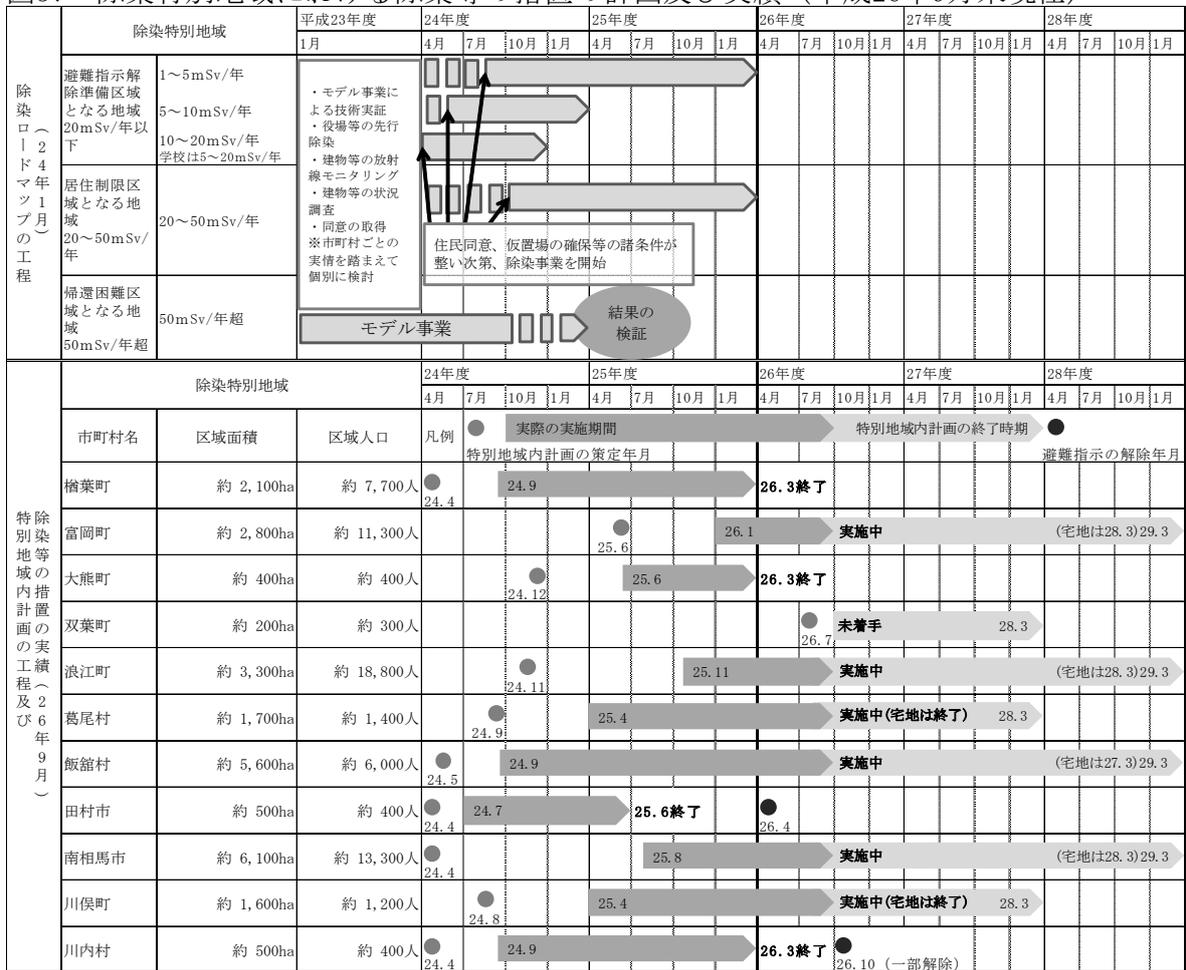
上記のとおり、市町村別の進捗に差が生じていることから、環境省は、25年9月に公表した「除染の進捗状況についての総点検」において、一律に25年度末までに除染等の措置を行い、発生する除去土壌等を仮置場へ搬入するとしていた従前の目標を改め、個々の市町村の状況に応じて、復興の動きと連動した除染等の措置を推進することとした。そして、環境大臣は、25年12月に富岡町等6市町村の特別地域内計画を改定（双葉町は26年7月策定）し、市町村の状況に応じた除染等の措置の終了時期を定めた。

そこで、26年9月末現在の除染等の措置の終了時期をみると、図37のとおり、

檜葉町、大熊町、田村市及び川内村は同年3月までに終了し、富岡町等7市町村は、それぞれの終了時期までに終了するよう、事業を実施している。

国は、改定した各特別地域内計画の終了時期までに除染等の措置が終了するように、仮置場の用地確保等に当たり、市町村の協力を得ながら地権者を始めとする地元住民に丁寧な説明を行い、理解を得られるよう努めるとともに、これまでの実績を踏まえた効果的な手法や新技術の活用により除染等の措置の加速化を図っていくこととしている。なお、除染等の措置の終了後も、除染効果の維持を確認するために、必要な事後モニタリングを行うこととしている。

図37 除染特別地域における除染等の措置の計画及び実績（平成26年9月末現在）



注(1) 特別地域内計画の終了時期は、帰還困難区域を除く区域の終了時期を示す。
 注(2) 特別地域内計画の終了時期は、檜葉町、大熊町及び川内村が平成26年3月、田村市が25年3月である。
 注(3) 浪江町の津波被災地域を除く地域の特別地域内計画の終了時期は、平成28年3月である。

b 汚染状況重点調査地域における除染等の措置の実施状況

放射性物質汚染対処特措法に基づき、汚染状況重点調査地域に指定された

市町村の長等は、除染実施計画を策定し、国は、補助金等の財政措置等を講ずることとなっている。26年9月末現在、汚染状況重点調査地域に指定された市町村は、表84のとおり、福島県等の8県で100市町村となっており、このうち94市町村が除染実施計画を策定している。

上記の除染実施計画に基づく除染等の措置に係る25年度の支出済額は計2824億余円となっており、汚染状況重点調査地域に指定された市町村が多い福島県の支出済額が2721億余円と全体の96.3%を占めている。

表84 汚染状況重点調査地域として指定された市町村（平成26年9月末現在）及び県別の25年度の支出済額

(単位：百万円)

県名	市町村数	汚染状況重点調査地域として指定された市町村		平成25年度の支出済額
		除染実施計画策定済	当面策定予定なし	
岩手県	3	一関市、奥州市、平泉町	—	1,084
宮城県	8	白石市、角田市、栗原市、七ヶ宿町、大河原町、丸森町、亶理町、山元町	—	1,452
福島県	40	(県北地域) 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村	—	272,167
		(県中地域) 郡山市、須賀川市、田村市、鏡石町、天栄村、石川町、玉川村、平田村、浅川町、古殿町、三春町、小野町	—	
		(県南地域) 白河市、西郷村、泉崎村、中島村、矢吹町、棚倉町、鮫川村	矢祭町、塙町	
		(会津地域) 会津坂下町、湯川村、会津美里町	柳津町、三島町	
		(相双地域) 相馬市、南相馬市、広野町、川内村、新地町	—	
		(いわき地域) いわき市	—	
茨城県	20	<u>日立市</u> 、土浦市、龍ヶ崎市、常総市、 <u>常陸太田市</u> 、 <u>高萩市</u> 、 <u>北茨城市</u> 、 <u>取手市</u> 、牛久市、 <u>つくば市</u> 、 <u>ひたちなか市</u> 、 <u>鹿嶋市</u> 、守谷市、 <u>稲敷市</u> 、つくばみらい市、 <u>東海村</u> 、 <u>美浦村</u> 、 <u>阿見町</u> 、利根町	鉾田市	1,496
栃木県	8	佐野市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、塩谷町、那須町	—	5,332
群馬県	10	<u>桐生市</u> 、沼田市、 <u>渋川市</u> 、 <u>みどり市</u> 、 <u>下仁田町</u> 、 <u>中之条町</u> 、高山村、 <u>東吾妻町</u> 、川場村	安中市	321
埼玉県	2	三郷市、吉川市	—	17
千葉県	9	松戸市、野田市、佐倉市、柏市、流山市、我孫子市、鎌ヶ谷市、印西市、白井市	—	598
計	100	94 (うち除染等の措置を完了した市町村数 17)	6	282,470

(注) 下線は除染等の措置を完了した市町村を示している。

そこで、除染実施計画を策定している福島県管内の36市町村における同計画に基づく除染等の措置の完了状況を見ると、26年9月末現在、除染等の措置を完了した市町村はない。

除染等の措置の進捗状況は、表85のとおり、公共施設等と農地・牧草地の進捗率が高く、それぞれ71.4%、61.1%となっている。

公共施設等は、放射性物質汚染対処特措法に基づく基本方針において、学校、公園等の子どもの生活環境を優先的に実施することとされたことなどから、全ての地域で進捗率が高くなっている。また、農地・牧草地は、作付けや営農再開前に除染等の措置を完了させる必要があること、放射線量が低い

地域では汚染のない下層の土壌と表層の土壌とを反転させる方法（反転耕）により仮置場の確保が不要となるなどの効率的な手法を取り入れたことなどから、進捗率が高くなっている地域がある一方、相双地域及びいわき地域の進捗率が14.6%、0.0%と低くなっている。これは、相双地域では放射線量が高い地域と低い地域が混在していることなどから除染の実施方法の検討に時間を要していること、いわき地域では表土除去の手法を執ったことから必要となる仮置場の確保に時間を要していることなどによる。

表85 福島県管内の地域別・除染対象別の除染等の措置の進捗状況(平成26年9月末現在)

地域	市町村数	住宅(戸数)				公共施設等(施設数)				道路(km)			
		平成26年9月末		26年3月末		26年9月末		26年3月末		26年9月末		26年3月末	
		予定数 A	実績数 B	進捗率(%) B/A	進捗率(%)	予定数 A	実績数 B	進捗率(%) B/A	進捗率(%)	予定数 A	実績数 B	進捗率(%) B/A	進捗率(%)
県北	8	162,555	85,176	52.3	39.8	4,106	2,788	67.9	64.9	4,015	1,357	33.8	27.0
県中	12	140,855	51,688	36.6	24.5	2,759	2,029	73.5	53.3	4,887	426	8.7	2.0
県南	7	25,129	7,603	30.2	11.7	754	445	59.0	42.7	1,546	297	19.2	13.7
会津	3	6,688	2,645	39.5	26.6	144	137	95.1	65.9	183	45	24.5	23.7
相双	5	34,662	7,640	22.0	18.2	232	230	99.1	76.4	1,415	548	38.7	23.4
いわき	1	62,861	10,457	16.6	6.8	530	464	87.5	76.4	調整中			
計	36	432,750	165,209	38.1	26.4	8,525	6,093	71.4	61.3	12,047	2,674	22.2	14.7

地域	農地・牧草地(ha)				森林(生活圏)(ha)			
	26年9月末		26年3月末		26年9月末		26年3月末	
	予定数 A	実績数 B	進捗率(%) B/A	進捗率(%)	予定数 A	実績数 B	進捗率(%) B/A	進捗率(%)
県北	16,108	14,628	90.8	89.5	1,548	404	26.1	17.1
県中	9,375	4,762	50.8	43.6	598	64	10.7	9.6
県南	550	472	85.8	86.8	811	54	6.6	6.4
会津	-	-	-	-	-	-	-	-
相双	8,120	1,185	14.6	14.5	697	432	62.0	52.3
いわき	287	0	0.0	0.0	591	7	1.3	0.0
計	34,441	21,049	61.1	58.5	4,247	963	22.6	17.4

注(1) 予定数は、市町村により概数又は平成26年度末までの計画数を計上しているところがあるため、今後変更されることがある。また、「-」は実施予定がないこと、「調整中」は実施計画を調整中であることを示す。
 注(2) 予定数及び実績数には、詳細測定(事前測定)の結果により除染が必要ないと判断されたものを含めている。
 注(3) 平成26年3月末現在の進捗率は、26年9月末現在の予定数に対する進捗を示す。
 注(4) 相双地域の公共施設等は、施設の区分を見直すなどしたため、平成26年3月末現在の進捗率を示していない。

次に、除染実施計画を策定している岩手県等7県(福島県を除く。)管内の58市町村における同計画に基づく除染等の措置の完了状況をみると、表86のとおり、26年9月末現在、17市町村は、除染等の措置を完了している。このほか、26市町村は、除染等の措置を完了したが、今後、更に除染等の措置が必要となった場合には同計画を改定して実施するとしており、また、15市町村は、継続して事業を実施している。

表86 岩手県等7県管内の市町村における除染等の措置の完了状況

県名	計画策定済の市町村数（平成26年9月末現在）			
	計	除染等の措置を完了している市町村	除染等の措置を完了したが、今後、更に除染等の措置が必要となった場合には除染実施計画を改定して除染等の措置を実施している市町村	継続して除染等の措置を実施している市町村
岩手県	3	0	2	1
宮城県	8	0	3	5
茨城県	19	11	6	2
栃木県	8	0	4	4
群馬県	9	6	1	2
埼玉県	2	0	2	0
千葉県	9	0	8	1
計	58	17	26	15

岩手県等7県における除染等の措置の進捗状況をみると、表87のとおり、住宅、公共施設等、道路及び農地・牧草地の進捗率が9割程度となっている一方、森林（生活圏）の進捗率が51.9%となっている。これは、除染実施計画の策定に当たり、人の健康の保護の観点から除染対象に優先順位が設けられており、公共施設等、住宅、農地・牧草地の順に優先して実施されていることなどによる。

福島県と比べると全体的に進捗率は高くなっているが、一部の県では、道路、農地・牧草地等の進捗率が低くなっている。これは、除染の実施方法等の検討や仮置場の確保に時間を要していることなどによる。なお、福島県の住宅の進捗率が岩手県等7県と比べて低くなっているのは、除染を予定している住宅が26年9月末現在43万戸を超えることから、必要とされる仮置場の確保に時間を要していることなどによる。これについて、福島県では、仮置場の更なる確保や市町村における除染推進体制の強化等に取り組み、住宅の除染を着実に進めるとしている。

表87 岩手県等7県管内の県別・除染対象別の除染等の措置の進捗状況
(平成26年9月末現在)

県名	住宅(戸数、棟数)				公共施設等(施設数)				道路(km)			
	平成26年9月末			26年3月末	26年9月末			26年3月末	26年9月末			26年3月末
	予定数 A	実績数 B	進捗率(%) B/A	進捗率(%)	予定数 A	実績数 B	進捗率(%) B/A	進捗率(%)	予定数 A	実績数 B	進捗率(%) B/A	進捗率(%)
岩手県	18,621	15,187	81.5	79.5	3,675	3,148	85.6	83.8	2,151	2,140	99.4	97.2
宮城県	7,882	4,227	53.6	39.6	451	335	74.2	57.6	340	73	21.4	0.0
茨城県	46,663	46,652	99.9	99.6	1,851	1,849	99.8	99.7	1,164	1,120	96.2	92.5
栃木県	36,924	28,618	77.5	57.0	1,344	812	60.4	43.0	81	78	96.7	96.7
群馬県	6,192	6,164	99.5	99.4	188	187	99.4	99.4	203	203	100.0	99.9
埼玉県	0	0	-	-	150	150	100.0	60.0	3	3	100.0	100.0
千葉県	19,159	19,159	100.0	99.8	2,490	2,490	100.0	99.9	232	232	100.0	100.0
計	135,441	120,007	88.6	81.8	10,149	8,971	88.3	84.0	4,177	3,852	92.2	88.2
(参考) 福島県管内の進捗率(再掲)			38.1	26.4			71.4	61.3			22.2	14.7

県名	農地・牧草地(千㎡)				森林(生活圏)(千㎡)			
	26年9月末			26年3月末	26年9月末			26年3月末
	予定数 A	実績数 B	進捗率(%) B/A	進捗率(%)	予定数 A	実績数 B	進捗率(%) B/A	進捗率(%)
岩手県	-	-	-	-	-	-	-	-
宮城県	557	217	38.9	37.7	2,000	635	31.7	31.3
茨城県	-	-	-	-	7	7	100.0	100.0
栃木県	12,342	12,142	98.3	98.3	831	831	100.0	45.9
群馬県	1,043	1,043	100.0	100.0	60	30	50.1	50.1
埼玉県	-	-	-	-	-	-	-	-
千葉県	-	-	-	-	-	-	-	-
計	13,942	13,402	96.1	96.0	2,899	1,504	51.9	36.1
(参考) 福島県管内の進捗率(再掲)			61.1	58.5			22.6	17.4

注(1) 予定数は、平成26年9月末現在で具体的に予定があるものであり、今後市町村における除染の計画が具体化するにつれて増減する可能性がある。
 注(2) 除染作業は事前のモニタリング結果を基にその要否を判断しており、予定数及び実績数には、不要と判断されたものを含めている。
 注(3) 平成26年3月末現在の進捗率は、26年9月末現在の予定数に対する進捗を示す。

このように、岩手県等7県における除染等の措置は、一部の県において遅れが見受けられるものの、完了等したとしている市町村も多数に上っている。

一方、除染特別地域や汚染状況重点調査地域に指定された福島県の多くの地域では、福島第一原発の事故の発生から3年11か月が経過した今もなお、除染等の措置が完了していない。このため、国及び福島県管内の36市町村における除染等の措置は、今後も困難な状況が見込まれるところではあるが、特別地域内計画及び除染実施計画に基づき、地域の状況に応じた円滑かつ迅速な実施が望まれる。

(イ) 汚染廃棄物処理事業の実施状況

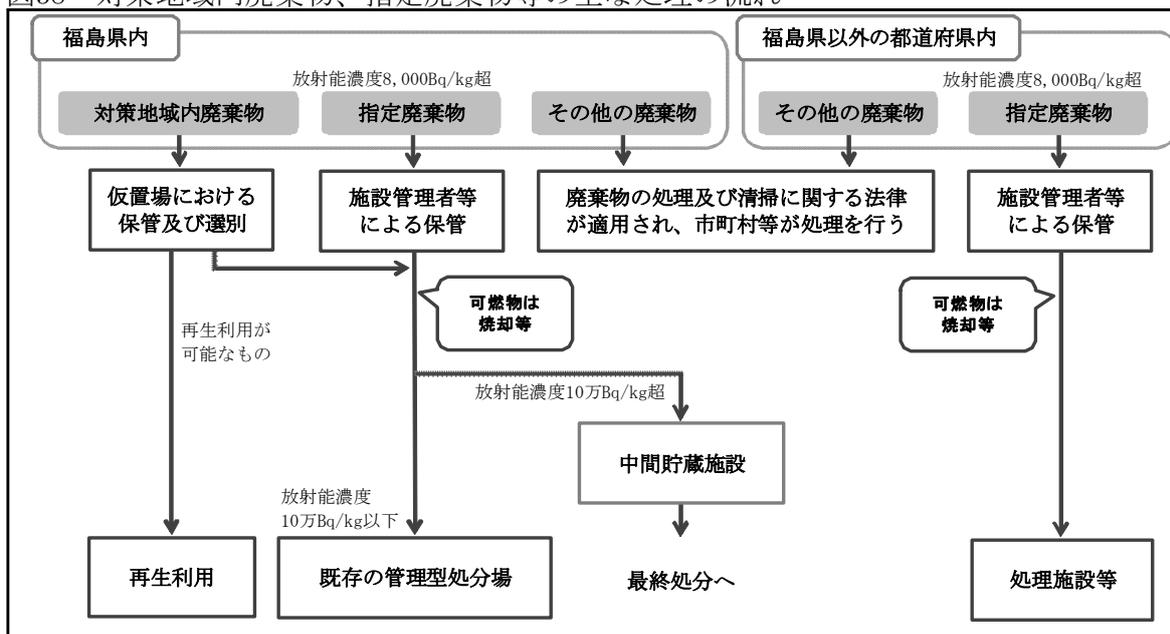
汚染廃棄物処理事業は、対策地域内廃棄物、事故由来放射性物質による汚染状態が放射能濃度8,000Bq/kgを超え、特別な管理が必要な程度に汚染されたものとして環境大臣が指定した廃棄物（以下「指定廃棄物」という。）等の迅速な処理等を実施するものである。

なお、対策地域以外の地域の廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）が適用され、市町村等が処理を行うこととなっているが、放射性物質により汚染された土壌等、落葉、焼却施設で発生した焼却灰等のうち、放射能濃度が8,000Bq/kgを超えるものについては、放射性物質汚染対処特措法に基づき、環境大臣が当該廃棄物を指定廃棄物として指定し、対策地域内廃棄物と同様に国が責任を持って処理を行うこととなっている。

これらの廃棄物処理の主な流れは、図38のとおり、福島県の対策地域内廃棄物は、仮置場に保管した後、再生利用や焼却等を行うとともに、その放射能濃度により分別して処理施設等へ搬入し、また、福島県の指定廃棄物は、指定廃棄物が生じたごみ焼却施設、水道施設等の管理者及び指定廃棄物を占有する者（以下「施設管理者等」という。）の施設に保管した後、対策地域内廃棄物と同様に、その放射能濃度により分別して処理施設等へ搬入することとなっている。そして、福島県以外の都道府県の指定廃棄物は、施設管理者等の施設で保管した後、処理施設等へ搬入することとなっている。

(注12) Bq（ベクレル） 1秒間に崩壊する原子核の数。放射性物質の量を表す場合に用いられる単位

図38 対策地域内廃棄物、指定廃棄物等の主な処理の流れ



- 注(1) 図中の対策地域内廃棄物は、除染廃棄物を除く災害廃棄物等のことである。
 注(2) 対策地域内廃棄物及び指定廃棄物以外の放射能濃度8,000Bq/kg以下のその他の廃棄物は、一定の範囲については、放射性物質汚染対処特措法に基づく基準が適用される。
 注(3) 管理型処分場は、埋立地から出る浸出水による地下水や公共水域の汚染を防止するため、埋立地の側面や底面を遮水シート等で覆う遮水工、浸出水処理施設等を備えた処理施設のことである。

25年度の汚染廃棄物処理事業の執行状況をみると、表88のとおり、予算現額1717億余円に対して、支出済額236億余円（執行率13.7%）、繰越額803億余円（繰越率46.7%）、不用額677億余円（不用率39.4%）となっている。

表88 平成25年度の汚染廃棄物処理事業の執行状況

(単位：百万円、%)

事業等	実施方法	予算現額 A	支出済額 B	繰越額 C	不用額 D=A-B-C	執行率 B/A	繰越率 C/A	不用率 D/A
平成23年度一般会計予算（25年度への事故繰越分）		50	49	-	0	98.3	-	1.6
放射性物質汚染廃棄物処理事業費	直轄	50	49	-	0	98.3	-	1.6
24年度復興特会予算（25年度への繰越分）		74,579	11,880	958	61,741	15.9	1.2	82.7
放射性物質汚染廃棄物処理事業費	直轄	51,563	11,246	958	39,357	21.8	1.8	76.3
放射性物質汚染廃棄物処理業務委託費等	直轄、補助等	12,589	468	-	12,121	3.7	-	96.2
放射性物質汚染廃棄物処理加速化事業費補助金	補助	10,427	164	-	10,262	1.5	-	98.4
25年度復興特会予算		97,099	11,730	79,354	6,015	12.0	81.7	6.1
放射性物質汚染廃棄物処理事業費	直轄	34,238	858	33,258	121	2.5	97.1	0.3
放射性物質汚染廃棄物処理業務委託費等	直轄、補助等	62,748	10,758	46,096	5,894	17.1	73.4	9.3
土地建物借料等	直轄	112	112	-	0	99.9	-	0.0
計		171,730	23,659	80,312	67,757	13.7	46.7	39.4

(注) 実施方法は、209ページ表101参照

a 対策地域内廃棄物の処理の進捗状況

環境大臣は、24年6月に、放射性物質汚染対処特措法に基づき、福島県の双葉町を除く10市町村の対策地域内において地震、津波等により発生した災害廃棄物等及び除染廃棄物の処理方針に関する対策地域内廃棄物処理計画（以下「処理計画」という。）を策定した。そして、沿岸部の市町は、帰還困難区域を除き、24年度内を目途に災害廃棄物を仮置場へ搬入することとし、25年度末までに処理施設等への搬入を目指すこととした。また、内陸部の市町村は、帰還困難区域を除き、要解体建物等の状況を把握した上で、当該市町村と調整しつつ、25年度末までに処理施設等への搬入を目指すこととした。このほか、除染廃棄物については、今後、除染の内容等が具体化された段階で、除染廃棄物の種類及び発生量等の予測を行い、処理体制の整備状況等を踏まえて、処理目標を検討することとした。

既に処理が実施されている災害廃棄物等の処理状況をみると、表89のとおり、仮置場を設置せずに直接既存の処理施設等に搬入することを予定している田村市を除く10市町村の仮置場への搬入率は、25年度末現在13.5%、26年9月末現在22.1%と低くなっている。これは、仮置場の整備に時間を要したことなどによる。

田村市を除く10市町村の災害廃棄物等の仮置場への搬入等に係る25年度の支出済額は、計121億余円となっており、南相馬市及び檜葉町で計103億余円と全体の84.8%を占めている。これは、25年度末現在、対策地域内全体で14か所の仮置場が設置されているが、このうち、南相馬市が6か所、檜葉町が5か所の計11か所の仮置場を設置して災害廃棄物等の収集、運搬、選別業務等の事業を実施していることなどによる。

表89 処理計画における平成26年9月末現在の災害廃棄物等の推定量及び仮置場への搬入実績並びに25年度の支出済額

市町村名	注(1) 推定量(t) A	仮置場への搬入実績 (t)				25年度の 支出済額 (百万円)	
		平成25年度末		26年9月末			
		B	搬入率(%) B/A	C	搬入率(%) C/A		
沿岸部	南相馬市	260,000	86,000	33.0	139,000	53.4	7,351
	浪江町	289,000	1,000	0.3	1,900	0.6	430
	双葉町	13,000	-	-	-	-	4
	大熊町	3,900	210	5.3	1,100	28.2	129
	富岡町	105,000	1,200	1.1	3,300	3.1	229
	楢葉町	76,000	19,000	25.0	31,000	40.7	2,964
内陸部	飯舘村	42,000	-	-	350	0.8	134
	川俣町	3,300	-	-	100	3.0	14
	葛尾村	6,700	-	-	-	-	2
	田村市 注(2)	2,300					-
	川内村	2,500	400	16.0	420	16.8	107
	その他 注(3)						785
計	802,000						
田村市を除く 計	800,000	108,000	13.5	177,000	22.1		12,155

注(1) 平成25年12月の計画における推定量であり、帰還困難区域を含めていない。また、有効数字2桁で四捨五入(10万t以上の場合は、1,000t未満を四捨五入)している。

注(2) 田村市は、仮置場を設置せず直接処理先へ搬入を予定している。

注(3) 「その他」は、共通経費等である。

環境省は、災害廃棄物等の処理の進捗が遅れて25年度末までの完了が困難な状況であるとして、25年9月に「福島県の災害廃棄物等の処理進捗状況についての総点検」を公表し、避難者の円滑な帰還を積極的に推進する観点から、避難指示解除準備区域及び居住制限区域の災害廃棄物の処理に当たっては、帰還の妨げとなる廃棄物の処理を優先することとした。具体的には、帰還する地域周辺の災害廃棄物、帰還の準備に伴って生ずる家の片付けごみ、特に、緊急性の高い被災家屋の解体に伴う廃棄物等を速やかに撤去し、仮置場へ搬入することを優先目標とした。そして、環境大臣は、25年12月に処理計画を改定し、帰還の妨げとなる廃棄物の撤去と仮置場への搬入の完了時期を双葉町を含め市町村ごとに定めた。

そこで、26年9月末現在の帰還の妨げとなる廃棄物の仮置場への搬入状況を見ると、図39のとおり、南相馬市(一部を除く。)、大熊町、楢葉町及び川内村は、改定された計画どおり26年3月に搬入を完了し、浪江町、富岡町、飯舘村及び川俣町は、搬入を開始した。一方、双葉町及び葛尾村には、26年9月末現在、仮置場が整備されていない。搬入を完了した上記の4市町村及び田村市を除く浪江町等6町村は、改定された計画どおり搬入が完了するよう、事業を実施している。

図39 処理計画及び帰還の妨げとなる廃棄物の仮置場への搬入状況(平成26年9月末現在)

処理計画 (24年6月)	災害廃棄物		平成24年度				25年度				26年度				27年度				28年度				
	推定量(t)	仮置場への搬入	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	
	474,000		25.3				沿岸部の市町村における完了目標年月																
			内陸部の市町村は当該自治体と調整する。																				
		最終処分	全量の最終処分の目標年月 26.3																				
処理計画 (25年12月)及び (26年9月)	災害廃棄物等		平成24年度				25年度				26年度				27年度				26年9月末現在の状況				
	市町村名	推定量(t)	凡例																				
			帰還の妨げとなる廃棄物の撤去・仮置場への搬入完了目標年月																				
	沿岸部	南相馬市	260,000					26.3(一部26年度)				26.3完了								完了(一部除く。)			
		浪江町	289,000													28.3				搬入開始			
		双葉町	13,000													27.3				仮置場整備中			
		大熊町	3,900									26.3				26.3完了				完了			
		富岡町	105,000													28.3				搬入開始			
		楢葉町	76,000									26.3				26.3完了				完了			
	内陸部	飯館村	42,000													27.3				搬入開始			
川俣町		3,300													27.3				搬入開始				
葛尾村		6,700													27.3				仮置場建設中				
田村市		2,300	仮置場を設置せず、家屋等の解体場所から直接、処理先に搬入を予定している。																				
川内村		2,500									26.3				26.3完了				完了				

注(1) 推定量は、帰還困難区域の分を含めておらず、有効数字2桁で四捨五入(10万t以上の場合は、1,000t未満を四捨五入)している。
 注(2) 平成25年12月の処理計画の目標年月は、災害廃棄物等の全量ではなく、帰還の妨げとなる廃棄物の撤去・仮置場への搬入完了目標を示す。
 注(3) 「完了」は、帰還の妨げとなる廃棄物の撤去・仮置場への搬入完了を示す。

b 指定廃棄物の処理の進捗状況

岩手県等12都県の指定廃棄物の数量は、表90のとおり、26年3月末に計約14万tであったものが同年9月末には計約15万tに増加している。そして、処理施設等の確保が進まないことから、その全量が地方公共団体や委託を受けた民間事業者等が所有する焼却施設等に保管されている。

表90 指定廃棄物の数量

(単位：t)

都県名	岩手県	宮城県	山形県	福島県	茨城県	栃木県	群馬県
平成26年3月末	468	3,271	2	119,052	3,532	10,499	1,186
26年9月末	475	3,317	2	127,512	3,532	10,510	1,186

都県名	千葉県	東京都	神奈川県	新潟県	静岡県	計
26年3月末	3,663	981	2	1,017	8	143,688
26年9月末	3,687	981	2	1,017	8	152,236

そこで、指定廃棄物の処理施設等の確保の状況をみると、次のとおりとなっている。

環境省は、24年3月に「指定廃棄物の今後の処理の方針」をまとめ、指定廃棄物が多い福島県では、放射能濃度10万Bq/kg超の指定廃棄物を搬入するための中間貯蔵施設を確保するとともに、放射能濃度10万Bq/kg以下の指定廃棄物を既存の管理型処分場で処理する計画について関係地方公共団体及び関係者と協議を進めることとした。また、指定廃棄物が多量に発生して施設管理者等による保管がひっ迫している宮城県、茨城県、栃木県、群馬県及び千葉県では、国が必要な最終処分場を確保することとした。

そして、国は、上記の宮城県等5県において最終処分場の候補地の選定作業を進めたが、地元自治体等の理解が得られなかったことから、25年2月に「指定廃棄物の最終処分場候補地の選定に係る経緯の検証及び今後の方針」をまとめ、最終処分場候補地の選定過程を大幅に見直すこととし、それ以降は、①市町村長会議の開催を通じて指定廃棄物処理に向けた共通理解の醸成、②専門家による評価の実施、③候補地の安全性に関する詳細調査の実施により、手順を踏んで着実に前進できるよう全力で取り組むこととした。

しかし、国は、26年9月末現在においても、処理施設の候補地を選定している段階であり、整備工事等は実施されていない。なお、国は、福島県において既存の管理型処分場を活用することについて関係地方公共団体と協議している。

このように、対策地域内廃棄物や指定廃棄物の処理は、仮置場の確保に時間を要しているため廃棄物の搬入が進捗していなかったり、処理施設等を確保できていないなどのため多量の指定廃棄物が長期間にわたり施設管理者等において保管されていたりしている。

このため、国は、帰還の妨げとなる廃棄物の処理や指定廃棄物の処理施設等の確保等について、今後も困難な状況が見込まれるところではあるが、環境の汚染による人の健康又は生活環境への影響を速やかに低減させるよう、関係地方公共団体と連携を図りながら推進していく必要がある。

(ウ) 中間貯蔵施設事業の実施状況

中間貯蔵施設事業は、福島県内における除染等の措置に伴って大量に発生が見込まれる除去土壌、放射能濃度10万Bq/kg超の指定廃棄物等を一定の期間、安全かつ集中的に管理及び保管を行うための中間貯蔵施設に係る調査検討・整備を行うものである。

25年度の中間貯蔵施設事業の執行状況をみると、表91のとおり、予算現額165億余円に対して、支出済額22億余円（執行率13.5%）、繰越額139億余円（繰越率84.1%）となっている。このように多額の繰越しが生じているのは、中間貯蔵施設の安全性の確保に必要な事項等を検討するための各種調査業務等の実施に際して、地元自治体等の調整に時間を要したことなどによる。

また、25年度復興特会予算では、中間貯蔵施設の用地取得等が見込まれていたため、新たに補償費、施工費等の環境保全復興事業費（予算現額44億円）が計上されていたが、整備候補地の環境影響調査等の段階にとどまっていて、当初計画されていた中間貯蔵施設の用地取得等に至らず、翌年度に40億円が繰り越されている。

表91 平成25年度の中間貯蔵施設事業の執行状況

(単位：百万円、%)

事業等	実施方法	予算現額 A	支出済額 B	繰越額 C	不用額 D=A-B-C	執行率 B/A	繰越率 C/A	不用率 D/A
24年度復興特会予算（平成25年度への繰越分）		1,920	1,893	-	27	98.5	-	1.4
環境保全復興政策費（調査費等）	直轄	1,920	1,893	-	27	98.5	-	1.4
25年度復興特会予算		14,645	344	13,948	352	2.3	95.2	2.4
環境保全復興政策費（調査費等）	直轄	10,245	176	9,948	120	1.7	97.1	1.1
環境保全復興事業費（補償費、施工費等）	直轄	4,400	167	4,000	232	3.8	90.9	5.2
計		16,566	2,237	13,948	380	13.5	84.1	2.2

(注) 実施方法は、209ページ表101参照

環境省は、大量の除去土壌等や指定廃棄物等の処理とこれに必要な仮置場や中間貯蔵施設の基本的な考え方を示すために、23年10月に「東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う放射性物質による環境汚染の対処において必要な中間貯蔵施設等の基本的考え方について」を公表した。この中で、除染等の措置に伴い生ずる除去土壌等の仮置場への本格搬入開始から3年程度を目途として供用を開始することなどを目指すこととした中間貯蔵施設の整備に係る工程表（以下「中間貯蔵工程表」という。）を策定している（図40参照）。

中間貯蔵工程表によれば、26年3月末までに用地取得等（図40の項目1から6まで）が完了する予定であったが、前記のとおり、同年9月末現在においても基本設計・実施設計、環境影響調査等（図40の項目3及び4）の段階にあり、大幅に計画から遅延している。また、用地取得、本体工事等の実施についても依然として見通しが立たない状況であり、国は、引き続き中間貯蔵施設の整備に向けて関係地方公共団体等の理解を求めていくことにしている。

図40 中間貯蔵工程表及び進捗状況（平成26年9月末現在）

項目	内容	平成23年度			24年度			25年度			26年度			27年度以降								
		4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月					
凡例		計画上の実施期間(23年10月)						実際の実施期間(26年9月)														
1	基本構想検討 ●廃棄物・土壌の種類・性状・量、放射性物質の濃度等の調査 ●概略の施設構造・規模・工事費等の算定、候補地の検討（複数案）	構想検討						25年12月完了														
2	中間貯蔵施設の場所選定 ●中間貯蔵施設の場所選定の都道府県・市町村・地元との調整	県・市町村・地元調整						26年9月完了														
3	基本設計・実施設計 ●中間貯蔵施設の施設構造・規模・工事費等の概略算定 ※基本設計（各種予備協議ができる概略）、実施設計（工事発注・用地買収ができるレベル）	基本設計			実施設計			基本設計			実施中											
4	環境影響調査・放射性物質の環境への影響調査 ●環境影響項目に関する調査、評価、対策の検討等 ●放射性物質の環境への影響の調査、評価、対策の検討等	文献調査			現地調査			現地調査			実施中											
5	用地取得 ●用地取得のための用地測量 ●中間貯蔵施設等の用地取得	測量						用地取得			※以下未実施											
6	各種開発許可手続き ●開発許可協議（農地、森林、郡計、自然公園、埋蔵文化財等）	予備			本協議(随時実施)																	
7	工事用道路等の工事 ●工事用道路、仮設工事等の実施																					
8	中間貯蔵施設の本体工事 ●中間貯蔵施設の本体工事の実施																					
9	廃棄物等の搬入 ●廃棄物等の搬入													完成工区から随時搬入								
既存の処理施設の活用		既存の処理施設の活用																				
汚染土壌等の除染 (仮置場への本格搬入開始から3年程度で中間貯蔵施設への搬入開始)		モニタリング計画			市町村・国(特に高線量の地域以外)による除染・仮置場への搬入・管理						モデル事業(特に高線量の地域)			特に高線量の地域の除染			中間貯蔵施設への搬入を開始					
汚染廃棄物の処理		対策地域内廃棄物		計画策定			放射線濃度の高いものは一時保管			放射線濃度の低いものは既存の処分場で処分			中間貯蔵施設への搬入を開始									
		指定廃棄物		指定廃棄物の指定			放射線濃度の高いものは一時保管			放射線濃度の低いものは既存の処分場で処分			中間貯蔵施設への搬入を開始									

(注) 環境省公表の資料に実際の実施期間を追加するなどして作成している。

中間貯蔵施設の整備は、汚染土壌等の除染や汚染廃棄物処理事業の進捗に不可欠な事業である。国は、中間貯蔵施設への搬入開始時期の目標について、中間貯蔵工程表では27年1月としていたが、同月にその見極めを行った結果、東日本大震災から5年目を迎える同年3月11日までとすることとし、搬入開始に向けて引き続き全力で取り組んでいくとしている。

一方、福島県では、中間貯蔵施設の整備が遅延すると、汚染状況重点調査地

域において、仮置場等での除去土壌等の保管を継続する必要があるが、賃借している仮置場等について賃借の延長ができないおそれがあること、これに伴い新たな除染等の措置が実施できなくなることなどの支障が生じかねないとして、引き続き速やかな中間貯蔵施設の整備を要望している。

26年度以降は用地取得等に加えて、施設の本体工事、更には一部施設の本格運用を目指していることから、国は、中間貯蔵施設の整備に向けて、今後も困難な状況が見込まれるところであるが、関係地方公共団体等に対して中間貯蔵施設事業の必要性及び安全性について丁寧の説明し、施設に対する理解を得られるように取り組み、迅速に事業を実施していく必要がある。

ウ 福島復興事業の実施状況

(ア) 生活拠点形成事業の実施状況

生活拠点形成事業は、福島特措法に基づき、福島県及び避難先市町村等が共同して、避難先市町村における災害公営住宅の整備を中心に、避難指示区域等に存する住宅に23年3月11日において居住していた者（以下「居住制限者」という。）の生活の拠点を形成することを目的として、国が地方公共団体に対し長期避難者生活拠点形成交付金（以下「生活拠点形成交付金」という。）を交付して実施するものである（以下、居住制限者のための災害公営住宅を「復興公営住宅」という。）。

生活拠点形成事業の対象事業には、国土交通省のほか、警察庁、文部科学省、厚生労働省及び農林水産省が所管する28の基幹事業と、基幹事業と一体となつてその効果を増大させるためにコミュニティ維持等の支援を実施する避難者支援事業等とがある（各対象事業の概要は巻末別表12、349ページ参照）。

上記対象事業の実施に当たり、福島県、避難先市町村又は避難元市町村等（以下「福島県等」という。）から事業計画の提出を受けた内閣総理大臣は、当該事業に要する経費について生活拠点形成交付金の交付の事務を所管する各省庁へ予算の移替えを行うとともに、福島県等に対して交付可能額を通知することとなっている。

生活拠点形成事業の執行状況及び進捗状況をみると、次のとおりとなっている。

a 生活拠点形成事業の執行状況等

25年度の生活拠点形成事業の執行状況をみると、表92のとおり、予算現額503億円のうち403億余円が復興庁から国土交通省へ移し替えられ、残りの99億余円が復興庁において全額翌年度に繰り越されている。そして、支出済額は355億余円（執行率70.5%）、繰越額140億余円（繰越率27.9%）となっている。

表92 平成25年度の生活拠点形成事業の執行状況

(単位：百万円、%)

所管	予算現額 A	支出済額 B	繰越額 C	不用額 D=A-B-C	執行率 B/A	繰越率 C/A	不用率 D/A
復興庁	9,963	-	9,963	-	-	100.0	-
国土交通省(移替え)	40,336	35,507	4,080	747	88.0	10.1	1.8
計	50,300	35,507	14,044	747	70.5	27.9	1.4

国土交通省は、福島県等へ25、26両年度の事業費として生活拠点形成交付金355億余円を交付しており、福島県等は、生活拠点形成交付金により基金を造成するなどして事業を実施している。基金造成額は、表93のとおり、計313億余円で、25年度分の事業費として交付された91億余円の25年度末現在の取崩額は計8億余円、基金事業執行率は9.5%となっている。

表93 基金の取崩しの状況（平成25年度末現在）

(単位：百万円、%)

事業主体	基金造成額計 (第1回～第4回)	左のうち 平成25年度分(A)	25年度末の 取崩額計(B)	基金事業執行率 (B/A)
福島県	29,718	7,659	143	1.8
桑折町	612	607	607	100.0
川俣町	874	867	112	12.9
川内村	118	20	11	58.6
計	31,323	9,155	875	9.5

前記28基幹事業のうち、26年9月の第7回通知までに交付可能額が通知された事業は、表94のとおり、3事業であるが、これらの事業のうち居住制限者のための災害公営住宅整備事業等が832億余円と交付可能額全体のほぼ全てを占めている。なお、前記のとおり、25年度の生活拠点形成事業の予算現額は503億円で、これを超える事業費については福島交付金が充てられている(図41参照)。

表94 生活拠点形成事業の対象事業別・回別の交付可能額（平成26年9月末現在）

(単位：件、百万円)

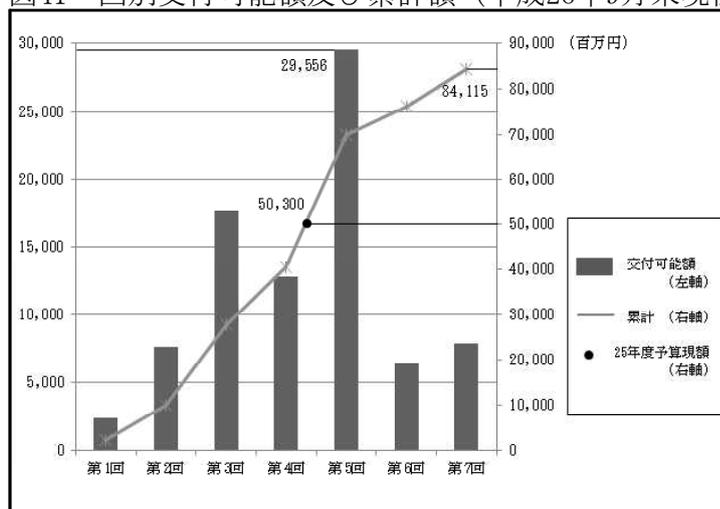
所管	事業名	事業 件数	平成25年度				計	26年度				合 計
			第1回 (25年9月)	第2回 (25年11月)	第3回 (26年2月)	第4回 (26年3月)		第5回 (26年5月)	第6回 (26年7月)	第7回 (26年9月)	計	
国土 交通省	災害公営住宅 整備事業等 (A-1)	75	2,295	7,633	17,635	12,750	40,314	28,779	6,337	7,856	42,973	83,288
厚生 労働省	被災者生活支援 事業 (D-13)	4	-	-	-	-	-	40	-	-	40	40
国土 交通省	道路事業 (F-1)	9	21	-	-	-	21	736	19	9	765	786
	計	88	2,316	7,633	17,635	12,750	40,336	29,556	6,357	7,865	43,779	84,115

注(1) 「事業名」の事業の概要は、巻末別表12、349ページ参照

注(2) 交付可能額には避難者支援事業等を含む。

注(3) 第5回以降の交付可能額には福島交付金分を含む。

図41 回別交付可能額及び累計額（平成26年9月末現在）

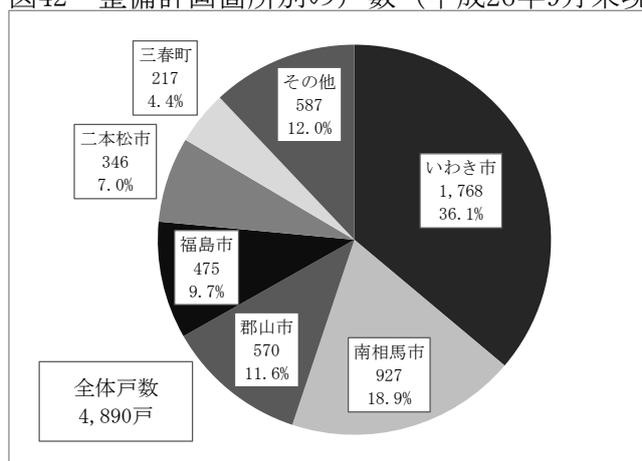


b 生活拠点形成事業における災害公営住宅整備事業等の進捗状況

福島県は、災害公営住宅整備事業等を実施するに当たり、長期避難者に対する住民意向調査や入居意向確認作業の結果等を踏まえて、整備する復興公営住宅の戸数や箇所等を定めた福島県復興公営住宅整備計画（以下「整備計画」という。）を策定している。そして、同県は、25年6月の第1次整備計画では、27年度までの入居を目指しておおむね3,700戸を整備することとし、25年12月の第2次整備計画では、27年度以降早期の入居を目指して新たに1,190戸を追加し、計4,890戸を整備することとした。

整備計画箇所別の戸数をみると、図42のとおり、いわき市の戸数が全体の約4割を占める1,768戸となっており、200戸を超える大規模な造成を必要とする箇所が複数予定されている。また、いわき市、南相馬市、郡山市及び福島市の計4市の戸数が、全体の76.4%を占めている。

図42 整備計画箇所別の戸数（平成26年9月末現在）



しかし、福島県は、復興公営住宅を整備するための用地の確定が難航していることなどから、26年8月に現状を踏まえた完成戸数の見通しを公表しており、図43上段及び中段のとおり、第1次整備計画の3,700戸のうち、約2,100戸については27年度末までに完成させて、残りの約1,600戸については1か月から9か月程度の遅れが出る見通しとしている。また、第2次整備計画で追加した1,190戸については、27年度以降早期に入居開始させるとしていたが、28年度末までに完成させる予定となっている。

そして、福島県が「復興公営住宅の進捗状況」として毎月公表している、団地又は地区名等（以下「団地等」という。）ごとの整備状況をみると、図44左側のとおり、26年9月末現在、62団地等の計4,345戸について、用地調整中1,337戸、用地確定523戸、設計中1,650戸、設計完了15戸、建設中797戸、入居開始23戸となっている。

また、上記62団地等の計4,345戸の完成予定年度は、図43下段のとおり、26年度700戸（入居開始23戸を含む。）、27年度470戸（26、27両年度計1,170戸）となっている。それ以外の完成予定年度調整中の32団地等の計3,175戸の整備状況は、図44右側のとおり、設計中及び設計完了が計1,480戸となっていることから、今後の進捗により相当数が27年度末までに完成する見込みとなっている。一方、住宅の建設には一定程度の時間が必要となること、用地調整中及び用地確定が計1,695戸と設計に至っていないものが5割以上を占めていることから、相当程度の遅れも予想される。

なお、整備計画における全体戸数4,890戸のうち、上記4,345戸については、

26年9月までに7回にわたり事業計画に対する交付可能額が通知され、残りの545戸については26年9月末現在、事業計画の受付が完了している。

図43 整備計画、完成戸数の見通し及び「復興公営住宅の進捗状況」における完成予定年度

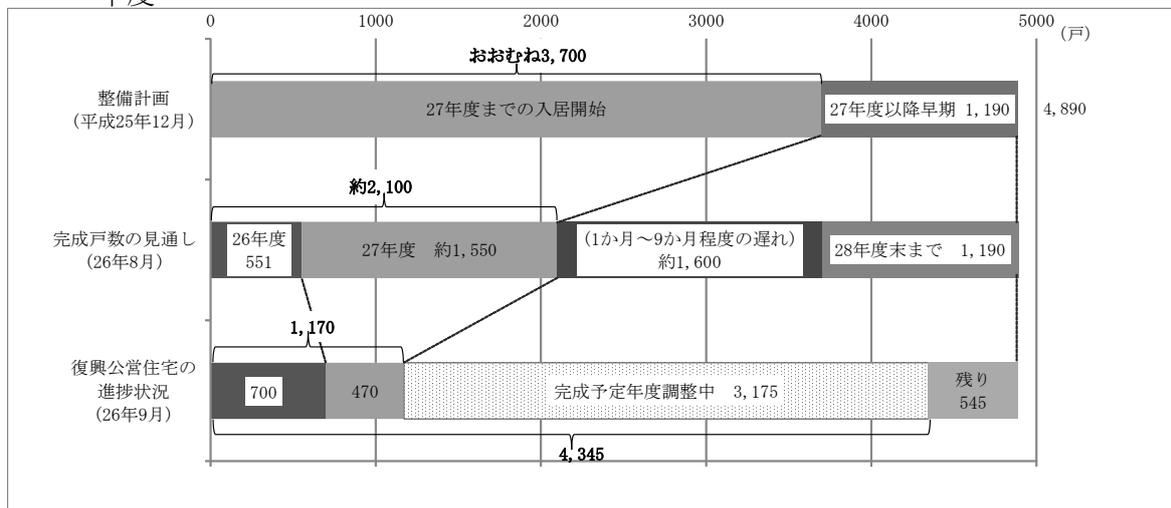
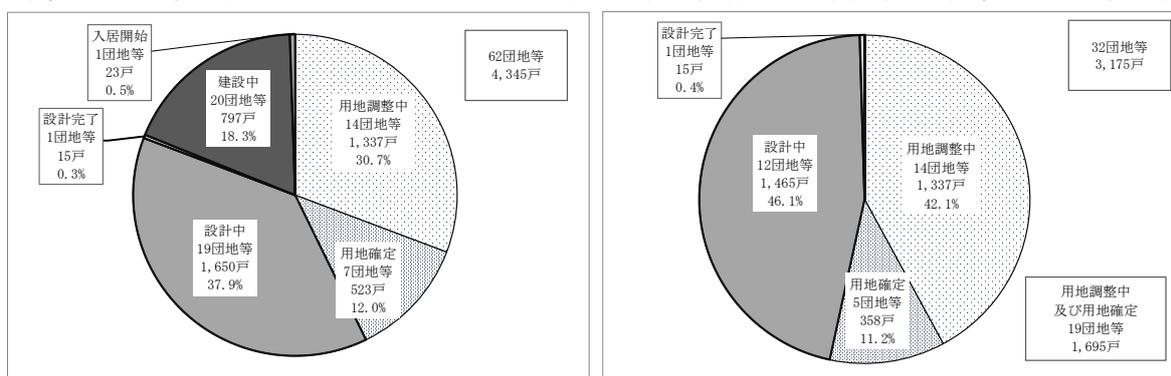


図44 「復興公営住宅の進捗状況」における整備状況 (平成26年9月末現在) (4,345戸の状況) (左のうち完成予定年度調整中3,175戸の状況)



(注) 図中の%は戸数の割合を示す。

福島県は、整備計画が遅延していることについて、整備箇所の選定に時間を要したこと、用地の売買契約において、地権者との価格交渉、土地の権利関係の調整、代替地の要望等に時間を要している場合があること、選定した用地に大規模造成を必要とするものがあることなどによるとしている。また、整備計画箇所別にみると、いわき市については、大規模造成を必要とする箇所が複数あることから、計画が遅延しているが、郡山市については、比較的小規模な箇所が多いこと、区画整理事業に伴う保留地等を活用できることから、27年度末までに全て完成する見込みであるとしている。

福島県は、建設に要する工期の遅れを取り戻すために、設計・施工一括発注方式等の採用、工法の検討等により、工期の短縮を図るとしている。

このように、生活拠点形成事業は、国からの生活拠点形成交付金及び福島交付金により実施されているが、復興公営住宅の整備には一定程度の時間を要することなどから、一部の団地等において計画の遅延が見受けられる。

居住制限者の避難先での生活環境を改善し、将来的な帰還を円滑に進めるためには、コミュニティを維持しつつ、避難先市町村における生活拠点を形成することが重要であり、復興公営住宅の整備等は、居住制限者の生活再建に直結する重要な事業となっている。また、福島県における復興公営住宅の整備は、東日本大震災発生前の居住地とは別の新たな生活拠点を形成しなければならないこと、一定程度の居住制限者が、将来、上記の居住地への帰還を望んでいることなどから、整備に当たっては、整備箇所や戸数、居住形態、コミュニティの維持等の居住制限者の意向等を一層綿密に調査するなどして、円滑かつ迅速な事業の実施に取り組んでいく必要がある。

(イ) 福島定住事業の実施状況

福島定住事業は、原子力災害の影響により人口が流出し、地域の復興に支障が生じていると認められる地域において、子育て世帯が安心して定住できる環境を整え、地域の復興の促進を図ることを目的として、国が地方公共団体に対し福島定住等緊急支援交付金（以下「福島定住交付金」という。）を交付して実施するものである。

福島定住事業の対象事業には、復興庁、文部科学省及び国土交通省が所管する6の基幹事業と、基幹事業と一体となってその効果を増大させるために実施する効果促進事業とがあり、その内容は、地方公共団体が行う子どもの運動機会の確保のための施設整備、公的な賃貸住宅の整備その他の取組の支援である。

上記の対象事業の実施に当たり、地方公共団体から事業計画の提出を受けた内閣総理大臣は、当該事業に要する経費について配分計画を作成し、これに基づき、福島定住交付金の交付の事務を所管する各省庁へ予算を移し替えるとともに、地方公共団体に対して交付可能額を通知することとなっている。

25年度の福島定住事業の執行状況をみると、表95のとおり、予算現額100億余円のうち25億余円が復興庁へ配分されており、この他に34億余円が文部科学省

へ、9億余円が国土交通省へそれぞれ移し替えられている。25年度の支出済額は計9億余円（執行率9.6%）、繰越額計89億余円（繰越率89.0%）となっている。多額の繰越しが生じているのは、事業の実施に必要な事業計画の作成に当たり、事業主体となる地方公共団体が、事業実施箇所の選定や事業実施後の管理運用方法についての地元関係者との調整等に不測の日数を要したことなどによる。

表95 平成25年度の福島定住事業の執行状況

(単位：百万円、%)

所管	予算現額	支出済額	繰越額	不用額	執行率	繰越率	不用率
	A	B	C	D=A-B-C	B/A	C/A	D/A
復興庁	3,076	-	3,076	-	-	100.0	-
復興庁(配分)	2,506	485	1,914	107	19.3	76.3	4.2
文部科学省(移替え)	3,481	309	3,150	21	8.8	90.4	0.6
国土交通省(移替え)	944	167	775	1	17.7	82.0	0.1
計	10,009	962	8,916	130	9.6	89.0	1.2

前記の6基幹事業のうち、26年7月の第5回通知までに交付可能額が通知された事業は、表96のとおり、5事業であり、福島県内の中通り地域を中心に、原子力災害の影響により多くの子育て世帯が避難をしている25市町村で実施されている。そして、同年9月末現在における回別の交付可能額は、25年度の3回の交付可能額が計69億余円、26年度の2回の交付可能額が計30億余円となっている。上記のとおり、25年度の予算現額100億余円のうち89億余円が翌年度に繰り越されているが、26年7月の第5回通知における交付可能額をもって計100億余円となり、予算現額と同程度となっている。なお、福島定住交付金は、前記のとおり、福島交付金に再編されて、引き続き同種の事業が実施されている。

表96 福島定住交付金の対象事業別・回別の交付可能額（平成26年9月末現在）

(単位：件、百万円)

所管	事業名	市町村数	事業件数	平成25年度			計	26年度		計	合計
				第1回 (25年7月)	第2回 (25年11月)	第3回 (26年1月)		第4回 (26年4月)	第5回 (26年7月)		
復興庁	学校、保育所、公園等の遊具の更新	22	93	1,160	1,197	149	2,506	161	167	328	2,834
文部科学省	地域の運動施設の整備 (文部科学省)	19	42	828	2,083	533	3,445	993	714	1,708	5,153
	地域全体の子どもの運動機会の確保 につながる学校の運動施設の整備	1	1	-	36	-	36	-	-	-	36
国土交通省	地域の運動施設の整備 (国土交通省)	8	18	815	111	-	927	48	742	790	1,718
	子育て定住支援賃貸住宅の建設	1	2	-	-	16	16	245	-	245	261
	子育て定住支援賃貸住宅の家賃の 低廉化	0	0	-	-	-	-	-	-	-	-
計		25	156	2,804	3,428	699	6,932	1,448	1,624	3,072	10,005

注(1) 交付可能額は、基幹事業と関連する効果促進事業の計である。

注(2) 市町村数について、複数の事業を実施している市町村があるため、事業ごとの市町村数を合計しても計と一致しない。

福島県では、原子力災害の影響等のために多くの住民が県内外に避難している。このうち、福島県内の18歳未満の避難者数は、表97のとおり、減少傾向に

あるものの、東日本大震災が発生して3年6か月が経過した26年10月1日現在においてもなお、約2万2000人が福島県内の避難元市町村外及び県外において避難生活をしている。

表97 福島県の18歳未満避難者数の推移

(単位：人)

区 分	平成25年度	26年度		増減数 (c)-(a)	(参考) 18歳未満人口 23年3月1日現在
	4月1日現在 (a)	4月1日現在 (b)	10月1日現在 (c)		
18歳未満避難者数	29,148	26,067	24,873	△ 4,275	339,151
避難 先 別	県内				
	避難元市町村内	3,060	2,862	2,813	△ 247
	避難元市町村外 A	10,272	9,897	9,624	△ 648
県外 B	15,816	13,308	12,436	△ 3,380	
計 A+B	26,088	23,205	22,060	△ 4,028	

(注) 福島県が公表している「福島県の推計人口」等により作成した。

子育て世帯の人口の流出は、地域の復興の妨げの要因の一つになっている。また、復興庁によれば、原子力災害の影響により子どもの運動機会が減少したことによる体力及び運動能力の低下や肥満化傾向が深刻であるとしていることから、運動機会の確保等を支援することにより子育て世帯が安心して定住できる環境を整備することは、地方公共団体の喫緊の課題となっている。

このため、国は、社会保障、地域経済再生等の多様な復興事業を実施するとともに、引き続き福島定住事業を円滑かつ迅速に実施するなどして福島県内の子育て世帯が安心して定住できる環境を整え、地域の復興を促進する必要がある。

(ウ) 帰還・再生事業の実施状況

帰還・再生事業は、福島特措法に規定する避難解除等区域復興再生計画に基づいて、福島第一原発の事故に伴い避難を余儀なくされた区域の住民の帰還と当該区域の再生を図ることを目的として、避難指示区域等の実情に応じて地方公共団体の要望にきめ細やかに対応するために、復興庁が地方公共団体に事業を委託して実施するものである。

帰還・再生事業の対象事業には、帰還加速事業、荒廃抑制・保全対策事業等がある。このうち帰還加速事業は、福島第一原発の事故に伴い喪失した生活基盤施設を補完するなどのための医療・高齢者福祉施設等の立ち上げ支援等の対策を講ずることにより、避難指示が解除された際の当該区域における住民の帰還の促進を図るものである。また、荒廃抑制・保全対策事業は、直ちに帰還で

きない区域について防災・防犯対策等の荒廃を抑制し又は保全するための対策等を講ずることにより、将来の住民の帰還の円滑化を図るものである。

25年度の帰還・再生事業の執行状況をみると、表98のとおり、予算現額計255億余円に対して、支出済額39億余円（執行率15.6%）、繰越額49億余円（繰越率19.2%）、不用額166億余円（不用率65.1%）となっている。多額の繰越し及び不用が生じているのは、除染特別地域における除染等の措置が当初の計画より遅れたことや、一部の地方公共団体について避難指示区域の見直しが遅れて復興に向けた計画の見通しが立たなかったことから当初見込んでいた事業の計画が策定できなかったことなどによる。

表98 帰還・再生事業の執行状況（平成25年度末現在）

（単位：百万円、%）

予算年度	予算現額 A	支出済額 B	繰越額 C	不用額 D	執行率 B/A	繰越率 C/A	不用率 D/A
平成24年度(25年度への繰越分)	20,754	3,991	124	16,638	19.2	0.5	80.1
25年度	4,795	-	4,795	-	-	100.0	-
計	25,549	3,991	4,919	16,638	15.6	19.2	65.1

帰還・再生事業の対象事業別の支出済額をみると、表99のとおり、帰還加速事業が10億0320万余円、荒廃抑制・保全対策事業が28億7037万余円となっており、計39億9186万余円のうち、荒廃抑制・保全対策事業が71.9%を占める一方、帰還加速事業は25.1%と割合が低くなっている。これは、前記のとおり、帰還加速事業が避難指示が解除された際の住民の帰還の促進等を図るために医療・高齢者福祉施設等の立ち上げを支援するなどの事業であり、その前提となる除染等の措置が遅れたことやこれに関連して避難指示の解除が進まないことなどによる。

また、地方公共団体別の支出済額をみると、地方公共団体ごとに差が生じている。このことについて、復興庁は、避難指示区域の避難者数、面積、被災や汚染の状況等の地域の実情が大きく異なることなどによるとしている。

表99 帰還・再生事業の対象事業別・地方公共団体別の平成25年度の支出済額

(単位：件、千円、%)

事業名等	田村市	南相馬市	川俣町	広野町	楡葉町	富岡町	川内村	大熊町
帰還加速	事業数	4	11	3	5	6	8	9
	金額	21,920	229,506	3,252	118,295	48,480	231,725	89,856
荒廃抑制・ 保全対策	事業数	2	9	3	1	7	14	6
	金額	6,513	652,426	10,039	17,808	104,294	684,136	404,334
その他	事業数	0	0	0	0	5	1	0
	金額	-	-	-	-	112,751	5,538	-
計	事業数	6	20	6	6	18	23	15
	金額	28,434	881,932	13,292	136,103	265,526	921,400	494,191

事業名等	双葉町	浪江町	葛尾村	飯館村	双葉地方広 域市町村圏 組合	計	事業別 の割合	
帰還加速	事業数	1	13	4	6	74	40.8	
	金額	6,909	125,839	18,561	60,320	22,954	1,003,201	25.1
荒廃抑制・ 保全対策	事業数	3	29	5	10	2	101	55.8
	金額	125,908	457,672	42,434	142,437	6,868	2,870,370	71.9
その他	事業数	0	0	0	0	0	6	3.3
	金額	-	-	-	-	-	118,290	2.9
計	事業数	4	42	9	16	3	181	100.0
	金額	132,817	583,512	60,996	202,757	29,823	3,991,862	100.0

前記のとおり、25年6月に田村市、26年3月に楡葉町、川内村及び大熊町において特別地域内計画に基づく除染等の措置が終了し、同年4月に田村市、10月に川内村にそれぞれ設定されていた避難指示解除準備区域における避難指示が解除されたことから、今後は、これらの市町村等において早期の帰還支援、新生活支援の両面から一層の取組を行っていく必要がある。一方、帰還困難区域については、直ちに帰還できないことから、帰還困難区域が設定されている市町村等においてより一層の区域内の荒廃抑制・保全対策等が求められている。このため、引き続き帰還・再生事業を地域の実情に合わせて機動的かつきめ細かく実施し、住民の帰還と当該区域の再生を加速化していく必要がある。

エ まとめ

国は、原子力災害からの復興再生を国政の最重要課題と位置付けて、被災者等に対する各種支援や放射性物質汚染対処特措法に基づく除染等の事業、長期避難者支援等の福島復興事業等の各種施策を実施している。原子力災害関係の事業に係る25年度の予算現額は、1兆1629億余円と多額に上っており、国は、自ら取り組むとともに、被災した地方公共団体が行う取組を総力を挙げて支援することとしている。一方、今もなお多くの住民が福島県内外において避難生活を送っていることから、国等は、住民の意向等を一層綿密に調査するなどして、原子力災害からの復興再生に向けて円滑かつ迅速に事業を実施する必要がある。

(4) 復旧・復興事業に係る予算の執行状況

東日本大震災関係経費については、23年度以降、毎年度、多額の予算が計上されている。23年度から25年度までの復旧・復興予算における歳出予算額は、表100のとおり、23年度1次補正で計4兆0153億余円、23年度2次補正で計1兆8106億余円、23年度3次補正で計9兆0095億余円、これらの合計14兆8354億余円、24年度復興特会予算で計4兆9706億余円、25年度復興特会予算で計5兆3023億余円であり、3か年度の合計は25兆1085億余円となっている。

表100 平成23年度から25年度までの復旧・復興予算における歳出予算額

(単位：億円)

経費項目	一般会計				復興特会		合計
	23年度 1次補正	23年度 2次補正	23年度 3次補正	平成23年度 計	24年度	25年度	
災害救助等関係経費	4828	—	941	5770	762	836	7368
災害廃棄物処理事業費	3519	—	3859	7378	3442	1265	1兆2086
災害対応公共事業関係費	1兆2019	—	—	1兆2019	—	—	1兆2019
施設費災害復旧費等	4160	—	—	4160	—	—	4160
公共事業等の追加	—	—	1兆4734	1兆4734	5091	—	1兆9825
復興関係公共事業等	—	—	—	—	—	8793	8793
災害関連融資関係経費	6406	—	6715	1兆3122	1209	963	1兆5295
地方交付税交付金	1200	3573	1兆6635	2兆1408	5490	6053	3兆2951
東日本大震災復興交付金	—	—	1兆5611	1兆5611	2867	5917	2兆4397
全国防災対策費	—	—	5751	5751	4826	—	1兆0578
その他の東日本大震災関係経費	8018	—	2兆4631	3兆2649	3998	6255	4兆2903
被災者支援関係経費	—	3773	—	3773	—	—	3773
東日本大震災復興対策本部運営経費	—	5	—	5	—	—	5
原子力損害賠償法等関係経費	—	2754	—	2754	—	—	2754
原子力災害復興関係経費	—	—	3557	3557	4811	7093	1兆5462
国債整理基金特別会計への繰入(復興債の償還財源等)	—	—	—	—	1253 (補) 9895 (計) 1兆1148	661 (補) 8446 (計) 9107	2兆0256
予備費(平成23年度は東日本大震災復旧・復興予備費、25年度は復興加速化・福島再生予備費)	—	8000	—	8000	4000	6000	1兆8000
社会インフラ整備・住民の定着促進等対策費	—	—	—	—	(補) 1964	—	1964
産業の復興と雇用機会の創出	—	—	—	—	(補) 512	—	512
原子力災害等対策費	—	—	—	—	(補) 700	—	700
福島の再生関係経費	—	—	—	—	—	(補) 1718	1718
復興まちづくり関係経費	—	—	—	—	—	(補) 2282	2282
産業の復興関係経費	—	—	—	—	—	(補) 1329	1329
被災者支援関係経費	—	—	—	—	—	(補) 306	306
(既定経費の減額)	—	—	△2343	△2343	(補) △1119	(補) △4899	△8362
合計	4兆0153	1兆8106	9兆0095	14兆8354	3兆7753 (補) 1兆1952 (計) 4兆9706	4兆3839 (補) 9183 (計) 5兆3023	25兆1085

注(1) 「23年度2次補正」の「地方交付税交付金」は、5454億余円から、普通交付税増額分881億余円及び復旧・復興事業以外の経費に充てた1000億円を控除した額である。

注(2) 「23年度3次補正」の「合計」は、9兆2438億余円から、東日本大震災復旧・復興予備費のうち台風12号対策等の財源に充当した2343億円を控除した額である。

注(3) 表中「24年度」及び「25年度」の計数に付している(補)は補正予算額を、(計)は当初予算と補正予算の合計額を、付記のないものは当初予算額を示している。

なお、地方交付税交付金は、23年度2次補正で4573億余円が復旧・復興予算として計上されたが、その後の財政需要を勘案した結果、1000億円を復旧・復興事業以外の経費に充てることとなったため、23年度2次補正での計上額は3573億余円となり、これに伴って23年度補正予算は計14兆8354億余円となっている。

復旧・復興予算は、他の予算と同様に、各府省庁等の概算要求を受けて財務省が査定した後、閣議の決定を経て国会に予算案として提出され、審議及び議決を受けて成立している。復旧・復興予算は、どのような経費に配分されているか、また、復興基本方針の復興施策等はどのような事業により実施されているかなどに着眼して検査した。

各府省庁等が実施する様々な復旧・復興事業の実施状況については、事業主体に直接確認するなどしない限り正確に把握することは極めて困難であるが、各府省庁等が把握している予算の執行状況に現れてくる。そこで、検査に当たっては、各府省庁等から調書を徴するなどして、東日本大震災関係経費に係る予算及び決算の数値を把握し、23年度復旧・復興予算（25年度への事故繰越分（以下「23年度事故繰越分」という。）を含む全額）について、また、24年度復興特会予算のうち25年度への繰越分（以下「24年度繰越分」という。）及び25年度復興特会予算について、それぞれ25年度の執行状況を分析した。

また、上記の調書を基に復旧・復興事業ごとの予算現額、支出済額、繰越額、事故繰越額及び不用額を調査した。そして、復旧・復興事業に係る執行率、複数年度の累計の支出済額の予算現額に対する割合（以下「累計執行率」という。）、繰越率、事故繰越額の予算現額に対する割合（以下「事故繰越率」という。）、不用率及び予算措置年度から25年度末までの累計の不用額（以下「累計不用額」という。）の予算現額に対する割合（以下「累計不用率」という。）をそれぞれ求めて、経費項目別、復興施策等別及び実施方法別に集計するとともに、繰越し及び不用の事由を整理するなどした。

なお、経費項目については、24、25両年度の復興特会予算において、当初予算及び補正予算それぞれの区分ごとに執行率等の指標を算出することとなっていないため、各年度の補正予算で実施している事業は、25年度の一部の経費項目を除き当初予算の経費項目の区分により整理している。実施方法については、表101のとおり、23年度事故繰越分、24年度繰越分及び25年度復興特会予算で実施している各事業を区分して整

理した。

表101 23年度事故繰越分、24年度繰越分及び25年度復興特会予算で実施している事業の実施方法

① 直轄	各府省庁等が、請負契約や委託契約を締結する場合を含め、直接事業を実施するもの
② 補助	国以外の者が行う事業等に助成等を行う補助事業の実施方法のうち、基金、運営費交付金及び拠出金による方法を除いたもの
③ 直轄、補助等	①又は②を含めて複数の方法で行うもの
④ 補助（基金）	国が地方公共団体、公益法人その他団体等に対して、基金の設置造成等を行って事業を実施するのに必要な費用を補助等しているもの
⑤ 補助（運営費交付金）	国が独立行政法人等に対して、業務に必要な金額の一部又は全部を交付等しているもの
⑥ 補助（拠出金）	国が団体等に対して、拠出金として交付しているもの
⑦ 出資	国が団体等に対して、出資金として出資しているもの
⑧ 地方交付税交付金	国が地方公共団体の財源の偏在を調整するために、資金を交付しているもの
⑨ その他	①～⑧以外のもの

また、事業数については、同一の事業が複数の府省庁等で実施されている場合には、それぞれの府省庁等に計上して集計しているものや、同一の事業が複数の実施方法で実施されている場合には、事業を分割して各府省庁等に計上して集計しているものがある。

23年度予算及び24、25両年度の復興特会予算の執行状況は、表102及び図45-1から図45-3までのとおり、予算現額計25兆1009億余円に対して、支出済額計20兆1211億余円（執行率80.1%）、繰越額計1兆9604億余円（繰越率7.8%）、不用額計3兆0192億余円（不用率12.0%）となっている。このうち、23年度予算は、予算現額計が3か年度計の6割近くを占める14兆8243億余円であり、支出済額計12兆5622億余円（執行率84.7%）、不用額計2兆2621億余円（不用率15.2%）で全額の執行を終えている。なお、当該不用額計2兆2621億余円は、一般会計の剰余金として24年度以降に復興特会へ繰り入れられている。

23年度予算の執行状況をみると、23年度1次補正の執行率が77.1%と23年度2次補正及び23年度3次補正の執行率に比べて低くなっている。また、24年度復興特会予算の執

行状況をみると、執行率が87.4%となっていて、大半の事業が進捗しているものの、予算現額に対して3.7%が事故繰越しとなり、8.8%が不用となっている。さらに、25年度復興特会予算の執行状況をみると、執行率は60.5%と他の年度に比べて低くなっているが、これは、26年度へ多額の繰越し（繰越率33.4%）をしているためである（23年度の執行状況は、24年報告30～59ページ参照。24年度の執行状況は、25年報告35～100ページ参照）。

表102 23年度予算及び24、25両年度の復興特会予算の執行状況

(単位：億円、%)

区分	23年度予算					計	24年度復興特会予算	25年度復興特会予算	合計
	予備費	23年度1次補正	23年度2次補正	23年度3次補正					
予算現額 A	503	3兆9537	1兆5763	9兆2438	14兆8243	4兆9742	5兆3023	25兆1009	
支出済額 B	503	3兆0519	1兆3182	8兆1417	12兆5622	4兆3497	3兆2092	20兆1211	
繰越額 C	-	-	-	-	-	1841	1兆7762	1兆9604	
うち事故繰越額	-	-	-	-	-	1841	291	2133	
不用額 D=A-B-C	-	9018	2580	1兆1021	2兆2621	4402	3168	3兆0192	
執行率 B/A	100.0	77.1	83.6	88.0	84.7	87.4	60.5	80.1	
繰越率 C/A	-	-	-	-	-	3.7	33.4	7.8	
不用率 D/A	-	22.8	16.3	11.9	15.2	8.8	5.9	12.0	

注(1) 23年度予算の予備費は、応急仮設住宅の供与等に必要な経費として支出されたものである。
 注(2) 23年度2次補正の予算現額1兆5763億余円は、地方交付税交付金1000億円を復旧・復興事業以外の経費に充てたことに伴い、1兆6763億余円から当該金額を控除したものである。
 注(3) 24年度復興特会予算の予算現額4兆9742億余円は、国有林野事業特別会計が平成24年度末に廃止され、同特会に計上されていた東日本大震災関係経費35億余円を法令等に基づき復興特会へ繰り越したことに伴い、4兆9706億余円に当該金額を加算したものである。

図45-1 23年度予算の平成25年度末までの執行内訳

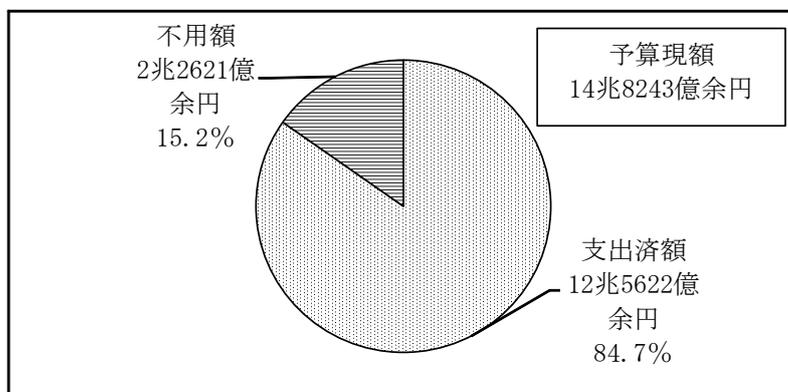


図45-2 24年度復興特会予算の平成25年度末までの執行内訳

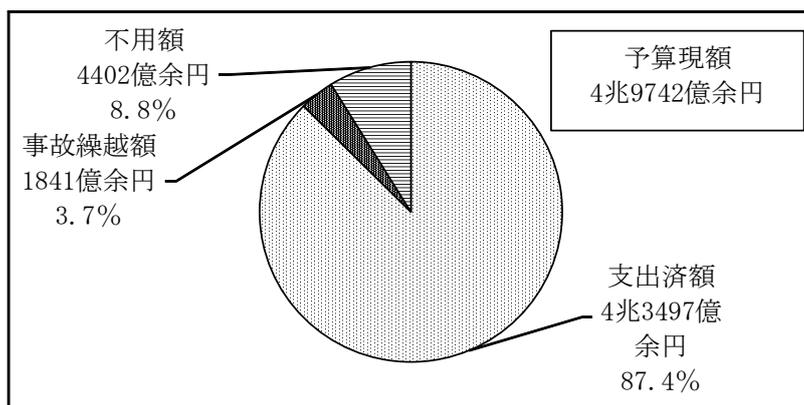
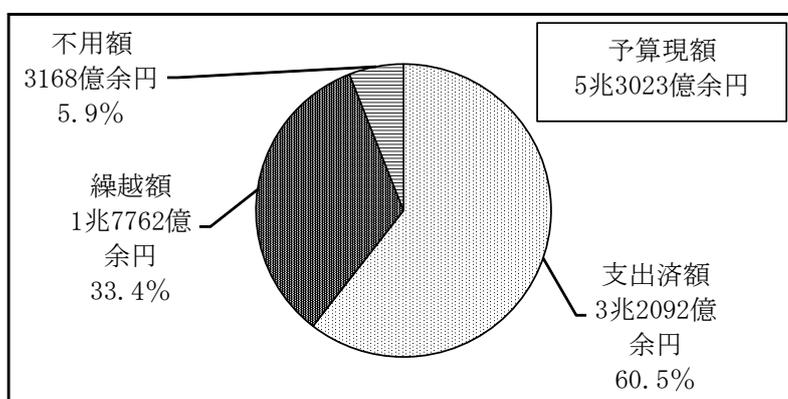


図45-3 25年度復興特会予算の平成25年度の執行内訳



ア 23年度復旧・復興予算の25年度末までの執行状況

23年度復旧・復興予算は、25年度末で、その全額の執行を終えていることから、その執行はどのようなものとなっているかについて、経費項目別及び復興施策等別に分析した（23年度復旧・復興予算の事業別の執行状況は、巻末別表13、352～403ページ参照）。

(ア) 経費項目別の執行状況

23年度復旧・復興予算（予備費503億余円を含まない。）の執行状況は、表103のとおり、予算現額合計14兆7740億余円に対して23年度から25年度までに計12兆5118億余円が支出され、累計執行率84.6%となっている一方、累計不用額2兆2621億余円が生じている。

また、年度別の支出済額をみると、23年度計8兆9010億余円、24年度計3兆1609億余円、25年度計4499億余円と、その大部分が23、24両年度に支出されている。

表103 23年度復旧・復興予算の平成25年度末までの執行状況

(単位：件、億円、%)

経費項目	事業数	予算現額 A	平成23年度 支出済額 B	24年度 支出済額 C	25年度 支出済額 D	累計 不用額 E = A-(B+C+D)	累計 執行率 (B+C+D)/A	累計 不用率 E/A	
23年度 1次補正	(1)災害救助等関係経費	8	4828	4647	-	-	181	96.2	3.7
	(2)災害廃棄物処理事業費	1	3519	2530	650	9	328	90.6	9.3
	(3)災害対応公共事業関係費	41	1兆2019	2731	3051	892	5343	55.5	44.4
	(4)施設費災害復旧費等	54	3884	1096	832	197	1758	54.7	45.2
	(5)災害関連融資関係経費	19	6403	6308	-	-	94	98.5	1.4
	(6)地方交付税交付金	1	1200	1200	-	-	-	100.0	-
	(7)その他の東日本大震災関係経費	113	7682	5920	381	68	1311	82.9	17.0
	計	237	3兆9537	2兆4435	4915	1168	9018	77.1	22.8
23年度 2次補正	1原子力損害賠償法等関係経費	28	2754	2566	28	-	158	94.2	5.7
	(1)原子力損害賠償法関係経費	25	2473	2380	28	-	64	97.3	2.6
	(2)原子力損害賠償支援機構法関係経費	3	280	186	-	-	93	66.4	33.5
	2被災者支援関係経費	11	3773	1770	541	6	1455	61.4	38.5
	(1)二重債務問題対策関係経費	10	773	607	105	6	53	93.0	6.9
	(2)被災者生活再建支援金補助金	1	3000	1162	435	-	1401	53.2	46.7
	3東日本大震災復興対策本部運営経費	2	5	3	-	-	1	67.7	32.2
	4東日本大震災復旧・復興予備費	14	5656	3681	852	157	964	82.9	17.0
5地方交付税交付金	1	3573	3573	-	-	-	100.0	-	
計	56	1兆5763	1兆1595	1422	164	2580	83.6	16.3	
23年度 3次補正	(1)災害救助等関係経費	69	941	794	97	1	46	95.0	4.9
	(2)災害廃棄物処理事業費	4	3859	656	2333	574	295	92.3	7.6
	(3)公共事業等の追加	129	1兆4734	1611	3820	2164	7138	51.5	48.4
	(4)災害関連融資関係経費	21	6711	6684	-	-	27	99.5	0.4
	(5)地方交付税交付金	1	1兆6635	1兆6635	-	-	-	100.0	-
	(6)東日本大震災復興交付金	14	1兆5611	2506	1兆3104	0	0	99.9	0.0
	(7)原子力災害復興関係経費	54	3557	1474	304	61	1716	51.7	48.2
	(8)全国防災対策費	101	5751	1107	4002	76	565	90.1	9.8
	(9)その他の東日本大震災関係経費	242	2兆4635	2兆1508	1608	287	1230	95.0	4.9
計	635	9兆2438	5兆2978	2兆5271	3167	1兆1021	88.0	11.9	
合計	928	14兆7740	8兆9010	3兆1609	4499	2兆2621	84.6	15.3	

23年度復旧・復興予算の経費項目別の執行状況をみると、累計執行率は、23年度1次補正の「(3)災害対応公共事業関係費」が55.5%、同「(4)施設費災害復旧費等」が54.7%、23年度2次補正の「2 被災者支援関係経費」の「(2)被災者生活再建支援金補助金」が53.2%、23年度3次補正の「(3)公共事業等の追加」が51.5%、同「(7)原子力災害復興関係経費」が51.7%と低くなっており、これらの経費項目

において、被災した公共土木施設、公立学校施設、介護関係施設、医療施設、社会教育施設等の災害復旧事業や、放射性物質汚染廃棄物処理事業等が実施されている。そして、上記5項目の予算現額計3兆7196億余円に対して累計不用額計は1兆7359億余円（累計不用額全体の76.7%）となっており、多額の不用が生じている。

上記のように、累計執行率が50%台にとどまっているのは、23年度2次補正の「2 被災者支援関係経費」の「(2)被災者生活再建支援金補助金」による同名の事業（巻末別表13、367ページ、No3276）において、市街地・居住地復興のための事業等の進捗が遅れているため当該支援金の申請が少なかったこと、23年度3次補正の「(3)公共事業等の追加」による「災害復旧等事業費（水産）」（同374ページ、No3367）において、地元住民等との調整等に不測の時間を要したことに伴い実績が予定を下回ったこと、同「(7)原子力災害復興関係経費」による「放射性物質により汚染された土壌等の除染の実施」（同381ページ、No3532）において、用地確保のための地元住民等との調整に至らず事業に着手できなかつたことなどのためである。

(イ) 23年度3次補正の復興施策等別の執行状況

23年7月に決定された復興基本方針では、「1 基本的考え方」、「2 復興期間」等とともに、「5 復興施策」及び「6 原子力災害からの復興」が示されている（24年報告16～20ページ参照）。「5 復興施策」によれば、国は、各府省一体となって、「災害に強い地域づくり」、「地域における暮らしの再生」、「地域経済活動の再生」及び「大震災の教訓を踏まえた国づくり」の4項目を総合的かつ計画的に実施することとされている。また、「6 原子力災害からの復興」によれば、「応急対策、復旧対策」、「復興対策」及び「政府系研究機関の関連部門等の福島県への設置等の促進」の3項目について迅速な対応を図ることとされている。

そこで、復興基本方針の策定以降に成立した23年度3次補正により実施されている事業のうち、地方交付税交付金等を除いた復興基本方針の復興施策等との関連が明確にあるものを対象として、上記「5 復興施策」4項目及び「6 原子力災害からの復興」3項目の計7項目（以下「復興施策等7項目」という。）の項目別の25年度の執行はどのようなものとなっているかについて、事業を実施している府省庁等から調書を徴するなどして分析した。なお、一部の事業は複数の項目に該当していることから、当該事業の予算現額は全額を該当する項目に重複して計上して

いる。さらに、24年報告及び25年報告において各事業が該当している項目を、その後実施した事業の施策内容に対応した項目に見直して計上している。また、表101の「④補助（基金）」から「⑨その他」までの実施方法（以下「補助（基金）等」という。）は、国から事業主体に資金が支出された時点で全額が執行されることになるため、これらを除いて分析している。

23年度3次補正により実施されている事業のうち復興施策等との関連が明確にある事業の25年度末までの執行状況をみると、表104のとおり、予算現額は「5 復興施策」3兆0767億余円、「6 原子力災害からの復興」2970億余円、計3兆3737億余円であるのに対して、3年間の累計執行率は73.3%となる一方、累計26.6%の不用が生じている。

上記のうち、「5 復興施策」については、23年度執行率が18.1%、24年度までの累計執行率が69.3%と執行が大きく進んだ一方、25年度までの累計執行率は76.3%と執行が進まず、結果として累計23.6%の不用が生じている。また、「6 原子力災害からの復興」については、25年度までの累計執行率が41.6%と執行が進まず、累計58.3%もの不用が生じている。

表104 23年度3次補正の復興施策等別の平成25年度末までの執行状況

(単位：億円、%)

復興基本方針における復興施策等	予算現額	執行率			累計 不用率
		平成 23年度	23年度 から 24年度 までの 累計	23年度 から 25年度 までの 累計	
5 復興施策	3兆0767	18.1	69.3	76.3	23.6
(1)災害に強い地域づくり	7391	17.3	55.4	63.0	36.9
①高齢化や人口減少等に対応した新しい地域づくり	130	1.8	59.6	60.0	39.9
②「減災」の考え方に基づくソフト・ハードの施策の総動員	6215	13.3	49.6	58.7	41.2
③土地利用の再編等を速やかに実現できる仕組み等	21	14.5	75.6	75.6	24.3
④被災者の居住の安定確保	971	43.4	89.3	89.4	10.5
⑤市町村の計画策定に対する人的支援、復興事業の担い手等	52	42.6	88.1	88.1	11.8
(2)地域における暮らしの再生	2155	11.6	37.2	44.2	55.7
①地域の支え合い	732	18.6	46.8	49.2	50.7
②雇用対策	19	24.1	29.8	32.4	67.5
③教育の振興	1318	6.2	30.6	39.7	60.2
④復興を支える人材の育成	38	61.5	65.1	65.1	34.8
⑤文化・スポーツの振興	46	5.8	51.0	77.3	22.6
(3)地域経済活動の再生	9343	11.4	67.7	81.1	18.8
①企業、産業・技術等	1095	8.6	75.2	94.3	5.6
②中小企業	136	7.8	63.4	63.4	36.5
③農業	338	33.4	78.4	79.0	20.9
④林業	378	6.8	49.5	58.1	41.8
⑤水産業	1711	6.5	37.1	50.6	49.3
⑥観光	43	84.3	93.8	96.0	3.9
⑦コミュニティを支える生業支援	16	74.6	87.6	87.6	12.3
⑧二重債務問題等	51	0.4	32.2	57.0	42.9
⑨交通・物流、情報通信	2171	23.3	86.8	88.4	11.5
⑩再生可能エネルギーの利用促進とエネルギー効率の向上	175	0.0	11.9	98.8	1.1
⑪環境先進地域の実現	3	21.4	74.1	74.1	25.8
⑫膨大な災害廃棄物の処理の促進	3222	4.8	72.9	90.7	9.2
(4)大震災の教訓を踏まえた国づくり	1兆1876	25.1	85.0	86.7	13.2
①電力安定供給の確保とエネルギー戦略の見直し	137	42.5	88.1	90.8	9.1
②再生可能エネルギーの導入促進及び省エネルギー対策等の推進	2356	27.2	87.5	87.7	12.2
③世界に開かれた復興	141	30.1	84.4	84.4	15.5
④社会的包摂の実現と「新しい公共」の推進	9	76.8	87.6	87.6	12.3
⑤今後の災害への備え	9057	24.5	84.3	86.3	13.6
⑥震災に関する学術調査、災害の記録と伝承	173	8.6	87.1	93.5	6.4
6 原子力災害からの復興	2970	28.4	39.5	41.6	58.3
(1)応急対策、復旧対策	2957	28.5	39.4	41.6	58.3
①応急対策、各種支援、情報提供等	100	37.4	74.7	74.7	25.2
②安全対策・健康管理対策等	8	58.7	63.0	63.0	36.9
③賠償・行政サービスの維持等	313	6.7	15.3	15.9	84.0
④放射性物質の除去等	2535	30.7	41.0	43.4	56.5
(2)復興対策	0	71.6	71.6	71.6	28.3
①医療産業の拠点整備	-	-	-	-	-
②再生可能エネルギーの拠点整備	0	71.6	71.6	71.6	28.3
(3)政府系研究機関の関連部門等の福島県への設置等の促進	12	0.1	49.1	49.1	50.8
計	3兆3737	19.0	66.7	73.3	26.6

(注) 実施方法が補助(基金)等による事業は除いている。

「5 復興施策」4項目の施策別の執行状況をみると、次のとおりとなっている。

- ① 「(1)災害に強い地域づくり」は、23年度執行率17.3%から25年度までの累計執行率63.0%へと上昇している一方、累計36.9%の不用が生じている。これは、内訳である「②「減災」の考え方に基づくソフト・ハードの施策の総動員」で実施している「災害復旧等事業費（補助）」（巻末別表13、374ページ、No3368）において、地質調査結果に伴う堤防復旧工法の変更等により累計執行率が10.2%にとどまっていることなどのためである。
- ② 「(2) 地域における暮らしの再生」は、25年度までの累計執行率が44.2%と「5 復興施策」4項目のうち最も低くなっている。これは、内訳である「③教育の振興」で実施している「公立学校施設災害復旧費」（同376ページ、No3416）において累計執行率が14.2%にとどまっていることなどのためである。
- ③ 「(3)地域経済活動の再生」は、23年度執行率が11.4%にとどまっていたが、24年度までの累計執行率は67.7%に大きく上昇し、25年度までの累計執行率は81.1%と更に上昇していて、23年度執行率からの上昇幅は復興施策等7項目の中で最も大きくなっている。これは、当該施策の内訳である「①企業、産業・技術等」、「⑨交通・物流、情報通信」、「⑫膨大な災害廃棄物の処理の促進」等に係る事業の執行率が上昇しているためである。しかし、主に津波により甚大な被害を受けた沿岸地域の復旧・復興に関する施策である「⑤水産業」の25年度までの累計執行率は50.6%にとどまっている。
- ④ 「(4)大震災の教訓を踏まえた国づくり」は、予算現額が1兆1876億余円、25年度までの累計執行率が86.7%とそれぞれ最も高くなっている。これは、内訳である「⑤今後の災害への備え」において、全国防災対策費等の被災地以外で実施する公共事業等が進捗し、23、24両年度にその大部分が執行されたことなどのためである。

このように、復興基本方針に基づく23年度3次補正の復興施策等別の執行状況については、項目ごとの執行率に差があり、復旧・復興事業全体の中で「6 原子力災害からの復興」において進捗の遅れが見受けられる。また、復旧・復興事業の進捗の遅れなどにより、多額の予算が不用額として計上される状況となっている。

イ 24、25両年度の復興特会予算の25年度末までの執行状況

24年度復興特会予算の24年度末時点における執行状況については、25年報告にお

いて、予算現額4兆9706億余円、支出済額3兆1522億余円、繰越額1兆6327億余円、不用額1857億余円等として報告を行っている（25年報告44～46ページ参照）。

そこで、25年度において執行された24年度繰越分及び25年度復興特会予算の執行状況を、経費項目別及び復興施策等別に、それぞれ分析した。

(ア) 経費項目別の執行状況

24年度復興特会予算のうち24年度繰越分は、25年度への繰越額1兆6327億余円に、国有林野事業特別会計の廃止に伴い復興特会に繰り越された35億余円を加えた計1兆6362億余円となっている。そして、この24年度繰越分の25年度の執行状況は、表105のとおり、支出済額計1兆1975億余円、26年度への事故繰越額計1841億余円、不用額計2545億余円となっている。

24年度繰越分で実施している事業を含む経費項目の25年度までの累計執行率のうち、50%未満となっている経費項目は、「(3)公共事業等の追加」の「③施設費等」（47.9%）及び「(9)その他の東日本大震災関係経費」の「③情報通信関係」（46.0%）の2項目である。このうち「③情報通信関係」で実施している「被災地域情報化推進事業」（巻末別表13、420ページ、No4336）は、市街地・居住地復興のための事業等の進捗の影響を受けたことなどにより、累計執行率は28.5%にとどまっている。

また、26年度への事故繰越しの状況は、事故繰越率の平均が3.7%であるのに対して「(9)その他の東日本大震災関係経費」の「⑪中小企業組合等共同施設等災害復旧費」が33.3%と著しく高くなっている。これは、当該経費項目で実施している「中小企業組合等共同施設等災害復旧事業」（同424ページ、No4419）において、作業員の確保が予定を下回り事業が遅延したことなどにより事故繰越しとなったためである。

表105 24年度繰越分の経費項目別の執行状況

(単位：億円、%)

経費項目	平成24年度			25年度				累計 執行率 (B+E)/A	事故 繰越率 F/A	累計 不用率 (C+G)/A
	予算現額 A	支出済額 B	不用額 C	予算現額 (24年度 繰越分) D	支出済額 E	繰越額 (24年度事 故繰越分) F	不用額 G=D-E-F			
(1) 災害救助等関係経費	268	166	101	0	0	-	0	62.2	-	37.7
②被災者緊急支援経費	268	166	101	0	0	-	0	62.2	-	37.7
(2) 災害廃棄物処理事業費	3442	504	10	2926	2630	78	218	91.0	2.2	6.6
(3) 公共事業等の追加	5231	1563	427	3240	1954	364	921	67.2	6.9	25.7
①災害復旧等事業費	2149	519	94	1535	718	217	600	57.5	10.1	32.3
②一般公共事業関係費	2463	849	93	1520	1134	87	298	80.5	3.5	15.9
③施設費等	618	194	239	184	101	59	23	47.9	9.6	42.4
(6) 東日本大震災復興交付金	2867	90	0	2776	2776	-	0	99.9	-	0.0
(7) 原子力災害復興関係経費	5125	1865	121	3139	1319	891	927	62.1	17.3	20.4
(8) 全国防災対策費	5940	2846	205	2888	2536	31	319	90.6	0.5	8.8
①学校施設耐震化・防災機能強化	2442	666	18	1756	1464	10	281	87.2	0.4	12.3
②一般公共事業関係費	2770	1732	114	922	890	7	25	94.6	0.2	5.0
③警察・消防関係費	73	57	12	4	3	0	0	82.4	0.1	17.3
④自衛隊の災害対処能力の向上	242	142	4	95	82	12	0	92.8	5.0	2.0
⑤社会福祉施設整備費等	72	45	1	25	24	1	0	96.6	1.5	1.8
⑥その他	339	202	53	83	71	0	11	80.6	0.1	19.2
(9) その他の東日本大震災関係経費	3660	2113	155	1390	756	476	157	78.4	13.0	8.5
②警察・消防関係	70	25	8	36	25	8	3	71.6	11.9	16.4
③情報通信関係	74	22	16	35	12	-	23	46.0	-	53.9
④大学等を活用した地域の再生等	362	205	2	155	140	14	0	95.1	4.1	0.7
⑧農林業関係	360	327	21	11	9	1	0	93.5	0.3	6.0
⑨水産業関係	280	176	45	58	38	14	4	76.9	5.3	17.7
⑩中小企業組合等共同施設等災害復旧費	1300	294	0	1004	448	433	123	57.1	33.3	9.5
⑭自衛隊関係	793	692	23	76	72	2	1	96.4	0.3	3.1
⑮その他	417	369	36	11	9	-	2	90.7	-	9.2
24年度に執行を終えた経費項目	2兆3206	2兆2371	835	-	-	-	-	96.4	-	3.5
計	4兆9742	3兆1522	1857	1兆6362	1兆1975	1841	2545	87.4	3.7	8.8

(注) 平成25年度へ繰越しのある経費項目については、経費項目別に執行状況を示し、繰越しのない経費項目については、「24年度に執行を終えた経費項目」として一括して執行状況を示している。

25年度復興特会予算の執行状況は、表106のとおり、予算現額計5兆3023億余円に対して支出済額計3兆2092億余円（執行率60.5%）、繰越額計1兆7762億余円（繰越率33.4%）、不用額計3168億余円（不用率5.9%）となっている。

繰越率が高い経費項目は、「(8)その他の東日本大震災関係経費」の「⑩資源・エネルギー関係」（繰越率93.6%）、「⑧中小企業対策」（同60.8%）等である。このうち、「⑩資源・エネルギー関係」で実施している「浮体式洋上ウィンドファーム実証研究事業」（同99.9%、巻末別表13、444ページ、No5283）は、浮体式洋上風力発電システムの実用化を目指した実証事業である。25年度においては、ボーリング調査の結果、地盤改良の範囲や方法について再検討を行う必要が生じたことなどから、同年度内の完了が困難になったため、予算現額375億円のうちほ

ば全額の374億余円を26年度に繰り越している。

また、「⑧中小企業対策」で実施している「中小企業組合等共同施設等災害復旧事業」（同93.6%、同443ページ、No5272）は、地域経済の核となる中小企業等グループが復興事業計画に基づき、施設等の復旧、整備等を行う場合に、国が補助をする事業である。25年度においては、被災した中小企業が複数の避難先に点在していることなどからグループの構成や事業計画内容の調整に不測の日数を要したため、予算現額454億余円のうち425億余円を26年度に繰り越している。

不用率が高い経費項目は、「(10)復興加速化・福島再生予備費」（不用率100%）及び「(1)災害救助等関係経費」（同26.2%）である。このうち、「(10)復興加速化・福島再生予備費」は、被災地全体の諸課題について事業費の追加に機動的に対応するものとして、25年度当初予算で6000億円が計上されたものの、当該予備費は使用されることなく、25年度補正予算で1500億円に減額された上で、25年度末には全額が不用となっている。

また、「(1)災害救助等関係経費」で実施している「災害救助法による災害救助（災害救助費等負担金）」（同15.8%、同428ページ、No5001）は、応急仮設住宅の民間住宅等借上げ分が想定していた戸数に達しなかったため、予算現額529億余円のうち83億余円を不用としている。

表106 25年度復興特会予算の平成25年度の経費項目別の執行状況

(単位：億円、%)

経費項目	予算現額 A	支出済額 B	繰越額 C	不用額 D=A-B-C	執行率 B/A	繰越率 C/A	不用率 D/A
(1) 災害救助等関係経費	879	648	-	230	73.7	-	26.2
① 災害救助費	529	445	-	83	84.1	-	15.8
② 被災者緊急支援経費	307	171	-	135	55.8	-	44.1
③ 災害弔慰金等負担金	9	7	-	1	80.1	-	19.8
④ 災害援護貸付金	33	23	-	9	71.8	-	28.1
(2) 災害廃棄物処理事業費	1265	535	689	41	42.2	54.4	3.2
(3) 復興関係公共事業等	9309	4000	4873	434	42.9	52.3	4.6
① 災害復旧等事業費	5941	1530	4072	338	25.7	68.5	5.6
② 一般公共事業関係費	2609	2120	453	36	81.2	17.3	1.3
③ 施設費等	758	350	347	60	46.1	45.8	8.0
(4) 災害関連融資関係経費	1269	1252	-	16	98.7	-	1.2
① 中小企業等関係費	1130	1130	-	-	100.0	-	-
② 農林漁業者等関係費	139	122	-	16	88.3	-	11.6
(5) 地方交付税交付金	6053	5771	-	281	95.3	-	4.6
(6) 東日本大震災復興交付金	6528	1725	4803	-	26.4	73.5	-
(7) 原子力災害復興関係経費	8417	4149	4129	138	49.2	49.0	1.6
(8) その他の東日本大震災関係経費	8992	5357	3267	367	59.5	36.3	4.0
① 被災者生活再建支援金補助金	839	201	622	16	23.9	74.0	1.9
② 警察・消防・自衛隊活動経費等	816	736	46	33	90.1	5.7	4.0
③ 教育支援等	153	117	27	8	76.6	17.9	5.3
④ 医療、介護、福祉等	217	202	0	14	93.1	0.0	6.8
⑤ 雇用関係	472	457	-	14	96.9	-	3.0
⑥ 農林業関係	185	135	22	26	73.2	12.3	14.4
⑦ 水産業関係	101	64	27	9	63.8	26.6	9.5
⑧ 中小企業対策	710	248	432	29	35.0	60.8	4.1
⑨ 立地補助金	1430	1430	-	-	100.0	-	-
⑩ 資源・エネルギー関係	400	24	374	0	6.1	93.6	0.2
⑪ 住宅関係	254	251	-	2	98.9	-	1.0
⑫ 学校施設の耐震化	1582	382	1075	125	24.1	67.9	7.9
⑬ 津波被害対応の公共事業	836	356	476	4	42.5	56.9	0.5
⑭ その他	990	748	161	81	75.5	16.2	8.2
(9) 国債整理基金特別会計への繰入	8808	8650	-	157	98.2	-	1.7
(10) 復興加速化・福島再生予備費	1500	-	-	1500	-	-	100.0
計	5兆3023	3兆2092	1兆7762	3168	60.5	33.4	5.9

(イ) 復興施策等別の執行状況

24、25両年度の復興特会予算で実施している事業のうち復興施策等との関連が明確にあるものについて、復興施策等7項目に対応させた予算現額は、表107のとおり、24年度2兆5184億余円、25年度1兆9985億余円、計4兆5170億余円であり、24年度から25年度までの累計執行率は68.2%となっている。

表107 24、25両年度の復興特会予算の復興施策等別の執行状況

(単位：億円、%)

復興基本方針における復興施策等	平成24年度 予算現額 A	25年度 予算現額 B	予算現額計 C=A+B	Cに対する 累計執行率
5 復興施策	2兆0046	1兆2483	3兆2530	73.6
(1) 災害に強い地域づくり	3264	1616	4880	78.0
① 高齢化や人口減少等に対応した新しい地域づくり	27	25	52	90.3
② 「減災」の考え方に基づくソフト・ハードの施策の総動員	1699	969	2669	69.6
③ 土地利用の再編等を速やかに実現できる仕組み等	28	26	55	64.3
④ 被災者の居住の安定確保	1161	587	1749	93.3
⑤ 市町村の計画策定に対する人的支援、復興事業の担い手等	347	7	354	66.6
(2) 地域における暮らしの再生	756	906	1663	61.9
① 地域の支え合い	181	351	533	80.4
② 雇用対策	198	9	207	53.0
③ 教育の振興	339	503	842	52.3
④ 復興を支える人材の育成	12	20	33	55.1
⑤ 文化・スポーツの振興	24	20	45	68.8
(3) 地域経済活動の再生	7434	5462	1兆2897	70.6
① 企業、産業・技術等	295	197	492	89.1
② 中小企業	1307	462	1769	43.0
③ 農業	315	382	697	66.5
④ 林業	86	132	218	72.3
⑤ 水産業	592	504	1097	47.2
⑥ 観光	18	31	50	68.3
⑦ コミュニティを支える生業支援	1	1	2	73.4
⑧ 二重債務問題等	7	35	42	68.6
⑨ 交通・物流、情報通信	1648	2042	3691	88.7
⑩ 再生可能エネルギーの利用促進とエネルギー効率の向上	-	375	375	-
⑪ 環境先進地域の実現	0	-	0	96.0
⑫ 膨大な災害廃棄物の処理の促進	3160	1298	4458	76.8
(4) 大震災の教訓を踏まえた国づくり	8590	4499	1兆3089	76.4
① 電力安定供給の確保とエネルギー戦略の見直し	-	3	3	90.0
② 再生可能エネルギーの導入促進及び省エネルギー対策等の推進	8	9	18	61.5
③ 世界に開かれた復興	29	10	40	93.9
④ 社会的包摂の実現と「新しい公共」の推進	21	7	29	99.2
⑤ 今後の災害への備え	8504	4455	1兆2959	76.2
⑥ 震災に関する学術調査、災害の記録と伝承	25	13	38	99.4
6 原子力災害からの復興	5137	7501	1兆2639	54.4
(1) 応急対策、復旧対策	5137	7411	1兆2549	54.8
① 応急対策、各種支援、情報提供等	371	179	551	34.4
② 安全対策・健康管理対策等	46	18	65	83.8
③ 賠償・行政サービスの維持等	24	249	273	20.1
④ 放射性物質の除去等	4694	6964	1兆1659	56.4
(2) 復興対策	-	89	89	-
① 医療産業の拠点整備	-	-	-	-
② 再生可能エネルギーの拠点整備	-	89	89	-
(3) 政府系研究機関の関連部門等の福島県への設置等の促進	-	-	-	-
計	2兆5184	1兆9985	4兆5170	68.2

(注) 実施方法が補助(基金)等による事業は除いている。

復興施策等別の累計執行率をみると、「5 復興施策」は73.6%、「6 原子力災害からの復興」は54.4%となっている。「6 原子力災害からの復興」の執行率が低いのは、「(1)応急対策、復旧対策」の内訳である「④放射性物質の除去等」で実施している「放射性物質汚染廃棄物処理事業」(24年度事業は巻末別表13、41

2ページ、No4157、25年度事業は同435ページ、No5146)において、地元自治体等との調整に時間を要し、事業に着手できなかったことなどのためである。

ウ 事業別の執行状況

23年度復旧・復興予算及び24、25両年度の復興特会予算により、多数の復旧・復興事業が実施されていて、その内容も多岐にわたっている。各年度の事業数は、23年度928件、24年度493件、25年度373件、延べ1,794件となっており、その執行率は0%から100%と事業により区々となっている（各事業の執行率は、巻末別表13、352～450ページ参照）。

そこで、25年度において、23年度事故繰越分、24年度繰越分及び25年度復興特会予算に係る復旧・復興事業が円滑かつ迅速に実施されているかなどに着眼して、各府省庁等から各復旧・復興事業の内容、執行状況等について調書を徴するとともに、繰越し及び不用が発生している事業については、その主な事由等を整理した。

(ア) 24年度繰越分の事故繰越しの状況

24年度繰越分のうち、25年度において避け難い事故のため26年度に再び繰り越したもの（以下「24年度事故繰越分」という。）について、財務省が復興事業の円滑な執行に資するよう特例措置として定めた「被災地域における平成25年度の事故繰越事務手続について」の事故繰越要因類型を基に、主な事故繰越しとした事由（以下「事故繰越事由」という。）を各府省庁等から調書を徴するなどして把握し整理した（事故繰越事由は、巻末別表13、350ページ参照）。

24年度事故繰越分の事業数及び事故繰越額は、表108のとおり、計46件、計1841億余円となっていて、24年度復興特会予算の予算現額計4兆9742億余円に対する事故繰越率は、表105のとおり、3.7%となっている。これらを事故繰越事由別に示すと、事業数では「地元住民等調整」（11件）が最も多く、事故繰越額では「自然災害」（884億余円）及び「作業員」（693億余円）の2事由で全体の8割以上を占めている。

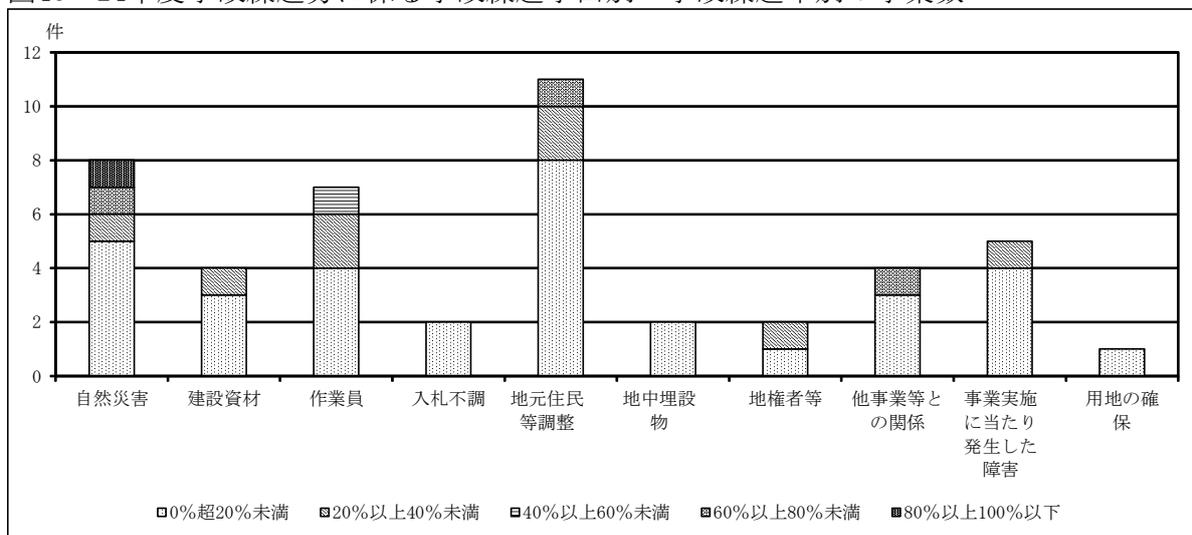
表108 24年度事故繰越分の事故繰越事由別の事業数及び事故繰越額

(単位：件、%、億円)

事故繰越事由	24年度事故繰越分			
	事業数		事故繰越額	
		割合		割合
自然災害	8	17.3	884	48.0
建設資材	4	8.6	26	1.4
作業員	7	15.2	693	37.6
入札不調	2	4.3	10	0.5
地元住民等調整	11	23.9	178	9.6
地中埋設物	2	4.3	1	0.0
地権者等	2	4.3	15	0.8
請負業者の倒産	-	-	-	-
他事業等との関係	4	8.6	19	1.0
事業実施に当たり発生した障害	5	10.8	12	0.6
用地の確保	1	2.1	0	0.0
行方不明者の捜索	-	-	-	-
建築制限	-	-	-	-
計	46	100.0	1841	100.0

また、24年度事故繰越分の事故繰越事由別・事故繰越率別の事業数は、図46のとおり、事故繰越率80%以上の事業は「自然災害」に1件、また、事故繰越率60%以上80%未満の事業は「自然災害」、「地元住民等調整」及び「他事業との関係」にそれぞれ1件ずつ生じている。このうち「地元住民等調整」を事由とした事業をみると、「放射性物質対処型森林・林業復興対策実証事業（補助）」（同412ページ、No4169）は、地元住民との調整や県外に避難している地権者との連絡等に時間を要したことから、24年度予算現額9億余円に対して事故繰越額6億余円（66.1%）が生じている。

図46 24年度事故繰越分に係る事故繰越事由別・事故繰越率別の事業数



(イ) 25年度復興特会予算の繰越しの状況

25年度復興特会予算のうち26年度に繰り越したもの（以下「25年度繰越分」という。）について、財務省が作成した「箇所別調書及び理由書の繰越事由欄の記載方法」の繰越事由分類基準を基に、主な繰越しとした事由（以下「繰越事由」という。）を各府省庁等から調書を徴するなどして把握し整理した（繰越事由は、巻末別表13、351ページ参照）。

25年度繰越分の事業数及び繰越額は、表109のとおり、計112件、計1兆7762億余円となっていて、25年度復興特会予算の予算現額5兆3023億余円に対する繰越率は、表106のとおり、33.4%となっている。これらを繰越事由別に示すと、事業数では「計画に関する諸条件」（90件）が最も多く、この内訳は「基本計画の策定・変更」（51件）が最も多くを占めている。また、繰越額では「計画に関する諸条件」の内訳である「基本計画の策定・変更」（6087億余円）、「公害等に係る地元との調整」（4861億余円）及び「関係機関との協議・許認可等」（4811億余円）の3事由で全体の8割以上を占めている。このうち「基本計画の策定・変更」を事由とした事業をみると、「災害復旧等事業（国交省関係）」（同430ページ、No5031）は、基本計画の策定・変更に当たり、他事業との調整、工法の検討等に不測の日数を要したことから、予算現額3031億余円に対して繰越額1985億余円が生じている。

表109 25年度繰越分の繰越事由別の事業数及び繰越額

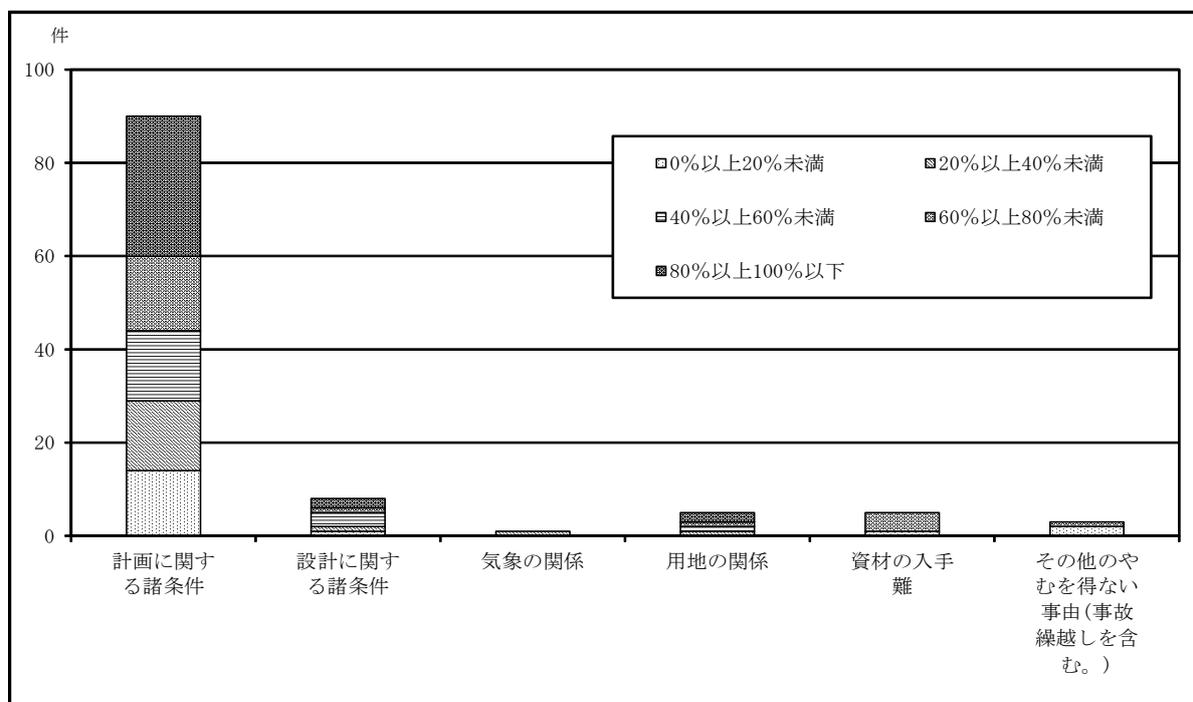
(単位：件、%、億円)

繰越事由	予算区分	25年度繰越分			
		事業数		繰越額	
			割合		割合
計画に関する諸条件		90	80.3	1兆6396	92.3
公害等に係る地元との調整		19	16.9	4861	27.3
状況変化による施行能率の低下		4	3.5	85	0.4
運搬路に係る地元との調整		-	-	-	-
基本計画の策定・変更		51	45.5	6087	34.2
他事業との調整		1	0.8	82	0.4
関係機関との協議・許認可等		7	6.2	4811	27.0
その他		8	7.1	468	2.6
設計に関する諸条件		8	7.1	146	0.8
工法選択		4	3.5	127	0.7
設計変更等		4	3.5	18	0.1
その他		-	-	-	-
気象の関係		1	0.8	2	0.0
豪雨		-	-	-	-
豪雪		1	0.8	2	0.0
風浪		-	-	-	-
その他		-	-	-	-
用地の関係		5	4.4	536	3.0
用地買収交渉		2	1.7	110	0.6
工事用地の借上げ		2	1.7	425	2.3
その他		1	0.8	0	0.0
補償処理の困難		-	-	-	-
補償交渉		-	-	-	-
地元との調整		-	-	-	-
その他		-	-	-	-
資材の入手難		5	4.4	49	0.2
資材不足		1	0.8	30	0.1
労務者手配調整		3	2.6	19	0.1
資材運搬不能		-	-	-	-
特注品納期遅延		1	0.8	0	0.0
その他		-	-	-	-
試験研究に際しての事前調査又は研究方式の決定の困難		-	-	-	-
事前調査		-	-	-	-
研究方式		-	-	-	-
その他		-	-	-	-
上記以外のもの		-	-	-	-
その他のやむを得ない事由(事故繰越しを含む。)		3	2.6	631	3.5
計		112	100.0	1兆7762	100.0

また、25年度繰越分の繰越事由別・繰越率別の事業数は、図47のとおり、繰越率80%以上の事業は、「計画に関する諸条件」(30件)、「設計に関する諸条件」(2件)及び「用地の関係」(2件)となっている。このうち、「用地の関係」を事由とした「長期避難者生活拠点形成事業」(同436ページ、No5150)は、長期避難者のための安定した生活環境を確保するために、復興公営住宅を中心と

した基盤整備等を推進するものである。25年度においては、用地取得に係る関係自治体等との調整に不測の日数を要したことから、25年度予算現額99億余円の全額を繰り越している。

図47 25年度繰越分に係る繰越事由別・繰越率別の事業数



(ウ) 不用の状況

25年度に実施された23年度事故繰越分、24年度繰越分及び25年度復興特会予算による復旧・復興事業について、25年度末に不用が生じた主な事由（以下「不用事由」という。）を、各府省庁等から調書を徴するなどして把握し分析した。

25年度末に不用が生じている事業の事業数及び不用額は、表110のとおり、23年度事故繰越分97件、計1203億余円、24年度繰越分107件、計2545億余円、25年度復興特会予算283件、計3168億余円で、合計487件、6917億余円となっている。

表110 23年度事故繰越分、24年度繰越分及び25年度復興特会予算に係る不用事由別の事業数及び不用額

(単位：件、億円、%)

不用事由	23年度事故繰越分				24年度繰越分			
	事業数		不用額		事業数		不用額	
	a	割合	A	割合	b	割合	B	割合
①予定より実績が下回ったもの	27	27.8	602	50.0	20	18.6	197	7.7
②事業計画の変更により減額したもの	29	29.8	436	36.3	32	29.9	1695	66.6
③事業執行に伴い節減したもの	9	9.2	138	11.4	3	2.8	0	0.0
④契約価格が予定を下回ったもの	27	27.8	12	1.0	39	36.4	301	11.8
⑤その他	5	5.1	13	1.1	13	12.1	350	13.7
計	97	100.0	1203	100.0	107	100.0	2545	100.0

不用事由	25年度復興特会予算				計			
	事業数		不用額		事業数		不用額	
	c	割合	C	割合	a+b+c	割合	A+B+C	割合
①予定より実績が下回ったもの	121	42.7	783	24.7	168	34.4	1583	22.8
②事業計画の変更により減額したもの	52	18.3	358	11.3	113	23.2	2491	36.0
③事業執行に伴い節減したもの	13	4.5	17	0.5	25	5.1	156	2.2
④契約価格が予定を下回ったもの	80	28.2	119	3.7	146	29.9	432	6.2
⑤その他	17	6.0	1889	59.6	35	7.1	2253	32.5
計	283	100.0	3168	100.0	487	100.0	6917	100.0

不用事由別の事業数をみると、「①予定より実績が下回ったもの」（計168件）、
「④契約価格が予定より下回ったもの」（計146件）及び「②事業計画の変更により減額したもの」（計113件）が多くなっていて、これら3事由により全体の8割以上を占めており、不用額では、「②事業計画の変更により減額したもの」（計2491億余円）及び「①予定より実績が下回ったもの」（計1583億余円）が多額となっていて、これら2事由が全体の6割近くを占めている（「⑤その他」（計2253億余円）には、25年度復興加速化・福島再生予備費の不用額1500億円が含まれている。）。このように、不用の多くは「①予定より実績が下回ったもの」又は「②事業計画の変更により減額したもの」を事由としている。

そして、「②事業計画の変更により減額したもの」（不用額計2491億余円）が不用事由となっている主な事業は、「放射性物質汚染廃棄物処理事業」（同514億

余円、巻末別表13、412ページ、No4157)、「災害復旧事業」(同429億余円、同407ページ、No4060)、「福島原子力災害避難区域等帰還・再生加速事業」(同166億余円、同412ページ、No4158)等、各種災害復旧や原子力災害からの復興に関連した事業である。これらの事業は、計画変更により事業規模を縮小したものの、集中復興期間終了後も引き続き事業の実施が必要となる。

前記のとおり、25年度は「①予定より実績が下回ったもの」及び「②事業計画の変更により減額したもの」を不用事由としている事業が多くなっていることから、23年度から25年度までの各年度に実施され、不用率が高い復旧・復興事業のうち、これら2事由に該当する事業を対象として、各府省庁において、市街地・居住地復興のための事業等の進捗と不用との関係等について聴取した。

その結果、表111のとおり、市街地・居住地復興のための事業等が実施されている地区の中には、当該事業の進捗が、私立学校施設の災害復旧事業、中小企業組合等共同施設等災害復旧事業等の当該地区で実施される他の事業の進捗に影響を及ぼしている状況となっている地区が見受けられた。これらの事業では、まちづくり計画の策定等が遅れたため、工事の着手が遅れたり、事業の申請数が見込みを下回ったりなどしたことにより不用が生じているが、各府省庁は、市街地・居住地復興のための事業等の進捗に伴い、それぞれの事業を改めて実施する必要性が高まり新たな予算措置及びその執行が見込まれるとしている。

表111 市街地・居住地復興のための事業等の進捗の影響を受けている事業

所管	予算年度 及び巻末別 表13のNo	事業名	事業概要	市街地・居住地復興のための 事業等の進捗と不用との関係
復興庁	(23) 3308 (24) 4008 (25) 5007	復興特区支援利子補給金	復興推進計画の目標を達成する上で中核となる事業の実施者が、国の指定する金融機関から当該事業を実施する上で必要な資金を借り入れる場合に、利子補給金を支給するもの	津波の被害を受けた沿岸部でのインフラ整備の進捗に差が生じる中、企業の設備投資に至らなかったことなどから、案件数が見込みを下回った。
内閣府 (金融庁)	(23) 3288 (24) 4010 (25) 5010	(23) 個人債務者の私的整理に係る支援に必要な経費 (24) (25) 個人債務者の私的整理に係る支援事業	東日本大震災の影響によって既往債務（震災発生以前に負担した債務）を弁済できなくなった個人債務者の債務整理を円滑に進めるため、「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」の運用支援として、ガイドライン運営委員会に対して補助するもの	被災者の中には、地域の復興計画や原子力損害賠償の支払の動向を見極めてのことなどから当事業の利用を保留している者がいるため、利用実績が見込みを下回った。
総務省	(23) 3709 (24) 4336 (25) 5316	(23) 情報通信基盤復興支援事業 (24) (25) 被災地域情報化推進事業	東日本大震災で被災した地方公共団体が抱える課題について、当該地方公共団体が情報通信技術（ICT）を活用して効率的・効果的に解決する取組に対して支援するもの	ブロードバンドの基盤整備に関し、まちづくり事業による土地の造成等の目途が立たなければ当事業に着手できず、実施案件数が見込みを下回った。
文部 科学省	(23) 3052 (25) 5105	(23) 施設災害復旧費等 (25) 私立学校建物其他災害復旧（専修学校除く）	私立学校施設の復旧事業等	津波被災地域及び避難指示区域に所在する学校は、復興計画の策定、移転先の確保、避難指示の解除等の条件が整い次第着手することになるため、このような学校法人からの申請数が見込みを下回った。
厚生 労働省	(23) 3018 3372 (24) 4061	(23) 水道施設災害復旧事業 (23) (24) 水道施設の災害復旧	津波等で甚大な被害を受けた地域で、都市計画の見直しなど、通常の前形復旧では対応できない水道施設の復旧・復興を図る事業等	津波被害の甚大な一部の地域において、まちづくり計画の策定が予定より遅れたことに伴い、災害復旧が当初の見込みどおり進まなかった。
農林 水産省	(23) 3415 (24) 4101	(23) 水産業共同利用施設復旧整備事業（ハード） (24) 水産業共同利用施設復旧整備事業	漁協等の共同利用施設等の復旧整備に対して支援するもの	防潮堤や道路の整備計画の策定に時間を要し、当初計画どおりの事業実施が見込まれなくなった。
経済 産業省	(24) 4419 (25) 5272	中小企業組合等共同施設等災害復旧事業	地域経済の核となる中小企業等グループが県の認定した復興事業計画に基づき、当該計画に必要な施設等の復旧・整備等に対して補助を行うもの	自治体の復興計画の策定や土地のかさ上げ工事等の進捗が遅れていることから、当事業の完了に至らなかった。

(エ) 他の特別会計へ繰り入れられた東日本大震災関係経費の状況

東日本大震災関係経費の中には、23年度の一般会計及び24、25両年度の復興特会から他の特別会計へ繰り入れられて復旧・復興事業に充てられているものが含まれている。

これらのうち、他の特別会計への繰入額が毎年度多額となっているものとしては、交付税及び譲与税配付金特別会計（以下「交付税特会」という。）へ繰り入れられた「地方交付税交付金」及び「国債整理基金特別会計へ繰入」がある（国債整理基金特別会計（以下「国債整理特会」という。）への繰入れの状況は、240～244ページ参照）。地方交付税交付金のうち震災復興特別交付税は、復旧・復興事業を実施する特定被災自治体等の財源の裏付けとなるものであり、交付税特

会に繰り入れられた後に当該自治体等での事業実施状況等に応じた額が決定され交付されている。そこで、震災復興特別交付税に係る経費の23年度の一般会計及び24、25両年度の復興特会における執行状況をみると、表112のとおり、23年度の一般会計及び24年度の復興特会から予算現額の全額が、25年度の復興特会から予算現額の大部分がそれぞれ交付税特会に繰り入れられており、23年度から25年度までの執行率は99.0%と極めて高くなっている。

表112 震災復興特別交付税に係る経費の平成23年度の一般会計及び24、25両年度の復興特会における執行状況

(単位：百万円、%)

年度	巻末別表 13のNo	事業名	予算現額 A	支出済額 B	不用額	翌年度 繰越額	執行率 B/A
平成23	3517	地方交付税の加算 (震災復興特別交付税)	1,663,525	1,663,525	-	-	100.0
24	4151	震災復興特別交付税 の追加	670,413	670,413	-	-	100.0
25	5138	震災復興特別交付税 の追加	605,302	577,189	28,113	-	95.3
計			2,939,241	2,911,127	28,113	-	99.0

そこで、繰入先の交付税特会における執行状況をみると、図48のとおり、23年度から25年度までの繰入額計2兆9111億余円に対する交付税特会での支出済額計は2兆0850億余円（3か年の執行率71.6%）となっている。

年度別にみると、23年度は、23年度3次補正において一般会計から繰り入れられた1兆6635億余円に対する交付税特会での支出済額が8134億余円（執行率48.8%）であり、支出残額8500億余円の全額が24年度に繰り越されている。

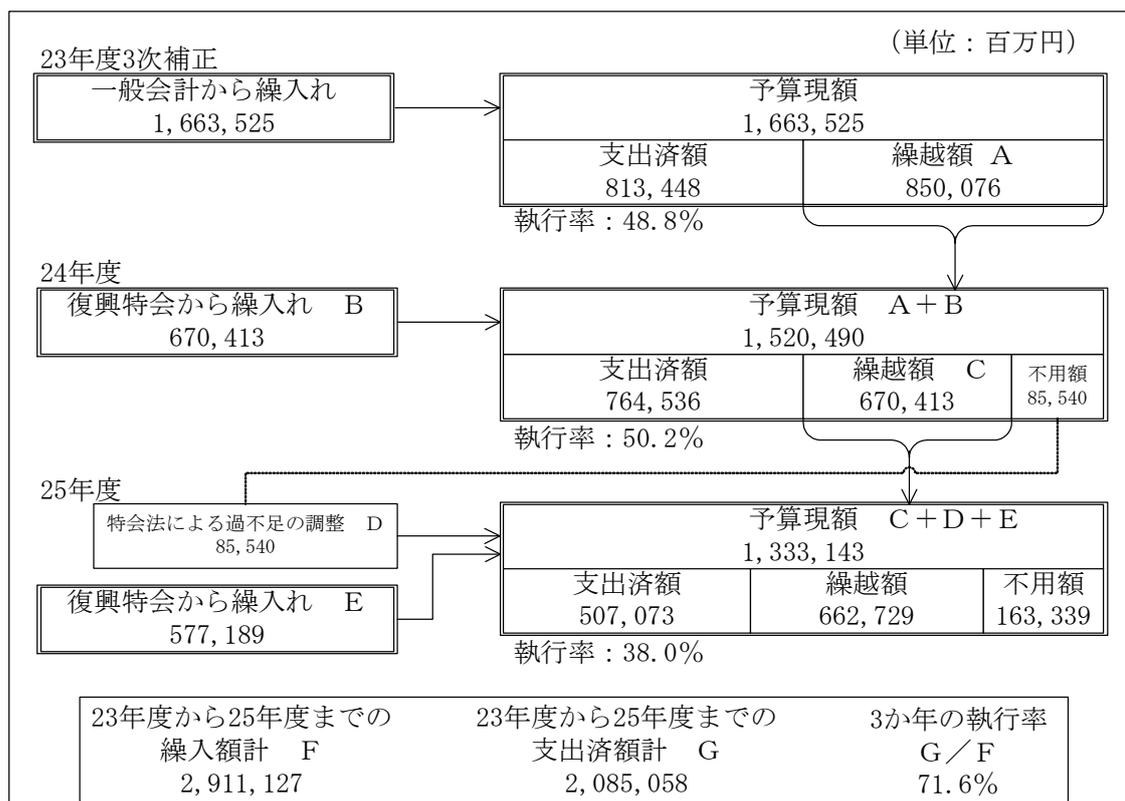
24年度は、23年度からの繰越額8500億余円及び新たに復興特会から繰り入れられた6704億余円の計1兆5204億余円に対する交付税特会での支出済額が7645億余円（執行率50.2%）である。そして、特会法第27条の規定では、交付税特会の支出残額は、翌々年度への繰越しが認められていないため、24年度の支出残額7559億余円のうち、同年度に復興特会から繰り入れられた上記の6704億余円に相当する額は全て25年度に繰り越され、残余の855億余円が不用とされている。

25年度は、24年度からの繰越額6704億余円、新たに復興特会から繰り入れられた5771億余円及び上記24年度の不用額に相当する額855億余円の計1兆3331億余円が交付税特会の予算現額として計上されている。特会法第231条の規定では、復興

特会から交付税特会に繰り入れられた金額が、復興費用の支出に必要な金額として繰り入れるべき金額を超過した場合には、翌年度の繰入額を減額して調整することとなっている。この規定により、上記の855億余円は、繰入額の超過分として、25年度に繰り入れるべき額6627億余円から減額され、同年度の繰入額は5771億余円となっている。

上記25年度の交付税特会の予算現額1兆3331億余円に対する交付税特会での支出済額は5070億余円（執行率38.0%）である。そして、24年度と同様に特会法の規定により、25年度の支出残額8260億余円のうち、同年度に復興特会から繰り入れられた上記の5771億余円に相当する額に24年度の不用額と同額の855億余円を加えた6627億余円が26年度に繰り越され、残余の1633億余円が不用とされている。

図48 震災復興特別交付税に係る経費の交付税特会における執行状況



このように、震災復興特別交付税に係る経費の交付税特会での執行率は、23年度から25年度までの累計では71.6%となっているが、年度別では、23年度48.8%、24年度50.2%、25年度38.0%と低くなっている。さらに、24、25両年度においては、いずれも支出済額が前年度からの繰越額を下回り、両年度に復興特会から繰

り入れられた全額が翌年度に繰り越されている。

交付税特会での執行率がこのように低くなっている理由について、総務省は、当該交付税の交付対象である地方公共団体において、市街地・居住地復興のための事業等の実施において地域の合意形成が進んでいないことや入札不調により事業が遅延していることなどによるとして、今後、特定被災区域において実施している市街地・居住地復興のための事業等の進捗に伴い、当該事業に係る国庫補助金等の執行が見込まれるとともに、同時に震災復興特別交付税に係る経費の交付税特会における執行率も上昇することが考えられるとしている。

エ 実施方法別の執行状況

復旧・復興事業の実施方法としては、表101のとおり、「①直轄」（国自らが実施する直轄事業）、「②補助」（地方公共団体等が国からの補助金を受けて実施する補助事業）等の九つの区分に整理することができる。そこで、25年度に23年度事故繰越分、24年度繰越分及び25年度復興特会予算により実施された復旧・復興事業計651件、予算現額計7兆5089億余円について、表101の実施方法別に区分して整理した。

実施方法別に25年度の執行状況をみると、表113のとおり、執行率は、平均64.6%で、「①直轄」が77.7%、「②補助」が43.6%、「③直轄、補助等」が50.0%等となっている。また、予算現額計は、「②補助」が2兆4835億余円、「③直轄、補助等」が1兆7996億余円と多額に上っていて、これらの執行率が全体の執行率に与える影響は大きくなっている。

「①直轄」の執行率は、平均が77.7%であるのに対して23年度事故繰越分が96.5%、24年度繰越分が59.8%、25年度復興特会予算が77.4%であり、24年度繰越分の執行率が他の執行率に比べて低くなっている。これは、24年度繰越分により実施している「福島原子力災害避難区域等帰還・再生加速事業」（25年度予算現額207億余円、巻末別表13、412ページ、No4158）において、事業規模の見直しによる事業計画の変更等のため執行率が19.3%にとどまっていること、「災害廃棄物処理代行事業」（同142億余円、同407ページ、No4058）において、事業の実施に当たり地元自治体等との調整が難航したため執行率が26.0%にとどまっていることなどによる。

「②補助」及び「③直轄、補助等」の執行率は、平均がそれぞれ43.6%、50.0%と、他の実施方法に比べて低くなっている。これは、25年度復興特会予算により「②補助」として実施している「災害復旧等事業（水産）」（同1684億余円、同43

0ページ、No5032) 及び「③直轄、補助等」として実施している「災害復旧等事業（林業）」（同277億余円、同430ページ、No5034）において、作業員の手配に不測の日数を要したり、入札不調により設計を変更したりなどしたため、執行率がそれぞれ18.9%、17.2%にとどまっていることなどによる。また、補助事業では、事業主体が特定被災自治体であり、限られた人員で膨大な事業を実施していること、実施している復旧・復興事業の多くが、関係機関との調整や地域住民との協議、調整等に日数を要することなども、執行率が低くなる要因となっている。

「④補助（基金）」から「⑨その他」までの実施方法は、基金の設置造成等に係る資金、交付金、出資金等の支出に係るものであり、復旧・復興事業の進捗に応じて速やかに対応できるよう、予算措置された年度に特定被災自治体や政策金融機関等に対して支出される場合が多いことなどから、執行率は高くなっている。

表113 23年度事故繰越分、24年度繰越分及び25年度復興特会予算により平成25年度に実施された復旧・復興事業の実施方法別の執行状況

(単位：件、億円、%)

実施方法	23年度事故繰越分				24年度繰越分			
	事業数 a	予算現額 (事故繰越分) A	支出済額 B	執行率 B/A	事業数 b	予算現額 (繰越分) C	支出済額 D	執行率 D/C
①直轄	25	992	957	96.5	46	938	561	59.8
②補助	89	3118	2347	75.2	80	7050	5428	76.9
③直轄、補助等	12	1591	1193	74.9	14	5250	2874	54.7
④補助（基金）	-	-	-	-	5	3040	3026	99.5
⑤補助（運営費交付金）	-	-	-	-	-	-	-	-
⑥補助（拠出金）	-	-	-	-	-	-	-	-
⑦出資	-	-	-	-	-	-	-	-
⑧地方交付税交付金	-	-	-	-	-	-	-	-
⑨その他	1	0	0	100.0	6	83	83	99.9
計	127	5702	4499	78.8	151	1兆6362	1兆1975	73.1

実施方法	25年度復興特会予算				計			
	事業数 c	予算現額 E	支出済額 F	執行率 F/E	事業数 a+b+c	予算現額 G=A+C+E	支出済額 H=B+D+F	執行率 H/G
①直轄	135	4886	3782	77.4	206	6817	5302	77.7
②補助	178	1兆4666	3073	20.9	347	2兆4835	1兆0849	43.6
③直轄、補助等	18	1兆1154	4930	44.2	44	1兆7996	8998	50.0
④補助（基金）	14	4467	4418	98.9	19	7507	7445	99.1
⑤補助（運営費交付金）	12	157	157	100.0	12	157	157	100.0
⑥補助（拠出金）	-	-	-	-	-	-	-	-
⑦出資	5	1204	1204	100.0	5	1204	1204	100.0
⑧地方交付税交付金	1	6053	5771	95.3	1	6053	5771	95.3
⑨その他	10	1兆0432	8751	83.8	17	1兆0516	8836	84.0
計	373	5兆3023	3兆2092	60.5	651	7兆5089	4兆8566	64.6

オ まとめ

復旧・復興事業は、関係予算が多額に上る一方、事業の進捗の遅れに伴う長期化の傾向等も見受けられる。23年度復旧・復興予算の執行状況をみると、事業の進捗の遅れなどにより2兆2621億余円もの多額の不用が生じている。また、24年度復興特会予算の執行状況をみると、予算措置から2年が経過しおおむね進捗していることがうかがえる一方で、25年度復興特会予算の執行状況をみると、1兆7762億余円もの多額の繰越しが生じている。経費項目別や復興施策等別の執行状況については、大規模な災害復旧事業、原子力災害関連事業等の一部の事業で多額の繰越しや不用が生じている。実施方法別の執行状況については、補助事業の執行率が他の実施方法に係る執行率に比べて低く、不用が多く生じている。さらに、復旧・復興事業の財源に充てるために他の特別会計へ繰り入れている経費において、繰入先の特別会計での執行率が低くなっている状況が見受けられる。

国は、復旧・復興予算の執行に当たり、今後も復旧・復興事業が有効かつ効率的に実施されるよう予算を確保し配分するとともに、各種事業が円滑かつ迅速に実施されるよう、関係行政機関等が実施する事業の進捗状況を的確に把握し、復興施策の実施の推進及び総合調整を行う必要がある。また、事業が進捗していない特定被災自治体等に対しては、関係行政機関等は当該自治体等との緊密な連絡調整やより一層の必要とされる支援を行うなどして、復旧・復興予算が計画的に執行され、復旧・復興事業が円滑かつ迅速に実施されるよう努める必要がある。

(5) 復旧・復興事業の財源等の状況

東日本大震災からの復旧・復興に係る事業費は多額に上っていることから、その財源はどのように確保されているか、また、電力事業者が負担すべき経費との関連はどのようなになっているかなどに着眼して検査した。

ア 復旧・復興事業の歳入予算及び歳入実績の状況

集中復興期間の復旧・復興事業の財源は、前記のとおり、復興財源フレームに基づき、復興特別税、歳出削減、税外収入等により確保することとなっている。また、復旧・復興に係る事業費は、震災直後の短期間に先行して発生することから、短期的に不足する財源を賄う一時的なつなぎとして復興債が発行されている。23年度予算及び24、25両年度の復興特会予算に基づく復旧・復興事業の財源等の状況をみると、表114のとおりである。なお、23年度については、歳入予算額に財源を確保するための歳出予算の既定経費の減額分を加え、歳出予算に計上された復旧・復興事業以外の経費を控除して、実質的な財源等の状況を示している。

23年度は、復興債の発行収入である復興公債金11兆5500億円、歳出予算の既定経費の減額3兆8754億余円等により歳入予算等が計14兆8354億余円となっており、復興公債金を除いた計3兆2854億余円が財源として確保されている。24年度は、歳入予算計4兆9706億余円のうち、復興公債金2兆4033億円及び一般会計より受入1兆9999億余円がその大部分を占めており、復興公債金を除いた計2兆5673億余円が財源として確保されている。また、25年度は、歳入予算計5兆3023億余円のうち、一般会計より受入3兆1769億余円、復興特別法人税1兆0935億円及び復興公債金3569億円がその大部分を占めており、復興公債金を除いた計4兆9454億余円が財源として確保されている。このように、3年間の歳入予算等の合計25兆1085億余円のうち、復興公債金が計14兆3102億円と最も多額となっていて、これを除いた計10兆7983億余円の財源が確保されることとなっている。

表114 平成23年度から25年度までの復旧・復興事業の財源等（予算ベース）

(単位：百万円)

財源項目	注(1) 23年度 補正予算 A	24年度復興特会予算		25年度復興特会予算		合 計 A+B+C
		当初	補正後 B	当初	補正後 C	
復興特別所得税	—	49,500	49,500	309,500	319,500	369,000
復興特別法人税	—	481,000	506,200	914,500	1,093,500	1,599,700
一般会計より受入	—	550,734	1,999,986	1,246,192	3,176,969	5,176,956
復興公債金	③11,550,000	2,682,300	2,403,300	1,902,600	356,900	14,310,200
公共事業費負担金 収入	—	10,359	10,188	5,331	6,123	16,311
災害等廃棄物処理 事業費負担金収入	—	1,262	1,262	3,286	3,286	4,548
雑収入	①305,081 ③ 18,669 計323,750	219	219	2,550	108,766	432,736
前年度剰余金受入	②1,998,776	—	—	—	237,314	2,236,090
歳出予算の既定経 費の減額	注(2) ①3,710,663 ③ 164,836 計3,875,499	—	—	—	—	3,875,499
注(3) (復旧・復興事業以 外の経費の財源)	① △414 ② △188,139 ③△2,723,984 計△2,912,538	—	—	—	—	△ 2,912,538
合 計 (復興公債金 を除く合計)	① 4,015,330 ② 1,810,636 ③ 9,009,521 合計14,835,488 (3,285,488)	3,775,375 (1,093,075)	4,970,657 (2,567,357)	4,383,960 (2,481,360)	5,302,359 (4,945,459)	25,108,505 (10,798,305)

注(1) 平成23年度は、①が23年度1次補正の額、②が23年度2次補正の額、③が23年度3次補正の額を示している。

また、表中の予算額のほかに、当初予算の予備費50,329百万円が東日本大震災関係経費として使用されている。
注(2) 年金臨時財源、子ども手当等の歳出予算の補正減により、復旧・復興事業の財源を確保したもの。また、23年度3次補正の減額分164,836百万円には、23年度1次補正に計上された東日本大震災関係経費の減額が含まれているなど、財源措置として重複するものがある。

注(3) 23年度1次補正の△414百万円は独立行政法人の運営費に、23年度2次補正の△188,139百万円は「前年度剰余金受入」1,998,776百万円から普通交付税に、23年度3次補正の△2,723,984百万円は年金臨時財源2,489,659百万円及び台風12号対策等234,325百万円に、それぞれ充てられたため、復旧・復興事業以外の経費の財源として控除している。

上記の歳入予算等に対する各年度の収納済歳入額等の決算額は、表115のとおりであり、23年度は、復興公債金11兆2499億余円、歳出予算の既定経費の減額3兆8643億余円等により収納済歳入額等が計14兆4733億余円となっており、復興公債金を除いた計3兆2233億余円が財源として確保されている。24年度は、収納済歳入額計5兆0222億余円のうち、復興公債金2兆3032億余円及び一般会計より受入1兆9999億余円がその大部分を占めており、復興公債金を除いた計2兆7189億余円が財源として確保されている。また、25年度は、収納済歳入額計6兆7703億余円のうち、一般会計より受入3兆1769億余円、前年度剰余金受入1兆8700億余円及び復興特別法人税1兆2043億余円がその大部分を占めており、復興公債金による歳入は0円となっている。

表115 平成23年度から25年度までの復旧・復興事業の財源等（決算ベース）

(単位：百万円)

財源項目	平成23年度	24年度	25年度	計
復興特別所得税	—	51,138	333,846	384,985
復興特別法人税	—	649,371	1,204,312	1,853,684
一般会計より受入	—	1,999,986	3,176,949	5,176,936
復興公債金	11,249,999	2,303,299	—	13,553,299
公共事業費負担金収入	—	6,119	4,298	10,418
災害等廃棄物処理事業費負担金収入	—	—	4	4
政府資産整理収入	1,733	—	—	1,733
雑収入	268,942	12,340	180,883	462,165
前年度剰余金受入	1,998,776	—	1,870,035	3,868,811
歳出予算の既定経費の減額	3,864,345	—	—	3,864,345
(復旧・復興事業以外の経費の財源)	△ 2,910,458	—	—	△ 2,910,458
計 (復興公債金を除く計)	14,473,338 (3,223,338)	5,022,256 (2,718,956)	6,770,331 (6,770,331)	26,265,926 (12,712,626)

(注) 平成23年度については、財源等の実績を示すために、表114の注(1)の予備費使用額50,329百万円を含め、同注(2)の既定経費の減額分に係る重複を除いている。

24年度からは、復興財源確保法で規定された復興特別所得税及び復興特別法人税による歳入が計上されている。このうち復興特別法人税の税収は、24年度では当初予算額4810億円に対して収納済歳入額6493億余円、25年度では当初予算額9145億円に対して収納済歳入額1兆2043億余円と、両年度とも税収が当初予算額を上回っている。また、25年度では、24年度の収納済歳入額と支出済額の差額を前年度剰余金として受け入れたことなどにより予算額を上回る決算額となっているが、復興債を発行しなかったため、復興公債金の収納済歳入額は、当初予算額1兆9026億円に対して0円となっている。

23年度から25年度までの歳入予算等に基づく復旧・復興事業の財源計10兆7983億余円に対して、決算に基づく財源は計12兆7126億余円と1兆9143億余円上回っている。ただし、25年度の決算額に計上されている前年度剰余金受入1兆8700億余円は、24年度の収納済歳入額に計上された財源のうち、同年度の支出に充てられず剰余金となって25年度に再度計上されているものであって、新たに確保された財源ではない。また、一般会計より受入として復興特会の歳入に計上されているものには、特会法改正法附則第5条により、23年度復旧・復興予算で24年度以降に繰り越されたものに

係る不用額等が含まれている。

イ 復興債の発行及び償還の状況

復興財源フレームに基づく復旧・復興事業の財源には、前記のとおり、歳出削減のように短期のうちに確保される財源のほか、復興特別所得税のように49年12月までの長期にわたって確保される財源がある。一方、復旧・復興事業の実施に伴い発生する費用は、震災直後の短期間に先行して発生することから、短期的に不足する財源を賄う一時的なつなぎとして復興債が発行される。すなわち、歳出削減のように短期のうちに確保された財源が復旧・復興事業の費用に充てられた後、なお不足する資金を確保するために、復興債が発行されることになる。

そこで、一時的なつなぎとしての復興債の発行による資金の確保が歳入予算及び歳入決算において多額となっていること、復興債は利付債等として発行され24年度から償還が開始されていることなどから、復興債の発行及び償還がどのようになっているかについて検査した。

(ア) 復興債の発行手続

復興財源確保法によれば、復興債は、23年度3次補正から27年度までの各年度の予算をもって国会の議決を経た金額の範囲内で発行できるとされている。そして、財務省は、予算に基づいて、国債発行計画を作成し、復興債について競争入札等による市中発行、個人向け販売等の消化方式別及び期間別に発行計画額を決定する。

財務省が復興債を発行する際の手続は、「国債の発行等に関する省令」（昭和57年大蔵省令第30号）（個人向けの復興債は、「個人向け国債の発行等に関する省令」（平成14年財務省令第68号））にのっとり行われる。

復興債の発行の限度は毎年度の予算で定められるが、集中復興期間全体での限度は定められていない。しかし、復興基本法において、復興債はその他の公債と区分して管理し、その償還の道筋を明らかにするよう定められている。このため、復興財源確保法において、復興債の償還費用には、復興特別税の税収や日本たばこ産業株式会社（以下「JT」という。）等の政府保有株式の売却収入その他の税外収入が充てられることが定められている。すなわち、復興債は、これらの収入により償還の財源が確保される範囲において発行される。

また、復興債を発行すると、復興特別税の税収、税外収入等による財源の確保

と異なり、利子及び割引料等の支出が必要となるため、予算及びこれに基づく国債発行計画で発行額が定められていても、復興特別税等による財源が復旧・復興事業の費用に充てられた上で、なお不足する財源分について復興債が発行されることになる。

この仕組みにより、復興庁は、復旧・復興予算の執行に当たって、事業費とこれに充てるべき財源とを勘案して、復興債を発行しなければ賄いきれない額について、財務省に対して復興債の発行を要請し、財務省はその要請を受けて予算の範囲内で必要な額の復興債を市中に向けて発行している。

なお、個人向け国債により発行する場合は、復興債を購入しようとする個人が希望する額及び期間を選んで申し込み、財務省が当該申込みに応じて復興債を発行している。このため、財務省は、発行時期及び期間を定めて募集するものの、実際の発行実績額は個人の購入の実績によることになる。

(イ) 復興債の発行状況

23年度から25年度までの復興債の発行計画額及び発行実績額は、表116のとおりである。

表116 平成23年度から25年度までの復興債の発行計画額及び発行実績額

(単位：百万円、%)

年 度	平成23年度			24年度			25年度	
	発行計画額	発行実績額	計に占める割合	発行計画額	発行実績額	計に占める割合	発行計画額	発行実績額
市中発行方式	10,050,000	9,847,015	87.5	182,300	626,886	27.2	1,902,600	—
利付国庫債券(10年)	—	—	—	—	—	—	230,000	—
利付国庫債券(5年)	400,000	399,999	3.5	182,300	406,886	17.6	670,000	—
利付国庫債券(2年)	4,650,000	4,447,016	39.5	—	219,999	9.5	1,002,600	—
国庫短期証券(1年)	5,000,000	4,999,999	44.4	—	—	—	—	—
個人向け国債	1,500,000	1,402,984	12.5	2,500,000	1,676,413	72.8	—	—
利付国庫債券(10年)	700,000	645,692	5.7	1,200,000	1,111,210	48.2	—	—
利付国庫債券(5年)	400,000	334,287	2.9	500,000	204,159	8.8	—	—
利付国庫債券(3年)	400,000	423,003	3.7	800,000	361,043	15.6	—	—
計	11,550,000	11,249,999	100.0	2,682,300	2,303,299	100.0	1,902,600	—

(注) 発行計画額は、各年度の当初予算(平成23年度は23年度3次補正)に基づく国債発行計画額であり、発行実績額は、復興公債金収納済歳入額である。

23年度については、23年度3次補正に復興債の発行による収入として11兆5500億円が計上され、国債発行計画においてそれぞれの国債名称別に発行計画額が計上されている。これに対する同年度の発行実績額は11兆2499億余円であり、これを国債名称別にみると、国庫短期証券（1年）が4兆9999億余円、利付国庫債券（2年）が4兆4470億余円等で、市中発行方式によるものが87.5%と大部分を占めている。一方、個人向け国債は、10年債、5年債及び3年債が発行され、これらの発行額は計1兆4029億余円となっている。発行実績額の合計額は、計画額を3000億余円下回っているものの、国債名称別の発行実績は、ほぼ発行計画のとおりとなっている。

24年度については、24年度当初予算において復興債の発行による収入として2兆6823億円が計上され、国債発行計画で復興債の発行予定額として同額が計上されて、このうち2兆5000億円を個人向け国債として発行することとされた。これに対して、発行実績額は2兆3032億余円であり、このうち個人向け国債が1兆6764億余円と全体の72.8%を占めているものの当初の国債発行計画を大きく下回っている。一方、市中発行方式による復興債の発行額は、6268億余円と当初の計画額の1823億円を大きく上回り、個人向け国債を補う結果となっている。

25年度については、25年度当初予算において復興債の発行による収入として1兆9026億円が計上され、当初の国債発行計画では、個人向け国債を発行せず、市中発行方式の利付国庫債券を発行することとなっていた。しかし、復興特別税率等により必要な事業費が賄われたため、新規に復興債は発行されなかった。

(ウ) 復興債の償還状況

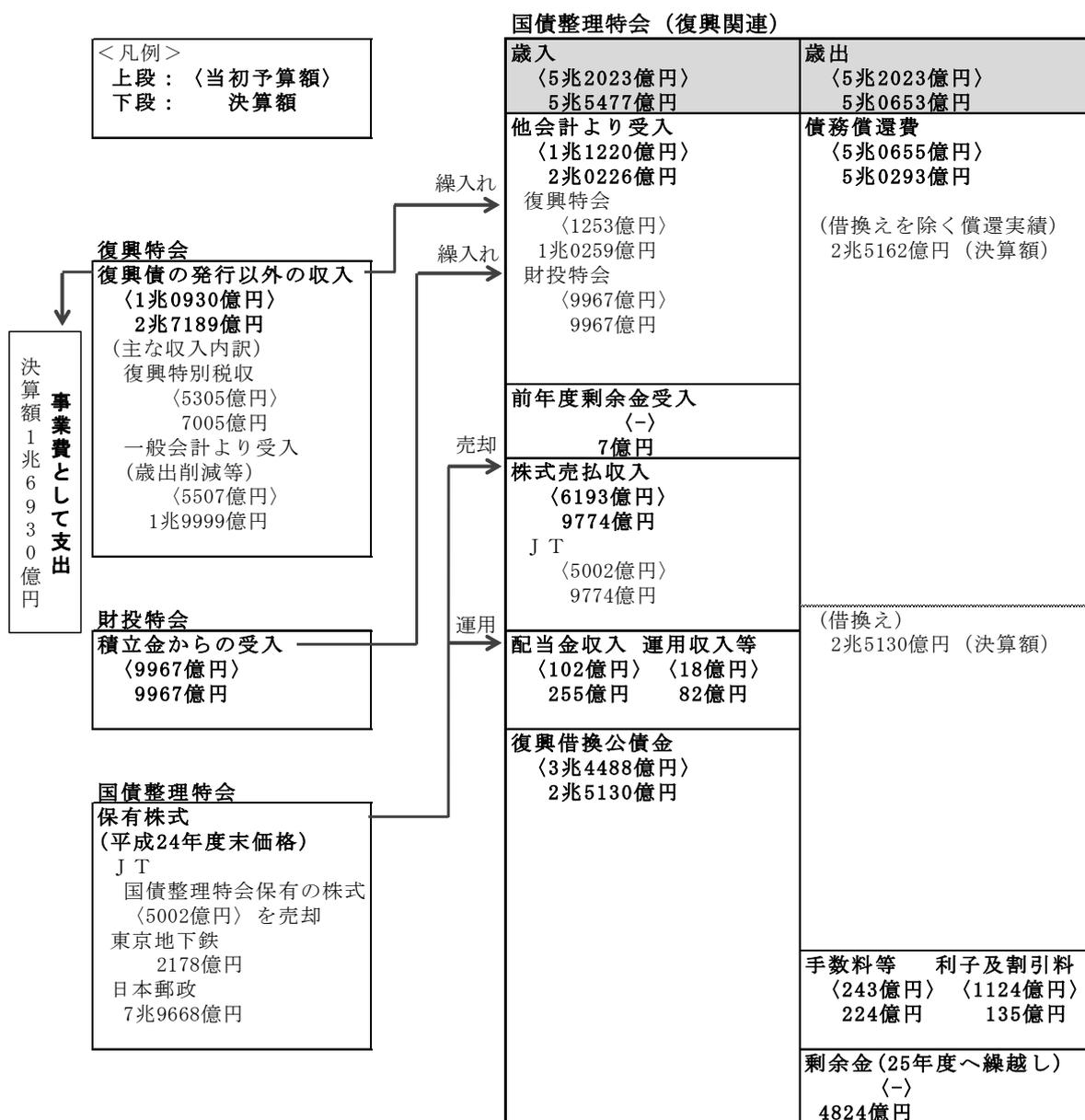
復興債の償還は、24年度以降、国債等の償還を一元的に行う国債整理特会において行われている。国債整理特会は、復興債の債務償還費又は利子及び割引料等（以下、これらを「償還費等」という。）の財源として、復興特会から復興特別税の税率等を、また、復興財源確保法により財政投融资特別会計（以下「財投特会」という。）の剰余金を、それぞれ受け入れている。

また、国債整理特会は、主に国が保有する株式の売却又は配当金収入を償還費等の財源（以下「償還財源」という。）として歳入に計上しているほか、各年度の復興債の償還に充てることができる財源が償還費等の額に満たない場合には、復興借換債の発行による復興借換公債金を歳入に計上している。

なお、復興借換債を含めた復興債全体の償還は、復興財源確保法により、49年度までに行うとされている。

24年度の復興債の償還に係る資金の流れを国債整理特会の収支に基づいて示すと図49のとおりである。

図49 平成24年度の復興債の償還に係る資金の流れ



復興特会の24年度の歳入決算額としては、復興債の発行以外に復興特別税収7005億余円、一般会計からの受入額1兆9999億余円等、計2兆7189億余円が計上されている。これらのうち、24年度の復旧・復興事業の費用に充てられる財源（以下

「復興事業財源」という。)は1兆6930億余円であり、これを除いた1兆0259億余円が、償還財源として復興特会から国債整理特会に繰り入れられている。

財投特会から国債整理特会への繰入れは、復興財源確保法により財投特会の剰余金を償還財源に充てるものであり、24年度は9967億円が国債整理特会に繰り入れられている。

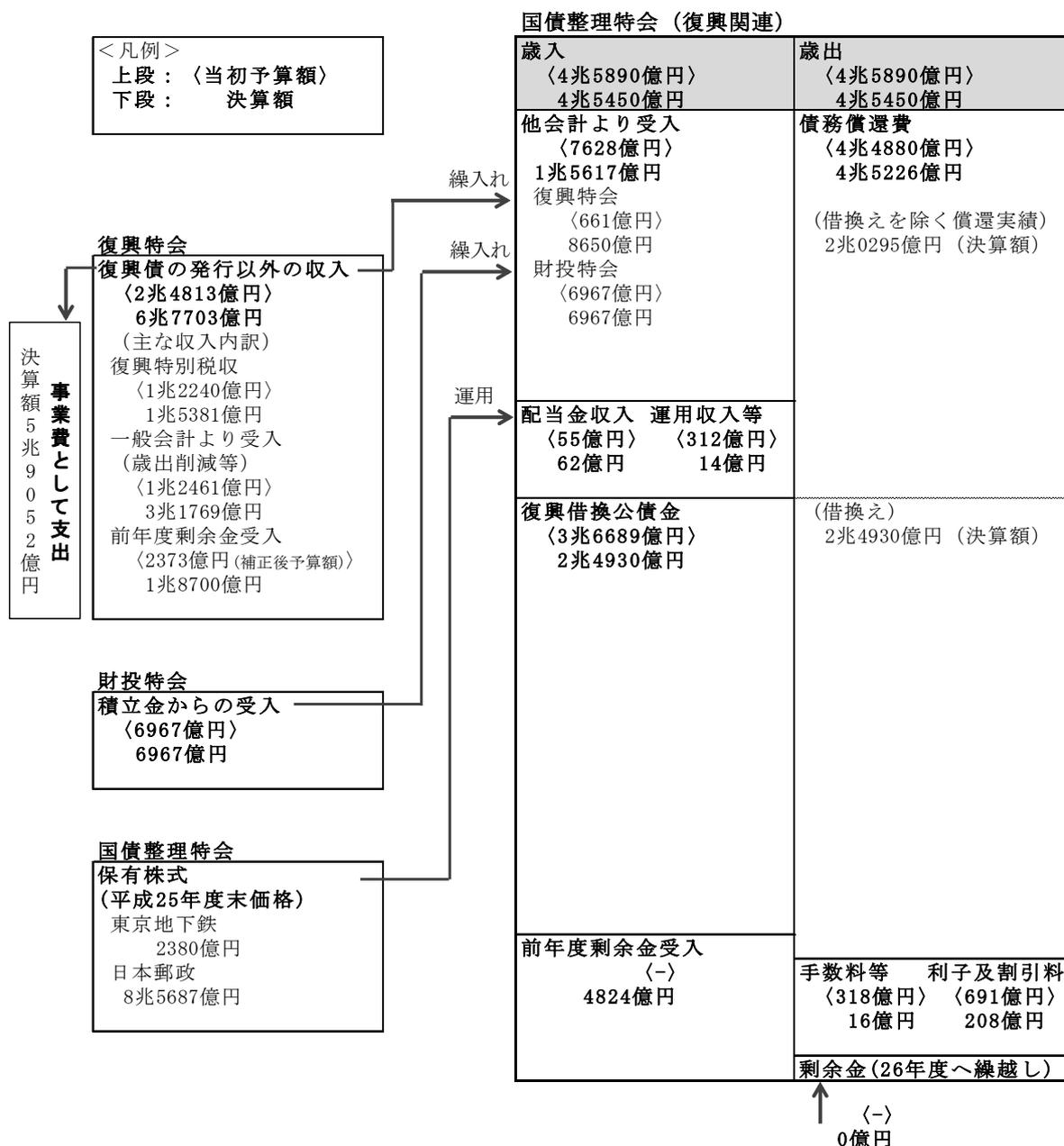
国債整理特会に計上される主な償還財源である国が保有する株式の売却又は配当金収入については、J Tの株式売払収入9774億余円並びにJ T及び東京地下鉄の株式配当金収入計255億余円がそれぞれ計上されている。また、24年度は償還財源による資金が償還費等の額に満たなかったため復興借換債が発行され、2兆5130億余円が歳入に計上されている。これは、国債整理特会の歳出に計上されている復興債償還費5兆0293億余円の半額程度である。

なお、国債整理特会には、将来において売却収入が償還費等に充てられるものとして東京地下鉄の株式(24年度末現在の国有財産台帳価格2178億余円)及び特会法により国債の償還に充てるべき資金の充実に資するためとして日本郵政の株式(同7兆9668億余円)が保有されている。

これらの結果、24年度の国債整理特会の復興債の償還に係る資金については、歳入実績が計5兆5477億余円、歳出実績が復興債整理支出の計上額5兆0653億余円で、歳入歳出の差額4824億余円が剰余金として全額25年度へ繰り越されている。このように剰余金が発生しているのは、J Tの株式売却収入等が想定を大きく上回り、これを充てるべき償還費等の歳出予算枠を超過したためである。

24年度と同様に、25年度の復興債の償還に係る資金の流れを国債整理特会の収支に基づいて示すと図50のとおりである。

図50 平成25年度の復興債の償還に係る資金の流れ



25年度は、復興債が新規に発行されなかったため、復興事業財源は、全て復興特別税収及び税外収入によって賅われている。復興特会の25年度の歳入決算額としては、復興特別税収1兆5381億余円、一般会計からの受入額3兆1769億余円、前年度剰余金受入1兆8700億余円等、計6兆7703億余円が計上されている。これらのうち前年度剰余金受入については、25年度当初予算には計上がなく補正後予算額2373億余円に対して、決算額が大幅に増加している。これは、24年度の復興特会において、予算現額4兆9706億余円に対して支出済額が3兆1522億余円にとどまっ

たため、多額の剰余金が発生したことによる。25年度は、上記復興特会の歳入決算額6兆7703億余円から復興事業財源5兆9052億余円を除いた8650億余円が償還財源として復興特会から国債整理特会に繰り入れられている。

財投特会から国債整理特会への繰入額は6967億円であり、24年度と同様、復興財源確保法の規定により財投特会の剰余金が繰り入れられている。

また、償還財源とするために国債整理特会が保有している株式として、東京地下鉄の株式（25年度末現在の国有財産台帳価格2380億余円）及び日本郵政の株式（同8兆5687億余円）がある。このうち東京地下鉄の株式に係る配当金収入として、25年度は62億余円が計上され、償還財源に充てられている。さらに、国債整理特会の歳入には、復興借換公債金収入2兆4930億余円、前年度剰余金4824億余円等が計上されている。

そして、25年度の国債整理特会における復興債償還のための支出は、利子及び割引料、手数料等を除き4兆5226億余円であるが、このうち2兆4930億余円については復興借換債の発行により資金を調達したものである。

(エ) 復興債の現在額等

復興債は、27年度までの集中復興期間において発行することが認められているが、先行する復旧・復興需要を賄う一時的なつなぎとして発行するものであって、他の公債と区分して管理し、その償還の道筋を明らかにし、財源が確保される範囲で発行されるべきものである。

23年度から25年度までの復興債の年度末現在額及びその増減をみると、表117のとおりであり、発行が開始された23年度中に償還や借換えは行われておらず、同年度の年度末現在額は11兆2574億余円である。24年度の新規の復興債発行による増加額は2兆3023億余円で、同年度の償還による減少額は5兆0294億余円であるが、このうち2兆5133億余円が復興借換債の発行によって賄われるため、同年度中の純減額は2兆5160億余円となる。このため、24年度末現在額は、23年度末現在額からは微減にとどまり、11兆0437億余円に上っている。

一方、25年度は、復興債の新規発行がなかったため、復興借換債の発行を除く同年度中の現在額の純減額は2兆0301億余円となり、25年度末現在額は、24年度末現在額に比べて大きく減少し、9兆0135億余円となっている。

表117 平成23年度から25年度までの復興債の現在額

(単位：百万円)

区 分	平成23年度	24年度	25年度
年度首現在額 A	—	11,257,458	11,043,702
新規発行による増加 B	11,257,458	2,302,306	—
償還による減少 C	—	5,029,401	4,523,147
Cのうち復興借換債の発行による償還 D	—	2,513,339	2,492,981
借換えを除く償還による純減 E = C - D	—	2,516,062	2,030,166
年度末現在額 F = A + B - E	11,257,458	11,043,702	9,013,536

注(1) 表中の数値は復興債の額面金額であるため、復興公債金収納済歳入額や復興債償還費支出済額等の歳入歳出決算額とは異なっている。

注(2) 復興債は、復興財源確保法により、各年度において翌年度の4月1日から6月30日までの期間も発行できるため、「新規発行による増加 B」は、当該期間内に発行されたものを含めた額面金額を示している。

(ウ) 復興債の償還に充てられる資産等

復興事業財源及び償還財源は、復興財源確保法に個別に列挙されている。復興財源確保法によれば、復興特別税収、歳出削減等は、復興事業財源及び償還財源に充てるものとされ、東京地下鉄、JT等の政府保有株式の処分による収入や財投特会からの繰入金は、償還財源のみに充てるものとされている。また、財政法（昭和22年法律第34号）第6条第1項の規定では、決算上の剰余金のうち2分の1以上の額を公債又は借入金の償還の財源に充てることとなっていて、さらに復興財源確保法附則第15条の規定では、23年度から27年度までの一般会計の剰余金は復興債の償還費用に優先して充てるよう努めることとなっている。これらの規定に基づいて、国は、一般会計の剰余金の2分の1の額を償還財源として復興特会へ繰り入れている。

償還財源のうち政府保有株式の処分による収入は、国が保有している資産を現金化して充当するものである一方、復興特別税収等は、将来の現金収入をもって償還費等の支出に充てることになる。

復興財源確保法に償還財源として規定されているもののうち、国の保有資産である株式の国有財産台帳等に記載されている25年度末の価格及び復興債の同年度末現在額は、図51のとおり、それぞれ、計11兆6371億余円及び9兆0135億余円である。

図51 平成25年度末の復興債の現在額に対する資産等の状況

償還に充てられる資産等	復興債現在額 <small>(単位：百万円)</small>
保有株式の平成25年度末価格 11,637,112	復興債の25年度末現在額 9,013,536
東京地下鉄 238,080	
処分の可能性を検討するもの (34年度までに、2兆円相当を確保) J T (政府保有義務分) 2,160,000 エネルギー対策特別会計保有株式 670,294	
処分の在り方を検討するもの 日本郵政 (政府保有義務を超える分) 8,568,736	
上記のほかに償還財源となるもの 復興特別税の税収見込 ※ 復興特別所得税 (49年まで) ※ 復興特別法人税 (25年度で前倒し廃止) ※ 税外収入 財投特会繰入金 (27年度まで) 一般会計決算剰余金 (27年度の剰余金に係る繰入れまで) その他の税外収入 (歳出削減等) ※ (34年度まで)	

注(1) J Tの株式及びエネルギー対策特別会計保有株式の価格は、財務省から徴した資料による。

注(2) 図中の「※」印は、復興事業財源及び償還財源となるものである。

国が保有している株式の内訳をみると、東京地下鉄の株式については、復興財源確保法により、34年度までに生じた処分収入が償還財源に充てられるものとされており、その25年度末の価格は2380億余円である。J Tの株式（政府保有義務分）及びエネルギー対策特別会計が保有する株式については、34年度までの間において2兆円相当の償還財源を確保するために処分の可能性について検討を行うこととなっており、これらの25年度末の価格は、それぞれ、2兆1600億余円及び6702億余円である。また、日本郵政の株式については、法律の定めによる政府保有義務分を除いて、処分の在り方を検討し、その結果に基づいてできるだけ早期に処分するものとされており、その25年度末の価格は8兆5687億余円である。

ウ 除染等の事業等に係る費用及び東京電力の負担の状況

復興基本方針によれば、国は、原子力災害の応急対策、復旧対策及び復興について責任を持って対応することとされている。一方、原賠法によれば、原子力事業者は、原子力損害を賠償する責めに任ずるとされている。そして、福島第一原発の事

故による環境の汚染に対処する除染等の事業等に係る費用は、国が支出した後に関係原子力事業者である東京電力に求償を行うことになる。このため、復興財源フレームには、集中復興期間に実施すると見込まれる復旧・復興事業の規模及びその財源が示されているが、図3（34ページ）及び図5（38ページ）のとおり、除染等の事業等に要する費用は、当該フレームには含まれていない。

一方、除染等の事業等に係る費用は、23年度補正予算及び24年度以降の復興特会予算に計上されているため、東京電力が国に費用を支払うまでは、国が一時的に当該費用を負担していることになる。国がこれまでに実施した除染等の事業等に係る費用は多額に上っていて、その実施方法には、国が直轄事業として行うもの、地方公共団体等に国が補助金を交付して基金を造成するなどして行うもの、独立行政法人が国から交付金を受けて実施するものなどがある。

そこで、23年度補正予算又は24年度以降の復興特会予算にその費用が計上された事業のうち、国が東京電力に対して直接求償している環境省所管の除染等の事業及び内閣府所管の「東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質の除染事業等に必要な経費」（以下「緊急実施除染事業」といい、除染等の事業と合わせて「特措法等4事業」という。）を対象に、復旧・復興予算及びその財源について、経費の支出状況、国から東京電力への求償の状況等进行检查した。

(7) 特措法等4事業に係る費用

特措法等4事業のうち除染等の事業については、放射性物質汚染対処特措法によれば、原賠法により関係原子力事業者が賠償する責めに任ずべき損害に係るものとされ、当該事業者は、要する費用について求償があったときには、速やかに支払うよう努めなければならないこととされている。また、緊急実施除染事業については、「「除染に関する緊急実施基本方針」の迅速な実施について」（平成23年8月26日閣議決定）によれば、国が、支出を行う範囲において当該原子力事業者に求償することとされている。

福島復興の加速指針が閣議決定された25年12月時点での環境省の試算等によれば、除染（汚染廃棄物処理を含む。）の費用として約2.5兆円程度、中間貯蔵施設に係る費用として約1.1兆円程度がそれぞれ見込まれるとされている。なお、この総額の見通しは、試算当時の除染方針や労務単価等を前提としていて、試算後に増減の可能性があるため、また、除染等の事業の進捗等に応じて、適時に見直すこと

とされている。

特措法等4事業について、23年度から25年度までの支出済額等を支出年度別に示すと、表118のとおりとなっている。支出済額には、基金の造成に係る補助金等の交付額、国が実施する直轄事業に係る前払金の支払額等が含まれており、事業終了後に精算を行い事業費を確定した後に、これらに係る求償の手続を行うことになる。このため、表118では、福島県等から徴した資料に基づき、基金を取り崩して事業費を支出した額及び直轄事業による支出済額の合計（以下「事業実施済額」という。）を示すとともに、環境省が所管している除染等の事業については、25年度末までに確定した事業費（以下「確定額」という。）を示している。特措法等4事業の23年度から25年度までの支出済額計9686億余円（事業実施済額計6716億余円）のうち、汚染土壌等の除染に係る分は計7163億余円（同計4424億余円、確定額計1668億余円）となっている。なお、緊急実施除染事業については、国の支出は24年度で終了しているものの、基金からの支出は26年度以降も続いている。

表118 特措法等4事業の支出済額等

(単位：百万円)

府省名	事業	支出年度	支出済額	事業実施済額 (確定額)
環境省	汚染土壌等の除染	平成23	73,948	3,304
		24	180,204	108,688
		25	462,239	330,445
		計	716,392	442,437 (166,815)
	汚染廃棄物処理事業	23	1,298	1,298
		24	9,307	9,307
		25	23,659	23,659
		計	34,266	34,266 (33,322)
	中間貯蔵施設事業	23	494	494
		24	188	188
		25	2,237	2,237
		計	2,919	2,919 (2,919)
除染等の事業		計	753,578	479,624 (203,057)
内閣府	緊急実施除染事業	23	202,289	10,754
		24	12,811	93,018
		25	-	88,217
		計	215,101	191,990
23年度 計			278,031	15,851
24年度 計			202,512	211,202
25年度 計			488,136	444,559
合 計			968,679	671,614

注(1) 事業実施済額には、前払金の支払額等を含む。

注(2) 汚染土壌等の除染の事業実施済額442,437百万余円のうち、福島県民健康管理基金の事業に係るものは、162,648百万余円である。

注(3) 緊急実施除染事業の事業実施済額191,990百万余円のうち、福島県民健康管理基金の事業に係るものは、176,887百万余円である。

注(4) 確定額は、前払金の支払額を除き、平成25年度末までに確定した額である。

(イ) 東京電力への求償等の状況

このように、特措法等4事業に係る支出済額は多額に上っていて、そのうち除染等の事業が多くを占めている。これらの事業に要する費用には復興特別税、復興債発行等による収入が充てられているが、東京電力が費用を支払うまでは、国が一時的に当該費用を負担していることになる。そして、国が東京電力から支払を受けるまでには、事業を実施した内閣府及び環境省（以下「2府省」という。）において事業実績の確認や東京電力に対する求償の手続を行った後、東京電力において除染、普及啓発、調査等の事業内容ごとに、その証拠書類の確認等や支払手続を行うことなどが必要であるため、一定の期間を要することになる。

なお、環境省によれば、東京電力は、求償に係る事業が福島第一原発の事故と相当因果関係が認められることが費用負担の前提であるとして、放射性物質汚染対処特措法に基づく措置に該当することなどを確認し、同省が求償した額のうち東京電力が支払う額を意思決定するとしている。

23年度から25年度までに実施された特措法等4事業について、26年10月末現在の2府省が東京電力に対して行った年度別の求償額、これに対する東京電力の支払額、求償額に対する支払額の割合（以下「支払率」という。）並びに求償及び支払が行われた年月は、表119のとおりで、求償額の合計は1386億余円、支払額の合計は930億余円（支払率67.1%）となっている。

表119 特措法等4事業に係る求償、支払等の状況（平成26年10月末現在）

（単位：百万円、％）

府省名	事業	求償を行った年度	求償額 A	支払額 B	支払率 B/A	求償年月	支払年月
環境省	汚染土壌等の除染	平成24	14,822	11,446	77.2	24年11月、25年 2月	24年12月～26年10月
		25	44,502	26,379	59.2	25年 5月～26年 2月	25年 6月～26年10月
		26	52,391	40,371	77.0	26年 5月、 8月	26年 7月、10月
		計	111,716	78,197	69.9		
	汚染廃棄物処理事業	24	-	-	-	-	-
		25	6,409	4,388	68.4	25年12月	26年 5月、9月
		26	4,505	245	5.4	26年 5月	26年 9月
		計	10,915	4,634	42.4		
	中間貯蔵施設事業	24	104	-	-	24年11月	-
		25	362	-	-	25年 8月～26年 2月	-
		26	1,939	-	-	26年 5月、8月	-
		計	2,406	-	-		
	除染等の事業		計	125,038	82,832	66.2	
内閣府	緊急実施除染事業	25	1,573	133	8.4	26年 2月	26年 6月
		26	11,993	10,132	84.4	26年 5月	26年 6月
		計	13,566	10,265	75.6		
24年度 計			14,927	11,446	76.6		
25年度 計			52,847	30,902	58.4		
26年度 計			70,830	50,749	71.6		
合 計			138,605	93,097	67.1		

26年10月末までに2府省が行った求償額の内訳は、除染等の事業に係る分が計1250億余円、緊急除染実施事業に係る分が計135億余円となっている。求償額を年度別にみると、24年度計149億余円、25年度計528億余円、26年度（10月末現在）計708億余円となっており、求償額の大部分を占めている汚染土壌等の除染に係る分は計1117億余円で、24年度148億余円、25年度445億余円、26年度（10月末現在）523億余円と、その額は年々増加している。

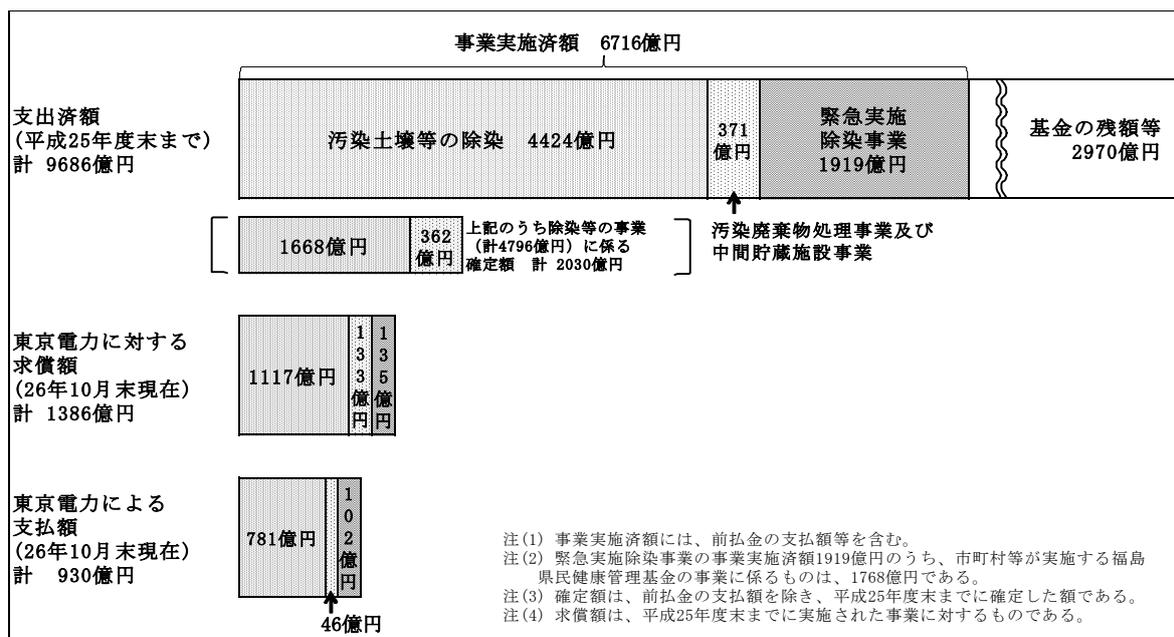
一方、これら2府省が行った求償に対する26年10月末現在の東京電力の支払額の内訳は、除染等の事業に係る分が計828億余円（支払率66.2％）、緊急実施除染事業に係る分が計102億余円（同75.6％）となっていて、除染等の事業のうち汚染土壌等の除染に係る分は計781億余円（同69.9％）となっている。年度別の求償に対する支払額をみると、24年度に行われた求償に対する支払額は計114億余円（同76.6％）、25年度に行われた求償に対する支払額は計309億余円（同58.4％）、26年度（10月末現在）に行われた求償に対する支払額は計507億余円（同71.6％）となっている。

また、求償年月及び支払年月をみると、26年10月末現在、汚染土壌等の除染に係る24年度の求償は24年11月及び25年2月に行われ、これに対する東京電力からの支払は、求償の翌月の24年12月から26年10月までに行われていて、支払率は77.2%であり、残額については支払が行われていない。緊急実施除染事業に係る25年度の求償は26年2月に行われ、これに対する支払は4か月後の同年6月に行われているものの、支払率は8.4%であり大部分の支払が行われていない。

環境省によれば、求償額に対する東京電力からの支払額の割合が少ない理由は、26年10月末現在で東京電力において事業内容の確認等が済んでおらず、放射性物質汚染対処特措法に基づく措置に該当するか確認できないためとしている。

特措法等4事業に係る事業費、東京電力に対する求償等の状況については、図52のとおり、25年度末までに国が負担した支出済額は9686億余円、事業実施済額は6716億余円（このうち除染等の事業に係る確定額は2030億余円）となっている。そして、このうち東京電力に対する求償額（26年10月末現在）は1386億余円、東京電力の支払額は930億余円（26年10月末現在）であり、国による費用の負担は多額となっている。なお、支出済額には基金の造成に係る補助金等の交付額、前払金の支払額等が含まれていて、基金の残額等2970億余円等については、当該事業費が確定した後に求償が行われることになる。

図52 特措法等4事業に係る事業費、東京電力に対する求償等の状況



エ まとめ

東日本大震災の発生以降3か年度分の復旧・復興に係る事業費は、当初の19兆円フレームを超える規模となり、25兆円フレームに係る26年9月末現在の状況は22.6兆円となっていて、更に今後も多額の事業費が見込まれている。

これらの事業費の財源は、復興特別税、歳出削減等により確保されることになるが、短期的に不足する財源を賄う一時的なつなぎとして発行される復興債の現在額が多額に上っていて、借換債の発行も多額に上っている。国は、これら復興財源の確保に当たっては、引き続き国民負担の増大を抑制しつつ、必要な財源を確保することが求められる。

また、復興財源フレームの事業費に含まれない除染等の事業等に係る費用は、26年度以降も引き続き多額の支出が見込まれるが、東京電力が費用を支払うまでは国が一時的に負担していることになる。このため、東京電力と十分に調整を行いつつ、引き続き事業が終了して額が確定した事業から求償を行い、国が費用を負担する期間を長期化させないようにすることが重要である。

第3 検査の結果に対する所見

1 検査の結果の概要

会計検査院は、東日本大震災からの復興等に対する事業に関する各事項について、合規性、効率性、有効性等の観点から、①被災及び被災に対する復旧・復興の状況等はどうになっているか、②被災した地方公共団体における復旧・復興事業の実施状況はどうになっているか、③復興特別区域制度による復興推進計画、復興整備計画及び復興交付金事業計画に基づく特例等は、有効に活用されているか、④全国向けの復興関連基金事業に係る基金の使途は適切か、使用見込みのない余剰金が滞留するなどしていないか、⑤原子力災害からの復興再生について、各府省庁、福島県等が実施する各種施策は円滑かつ迅速に実施されているか、⑥復興特会予算はどのような経費に配分されているか、その財源はどのように確保されているかなどに着眼して、検査を実施した。

会計検査院は、23年度から25年度までの東日本大震災復興関係経費に係る予算が措置された16府省庁等を対象として引き続き検査を実施するとともに、東日本大震災による甚大な被害を受けた東北3県及び全国向けの復興関連基金事業を実施している17都県を対象として会計実地検査を行った。

検査に当たっては、調書及び関係資料を徴したり担当者等から説明を聴取したりするとともに、公表されている資料等を基に調査分析を行った。

(1) 東日本大震災に伴う被災等の状況

ア 被害等の状況

(ア) 人的被害、建物被害等の状況

死者、行方不明者等の人的被害は、死者15,889人、行方不明者2,601人（26年9月11日警察庁公表）等のほか、震災関連死の死者数が3,089人となっている。また、建物への被害は、全壊127,367戸、半壊273,335戸、一部破損744,539戸等（26年9月11日警察庁公表）となっている（11ページ参照）。

(イ) 避難及び住民の減少等の状況

a 避難の状況

避難所は26年3月末までに全て解消されたが、同年9月末現在、親族・知人宅や応急仮設住宅等で生活している避難者は、全国で24万3040人（25年6月末現在約29万8000人（25年報告））に上っていて、全国の避難者数に占める東北3県の避難者数の割合は77.4%とその大半を占めている。また、福島県では、福島第一

原発の事故等により、4万6645人が他県等での長期の避難生活を余儀なくされている（11、12ページ参照）。

b 被災地の住民の減少等の状況

特定被災自治体が所在する11道県の人口は、10道県で減少しており、特に福島県の東日本大震災発生後の人口減少が他の道県に比べて著しく、原子力災害による避難の長期化等がまちづくりなどに深刻な影響を及ぼすことが懸念されている。また、東北3県の年少人口（0歳～14歳）及び生産年齢人口（15歳～64歳）は減少しており、高齢化が進んでいる（12～16ページ参照）。

(ウ) 被災者への支援の状況

a 応急仮設住宅の状況

応急仮設住宅は、25年4月1日現在、53,537戸が完成している。また、国は、25年4月に地域の実情を踏まえて、応急仮設住宅の供与期間を延長する必要がある場合は、更に延長できることとした（16、17ページ参照）。

b 被災者生活再建支援金の支給状況

26年3月末までの被災者生活再建支援金の支給世帯数及び支給額は、基礎支援金189,869世帯、1514億余円（国庫補助金相当額1211億余円）、加算支援金111,216世帯、1379億余円（同1103億余円）、計延べ301,085世帯、2894億余円（同2315億余円）となっている（17、18ページ参照）。

(エ) 東北3県の公共土木施設等、文教施設及び福祉施設の被災及び復旧等の状況

東北3県が実施している公共土木施設等の被災及び復旧の状況について、各県から徴した調書を基に、東北3県間で比較可能な海岸、港湾、漁港、河川、道路等の復旧事業に限定して集計すると、道路等は各県とも80%以上の施設が復旧し、河川も復旧が進んでいるが、漁港については各県とも50%以下となっているなど復旧率が低くなっている。東北3県が実施している文教施設及び福祉施設の被災及び復旧の状況について、公共土木施設等と同様に学校等及び医療機関等の復旧事業に限定して集計すると、各県ともおおむね復旧は進捗しているが、被災の状況や地域によって復旧の状況等に差が見受けられる。そして、各県の地区のうち公共土木施設等の復旧事業等や市街地復興土地区画整理事業等が同時に実施されている地区においては、他の事業の進捗に影響を受けているものが見受けられた。また、経済・産業等の復興の状況については、各県とも県全域において事業所数及

び従業者数のいずれも減少しているが、地域別にみるとその減少幅に著しい差違が生じている（18～23ページ参照）。

(オ) 東日本大震災における被害額の推計

a 推計の状況

国は、官民全ての建築物等のストックの被害額について推計を行うこととした。そして、内閣府は、各省庁及び被災9県に依頼するとともに、自らも被害額の推計を実施した。被害額には間接被害及び原子力災害による被害は含めず、直接被害により生じた額のみを推計することとし、再調達価格や減価償却後の価格の積み上げのほか、他の手法による推計も許容した。また、推計する時点で把握していない被害分についても何らかの方法により必ず推計を行うこととした。そして、内閣府は、これらを取りまとめて、23年6月に公表している。施設等別の被害額は、建築物等10兆4384億余円、ライフライン施設1兆3458億余円、社会基盤施設2兆1669億余円、農林水産関係施設1兆8778億余円、その他の施設1兆0867億余円で、その合計は約16.9兆円となっている。

主な施設等の被害額の推計方法についてみると、住宅等、民間企業の土地・建築物・機械設備等、公共土木施設等の被害額は再調達価格で算出しているが、電気に係る被害額は再調達価格によるものと減価償却後の価格によるものが混在したものになっていた（24～29ページ参照）。

b 各府省庁等による被害額の推計に対する検査結果

内閣府の推計は、被害の全容を把握するよう努めたものであったが、被害額に推計の対象とならないものなどを一部含めていたり、被害額に反映していなかったりしていたものが見受けられた（29、30ページ参照）。

c 内閣府の推計の活用

23年7月に決定された復興基本方針では、復興期間を10年間とし、復興需要の高まる当初の5年間で「集中復興期間」と位置付けるとともに、集中復興期間に実施すると見込まれる施策・事業の事業規模については、国・地方を合わせて、少なくとも19兆円程度が見込まれるとされた。復興庁によれば、当時の東日本大震災復興対策本部は、この19兆円については、阪神・淡路大震災の際の復旧・復興費用（9.2兆円）を参考にして、同震災の被害推計額（9.9兆円）と今回の内閣府の推計額（16.9兆円）との比率（1.7倍）を勘案するなどして救助・復

旧に必要となる費用を10.4兆円、復興に要する費用を5.3兆円とそれぞれ算出し、この額にリーマンショック以降の金融危機に際して実施した中小企業に対する資金繰り支援と同程度の2.5兆円及び阪神・淡路大震災の際に講じられた全国の緊急防災・減災事業と同程度の1.3兆円を加えたものであったとしている（30、31ページ参照）。

イ 国の復旧・復興への取組

(ア) 住宅再建・復興まちづくりの加速化措置

復興庁が25年2月22日に設置した「住宅再建・復興まちづくりの加速化のためのタスクフォース」は、26年1月までに、土地等の取得手続の迅速化、技術者・技能者の確保、資材の円滑な確保、入札不調等に関して市場実態を的確に反映した予定価格の設定、被災者が住まいの確保について見通しを持てるようにするための災害公営住宅及び民間住宅の宅地等の整備に関する工程の四半期ごとの開示等の加速化措置を公表している（33ページ参照）。

(イ) 東日本大震災の復旧・復興に係る事業規模及び復興財源フレーム

a 19兆円フレーム

国は、23年7月29日に決定した復興基本方針に基づき、集中復興期間に係る事業費と財源の見込みを19兆円程度の規模とする19兆円フレームを示した。事業規模は、集中復興期間に実施すると見込まれる施策・事業として、少なくとも19兆円程度を、財源は、復興特別税及び歳出削減・税外収入等を見込んだ。なお、事業規模には、原則として、原賠法、放射性物質汚染対処特措法等に基づき電力事業者が負担すべき経費は含まれていない（34～36ページ参照）。

b 19兆円フレームの見直し

国は、25年1月29日の復興推進会議決定により19兆円フレームを見直し、集中復興期間に係る事業費と財源の見込みを25兆円程度の規模とする25兆円フレームを示した。事業規模は、23、24両年度の事業費、25年度概算決定での事業費及び26、27両年度に確実に実施が見込まれる施策・事業の規模から、少なくとも23.5兆円程度とした。なお、見直しの時点で災害査定等が終わっていなかった復旧・復興事業、工事を伴う公共事業以外の分野の復興事業等に係る費用は、これらの額の積算に含まれていない。財源は、日本郵政の株式売却による収入見込及び23年度の決算剰余金等を追加的に確保した（36～39ページ参照）。

c 事業規模及び財源の26年9月末現在の状況

25兆円フレームの事業規模及び財源の26年9月末現在の状況について、事業規模をみると、23年度から26年度までの事業費は計22.6兆円に達していて、25兆円フレームとの差額は2.4兆円程度となっている。財源をみると、26年9月末現在の復興特別税収の全体見込額は9.5兆円程度であり、歳出削減・税外収入等は10.1兆円が既に確保されている。なお、日本郵政の株式売却収入は、今後の財源として、26年9月末現在で4兆円が見込まれている（39、40ページ参照）。

(ウ) 原子力災害に対する国の復旧・復興への取組

国は、25年12月に福島復興の加速指針を閣議決定し、①「早期帰還支援と新生活支援の両面で福島を支える」、②「福島第一原発の事故収束に向けた取組を強化する」、③「国が前面に立って原子力災害からの福島の再生を加速する」の3項目を示し、福島の復興の加速に向けて各種取組を実施している。

また、国は、同年8月までに新たな避難指示区域（帰還困難区域、居住制限区域及び避難指示解除準備区域）への見直しを完了した。その後、26年4月1日に田村市、同年10月1日に川内村にそれぞれ設定していた避難指示解除準備区域における避難指示を解除するなどし、26年10月1日現在、10市町村に避難指示区域を設定している（40～45ページ参照）。

(2) 復興等の各種施策及び支援事業の実施状況

ア 東北3県における復旧・復興事業の実施状況

(ア) 東北3県に対する東日本大震災関係経費に係る国庫補助金等の交付等の状況

a 東日本大震災関係経費に係る国庫補助金等の交付等の状況

東北3県及び管内の127市町村に23年度から25年度までに交付等された国庫補助金等は、復興関連基金事業に充てられた国庫補助金等交付額1兆7881億余円、復興基金事業についての特別交付税交付額1650億円、復興交付金交付可能額1兆9662億余円、補助事業等に係る国庫補助金等交付額2兆5932億余円及び震災復興特別交付税交付額1兆6654億余円、計8兆1780億余円となっている。それぞれの交付額等が全体に占める割合は、補助事業等が31.7%、復興交付金事業が24.0%、復興関連基金事業が21.8%、震災復興特別交付税20.3%等となっている（46～48ページ参照）。

b 復興関連基金事業の実施状況

東北3県における復興関連基金事業21基金66事業のうち、復興に係る基金事業執行率等を区分して把握することが困難な基金を除いた18基金62事業をみると、国庫補助金等交付額は計1兆7080億余円、25年度末までの取崩額は計8710億余円、基金事業執行率は50.9%となっている。62事業の25年度末における執行状況をみると、基金事業執行率が100%となっている事業がある一方、1.1%となっている事業があるなど、事業により執行の状況に大きな差が見受けられた。

東北3県の基金事業の実施等の状況をみると、同種の復興事業や既存の事業等により代替可能であったことなどにより、基金事業の執行が低調となっているものが、①安心こども基金（保育所等の複合化・多機能化推進事業）（基金事業執行率は岩手県0%、福島県39.5%）及び②緊急雇用創出事業臨時特例基金（住まい対策拡充等支援事業分）で実施される事業のうち、被災生活保護受給者に対する生活再建サポート事業において見受けられた（基金事業執行率は岩手県6.8%、宮城県及び福島県0%）。また、基金事業の執行状況を的確に把握するなどして、経費の配分等を適切に行う必要があったと認められるものが、災害等廃棄物処理基金（災害等廃棄物処理基金事業）において見受けられた（環境省において宮城県の25年度事業に係る交付額の算定の際に控除していなかった額2億1607万余円）。さらに、基金事業が終了したものについて、使用見込みのない国庫補助金等が基金等に保有されていたものが、上記の災害等廃棄物処理基金（災害等廃棄物処理基金事業）において見受けられた（岩手県及び宮城県で26年7月時点において使用見込みのない額計36億5324万余円）（48～56ページ参照）。

c 復興交付金事業の交付可能額

東北3県及び管内の68市町村において復興庁から計9回にわたり通知を受けた復興交付金交付可能額は計2兆0192億余円となっていて、宮城県及び22市町が交付可能額全体の6割を占めている。また、基幹事業別にみると、災害公営住宅整備事業等、防災集団移転促進事業及び都市再生区画整理事業の3基幹事業に係る交付可能額が全体の6割以上を占めている。

復興交付金の交付可能額は復興庁が算定していることから、復興庁において算定が適正に行われているか検査したところ、復興庁が石巻市に対して行った第7回通知における復興交付金の交付可能額のうち、市街地復興効果促進事業の

国費配分額9億2005万余円について、積算を誤っていたため、交付可能額が2348万円過大となっている事態が見受けられた（57～72ページ参照）。

d 補助事業等の実施状況

23年度から25年度までの東北3県及び127市町村に対する国庫補助金等の交付決定額は、23年度1兆8539億余円、24年度7452億余円、25年度8793億余円、計3兆4786億余円となっており、岩手県計8890億余円、宮城県計1兆8737億余円、福島県計7157億余円となっている。

沿岸部、内陸部及び県事業・その他の区分ごとの交付決定額は、県事業・その他計1兆9855億余円、沿岸部計1兆3563億余円、内陸部計1368億余円となっていて、交付決定額の沿岸部の内陸部に対する比率は、年度ごとに規模の差が拡大している。また、福島県に対する交付決定額が岩手、宮城両県に比べて少なくなっているのは、避難指示区域内で除染等の措置が実施されている段階にあることなどによるものである。このため、福島県の避難指示区域の指定が解除等された後、各種補助事業等が増加することが見込まれる（73～79ページ参照）。

25年度末までの補助事業等の実施状況は、23年度補正予算により措置された補助事業等については、交付決定を受けた県及び125市町村で完了している。24年度復興特会予算により措置された補助事業等については、交付決定を受けた123市町村のうち88市町村で完了しており、補助事業執行率は91.8%となっている。また、25年度復興特会予算により措置された補助事業等については、交付決定を受けた124市町村のうち57市町村で完了しており、補助事業執行率は54.0%となっている（80～88ページ参照）。

所管別の補助事業の実施状況については、9府省庁が計138事業を実施しており、所管別の交付決定額は、環境省が1兆0221億余円と最も多額となっており、農林水産省が8788億余円、内閣府が6480億余円、国土交通省が3535億余円、経済産業省が2918億余円等となっている。また、所管別の補助事業執行率をみると、内閣府及び環境省が90%以上となっている一方、農林水産省、経済産業省及び国土交通省が70%前後にとどまっている（89～94ページ参照）。

(イ) 市街地・居住地復興のための各種制度の活用、事業の実施状況等

a 復興特別区域制度の活用状況

東北3県の復興推進計画をみると、26年9月末までに、東北3県及び管内の101市町村において作成された計96計画が認定を受けており、これらの計画の認定により14の特例の適用を受けることができるようになり、その延べ件数は103件、対象区域は延べ826市町村に達している。また、復興推進計画による特例は、時間の経過に伴って必要とする特例の内容が変化していた。

復興整備計画をみると、26年9月末までに、東北3県管内の32市町村が県と共同して同計画を作成していて、特区法に規定されている14の復興整備事業のうち6事業を記載し、各種の特例を受けることができるようにしている。

復興交付金事業計画をみると、東北3県管内の沿岸部の全37市町村及び内陸部の42市町村、計79市町村が復興交付金事業計画を作成し、復興庁に提出していた。また、復興交付金の交付を受けた東北3県及び管内の市町村における基金の造成及び取崩しの状況をみると、23年度から25年度までの各年度実施分の復興交付金は1兆3235億余円、25年度末までの取崩額は5075億余円（復興交付金基金事業執行率38.3%）となっていた（95～110ページ参照）。

b 市街地・居住地復興のための事業の実施状況等

復興庁が公表した26年9月末現在の工程表によれば、これまでに住まいの復興に係る4事業を実施している地区は延べ1,004地区あり、整備計画戸数は全体で45,021戸となっている。これを事業別にみると、主に民間住宅用の宅地を整備する漁業集落防災機能強化事業、都市再生区画整理事業及び防災集団移転促進事業の整備計画戸数はそれぞれ504戸（全体の1.1%）、9,958戸（同22.1%）、10,374戸（同23.0%）、計20,836戸（同46.2%）となっている一方、災害公営住宅整備事業等の整備計画戸数は24,185戸（同53.7%）となっている。これらの整備計画戸数を整備が完了する年度別にみると、合計45,021戸のうち集中復興期間の終了年度である27年度末までの整備計画戸数は28,324戸（同62.9%）となっており、残りの16,697戸（同37.0%）は、集中復興期間終了後の28年度以降に完了する見込みなどとなっている（112～115ページ参照）。

c 市街地・居住地復興のための事業に係る復興交付金交付可能額等

市街地・居住地復興のための事業に係る復興交付金交付可能額は、26年9月末現在、東北3県で計1兆2240億余円となっている。これを県別にみると、宮城県が7142億余円（全体の58.3%）と最も多額となっており、次いで岩手県が3669

億余円（同29.9%）、福島県が1428億余円（同11.6%）となっている。事業別にみると、整備計画戸数の多い災害公営住宅整備事業等が5411億余円と最も多額となっており、次いで高台等に住宅団地を整備する防災集団移転促進事業が4416億余円となっている（116～121ページ参照）。

d 住まいの復興に係る4事業の進捗状況

住まいの復興に係る4事業について、26年9月末現在の工程表を基に地区別の進捗状況をみると、漁業集落防災機能強化事業は37地区で実施されているが、このうち完了しているのは13地区（37地区の35.1%）であり、3地区（同8.1%）は集中復興期間終了後の28年度以降に完了する見込みとなっている。災害公営住宅整備事業等は584地区で実施されているが、このうち完了しているのは108地区（584地区の18.4%）であり、116地区（同19.8%）は28年度以降に完了する見込みとなっている。都市再生区画整理事業は50地区で実施されているが、このうち完了しているのは1地区（50地区の2.0%）であり、41地区（同82.0%）は28年度以降に完了する見込みとなっている。防災集団移転促進事業は333地区で実施されているが、このうち完了しているのは95地区（333地区の28.5%）であり、37地区（同11.1%）は28年度以降に完了する見込みとなっている（121～133ページ参照）。

e 住まいの復興に係る4事業の整備計画戸数の増減状況

24年12月末現在の工程表及び26年9月末現在の工程表を基に、東北3県の整備計画戸数の増減をみたところ、合計戸数は51,816戸から45,021戸へと6,795戸減少（増減率マイナス13.1%）していた。この状況について、事業を実施する市町村の状況を把握している岩手県、宮城県、復興庁等によれば、(i)市町村が実施する住民に対する意向調査の結果、住民の意向が変化したり、明確になってきたりしたこと、(ii)事業の実施を予定していた一部の地区において避難路等を設けたり、道路を盛土して二重堤としたりして、安全対策を講ずることにより、高台へ移転する必要がなくなったことなどによるとしている（133～136ページ参照）。

f 住宅再建・復興まちづくりの加速化措置の活用状況等

住まいの復興に係る4事業の課題に対して講じられた加速化措置の活用状況をみると、所有者不明の土地が多数あるなどして時間を要している用地の取得に

については、司法書士、補償コンサルタント等の活用や移転先団地の変更の際の
手続の簡素化等の措置が、資材・作業員の不足や単価の上昇等に対しては、標
準建設費の二度にわたる引上げ等が活用又は適用されていた。

また、各市町村において必要とする職員の充足状況等をみると、26年10月1日
現在、東北3県の50市町村が必要としている職員数計2,666人に対して充足され
た職員数は計2,368人（88.8%）となっており、充足された職員が従事する業務
をみると、一般事務系では92.5%、技術系では84.9%が充足されていた（141～
148ページ参照）。

イ 国庫補助金により設置造成等された基金の取崩等の状況

復興関連基金事業112事業に係る国庫補助金等交付額は計3兆6709億余円であり、
既存の基金事業等と復興関連基金事業とを区分して経理していない8事業及び26年8
月末までに基金団体から国庫補助金等交付額の全額が国庫に返納された2事業の計1
0事業を除いた計102事業の国庫補助金等交付額は計3兆4013億余円、25年度末までの
取崩額は計1兆3785億余円、基金事業執行率は40.5%となっている。

復興関連基金事業112事業に係る国庫補助金等の国への返納実績をみると、26年8
月末までに35事業で1652億余円となっている。このうち、復興特会の歳入への計上
についてみると、復興特会に帰属することとなっているのに、復興特会の歳入に収
納されていなかったものが見受けられた（2事業で計3億9400万余円）（150～166ペー
ジ参照）。

東北3県を除く17都県における復興関連基金事業は、9基金18事業であり、このう
ち、既存の基金事業と復興関連基金事業とを区分して経理していないため、執行状
況を把握できない基金事業を除いた7基金16事業をみると、国庫補助金等交付額は計
1122億余円、25年度末までの取崩額は計741億余円、基金事業執行率は66.0%、25年
度末までの国庫返納額（国庫補助金等相当額）は197億余円、25年度末に保有してい
る国庫補助金等相当額は183億余円となっている。16事業の25年度末における執行状
況をみると、基金事業執行率が100%となっている事業がある一方、1.7%となっ
ている事業があるなど、事業により執行の状況に大きな差が見受けられる。

そこで、17都県における復興関連基金事業の実施状況についてみると、事業の対
象となる被災者がほとんどいないことなどのため、今後の実施が見込めないものが、
緊急雇用創出事業臨時特例基金（住まい対策拡充等支援事業分）で実施される4事業

で見受けられた（4事業で計11億2583万余円）。また、基金の使途が被災者に対する事業に限定されていなかったものが、緊急雇用創出事業臨時特例基金（住まい対策拡充等支援事業分）で実施される事業のうち、相談体制整備事業において見受けられた（1事業で26年度に被災者に限定しないまま使用されることが見込まれていた額1億7847万余円）（167～175ページ参照）。

ウ 原子力災害からの復興再生

(ア) 原子力災害関係の事業の実施状況

25年度に実施される原子力災害関係の事業に係る予算現額は計1兆1629億余円で、除染等の事業が84.5%を占め、福島復興事業が11.7%を占めている（177～179ページ参照）。

(イ) 除染等の事業の実施状況

a 汚染土壌等の除染の実施状況

福島県管内の11市町村の除染特別地域における特別地域内計画に基づく除染等の措置の進捗状況をみると、26年9月末現在、檜葉町、大熊町、田村市及び川内村は、帰還困難区域を除き除染等の措置を終了しているが、その他の市町村は、25年度末までとしていた当初の目標から遅れるなどしており、各特別地域内計画の終了時期までに終了するよう事業を実施している。

また、汚染状況重点調査地域に指定された福島県等8県管内の100市町村のうち、除染実施計画を策定している94市町村における除染等の措置の進捗状況をみると、26年9月末現在、福島県管内の36市町村では除染等の措置を完了した市町村はなく、その他の7県管内の58市町村のうち、現在も事業を実施しているのは15市町村となっている（180～188ページ参照）。

b 汚染廃棄物処理事業の実施状況

福島県管内の11市町村における対策地域内廃棄物の処理の進捗状況をみると、25年度末までに処理施設等への搬入を目指すとした当初の処理計画から遅れ、26年9月末現在、帰還の妨げとなる廃棄物の撤去、仮置場への搬入を南相馬市（一部を除く。）、大熊町、檜葉町及び川内村は完了し、田村市は仮置場を設置せず直接既存の処理施設等へ搬入することを予定しており、その他の6町村は改定された処理計画どおり完了するよう事業を実施している。

また、指定廃棄物の数量は、26年9月末現在、岩手県等12都県で約15万 t とな

っており、処理施設等の確保が進まないことから、その全量が地方公共団体や委託を受けた民間事業者等が所有する焼却施設等において保管されており、国が必要な最終処分場を確保することとした宮城県等5県における処理施設等の確保に係る進捗状況をみると、同月末現在においても候補地を選定している段階である（189～194ページ参照）。

c 中間貯蔵施設事業の実施状況

中間貯蔵工程表では、26年3月末までに用地取得等が完了する予定であったが、同年9月末現在においても基本設計・実施設計、環境影響調査等の段階にあり、大幅に計画から遅延している（195～197ページ参照）。

(ウ) 福島復興事業の実施状況

生活拠点形成事業について、福島県は、復興公営住宅の整備計画における全体戸数4,890戸のうちおおむね3,700戸について27年度までの入居を目指すとしていたが、26年8月に、27年度末までに完成するのは約2,100戸になるとの見通しを公表している。団地等ごとの進捗状況をみると、26年9月末現在、27年度末までの完成予定は1,170戸（入居開始23戸を含む。）となっており、整備計画から遅延している。

福島定住事業は、福島県内の中通り地域を中心に、原子力災害の影響により多くの子育て世帯が避難をしている25市町村で実施されている。また、帰還・再生事業は、除染等の措置や避難指示区域の見直しが遅れたことなどから、多額の繰越し及び不用が生じている（197～206ページ参照）。

エ 復旧・復興事業に係る予算の執行状況

復旧・復興予算における歳出予算額は、23年度1次補正で計4兆0153億余円、23年度2次補正計で1兆8106億余円、23年度3次補正で計9兆0095億余円、23年度合計14兆8354億余円、24年度復興特会予算で計4兆9706億余円、25年度復興特会予算で計5兆3023億余円であり、3か年度の合計は25兆1085億余円となっている。

23年度予算及び24、25両年度の復興特会予算の執行状況は、予算現額計25兆1009億余円に対して、支出済額計20兆1211億余円（執行率80.1%）、繰越額計1兆9604億余円（繰越率7.8%）、不用額計3兆0192億余円（不用率12.0%）となっている。このうち、23年度予算は、予算現額計14兆8243億余円について、支出済額計12兆5622億余円（執行率84.7%）、不用額計2兆2621億余円（不用率15.2%）で全額の執行を終

えている（207～211ページ参照）。

(ア) 23年度復旧・復興予算の25年度末までの執行状況

23年度復旧・復興予算では、被災した公共土木施設、公立学校施設、介護関係施設、医療施設、社会教育施設等の災害復旧事業や、放射性物質汚染廃棄物処理事業等に係る経費項目で、累計執行率が50%台にとどまっている。23年度3次補正により実施されている事業のうち復興施策等との関連が明確にある事業の累計不用率は、「5 復興施策」23.6%、「6 原子力災害からの復興」58.3%となっている（211～216ページ参照）。

(イ) 24、25両年度の復興特会予算の25年度末までの執行状況

24年度繰越分計1兆6362億余円の25年度の執行状況は、支出済額計1兆1975億余円、26年度への事故繰越額計1841億余円、不用額計2545億余円となっている。25年度復興特会予算計5兆3023億余円の執行状況は、支出済額計3兆2092億余円、繰越額計1兆7762億余円、不用額計3168億余円となっている。これらのうち復興施策等との関連が明確にある事業の累計執行率は、「5 復興施策」73.6%、「6 原子力災害からの復興」54.4%となっている（216～222ページ参照）。

(ウ) 事業別の執行状況

24年度事故繰越分の事業数及び事故繰越額は、計46件、計1841億余円となっていて、24年度復興特会予算の予算現額計4兆9742億余円に対する事故繰越率は3.7%となっている。事故繰越事由は、事業数では「地元住民等調整」が、事故繰越額では「自然災害」が最も多くなっている（222、223ページ参照）。

25年度繰越分の事業数及び繰越額は、計112件、計1兆7762億余円となっていて、25年度復興特会予算の予算現額5兆3023億余円に対する繰越率は33.4%となっている。繰越事由は、事業数、繰越額ともに「計画に関する諸条件」が最も多くなっている（224～226ページ参照）。

25年度末に不用が生じている事業の事業数及び不用額は、23年度事故繰越分97件、計1203億余円、24年度繰越分107件、計2545億余円、25年度復興特会予算283件、計3168億余円で、合計487件、6917億余円となっている。また、市街地・居住地復興のための事業等の進捗が、他の事業の進捗に影響を及ぼしている状況となっている地区が見受けられた（226～229ページ参照）。

震災復興特別交付税に係る経費の23年度の一般会計及び24、25両年度の復興特

会における3か年の執行率は99.0%と極めて高くなっている。一方、当該経費の繰入先の交付税特会における3か年の執行率は71.6%となっているが、年度別では、23年度48.8%、24年度50.2%、25年度38.0%と低くなっている（229～232ページ参照）。

(エ) 実施方法別の執行状況

23年度事故繰越分、24年度繰越分及び25年度復興特会予算により実施された復旧・復興事業について、実施方法別に25年度の執行状況をみると、補助事業では、事業主体が特定被災自治体であり、限られた人員で膨大な事業を実施していること、実施している復旧・復興事業の多くが、関係機関との調整や地域住民との協議、調整等に日数を要することなどが、執行率が低くなる要因となっている（232、233ページ参照）。

オ 復旧・復興事業の財源等の状況

(ア) 復旧・復興事業の歳入予算及び歳入実績の状況

各年度の収納済歳入額等の決算額に基づく財源の確保等の状況をみると、23年度は、復興公債金11兆2499億余円、歳出予算の既定経費の減額3兆8643億余円等により収納済歳入額等が計14兆4733億余円となり、復興公債金を除いた財源は計3兆2233億余円となっている。24年度は、収納済歳入額計5兆0222億余円のうち、復興公債金2兆3032億余円及び一般会計より受入1兆9999億余円が大部分を占め、復興公債金を除いた財源は計2兆7189億余円となっている。25年度は、収納済歳入額計6兆7703億余円のうち、一般会計より受入3兆1769億余円、前年度剰余金受入1兆8700億余円及び復興特別法人税1兆2043億余円が大部分を占めていて、復興公債金による歳入は0円となっている。（235～238ページ参照）。

(イ) 復興債の発行及び償還の状況

復興債の発行計画額及び発行実績額をみると、25年度は、25年度当初予算に復興債の発行による収入として1兆9026億円が計上されていたが、復興特別税収等により必要な事業費が賄われたため、新規に復興債は発行されなかった（238～240ページ参照）。

国債整理特会の収支に基づく復興債の償還に係る資金の流れをみると、24年度は、歳入実績が計5兆5477億余円、歳出実績が復興債整理支出の計上額5兆0653億余円で、歳入歳出の差額4824億余円が、剰余金として全額25年度へ繰り越されて

いる。復興借換債の発行による収入は2兆5130億余円で、復興債償還費の半額程度である。25年度は、8650億余円が償還財源として復興特会から国債整理特会に繰り入れられている。復興債償還費4兆5226億余円に対して、復興借換債の発行による収入は2兆4930億余円である（240～244ページ参照）。

23年度から25年度までの復興債の年度末現在額は、23年度末現在額11兆2574億余円、24年度末現在額11兆0437億余円、25年度末現在額9兆0135億余円となっている（244、245ページ参照）。

復興財源確保法に規定されている償還財源のうち、政府保有株式についてみると、国有財産台帳等に記載されている25年度末の価格は、東京地下鉄の株式が2380億余円、J Tの株式が2兆1600億余円、エネルギー対策特別会計保有分が6702億余円、日本郵政の株式が8兆5687億余円で、計11兆6371億余円となっている（245、246ページ参照）。

(ウ) 除染等の事業等に係る費用及び東京電力の負担の状況

特措法等4事業について、23年度から25年度までの支出済額等をみると、支出済額計9686億余円（事業実施済額計6716億余円）のうち、除染等の事業に係る分が計7535億余円（同計4796億余円、確定額2030億余円）となっている。

23年度から25年度までに実施された特措法等4事業に係る費用について、26年10月末現在の求償額は計1386億余円であり、このうち除染等の事業に係る分が1250億余円となっている。求償額を年度別にみると、24年度計149億余円、25年度計528億余円、26年度計708億余円と増加している。また、26年10月末現在の東京電力の支払額は計930億余円（支払率67.1%）であり、このうち除染等の事業に係る分が計828億余円（同66.2%）となっている。支払額を求償の年度別にみると、24年度計114億余円（同76.6%）、25年度計309億余円（同58.4%）、26年度計507億余円（同71.6%）となっている（246～251ページ参照）。

2 所見

会計検査院は、24年次及び25年次に引き続き、東日本大震災からの復旧・復興に対する事業について検査を実施した。

国及び地方公共団体は、引き続き全力を挙げて復旧・復興に取り組んでいるところであるが、東日本大震災発生後3年11か月を経過した今もなお、数多くの住民は応急仮設住宅や避難先での不自由で困難な生活を余儀なくされており、被災地の社会経済の再生や

生活の再建には復旧・復興事業の進捗の遅れや地域の人口減少等、数多くの課題があり、これらを解決するには多くの困難がある。

このため、復旧・復興のための施策は、被災地に暮らす住民の声に配慮して迅速かつ円滑に実施する必要がある。復興庁及び関係府省等は連携して、国及び地方公共団体が行う施策が基本理念に即し、更なる復旧・復興の進展につながるよう、今後、次の点に留意して、復興施策の推進及び支援に適切に取り組む必要がある。

ア 復旧・復興事業の実施については、進捗している事業が多くある一方、事業完了までに時間を要しているものが多く見受けられることから、国は、被災地の一刻も早い復旧・復興を目指す観点から復興需要が高まる期間として位置付けた27年度末までの集中復興期間において、国庫補助事業等の各種復旧・復興事業が東北3県等の地方公共団体において円滑かつ迅速に実施できるよう、事業の実施状況や復興の進捗に課題となっている事項を把握するとともに、集中復興期間後も被災地の復旧・復興を図るため引き続き支援し、被災者の生活の再建が迅速に行われるよう努めること

イ 東北3県及び管内の市町村では、多数多額の市街地・居住地復興のための事業を実施するなどしていることから、国は、復興特別区域制度がより一層活用されるよう、また、復興交付金等により実施する各種事業が加速化されるよう、引き続き、地方公共団体と十分な意見交換を行いつつ、情報提供、助言その他必要な協力を行い、迅速かつ着実な復興の支援に努めること

ウ 復興関連基金事業において、国は、今後も基金団体と十分連携し、適切かつ有効に事業が実施されるよう努めるとともに、基金の執行や基金規模は適切かなどの検証を行い、基金団体に今後の使用が見込めない余剰金等が生じている場合には、これを国庫に返納することを要請するなど、資金を適切かつ有効に活用するよう努めること

エ 原子力災害からの復興再生について、国は、引き続き除染等の事業の早期の完了を目指すとともに、現在も多くの住民が避難生活を送っている福島県については、住民の意向を踏まえるなどして、長期避難者支援等の事業の円滑かつ迅速な実施に努めること

オ 復旧・復興事業は、今後とも多額の経費が見込まれることから、国は、各種事業が有効かつ効率的に実施されるよう努めるとともに、復興財源が復興特別税等により確保されていることなどから、引き続き国民負担の増大を抑制しつつ、必要な財源の確保に努めること

会計検査院は、東日本大震災からの復興に向けた確実な歩みがなされている一方、事業の遅れなど、課題も見受けられていることから、避難者等に対する支援等の状況、各種復興事業の実施状況、原子力災害からの復興再生の状況等を分析して報告した。会計検査院としては、各府省庁や特定被災自治体が、一体となって復興基本方針や復興計画等に基づき被災地域の復旧・復興及び被災者の暮らしの再生のための施策等を継続して実施していることから、引き続き東北3県の被災の状況、集中復興期間における復興事業の実施状況等について検査を実施して、その結果については取りまとめが出来次第報告することとする。